世界遺産
北海道・北東北の縄文遺跡群
包括的保存管理計画

令和４（２０２２）年５月

縄文遺跡群世界遺産本部

北海道、青森県、岩手県、秋田県
函館市・千歳市・伊達市・森町・洞爺湖町・青森市・弘前市・
八戸市・つがる市・外ヶ浜町・七戸町・一戸町・鹿角市・北秋田市

北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画（本冊）

目　次

第１章　目的と経緯

１　目的……1
２　計画策定の経緯……1
３　計画の位置付け……2
４　計画の構成……5

第２章　資産の価値

１　資産の顕著な普遍的価値……6
２　勧告への対応……9
３　構成資産……9
（１）構成資産の一覧……9
（２）各構成資産の概要……30

第３章　資産の現状

１　資産及び緩衝地帯に共通する現状と課題……47
（１）開発圧力……47
（２）環境変化……48
（３）自然災害……49
（４）来訪者圧力……51
（５）地域社会……52
２　各構成資産の状況　……53

第４章　基本方針

１　包括的保存管理計画の基本的な考え方……70
２　基本方針……71
（１）資産の適切な保存・管理……71
（２）緩衝地帯の保全……71
（３）公開・活用の推進……71

（４）体制の整備と運営……71
（５）経過観察の実施 ……71
（６）地域社会との連携・協働……71

第５章　資産の保存・管理

１　資産共通の保存・管理の方針……72
２　資産の保存・管理の方法……72
（１）共通事項 ……72
（２）各構成資産 ……75
３　学術調査研究の継続……92
（１）資産の調査研究 ……92
（２）調査研究体制の充実……92
（３）構成資産に関連する文化財の調査研究 ……92
４　縄文世界遺産センター（仮称）の整備 ……92

第６章　緩衝地帯の保全

１　緩衝地帯の保全の方向性……93
（１）緩衝地帯設定の考え方……93
（２）保全の方法 ……93
２　緩衝地帯の設定方針……93
３　保全の方法 ……95
（１）共通事項……95
（２）各構成資産 ……97
４　周辺住民の生活との調和…… 119

第７章　遺産影響評価の実施

１　資産共通の方針 …… 135
２　遺産影響評価の手順…… 135
３　遺産影響評価の方法…… 137
（１）遺産影響評価の方法…… 137
（２）遺産影響評価の対象事業…… 137
（３）詳細分析の要否 …… 137
（４）詳細分析の実施 …… 137
（５）詳細分析結果に基づいた評価 …… 138
（６）遺産影響評価報告書の作成 …… 138

第８章　公開・活用の推進

1　資産共通の方針 …… 139
2　具体的な方策 …… 139
（1）構成資産の一体性や特性を踏まえた顕著な普遍的価値の総合的な発信 …… 139
（2）国内外からの来訪者受入体制の整備 …… 142
（3）地域住民・民間団体等との連携・協働による公開・活用の持続的な推進 …… 143
3　来訪者管理 …… 151
（1）来訪者管理の望ましい姿（目標） …… 151
（2）来訪者管理対策 …… 151
（3）来訪者管理の方向性 …… 152
4　地下遺構の公開及び情報提供 …… 153
（1）共通方針 …… 153
（2）遺構の露出展示の共通方針 …… 154
（3）立体表示の共通方針 …… 155
（4）植生環境整備の共通方針 …… 157
（5）デジタル技術を用いた遺跡空間表現の展示の共通方針 …… 159

第９章　体制の整備と運営

1　資産共通の方針 …… 160
2　方法 …… 160
（1）関係行政機関の連携 …… 160
（2）地域住民との連携・協働 …… 177
（3）持続的な管理・運営のための定期的確認 …… 177

第10章　経過観察の実施

1　資産共通の方針 …… 180
2　資産の経過観察のための行政上の体制 …… 183

第11章　包括的保存管理計画の実施

1　包括的保存管理計画の実施プロセス …… 185
（1）施策の立案・実施 …… 185
（2）行動計画の策定 …… 185
2　包括的保存管理計画の見直し …… 185

資料１　イコモス勧告 …… 186
資料２　世界遺産委員会決議…… 214

分冊１　各構成資産の緩衝地帯設定基準
分冊２　各構成資産の法規制図
分冊３　各構成資産の視点場位置図
分冊４　各構成資産における来訪者施設及び公開活用施設位置図

第１章　目的と経緯

1　目的

世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」（正式名称：Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan）は、紀元前13,000年頃から紀元前400年頃にかけて、北東アジアにおいて発展した採集・漁労・狩猟を基盤とした定住の開始、発展、成熟の過程を示し、農耕社会以前の先史時代の人々の生活の在り方と精緻で複雑な精神文化を示す物証として、令和3年7月27日に開催された第44回世界遺産委員会拡大会合において世界遺産一覧表に記載された。

本資産は、北海道、青森県、岩手県及び秋田県に所在する17の考古遺跡（大平山元遺跡、垣ノ島遺跡、北黄金貝塚、田小屋野貝塚、二ツ森貝塚、三内丸山遺跡、大船遺跡、御所野遺跡、入江貝塚、小牧野遺跡、伊勢堂岱遺跡、大湯環状列石、キウス周堤墓群、大森勝山遺跡、高砂貝塚、亀ヶ岡石器時代遺跡、是川石器時代遺跡）から構成されている。

本資産の顕著な普遍的価値を次世代に継承していくためには、資産範囲のみならず、17の構成資産の周辺環境も含む資産全体を一体的に保存・管理するための方針や方法、推進体制等を明確にすることが必要である。

また、国際教育科学文化機関（ユネスコ）が求める世界遺産の保護水準を持続的に担保するとともに、地域住民の生活との調和にも配慮しながら、具体的な戦略を立てることも必要である。

このため、北海道、青森県、岩手県及び秋田県並びに構成資産を所管する地方公共団体で構成する「縄文遺跡群世界遺産本部」（令和4年4月1日設置）では、関係者相互の共通認識の下、包括的保存管理計画（以下、「本計画」という。）に基づいて資産の万全な保存・管理を図る。

2　計画策定の経緯

包括的保存管理計画は、資産及び緩衝地帯の保全の根拠となる各法令・制度等との整合性を図りながら、世界遺産への推薦にあたって必要とされる資産全体の保存・管理及び整備・活用に関する方針と具体的内容を示したものである。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けて、北海道、青森県、岩手県及び秋田県並びに構成資産を所管する地方公共団体で構成する「縄文遺跡群世界遺産登録推進本部」では、学識経験者によって構成される「縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会」及び文化庁の指導・助言の下、協議を経て令和元年12月に本計画を策定した。令和2年1月には、世界遺産一覧表記載のための推薦書の付属資料として、本計画をユネスコ世界遺産センターに提出した。

令和3年7月27日に開催された第44回世界遺産委員会拡大会合において、「北海道・北東北

の縄文遺跡群」が世界遺産一覧表への記載が決議されたことから、その決議内容や関係地方公共団体による景観保全等の具体の取組みを踏まえて改訂を行い、縄文遺跡群の包括的な保存管理体制として設置した「縄文遺跡群世界遺産本部」における協議を経て、令和４年５月に本計画の改定版を策定した。

3　計画の位置付け

本計画と各法令・制度等との関係は、図1-001に示すとおりである。
また、各構成資産の保存活用計画及び整備計画の名称は、表1-001に示すとおりである。

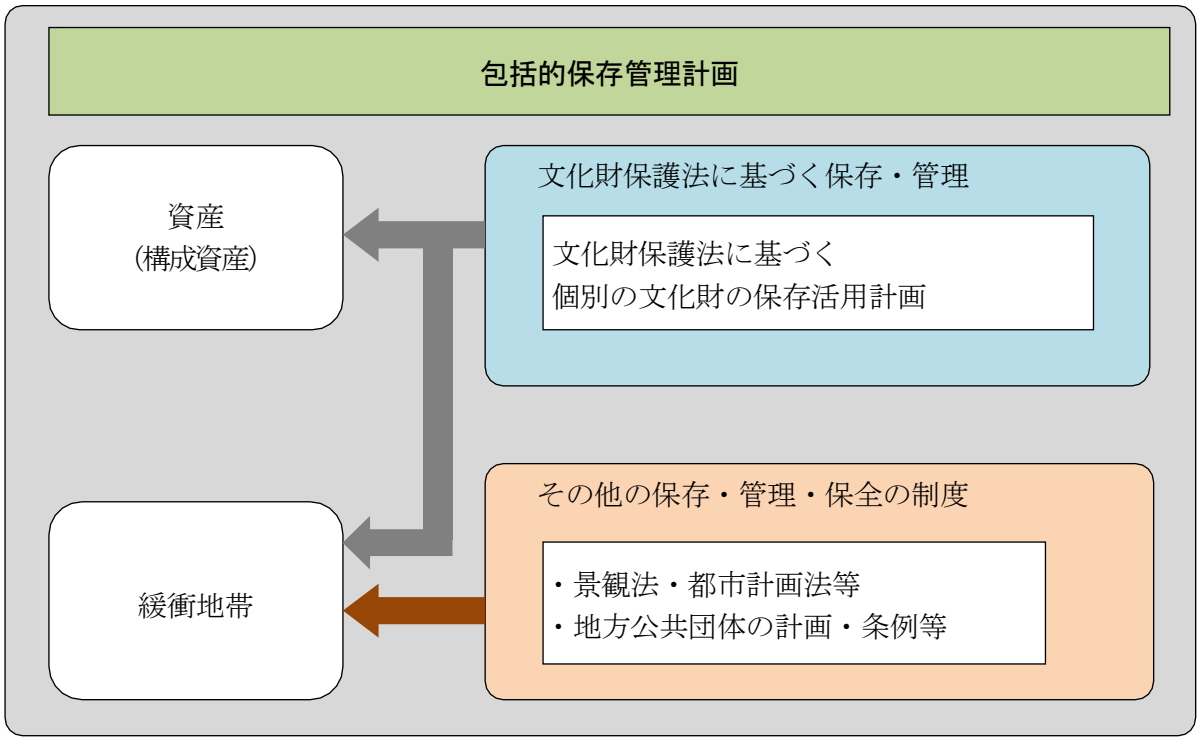


図1-001　包括的保存管理計画と法令・制度等との関係

表1-001　各構成資産の保存活用計画及び整備計画

構成資産名	計画名称	主体	策定年等
001 大平山元遺跡	史跡大平山元遺跡保存管理計画書	外ヶ浜町	2016年３月策定
	史跡大平山元遺跡整備基本構想	外ヶ浜町	2017年３月策定
	史跡大平山元遺跡整備基本計画	外ヶ浜町	2018年３月策定
002 垣ノ島遺跡	函館市南茅部縄文遺跡群整備構想	函館市	2006年３月策定
	史跡垣ノ島遺跡保存管理計画（改訂版）	函館市	2016年３月策定
	史跡垣ノ島遺跡保存整備基本計画	函館市	2016年11月策定
003 北黄金貝塚	史跡北黄金貝塚保存管理計画	伊達市	2015年７月策定
004 田小屋野貝塚	史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存管理計画書	つがる市	2009年３月策定
	史跡田小屋野貝塚保存管理計画（補足）	つがる市	2012年12月策定
	つがる市縄文遺跡群整備基本構想	つがる市	2014年３月策定
	（仮称）亀ヶ岡館基本構想書	つがる市	2014年３月策定
	史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存活用計画	つがる市	2021年３月策定
005 二ツ森貝塚	史跡二ツ森貝塚保存活用計画書	七戸町	2016年５月策定
	史跡二ツ森貝塚整備基本構想及び整備基本計画	七戸町	2018年３月策定
006 三内丸山遺跡	青森県総合運動公園遺跡ゾーン整備基本計画	青森県	1998年３月策定
	特別史跡三内丸山遺跡保存管理計画書	青森県	2016年３月策定
	特別史跡三内丸山遺跡整備計画	青森県	2020年３月策定
007 大船遺跡	国指定史跡大船遺跡整備・活用基本計画	函館市	2002年12月策定
	函館市南茅部縄文遺跡群整備構想	函館市	2006年３月策定
	史跡大船遺跡復元整備基本計画	函館市	2006年10月策定
	史跡大船遺跡保存管理計画（改訂版）	函館市	2016年３月策定
008 御所野遺跡	御所野遺跡整備基本構想	一戸町	1995年２月策定
	御所野遺跡整備基本計画書	一戸町	1996年８月策定
	御所野遺跡植生復元整備計画書	一戸町	2010年３月策定
	史跡御所野遺跡保存管理計画	一戸町	2013年３月策定
009 入江貝塚	史跡入江・高砂貝塚整備基本計画書	洞爺湖町	2015年４月策定
	史跡入江・高砂貝塚保存管理計画書	洞爺湖町	2015年９月策定
010 小牧野遺跡	史跡小牧野遺跡整備基本計画	青森市	2000年３月策定
	史跡小牧野遺跡保存管理計画	青森市	2012年３月策定
			2017年２月改訂

構成資産名	計画名称	主体	策定年等
011 伊勢堂岱遺跡	史跡伊勢堂岱遺跡整備基本構想	北秋田市	2003年３月策定
	史跡伊勢堂岱遺跡整備基本計画	北秋田市	2007年３月策定
	北秋田市歴史文化基本構想	北秋田市	2011年３月策定
	史跡伊勢堂岱遺跡保存管理計画	北秋田市	2016年３月策定
	史跡伊勢堂岱遺跡保存管理計画	北秋田市	2019年３月策定
012 大湯環状列石	特別史跡大湯環状列石保存管理計画書	鹿角市	1978年３月策定
	特別史跡大湯環状列石環境整備基本構想	鹿角市	1992年３月策定
	特別史跡大湯環状列石環境整備基本計画	鹿角市	1995年２月策定
	特別史跡大湯環状列石環境整備基本設計説明書	鹿角市	1998年３月策定
	特別史跡大湯環状列石第二次境整備基本計画	鹿角市	2005年１月策定
	特別史跡大湯環状列石第三次環境整備基本計画	鹿角市	2009年２月策定
	特別史跡大湯環状列石第四次環境整備基本計画	鹿角市	2014年３月改訂
013 キウス周堤墓群	国指定史跡キウス周堤墓群保存管理計画	千歳市	2016年１月策定
	史跡キウス周堤墓群保存活用計画	千歳市	2020年８月策定
	史跡キウス周堤墓群整備基本計画	千歳市	2021年12月策定
014 大森勝山遺跡	史跡大森勝山遺跡保存管理計画策定報告書	弘前市	2015年３月策定
	史跡大森勝山遺跡整備計画策定報告書	弘前市	2016年３月策定
015 高砂貝塚	史跡入江・高砂貝塚整備基本計画書	洞爺湖町	2015年４月策定
	史跡入江・高砂貝塚保存管理計画書	洞爺湖町	2015年９月策定
016 亀ヶ岡石器時代遺跡	史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存管理計画書	つがる市	2009年３月策定
	史跡亀ヶ岡石器時代遺跡保存管理計画（補足）	つがる市	2012年12月策定
	つがる市縄文遺跡群整備基本構想	つがる市	2014年３月策定
	（仮称）亀ヶ岡館基本構想書	つがる市	2014年３月策定
	史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存活用計画	つがる市	2021年３月策定
017 是川石器時代遺跡	史跡是川石器時代遺跡保存活用計画	八戸市	2016年３月策定
	史跡是川石器時代遺跡第１期整備基本計画	八戸市	2018年３月策定

4　計画の構成

本計画の構成は、図1-002のとおりである。

第１章では、計画策定の目的と経緯、計画の構成を示す。

第２章では、資産の顕著な普遍的価値、評価基準、各構成資産の概要を示す。

第３章では、資産と緩衝地帯に影響を及ぼす諸条件の現状と課題、対応について示す。

第４章では、第２章及び第３章を踏まえ、本計画における基本的な考え方と６つの基本方針を示し、第５章以下の各章で、この基本方針に沿った内容を示す。

第５章では、構成資産の保存・管理に関する方針と方法を示す。

第６章では、緩衝地帯の設定方針と法による規制の内容を示す。

第７章では、遺産影響評価の方針、手順、方法を示す。

第８章では、公開・活用の推進について、方針と具体的方策を示す。

第９章では、本計画に沿って適切に資産及び緩衝地帯を保全するための保存管理体制について示す。

第10章では、経過観察（モニタリング）の実施について、その指標、周期、主体等を示す。

第11章では、包括的保存管理計画の実施について、その実施プロセス、見直し等を示す。

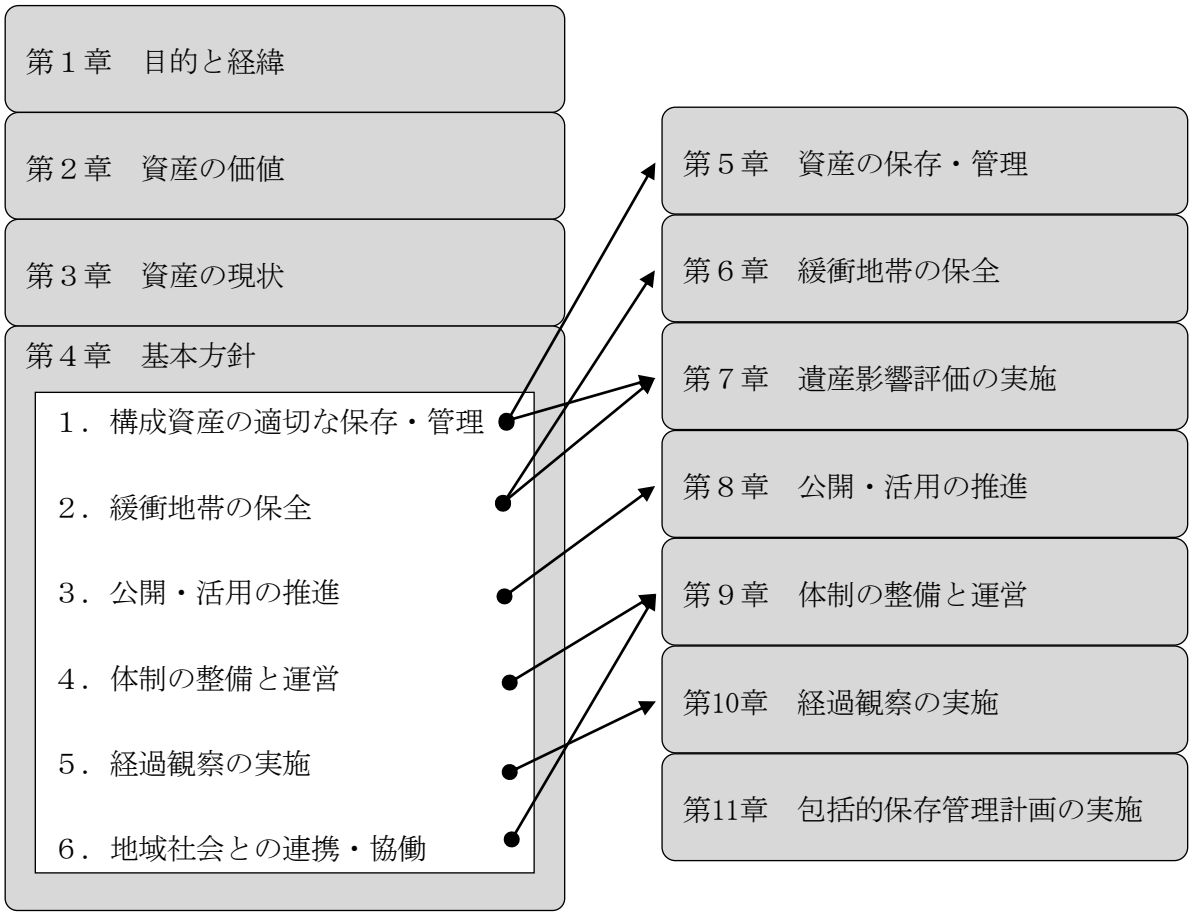


図1-002　包括的保存管理計画の構成

第２章　資産の価値

１　資産の顕著な普遍的価値

令和3年7月27日に開催された第44回世界遺産委員会拡大会合の決議内容に基づく顕著な普遍的価値については以下のとおりである。

決議44 COM 8B.37

世界遺産委員会は、

1. 文書 WHC/21/44.COM/8B 及び WHC/21/44.COM/INF.8B1 を審議し、
2. 北海道・北東北の縄文遺跡群（正式名称：Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan）を評価基準(iii)及び（ｖ）の下に世界遺産一覧表に記載することとし、
3. 以下の通り、顕著な普遍的価値の言明を採択する。

概要

北海道・北東北の縄文遺跡群は、先史時代の人々の農耕社会以前の生活の在り方と複雑な精神性を示す17の考古遺跡から構成されている。北海道南部及び津軽海峡を挟んだ東北地域に所在するこのシリアルプロパティは、紀元前13,000年から紀元前400年までの間に、北東アジアで発展した狩猟・漁労・採集社会による定住の開始、発展、成熟を示している。一連の集落、墓地、祭祀場、環状列石及び周堤墓群は、山地、丘陵、平地、低地、内湾、湖、水量豊富な河川等の多様な地理的環境に立地している。

日本北部のこの地域は、豊富な堅果類を特徴とする落葉広葉樹林や、沖合で暖流と寒流が交差することにより形成された理想的な漁労条件等、豊かな森林・水産資源に恵まれた。縄文人は1万年以上にわたって農耕社会に移行することなく、気候の温暖化や寒冷化及びそれに伴う海進・海退といった環境の変化に適応しながら、狩猟・漁労・採集を基盤とした生活を継続した。

縄文人は約15,000年前に定住生活を開始した。このことは、まず土器の使用によって示唆され、その後、より恒久的な居住地や祭祀場を形成したり、近隣の資源を通年にわたって利用するようになったりしたことによって示される。すでに定住生活のごく初期の段階から、縄文人は複雑な精神文化を発展させていた。彼らは墓を作ったり、また、恐らく祭祀・儀礼のために使われた捨て場や盛土、環状列石を創造したりして、世代間、集落間で社会的なつながりを確認した。

評価基準（iii）

北海道・北東北の縄文遺跡群は、1万年以上もの長期間継続した狩猟・漁労・採集を基盤とした、世界的にも稀な定住社会と、足形付土版、有名な遮光器土偶等の考古遺物や墓、捨て場、盛土、環状列石等の考古遺構で明らかなように、そこで育まれた精緻で複雑な精神文

化を伝える類まれな物証である。

評価基準（v）

北海道・北東北の縄文遺跡群は、定住の開始からその後の発展、最終的な成熟に至るまでの、集落の定住の在り方と土地利用の顕著な見本である。縄文人は農耕社会に見られるように土地を大きく改変することなく、変化する気候に適応することで永続的な狩猟・漁労・採集の生活の在り方を維持した。食料を安定的に確保するため、サケが遡上し、捕獲できる河川の近くや汽水性の貝類を得やすい干潟近く、あるいはブナやクリの群生地など、集落の選地には多様性が見られた。それぞれの立地に応じて食料を獲得するための技術や道具類も発達した。

完全性

このシリアルプロパティの完全性は、日本北部の古代縄文文化の文化的特徴と遺跡の種類を例示する考古遺構に基づいている。資産は定住の開始と、住居と墓地の分離を示す遺跡、温暖な海進期の集落施設の多様性を示す遺跡や、祭祀場を持つ拠点集落、環状列石、墓地、集落により定住の成熟を示す遺跡等から構成されている。また、遺跡には環境との相互作用もある程度含まれている。シリアルプロパティの構成資産の範囲は個々で適切であり、全体においても集落、儀礼の場や、立地や環境を示す土地形態や遺跡等の全ての重要な考古遺構が含まれている。シリアルプロパティは法によって保護されており、自然災害若しくは大規模開発による負の影響を受けていない。しかしながら、構成資産への眺望、または構成資産からの眺望、若しくはその両方に影響を与えている「不適格」要素と呼ばれる現代の工作物が存在している。遮蔽植栽などの影響緩和措置や、不適格な要素の将来的な撤去が計画されている。

真実性

シリアルプロパティは、その位置、形状・意匠、材料・材質、用途・機能、伝統・技能、精神性・完成の点で高い真実性を保持しており、考古遺構の殆どは何千年間、手付かずのまま地下に保存されてきた。環状列石などの一部の遺構が地表に露出している。考古遺構は、日本北部の古代縄文文化に関係する、資産の顕著な普遍的価値を確実かつ嘘偽りなく伝えている。

一部の地方自治体は、竪穴建物や貝塚などの実物大モデルを整備している。モデルは、保護土に覆われている本物の要素について、来訪者に対する解説を行うためのものである。実物大モデルは、復元ではなくレプリカとして展示されており、考古遺構に対する影響がないように建造されているが、埋設したままにしておく必要がある本物の考古遺構・遺物の一部を来訪者が可視化できるように手助けする新しい技術が模索されている。

保存管理上の要件

資産の全ての構成資産は文化財保護法の下で史跡若しくは特別史跡に指定され保護されて

おり、長期的な保護保全措置が厳格に適用されている。更に、各構成資産の周辺には適切な緩衝地帯が設定されており、資産の適切な保護を確実にする観点から、さまざまな活動を制限する法的規制措置が適用されている。

包括的保存管理計画は、シリアルプロパティ全体の顕著な普遍的価値、真実性、完全性を維持するための基本方針を定めている。この計画に基づいて、縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会その他の機関が設立されている。構成資産の保全管理は、日本国政府の監督の下、他の関係機関との調整を受け、包括的な手法で推進されている。各構成資産を所管する北海道、青森県、岩手県、秋田県の地方自治体は、個別の管理活用計画を策定するとともに、各構成資産の保全、管理、活用をそれぞれの総合計画に統合している。各構成資産の保全状況は、具体的な指標に基づいて、定期的かつ体系的にモニタリングされている。

長期的な注意が必要な課題としては、構成資産6件について個人所有地が含まれていることが挙げられる。各構成資産の土地を完全に取得することにより、正確かつ時期を得た保全事業を確実に実施することが保証される。

締約国に対し、以下について検討するよう勧告する。

a) 現在も私有地となっている構成資産範囲について、全ての範囲を取得する計画を進めること。

b) 不適格なインフラ要素について、撤去もしくはそれらの影響を低減すること。

c) 考古学的記録に関する情報及び構成資産から出土した遺物の目録(発掘及び登録手続きの記述、及び発掘報告)を拡張すること。

d) 作業指針第40段落及び第117段落に則って、資産の保護及び管理に現時点で参加していない利害関係者を含めることについて、オープンマインドな姿勢を維持することにより、良いガバナンスの原則に従うこと。

e) 本シリアルプロパティを構成する全構成資産について、記載された資産、緩衝地帯、(特別)史跡として保護されている範囲、及び「周知の埋蔵文化財包蔵地」の範囲を明示した、地図を提供すること。

2　勧告への対応

上記に示した登録決議に伴う勧告については、課題として受け止め、対応することを基本方針とする。

a）について

構成資産内の私有地について公有地化を計画的に進め、対応状況を経過観察年次報告書に記載する。

b）について

不適格なインフラ要素について、撤去もしくは負の影響の低減を図り、対応状況を経過観察年次報告書に記載する。

c）について

調査報告書や出土品目録などの多言語化を含む情報提供の拡充に向けて、公式ホームページやアーカイブなどを活用した情報発信のあり方を検討する。

各構成資産については、所管する地方公共団体が対応する。

d）について

保存活用協議会など資産の保存・活用に関わる組織については、多様な関係者が参画できるよう、開かれた組織・運営に努める。

なお、e）については、既に対応済みである。

3　構成資産

（1）構成資産の一覧

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の顕著な普遍的価値は、17の構成資産で示される。資産の総面積及びその緩衝地帯の総面積、構成資産の種別、位置、面積、緩衝地帯の面積、所在地については、表2-001に示すとおりである。

なお、資産及び構成資産の位置については図2-001～図2-003、構成資産及び緩衝地帯の範囲については図2-004～図2-037に**示すとおりである。**

資産総面積：　１４１．９ha
緩衝地帯総面積：　９８４．８ha
合　　計：１１２６．７ha

表2-001　構成資産の一覧

No.	構成資産	種別		位置	資産面積（ha）	緩衝地帯面積（ha）	所在地（日本国）
		世界遺産条約上の種別	文化財保護法上の種別				
001	大平山元遺跡（おおだいやまもといせき）	遺跡	史跡	N41° 03′ 56″ E140° 33′ 08″	0.7	49.1	青森県 外ヶ浜町
002	垣ノ島遺跡（かきのしまいせき）	遺跡	史跡	N41° 55′ 45″ E140° 56′ 54″	7.6	53.5	北海道 函館市
003	北黄金貝塚（きたこがねかいづか）	遺跡	史跡	N42° 24′ 08″ E140° 54′ 42″	14.4	32.0	北海道 伊達市
004	田小屋野貝塚（たごやのかいづか）	遺跡	史跡	N40° 53′ 16″ E140° 20′ 16″	6.3	261.5 （注１）	青森県 つがる市
005	二ツ森貝塚（ふたつもりかいづか）	遺跡	史跡	N40° 44′ 55″ E141° 13′ 45″	4.3	41.9	青森県 七戸町
006	三内丸山遺跡（さんないまるやまいせき）	遺跡	特別史跡	N40° 48′ 37″ E140° 41′ 56″	23.5	69.7	青森県 青森市
007	大船遺跡（おおふねいせき）	遺跡	史跡	N41° 57′ 27″ E140° 55′ 30″	3.5	18.3	北海道 函館市
008	御所野遺跡（ごしょのいせき）	遺跡	史跡	N40° 11′ 53″ E141° 18′ 21″	5.5	65.5	岩手県 一戸町
009	入江貝塚（いりえかいづか）	遺跡	史跡	N42° 32′ 34″ E140° 46′ 31	2.4	34.0 （注２）	北海道 洞爺湖町
010	小牧野遺跡（こまきのいせき）	遺跡	史跡	N40° 44′ 15″ E140° 43′ 40″	8.8	26.9	青森県 青森市
011	伊勢堂岱遺跡（いせどうたいいせき）	遺跡	史跡	N40° 12′ 11″ E140° 20′ 48″	15.6	108.8	秋田県 北秋田市
012	大湯環状列石（おおゆかんじょうれっせき）	遺跡	特別史跡	N40° 16′ 17″ E140° 48′ 16″	15.7	37.0	秋田県 鹿角市
013	キウス周堤墓群（しゅうていぼぐん）	遺跡	史跡	N42° 53′ 12″ E141° 43′ 00″	10.9	22.9	北海道 千歳市
014	大森勝山遺跡（おおもりかつやまいせき）	遺跡	史跡	N40° 41′ 56″ E140° 21′ 30″	8.5	115.3	青森県 弘前市
015	高砂貝塚（たかさごかいづか）	遺跡	史跡	N42° 32′ 48″ E140° 46′ 11	2.8	34.0 （注２）	北海道 洞爺湖町
016	亀ヶ岡石器時代遺跡（かめがおかせっきじだいいせき）	遺跡	史跡	N40° 53′ 02″ E140° 20′ 12″	10.1	261.5 （注１）	青森県 つがる市
017	是川石器時代遺跡（これかわせっきじだいいせき）	遺跡	史跡	N40° 28′ 25″ E141° 29′ 27″	1.3	48.4	青森県 八戸市

（注１）004田小屋野貝塚と016亀ヶ岡石器時代遺跡は近接する遺跡であり、一体で緩衝地帯を設定している。
（注２）009入江貝塚と015高砂貝塚は近接する遺跡であり、一体で緩衝地帯を設定している。

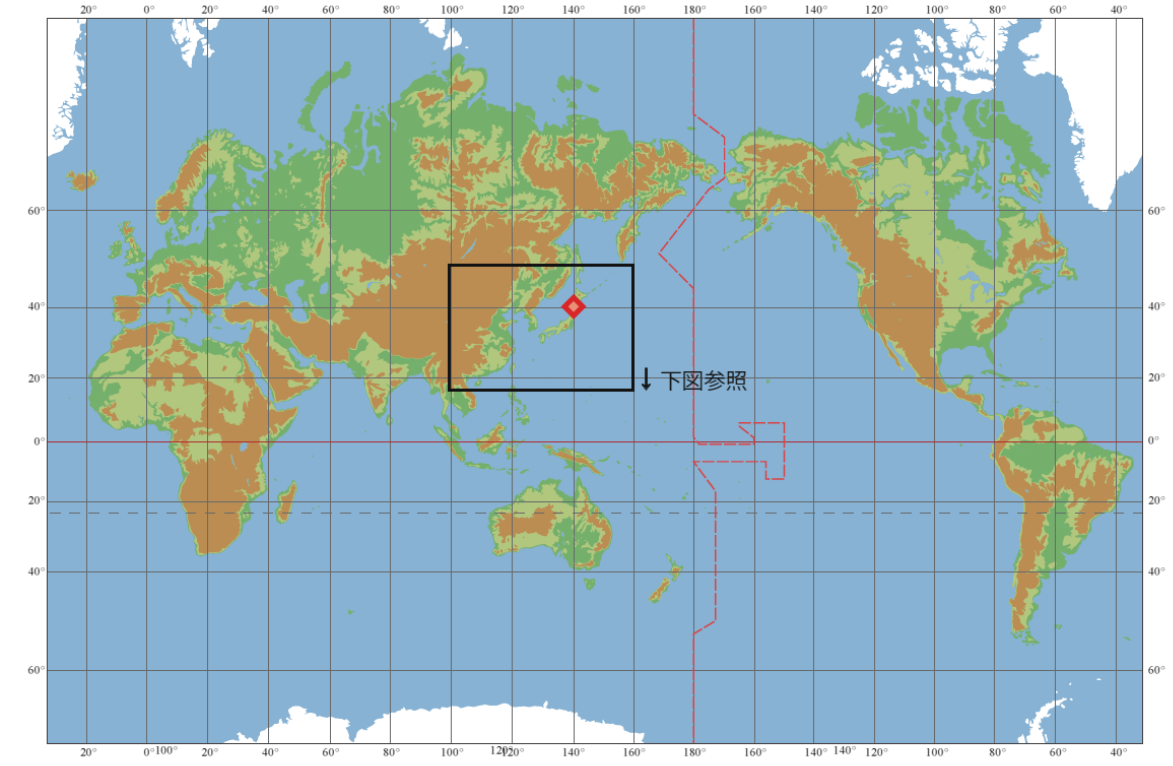


図2-001　世界における資産の位置図

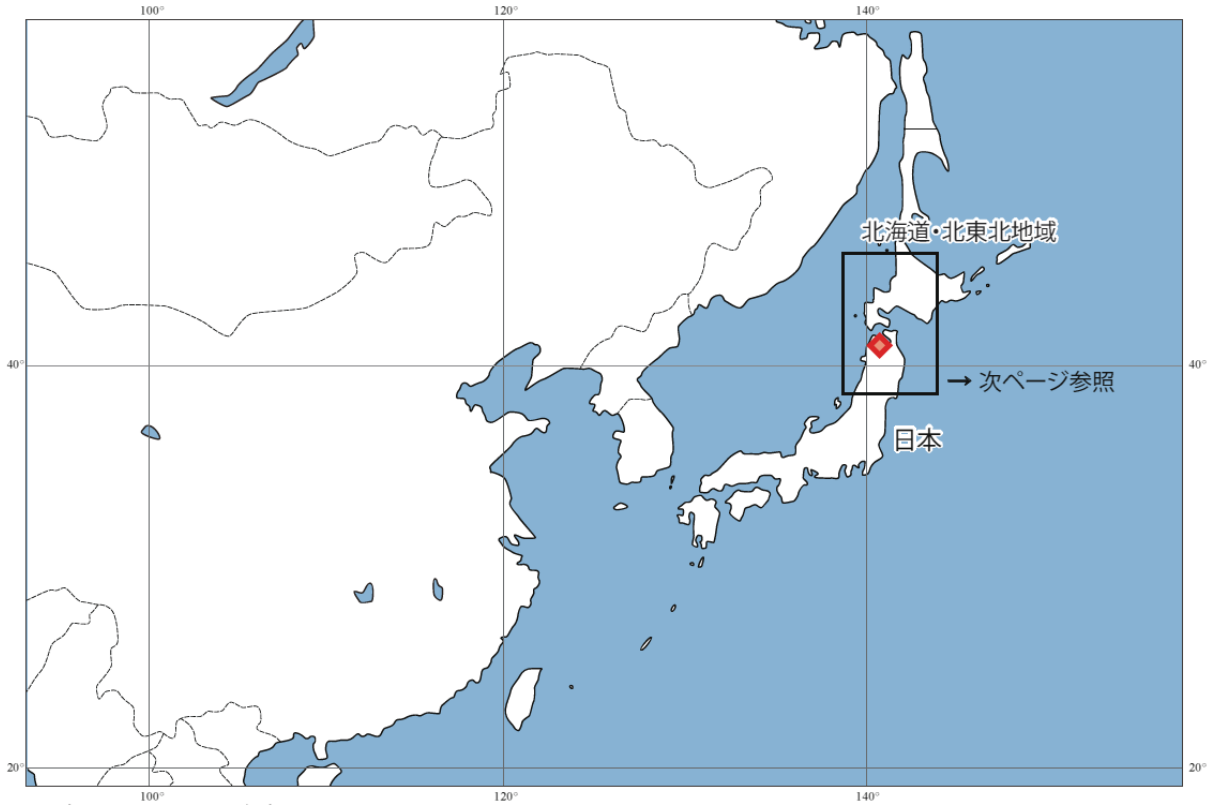


図2-002　東アジアにおける資産の位置図

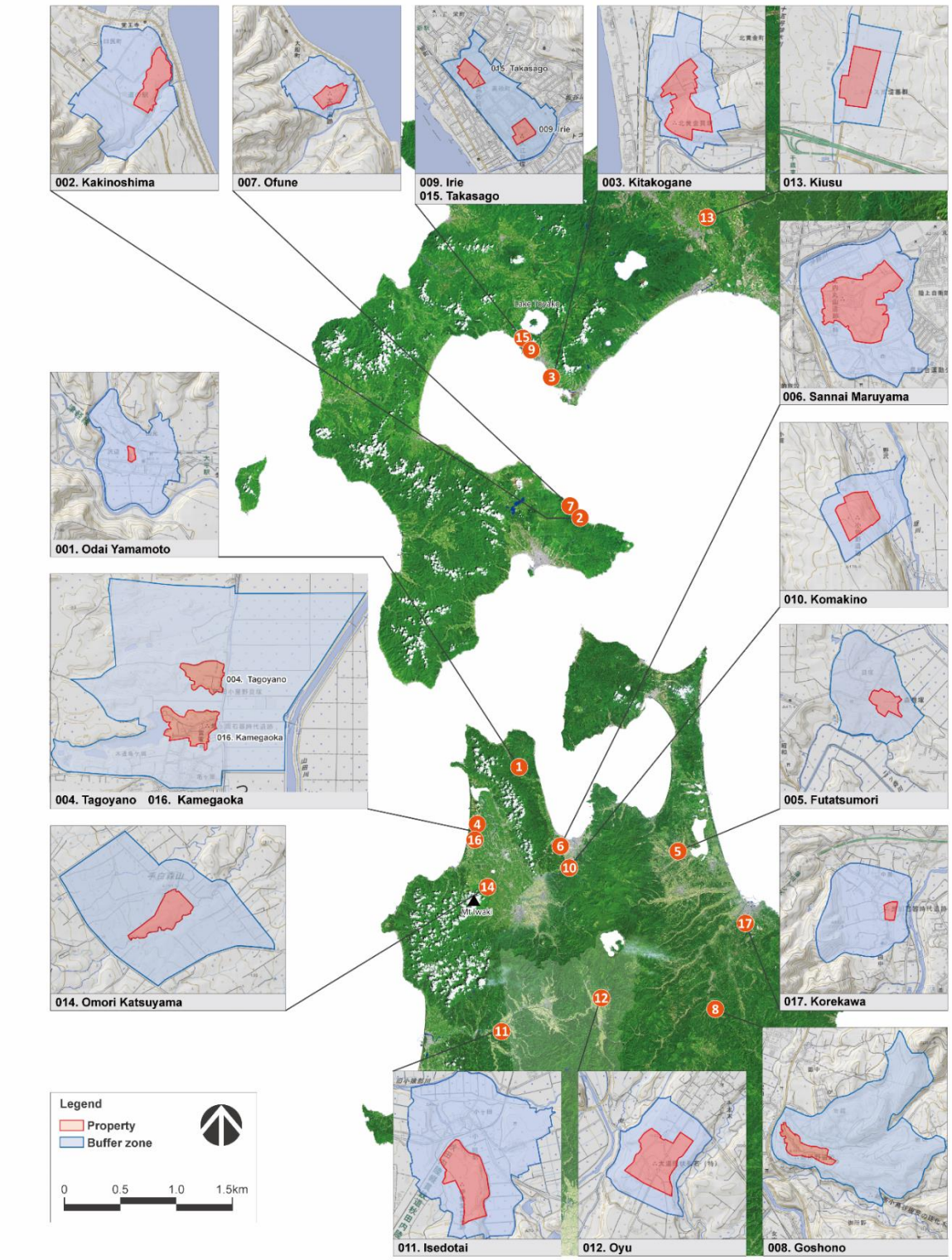


図2-003　構成資産の位置図

001 大平山元遺跡

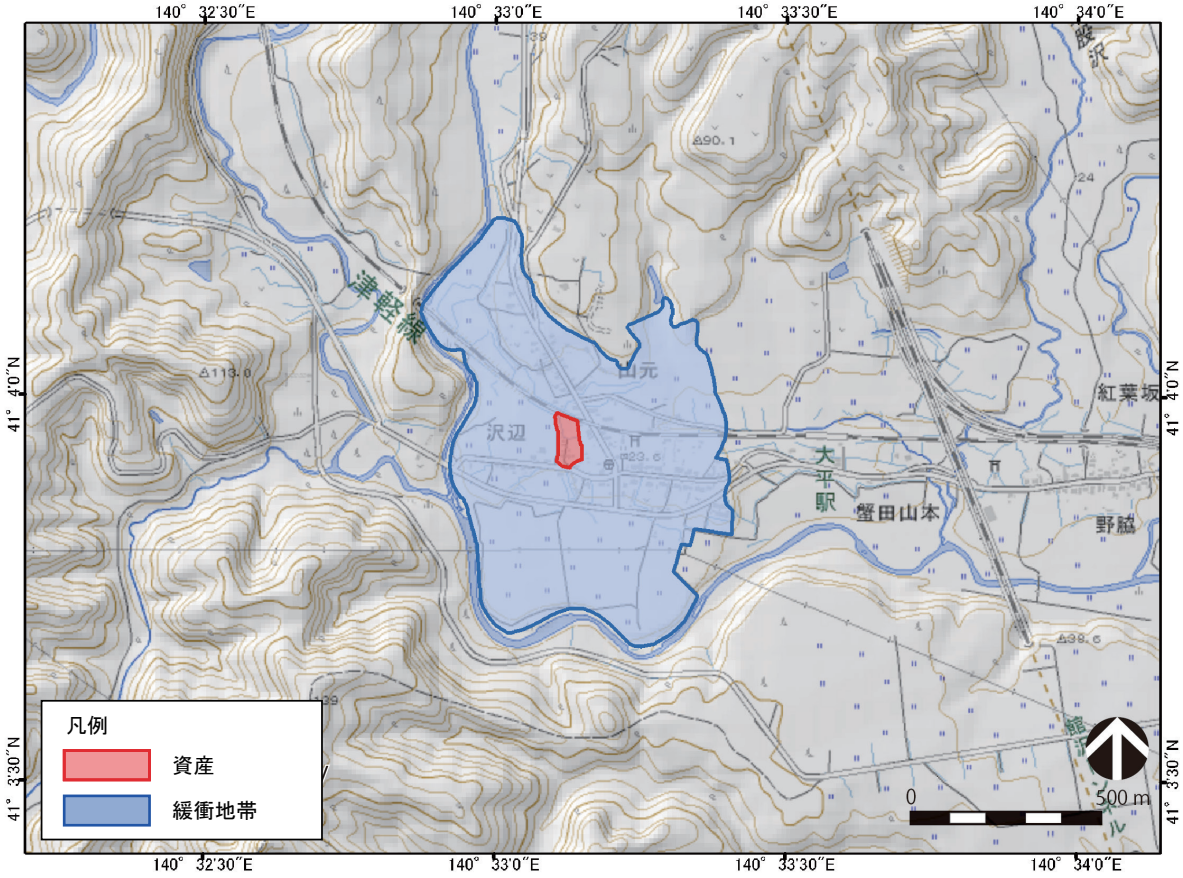


図 2-004　資産および緩衝地帯の範囲図（001 大平山元遺跡）

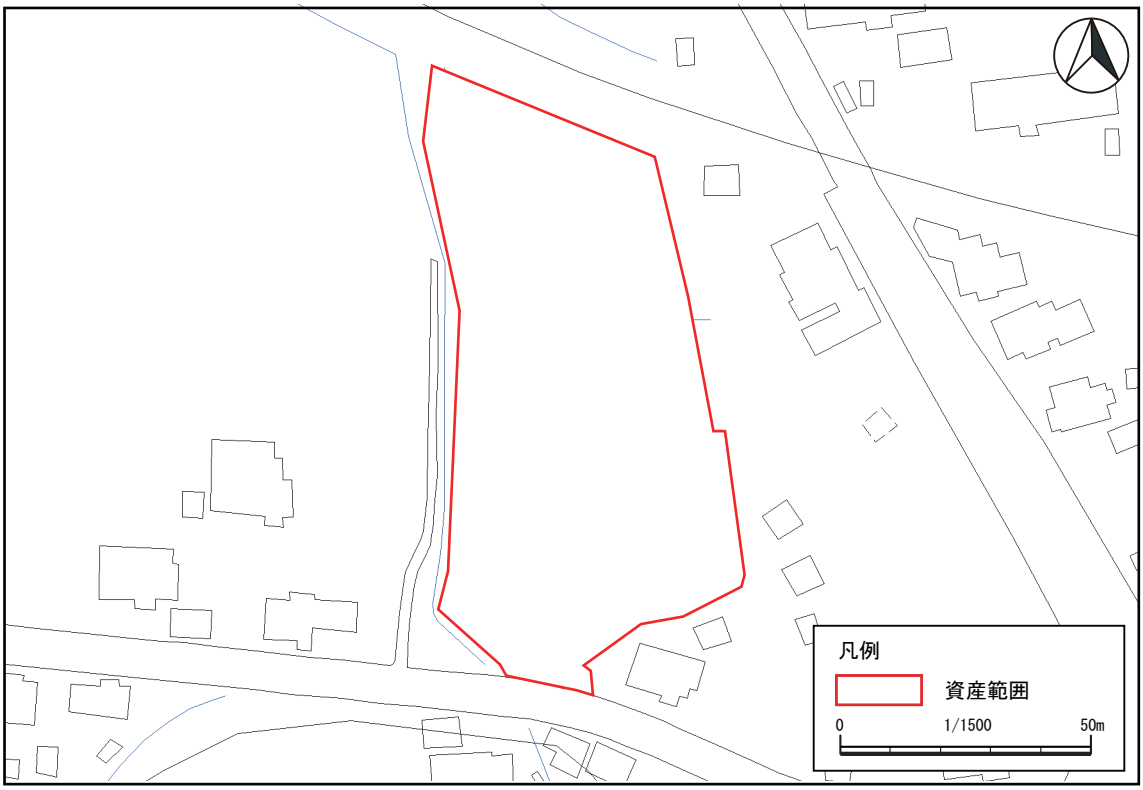


図 2-005　資産拡大図（001 大平山元遺跡）

002 垣ノ島遺跡

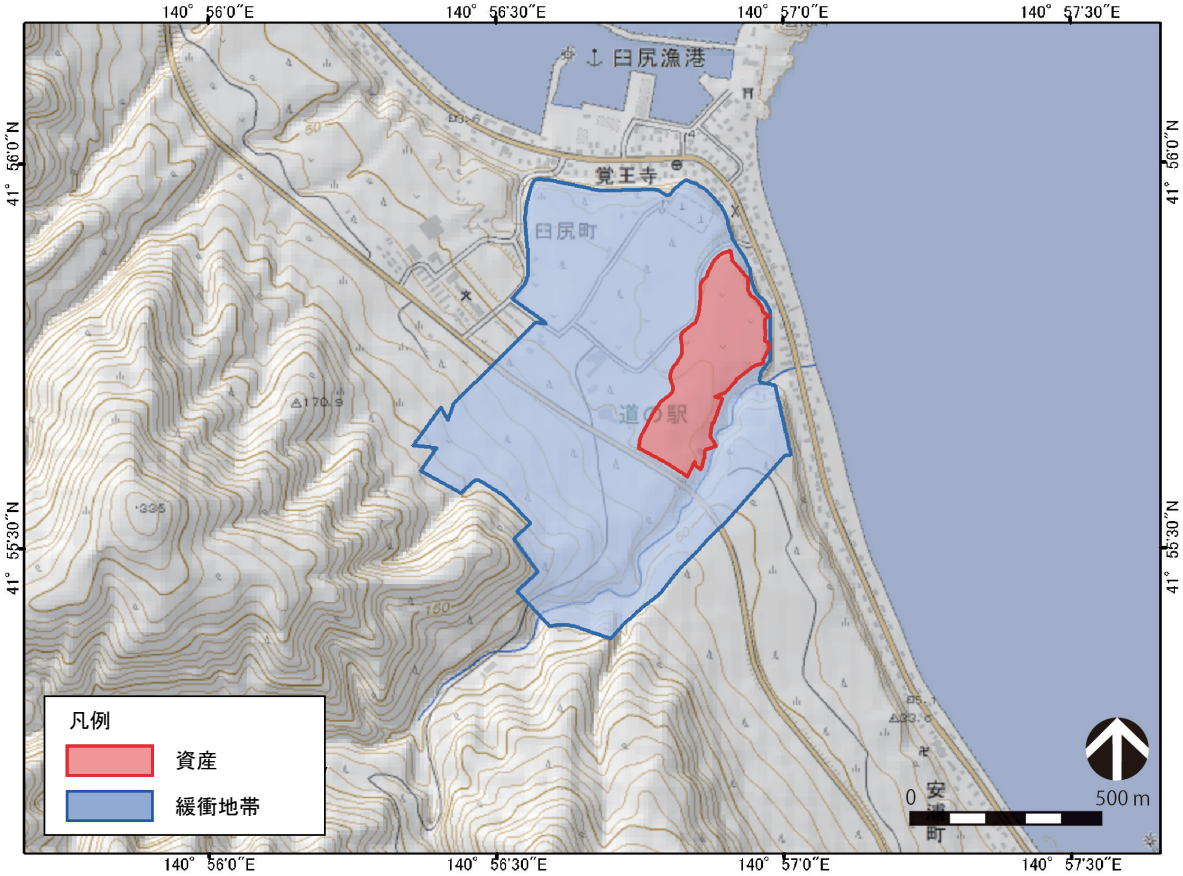


図 2-006　資産および緩衝地帯の範囲図（002 垣ノ島遺跡）

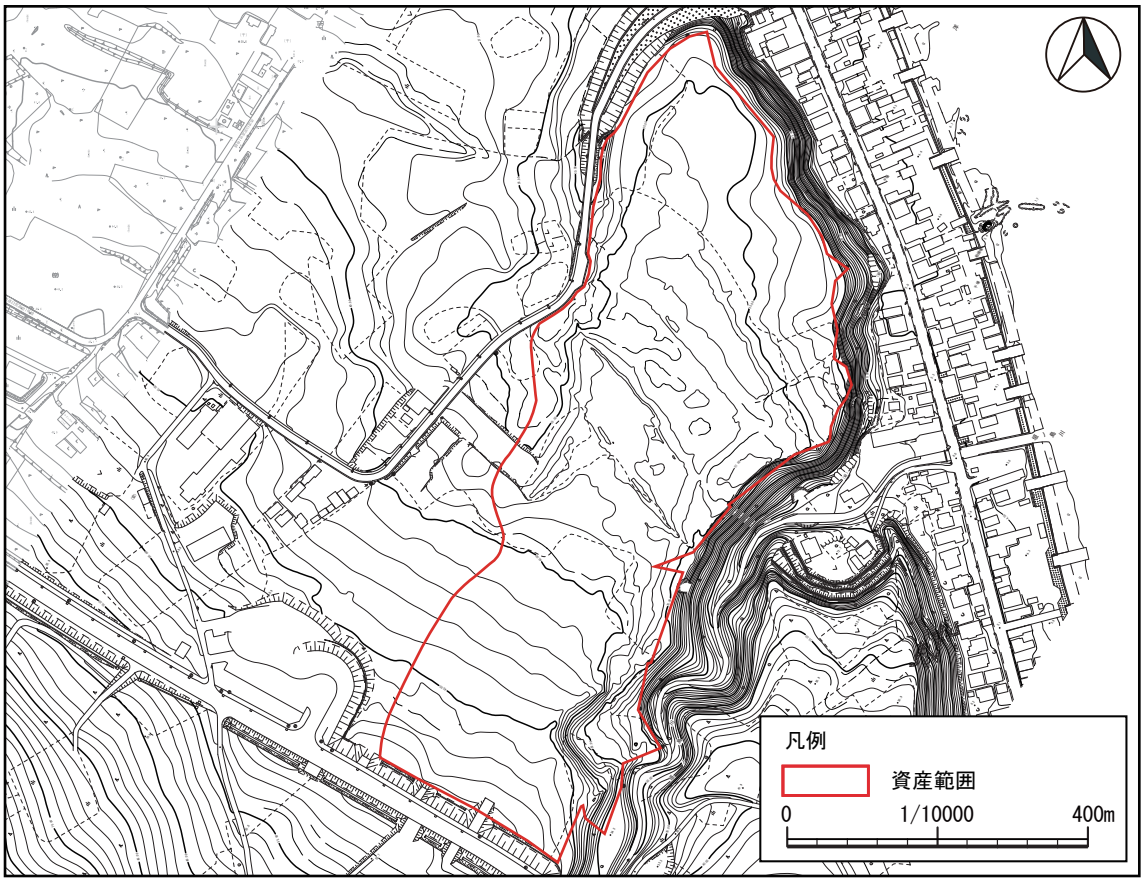


図 2-007　資産拡大図（002 垣ノ島遺跡）

003 北黄金貝塚

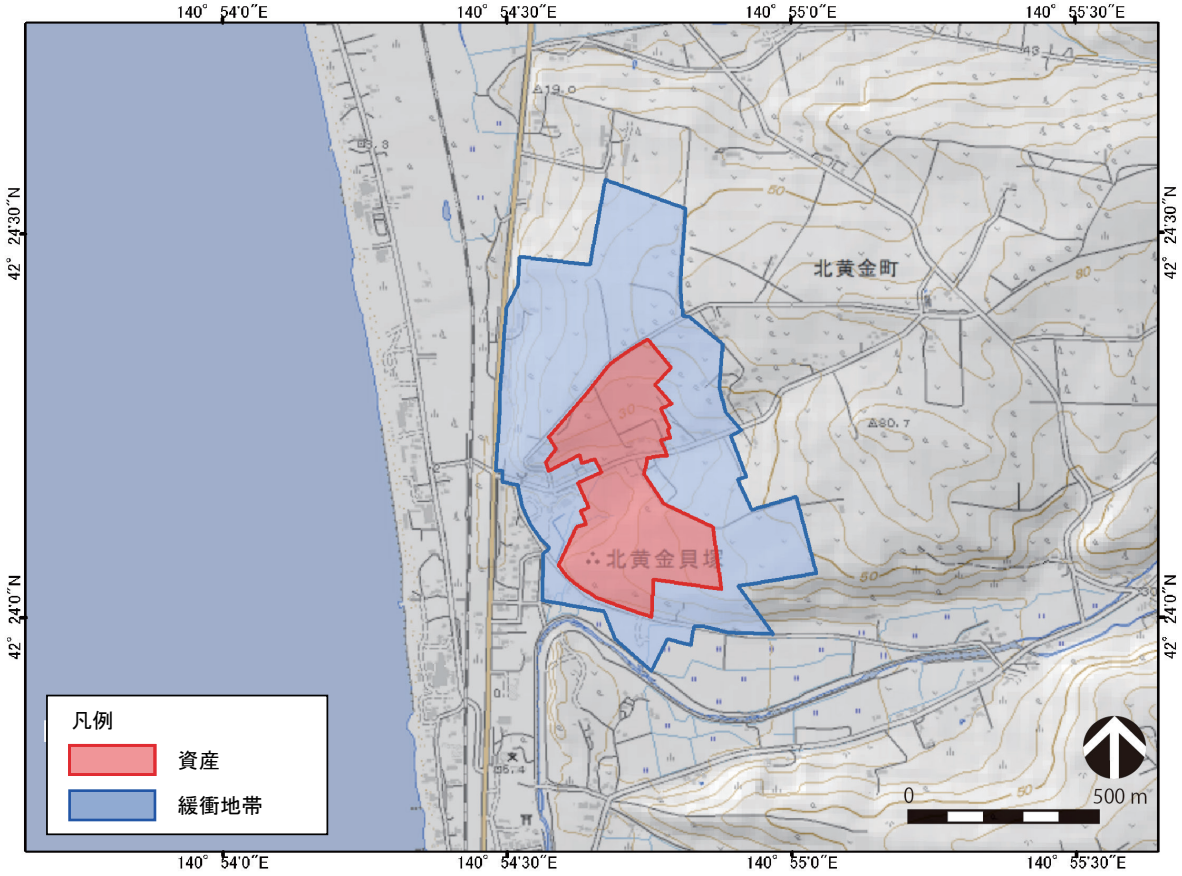


図 2-008　資産および緩衝地帯の範囲図（003 北黄金貝塚）

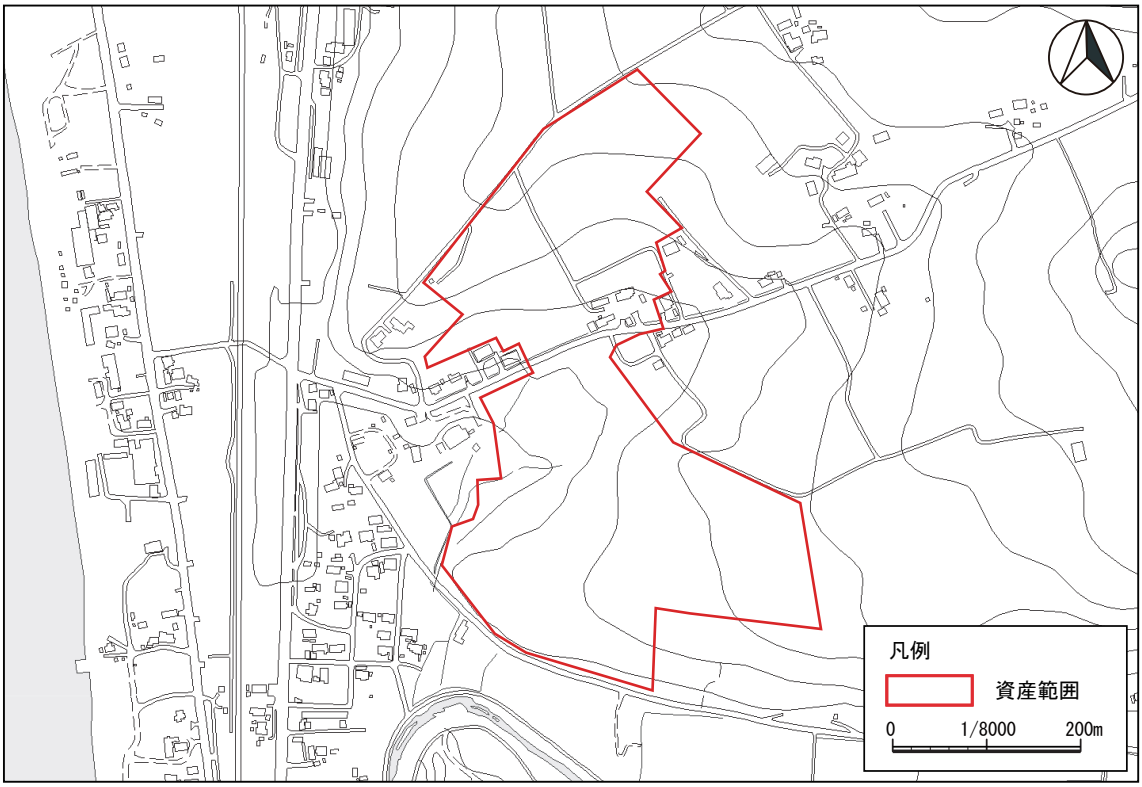


図 2-009　資産拡大図（003 北黄金貝塚）

004 田小屋野貝塚

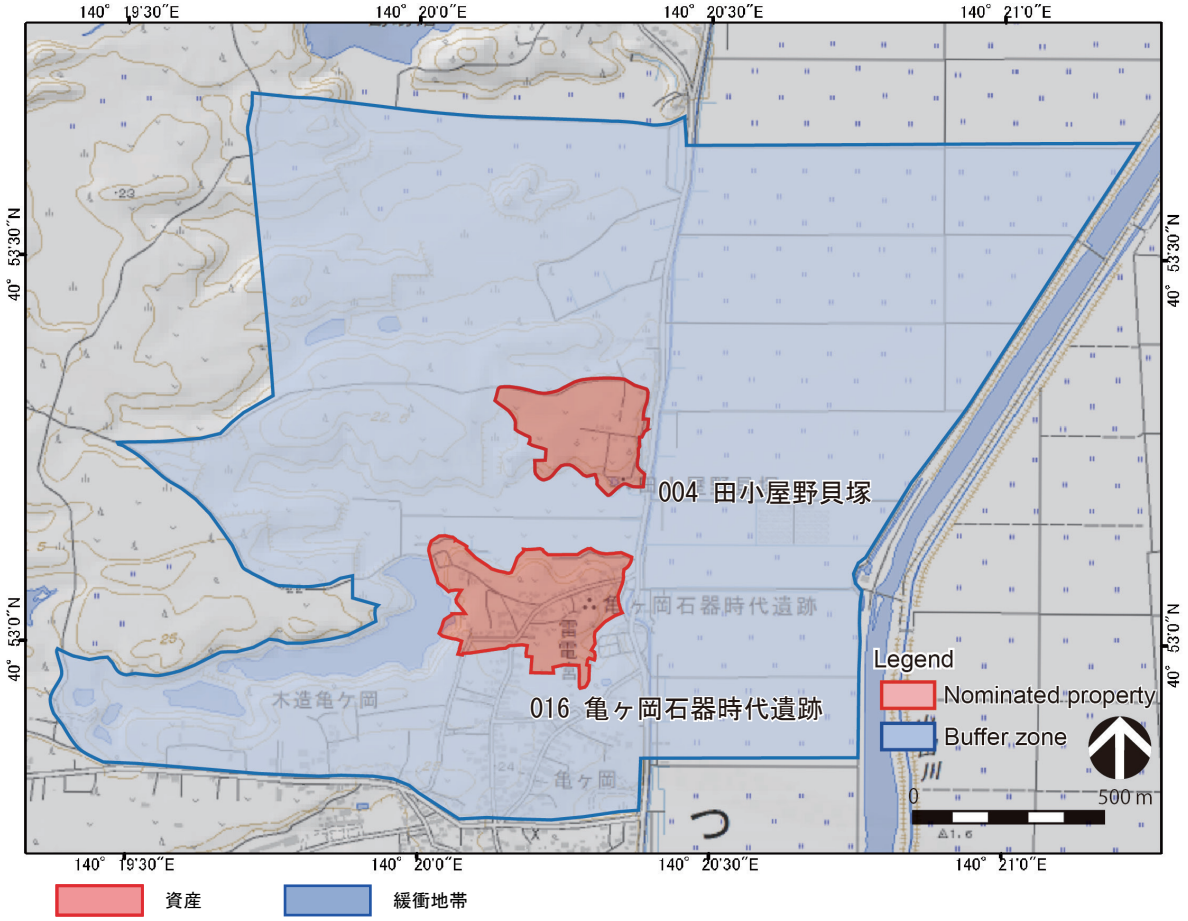


図 2-010　資産および緩衝地帯の範囲図（004 田小屋野貝塚）

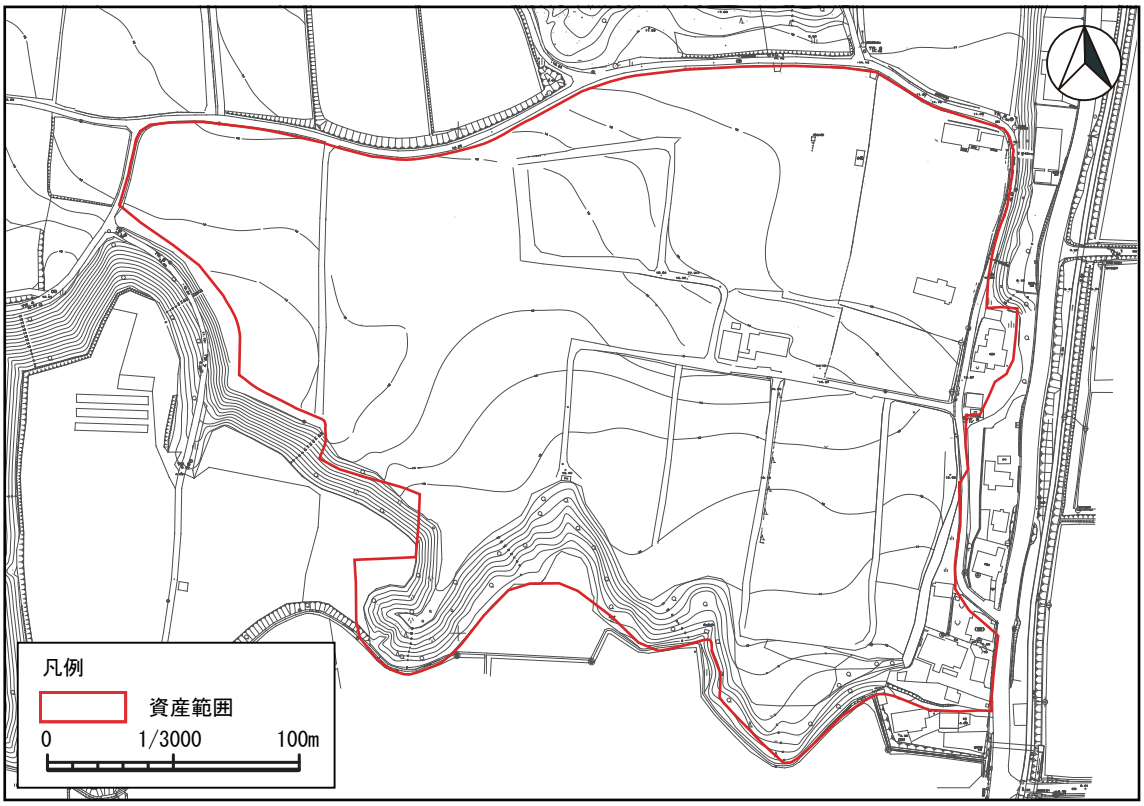


図 2-011　資産拡大図（004 田小屋野貝塚）

005 二ツ森貝塚

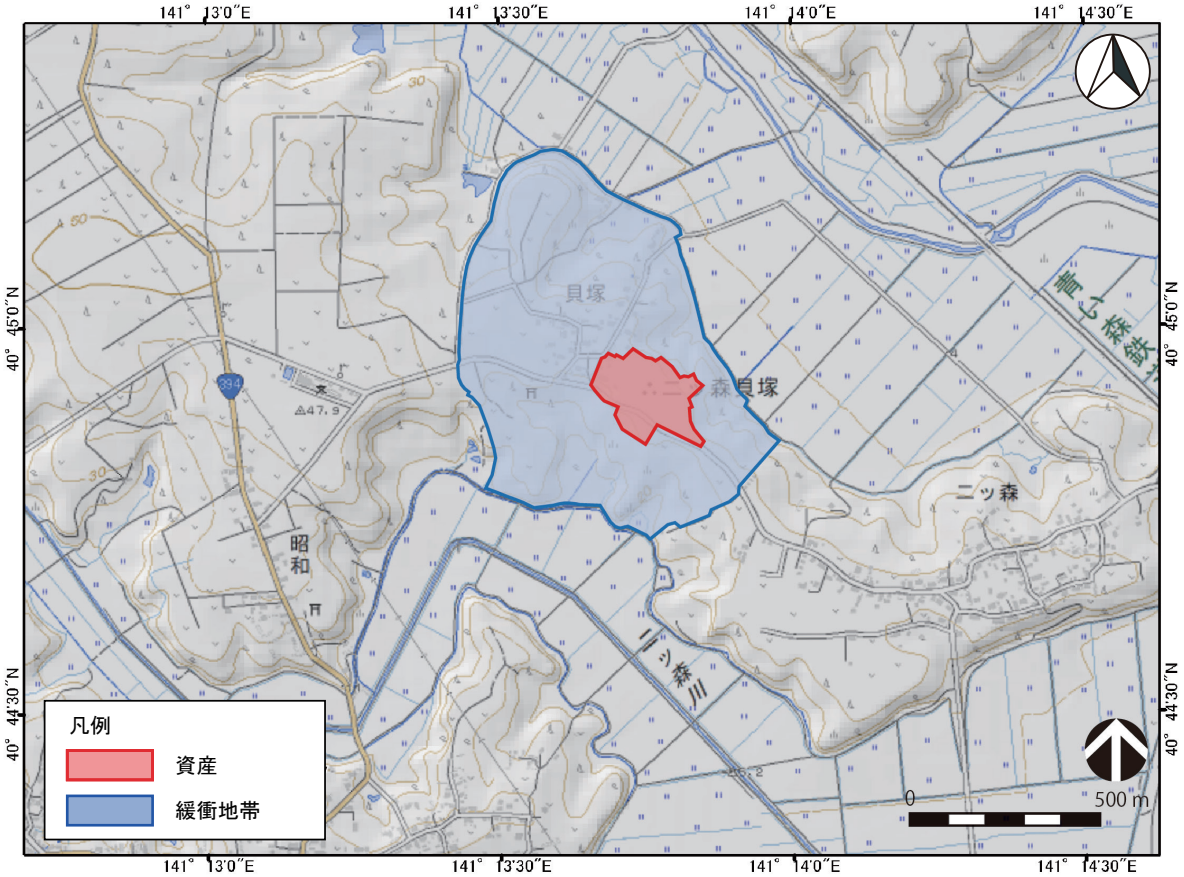


図 2-012　資産および緩衝地帯の範囲図（005 二ツ森貝塚）

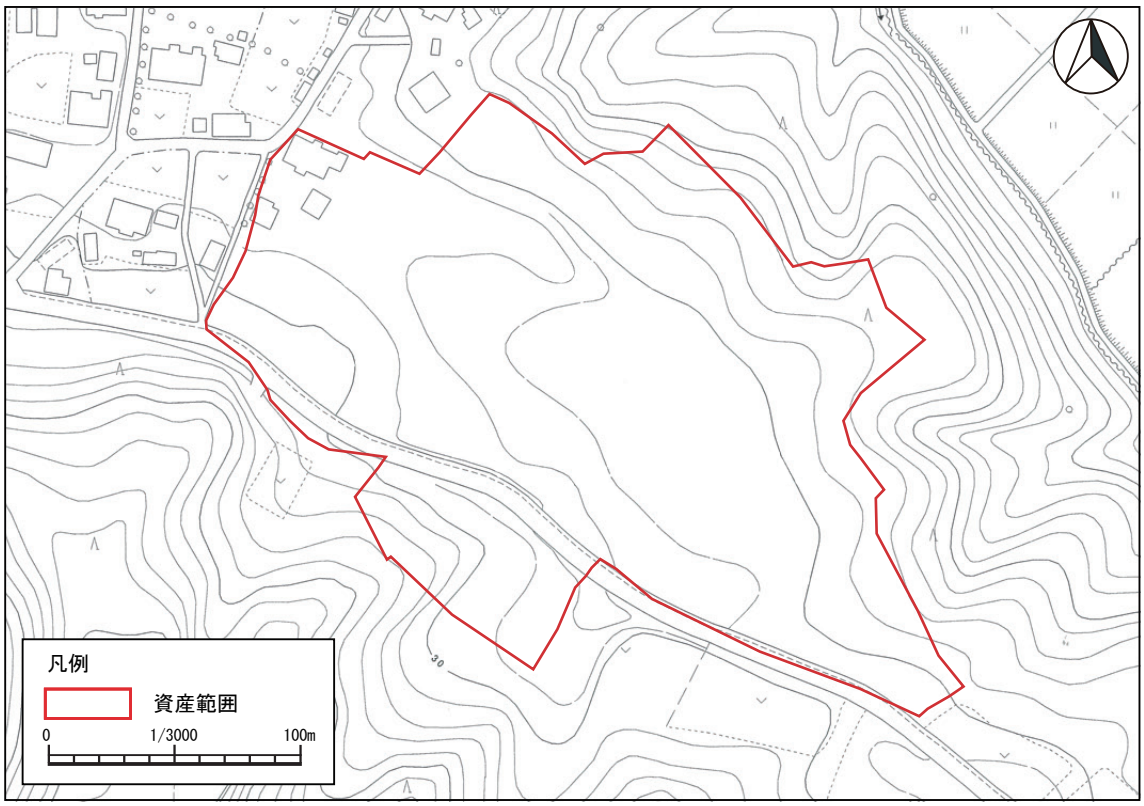


図 2-013　資産拡大図（005 二ツ森貝塚）

006 三内丸山遺跡

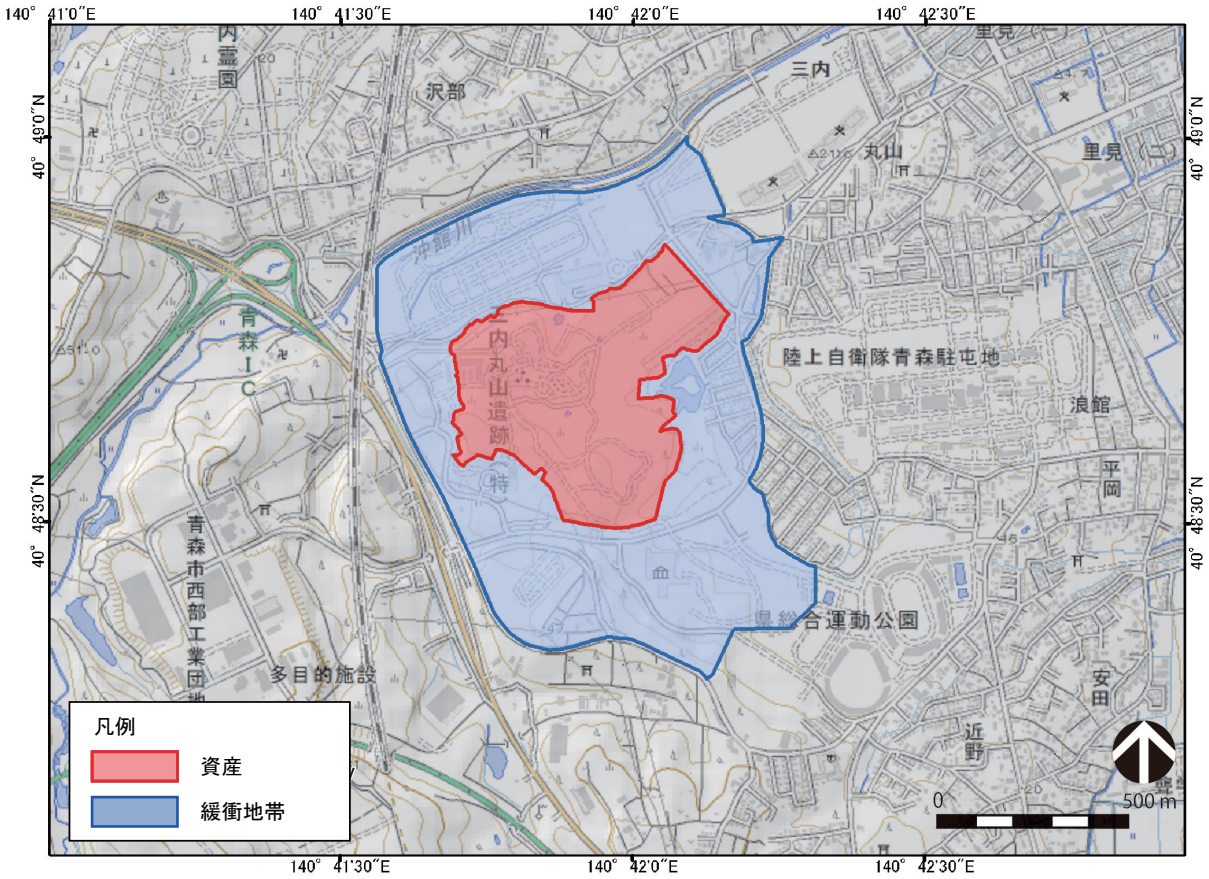


図 2-014　資産および緩衝地帯の範囲図（006 三内丸山遺跡）

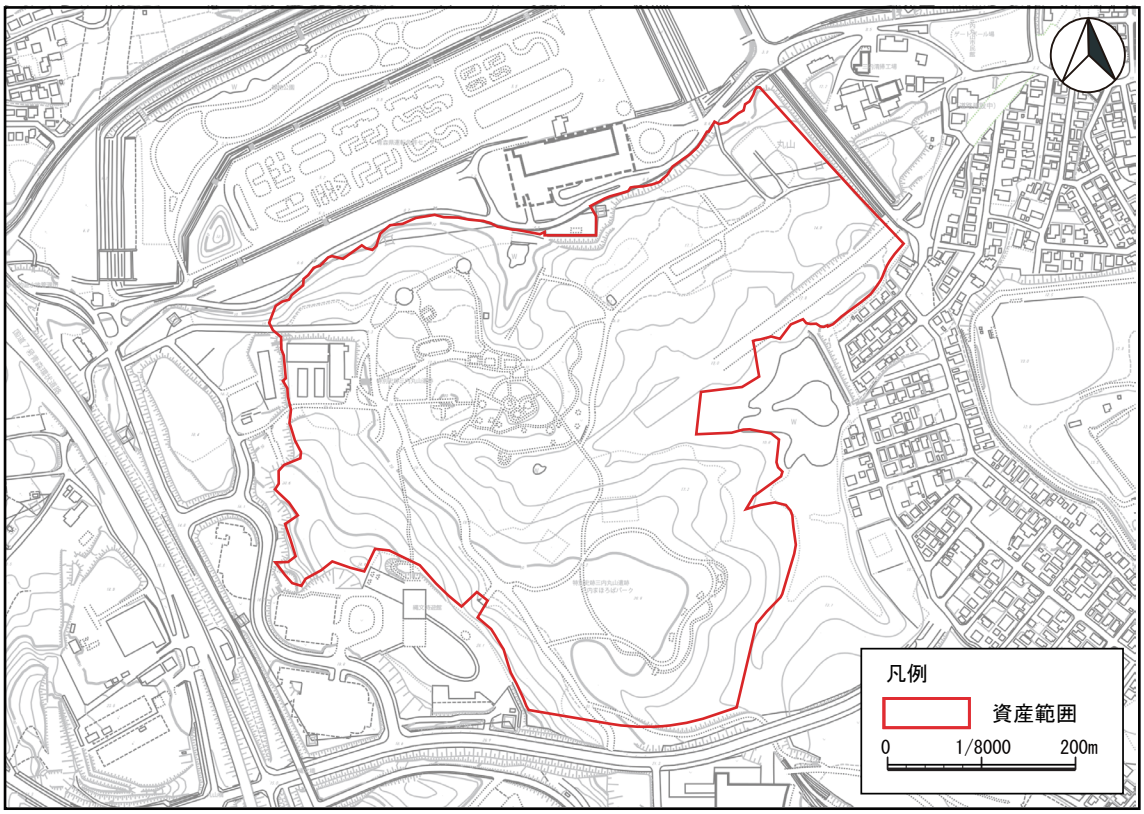


図 2-015　資産拡大図（006 三内丸山遺跡）

007 大船遺跡

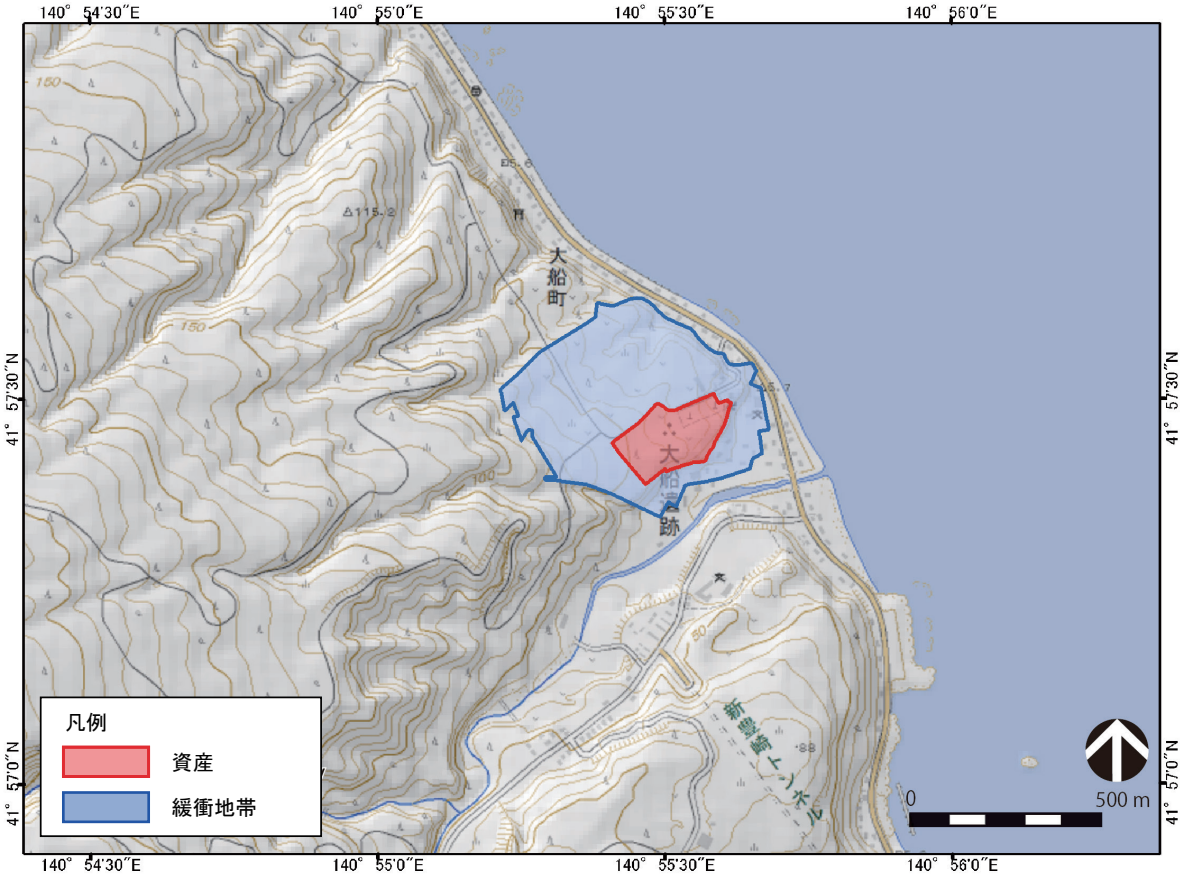


図 2-016　資産および緩衝地帯の範囲図（007 大船遺跡）

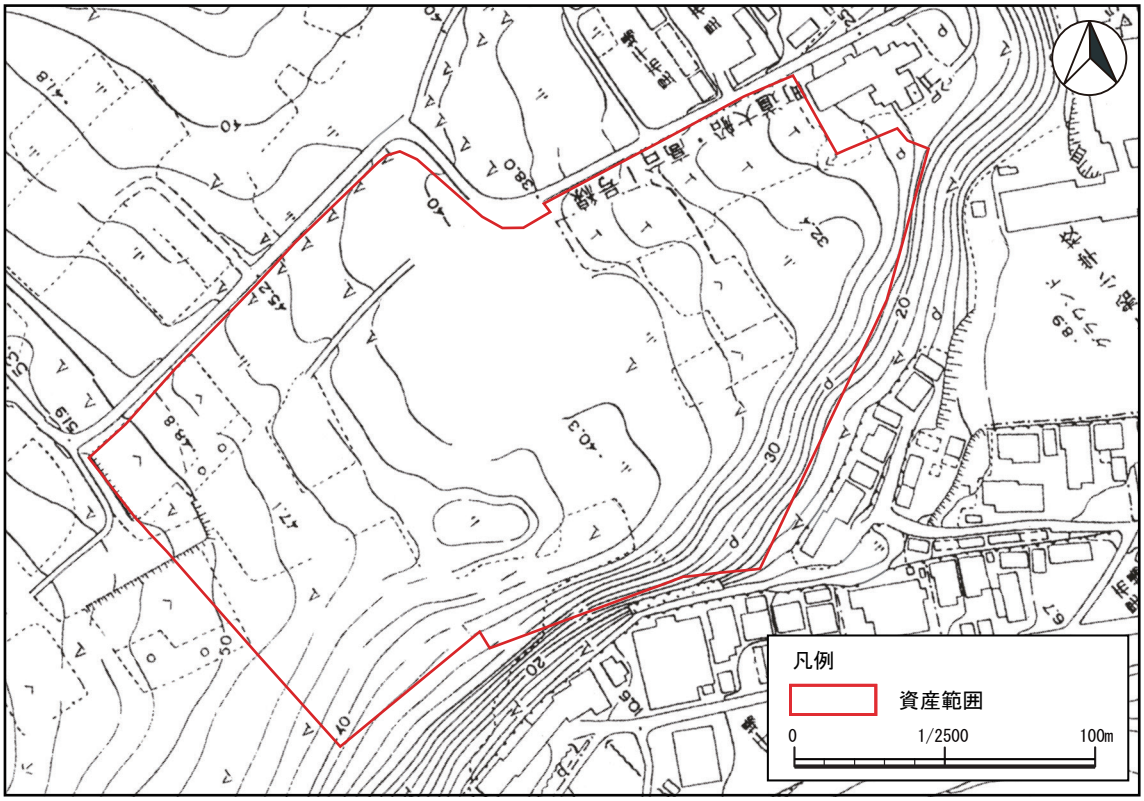


図 2-017　資産拡大図（007 大船遺跡）

008 御所野遺跡

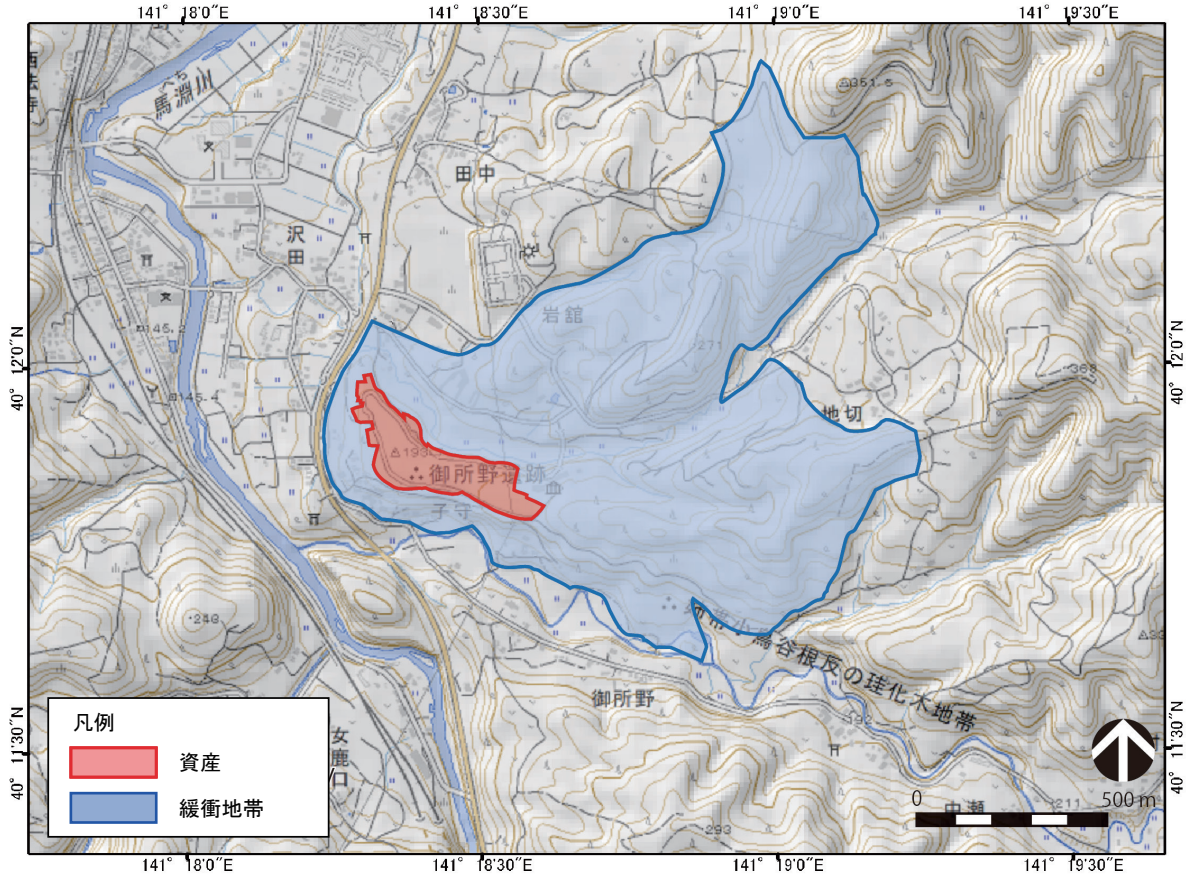


図 2-018　資産および緩衝地帯の範囲図（008 御所野遺跡）

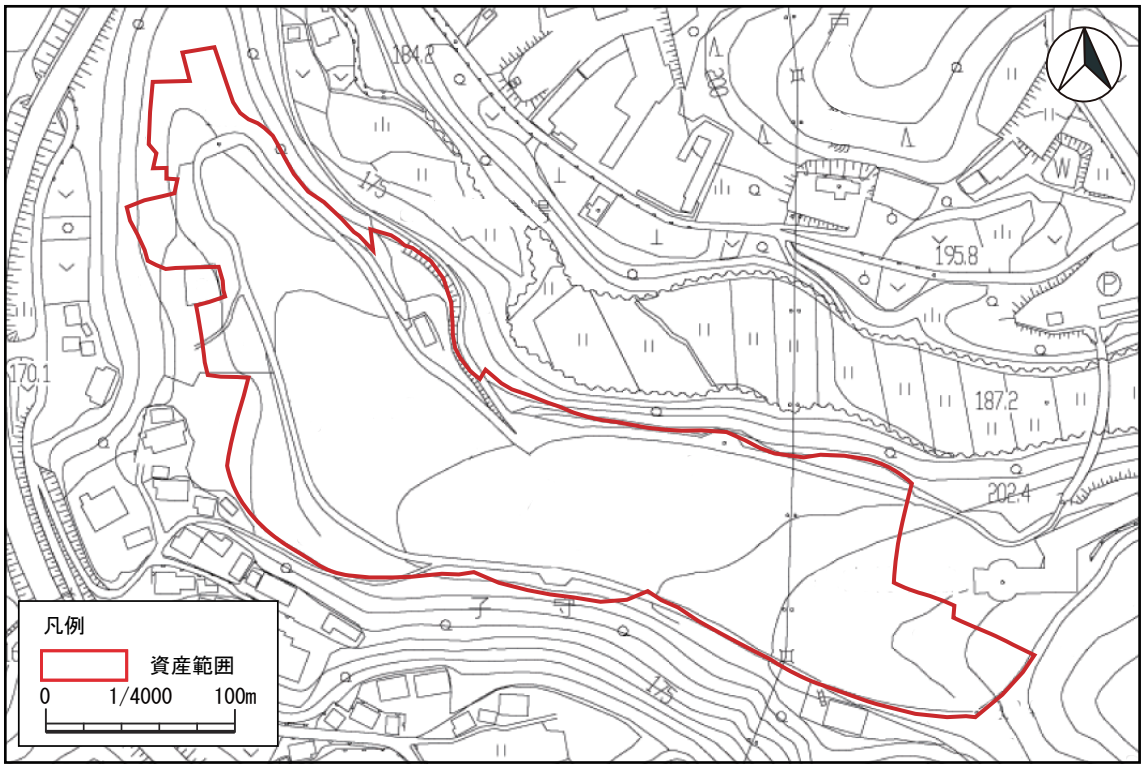


図 2-019　資産拡大図（008 御所野遺跡）

009 入江貝塚

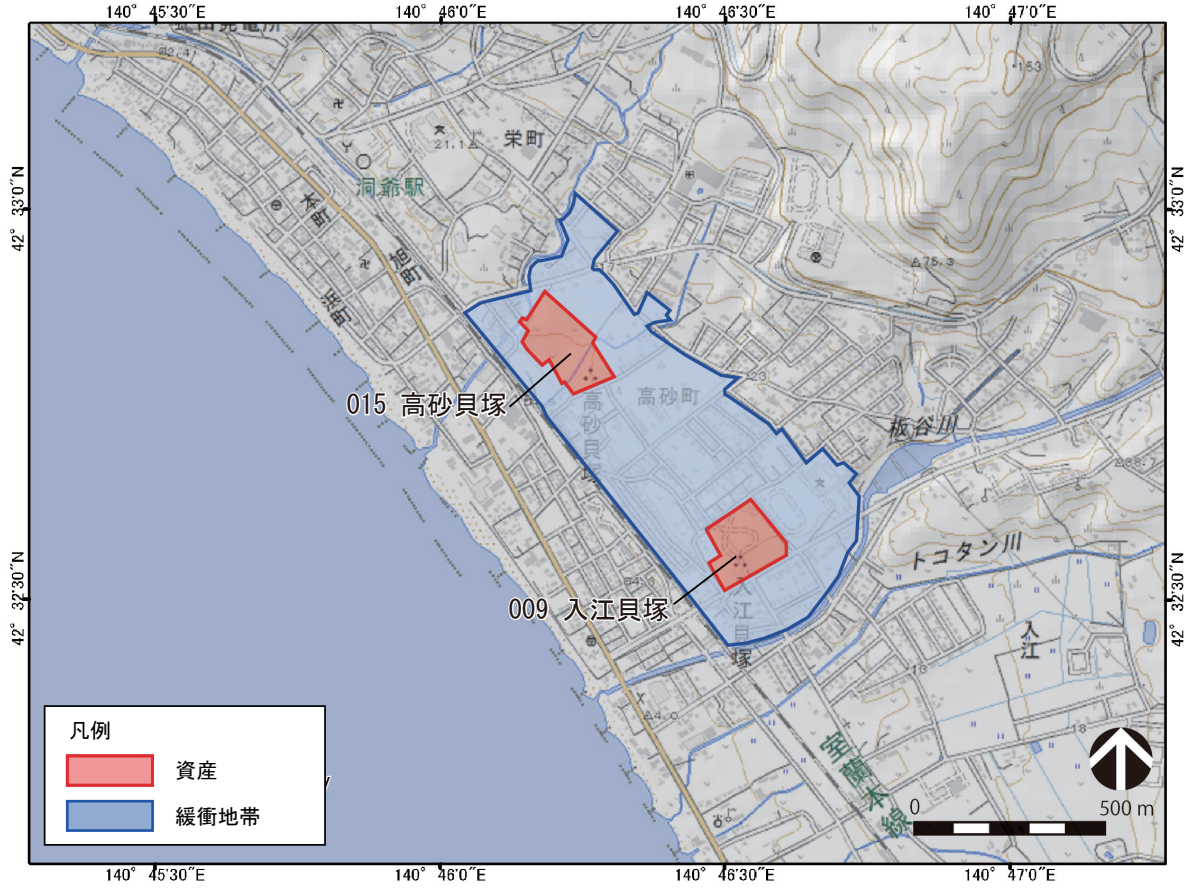


図 2-020　資産および緩衝地帯の範囲図（009 入江貝塚）

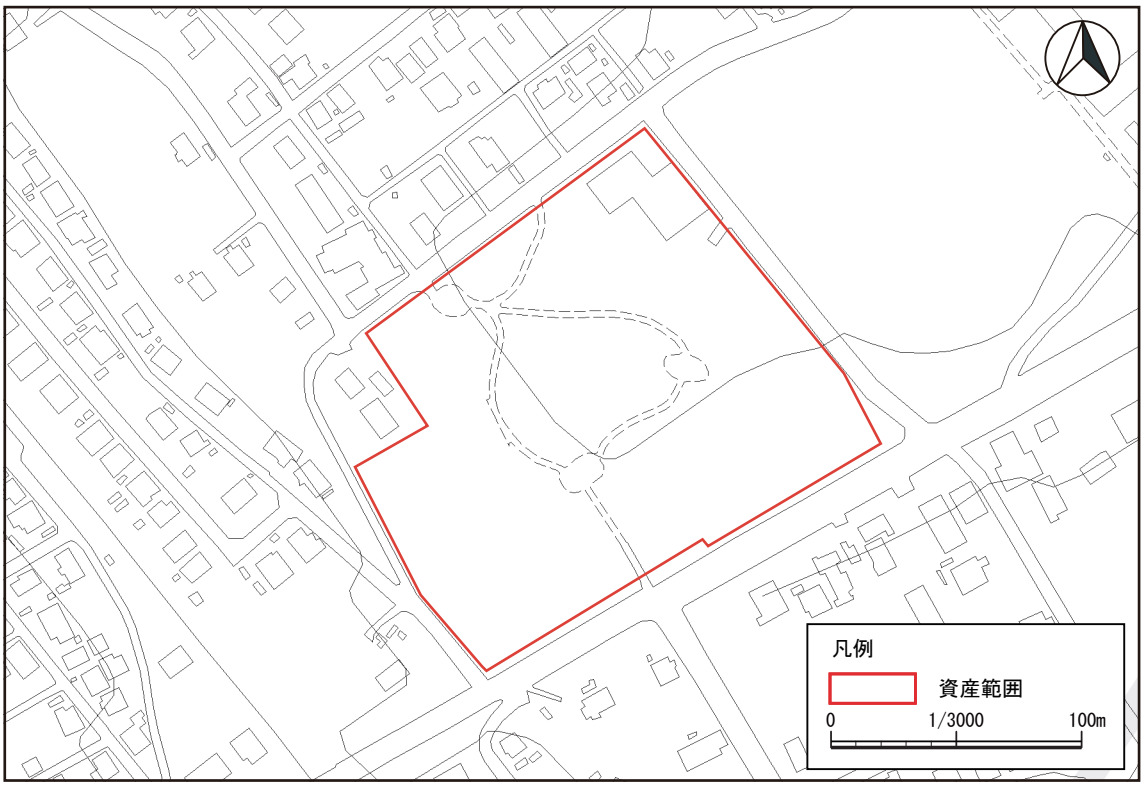


図 2-021　資産拡大図（009 入江貝塚）

010 小牧野遺跡

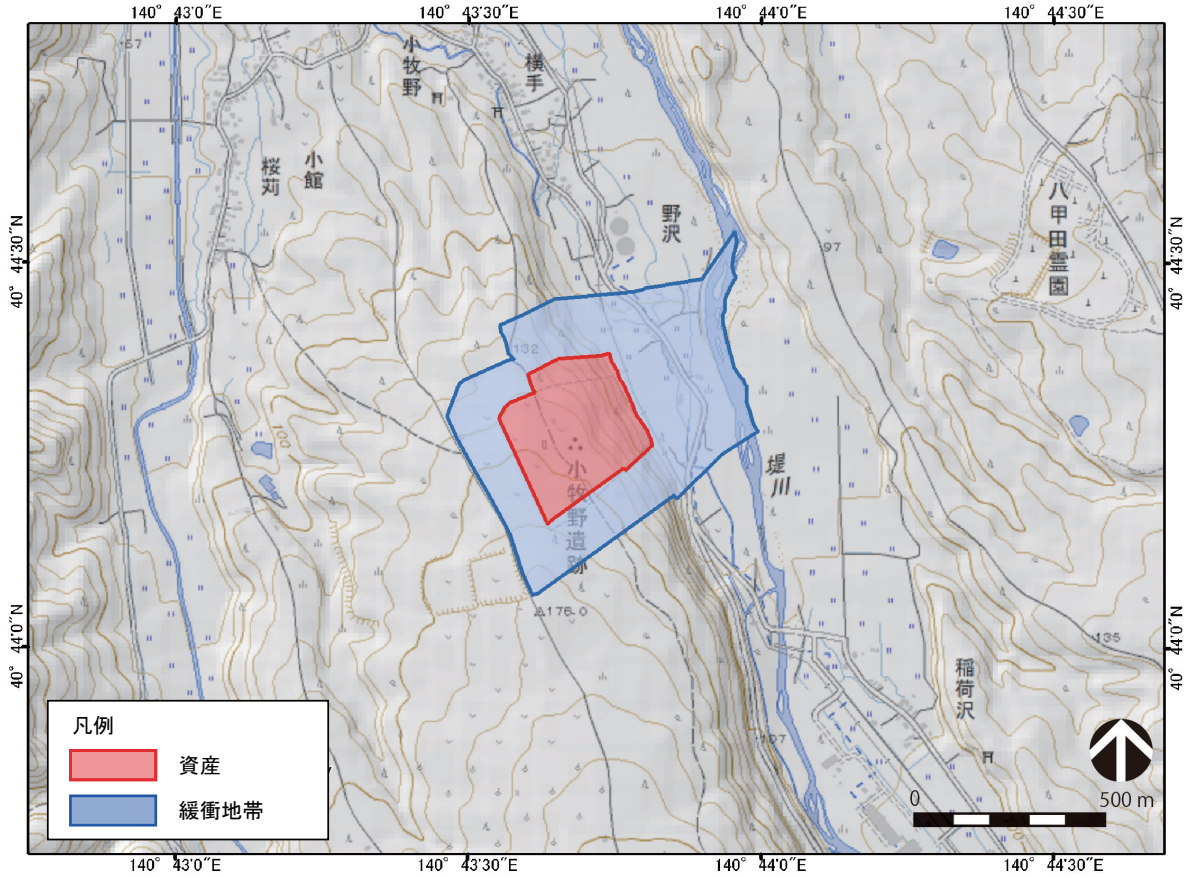


図 2-022　資産および緩衝地帯の範囲図（010 小牧野遺跡）

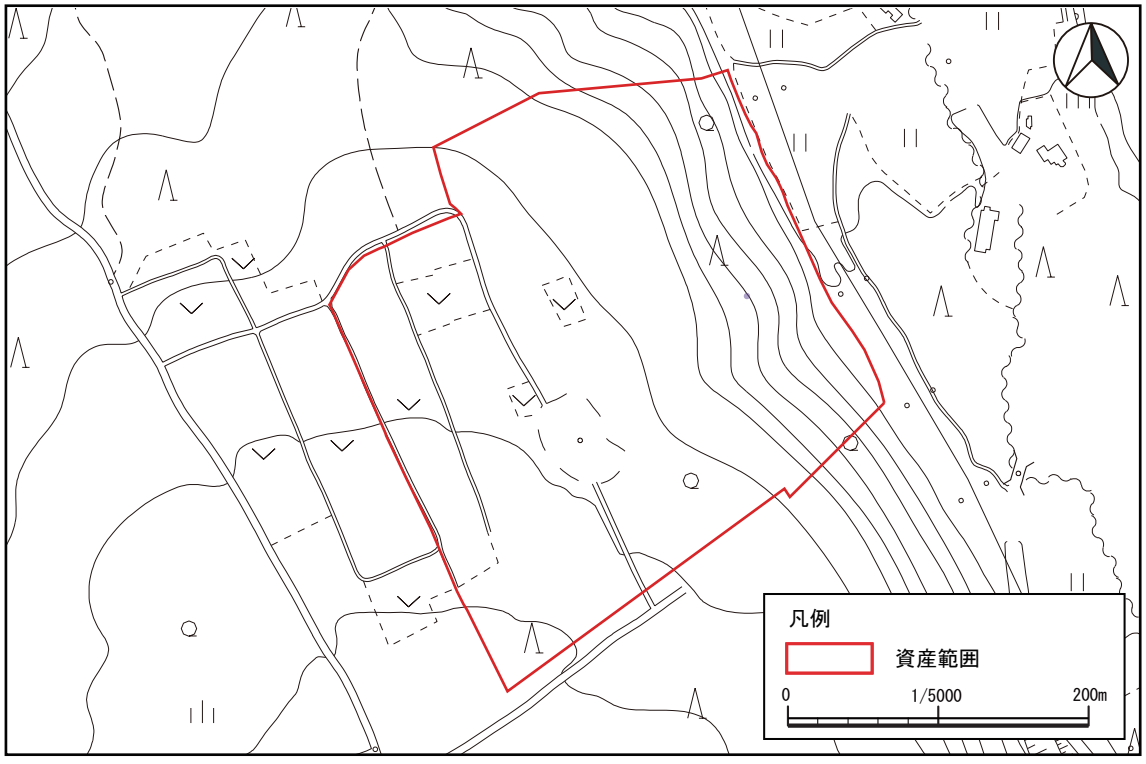


図 2-023　資産拡大図（010 小牧野遺跡）

011 伊勢堂岱遺跡

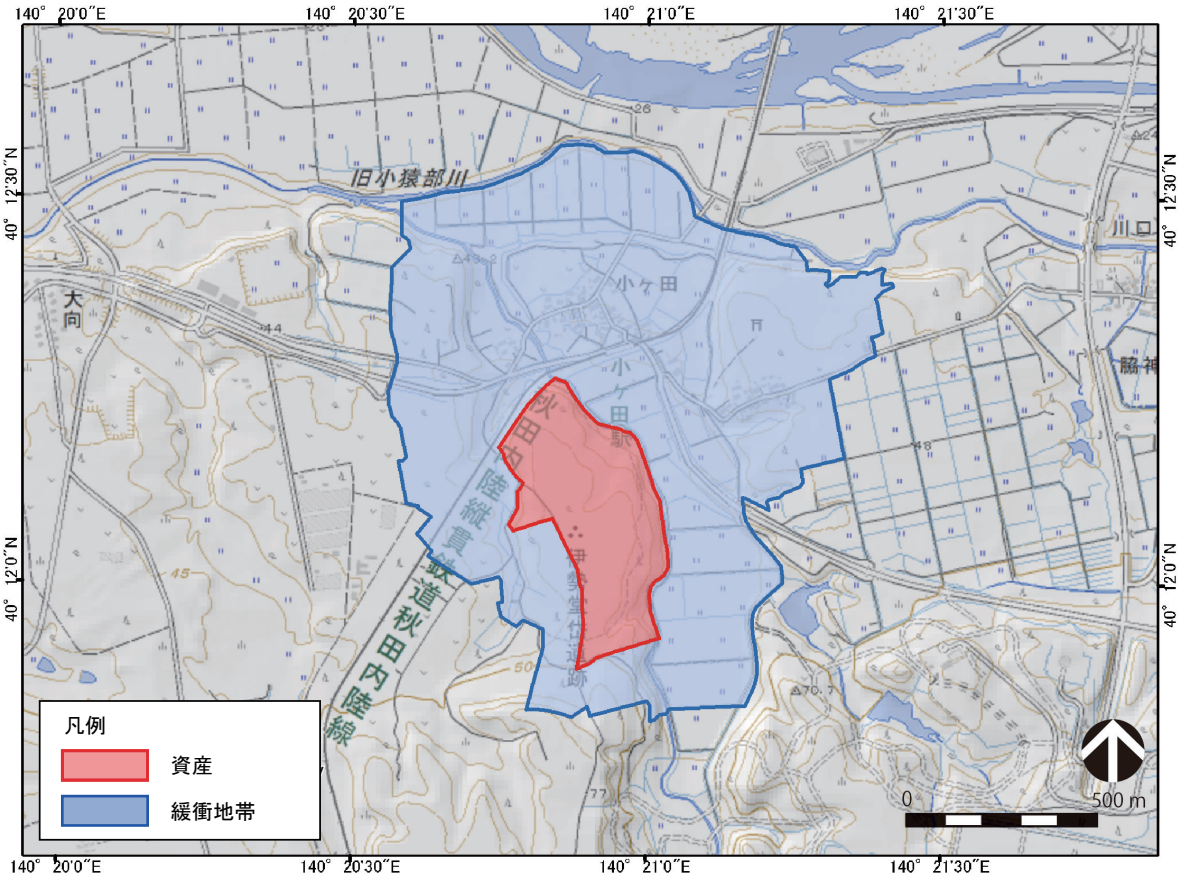


図 2-024　資産および緩衝地帯の範囲図（011 伊勢堂岱遺跡）

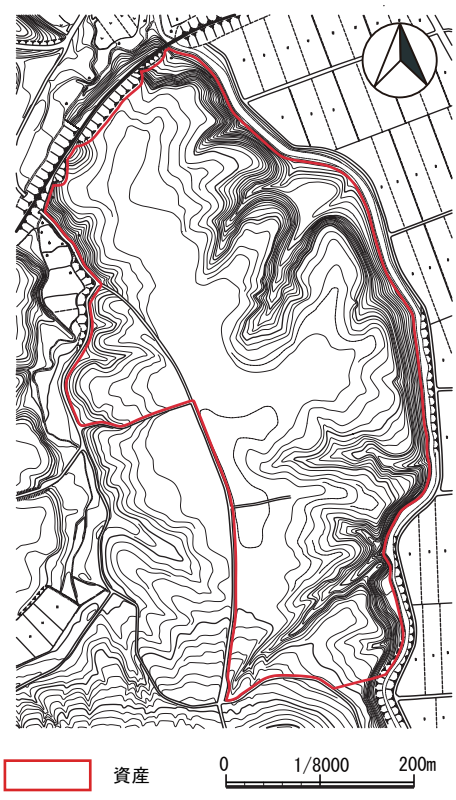


図 2-025　資産拡大図（011 伊勢堂岱遺跡）

012 大湯環状列石

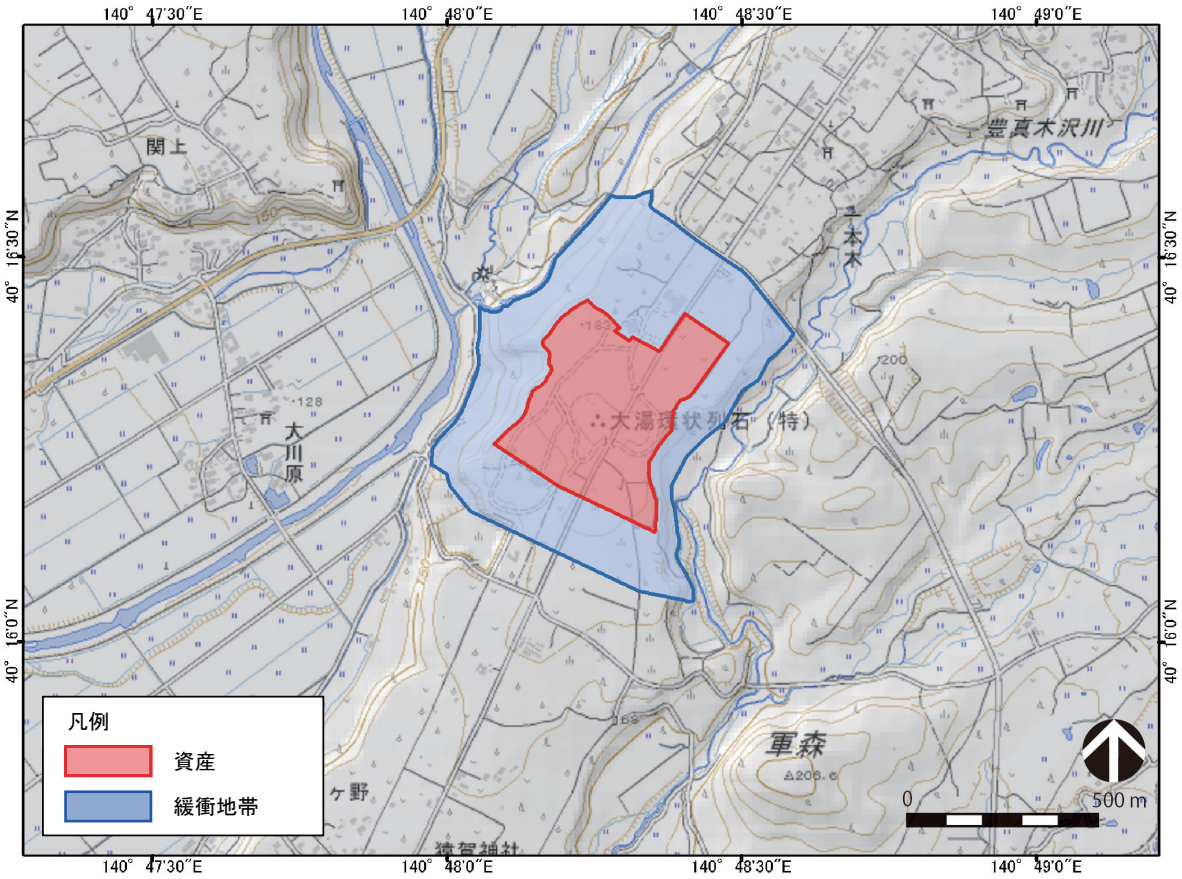


図 2-026　資産および緩衝地帯の範囲図（012 大湯環状列石）

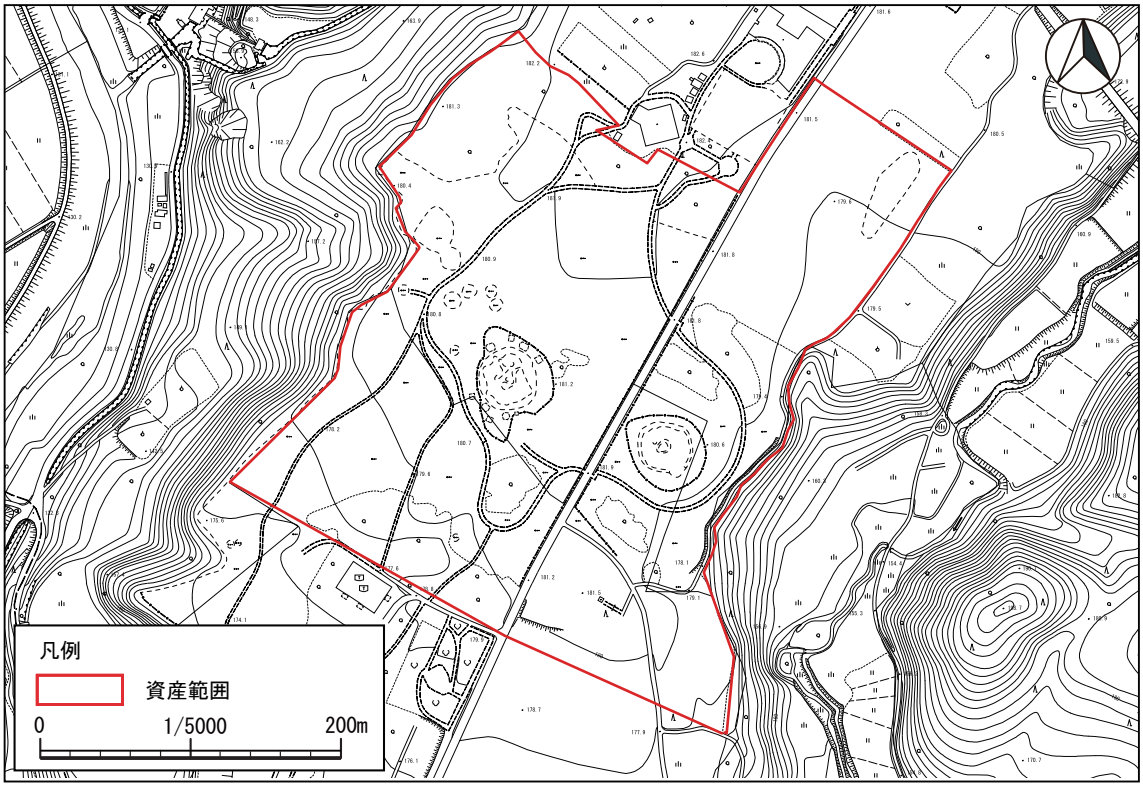


図 2-027　資産拡大図（012 大湯環状列石）

013 キウス周堤墓群

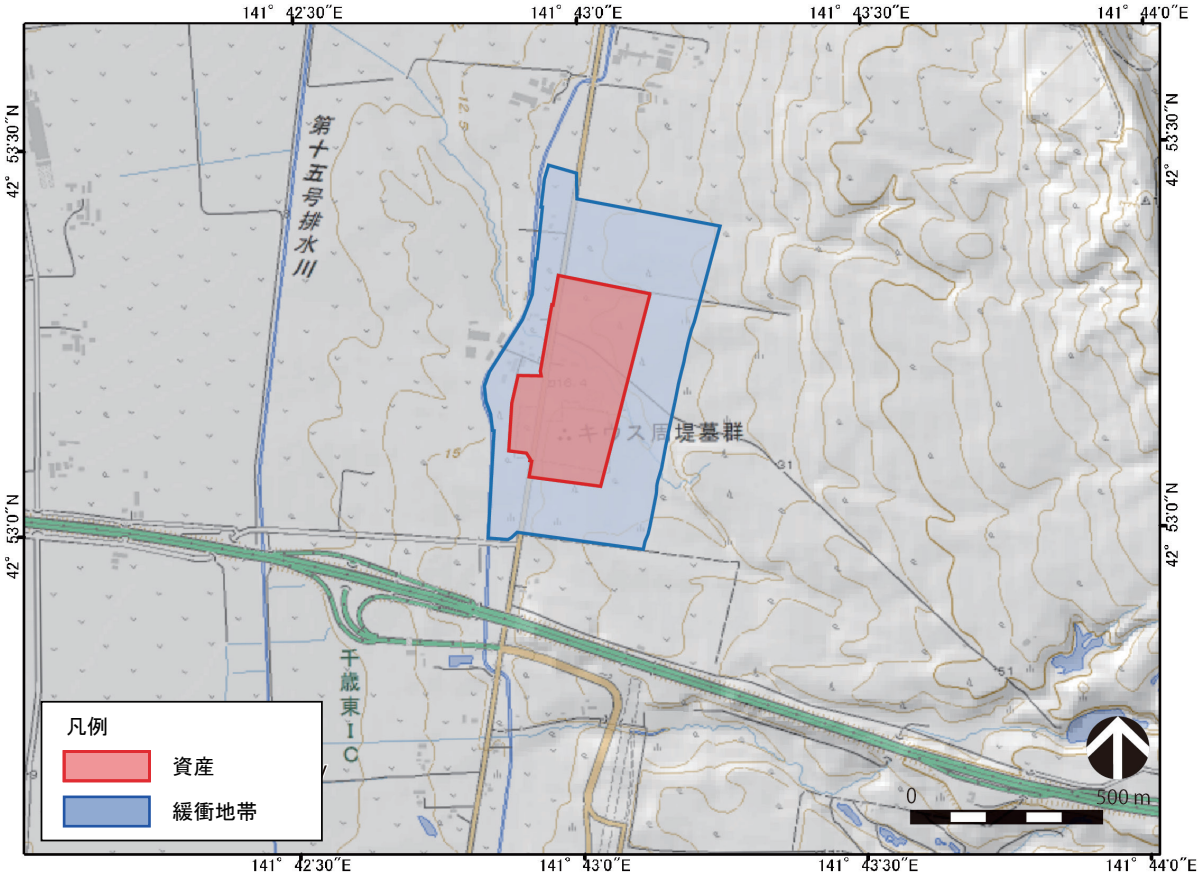


図 2-028　資産および緩衝地帯の範囲図（013 キウス周堤墓群）

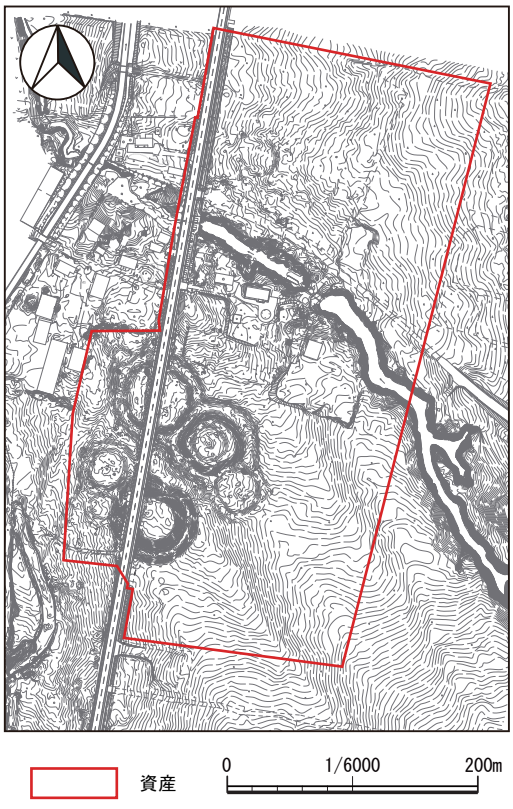


図 2-029　資産拡大図（013 キウス周堤墓群）

014 大森勝山遺跡

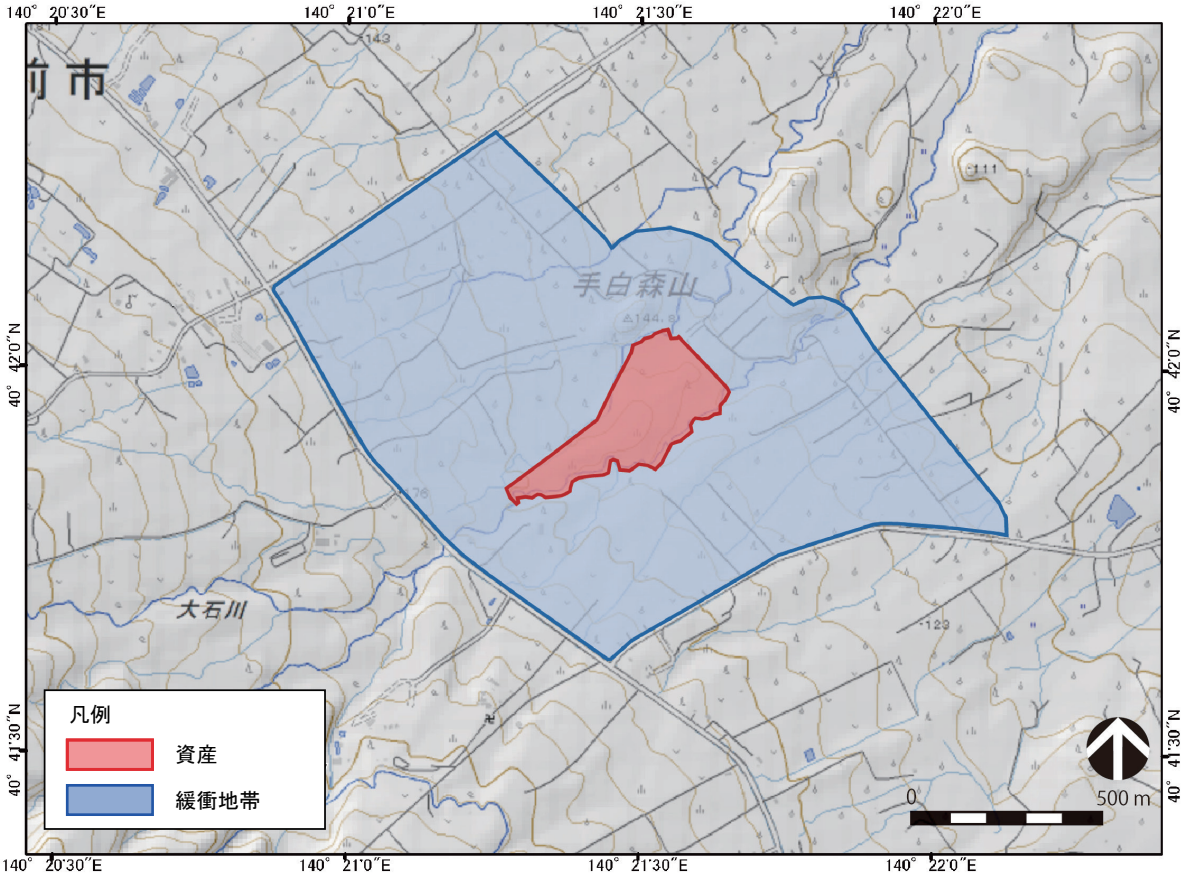


図 2-030　資産および緩衝地帯の範囲図（014 大森勝山遺跡）

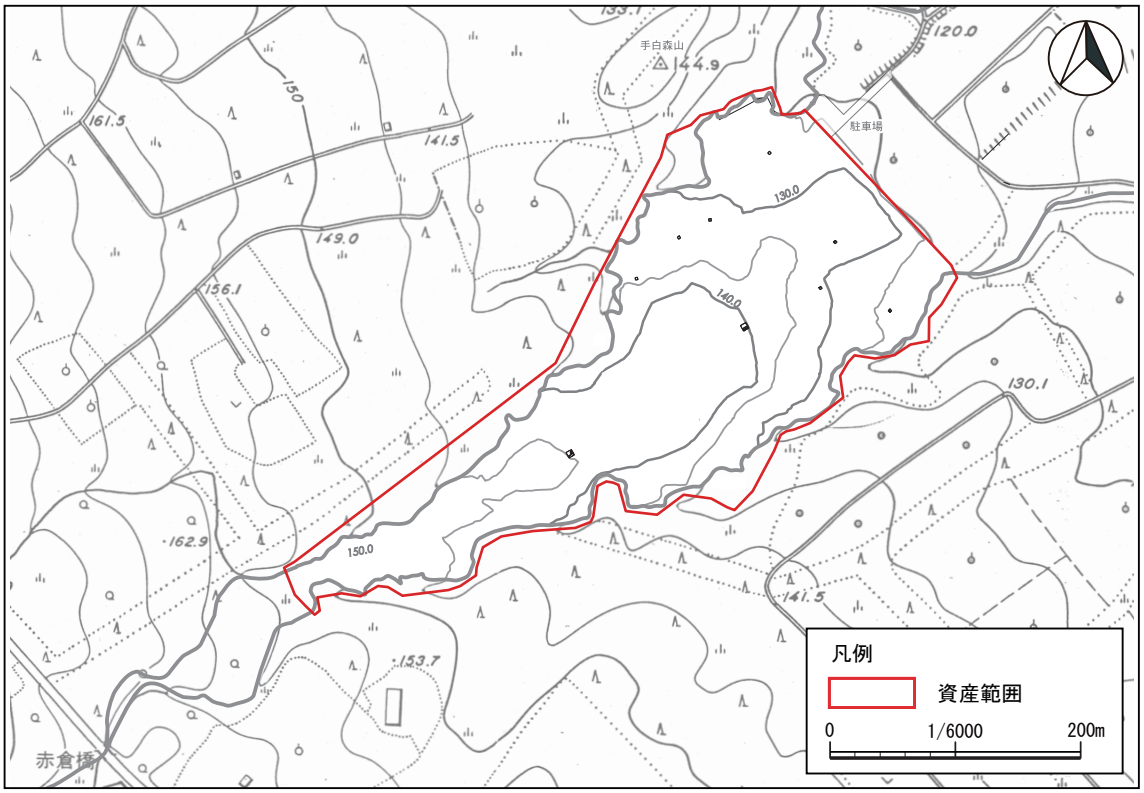


図 2-031　資産拡大図（014 大森勝山遺跡）

015 高砂貝塚

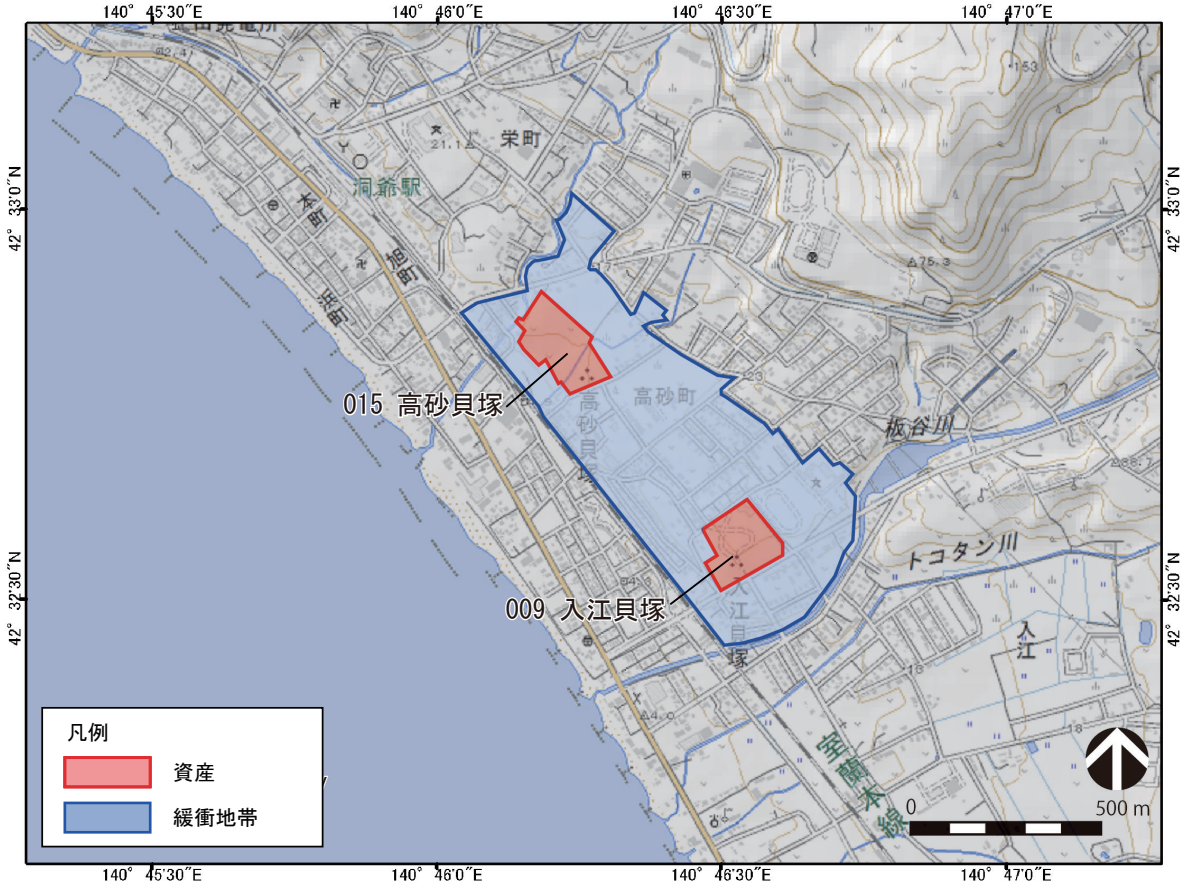


図 2-032　資産および緩衝地帯の範囲図（015 高砂貝塚）

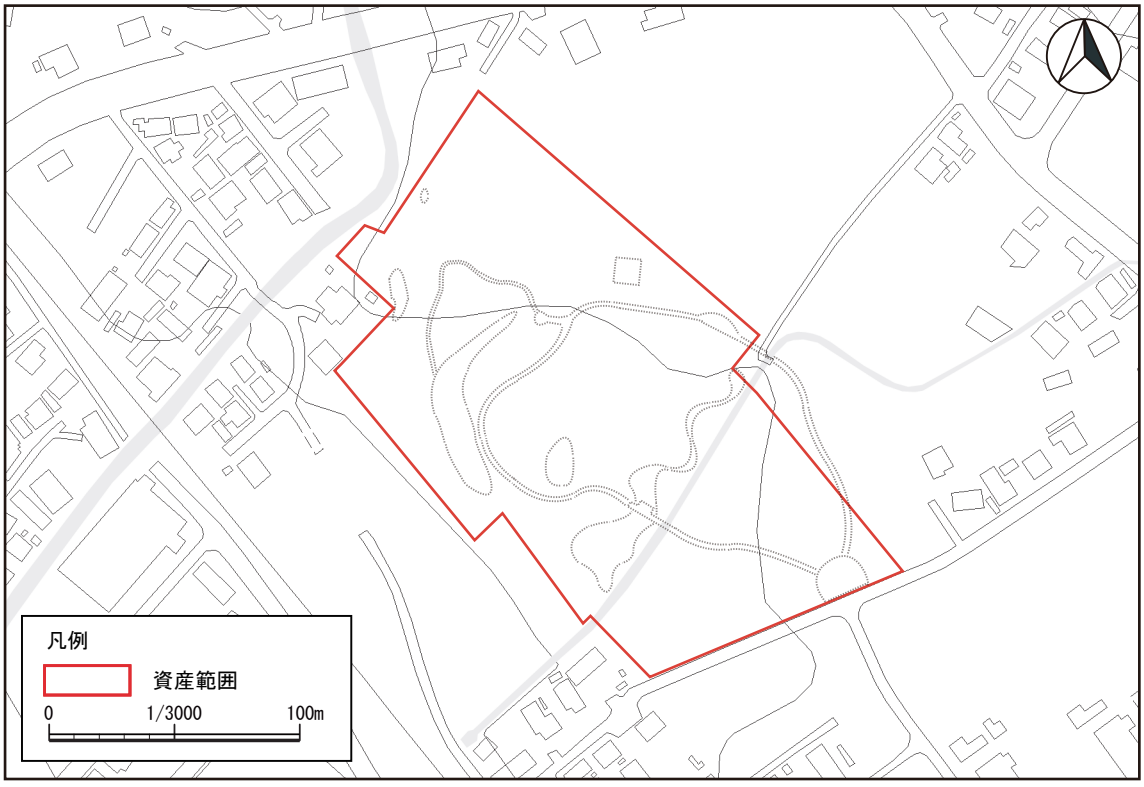


図 2-033　資産拡大図（015 高砂貝塚）

016 亀ヶ岡石器時代遺跡

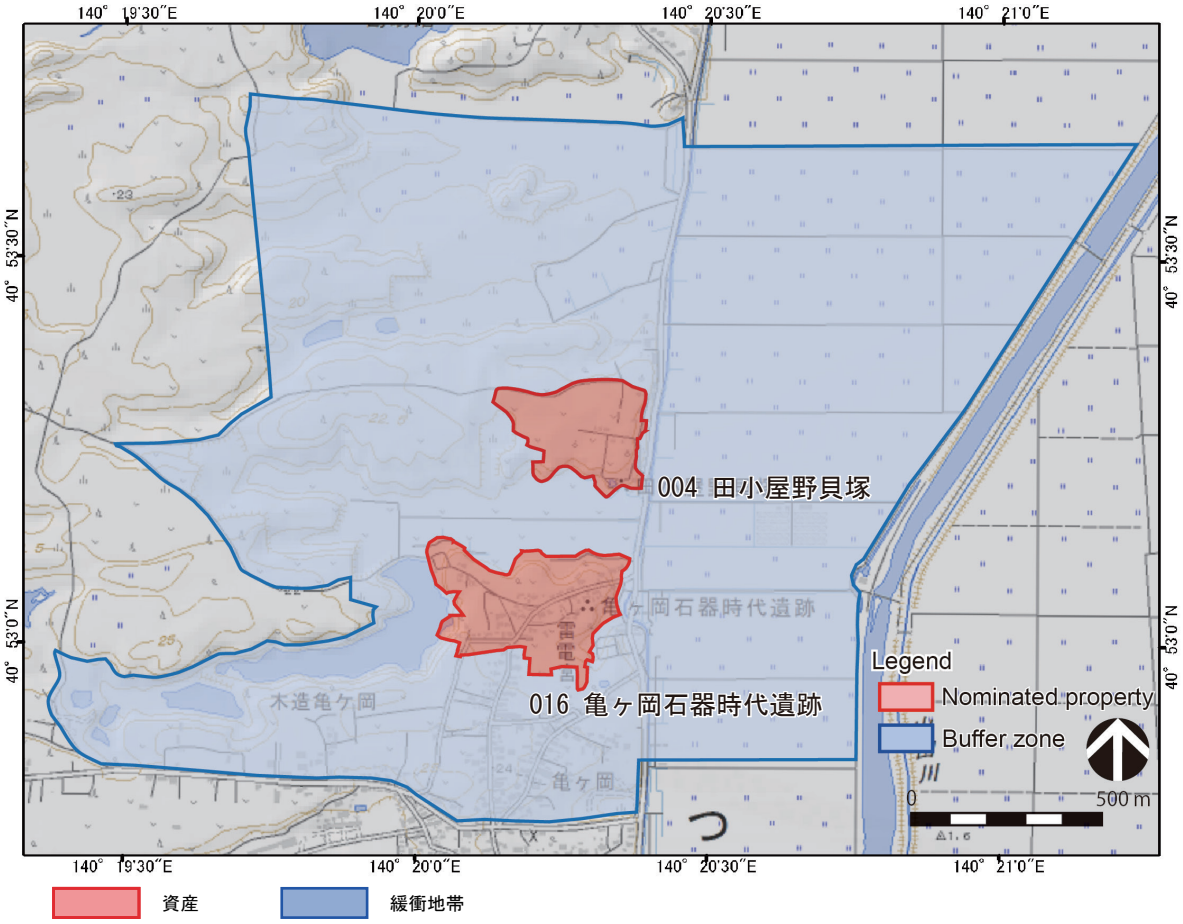


図 2-034　資産および緩衝地帯の範囲図（016 亀ヶ岡石器時代遺跡）

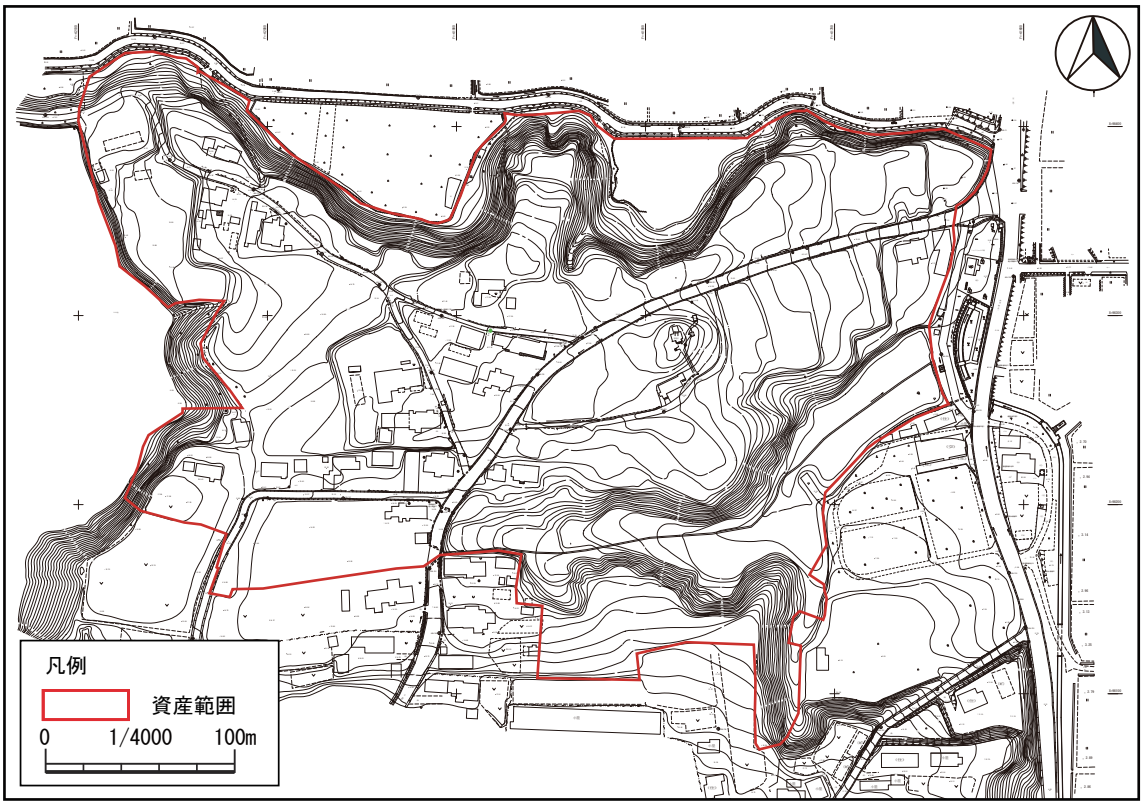


図 2-035　資産拡大図（016 亀ヶ岡石器時代遺跡）

017 是川石器時代遺跡

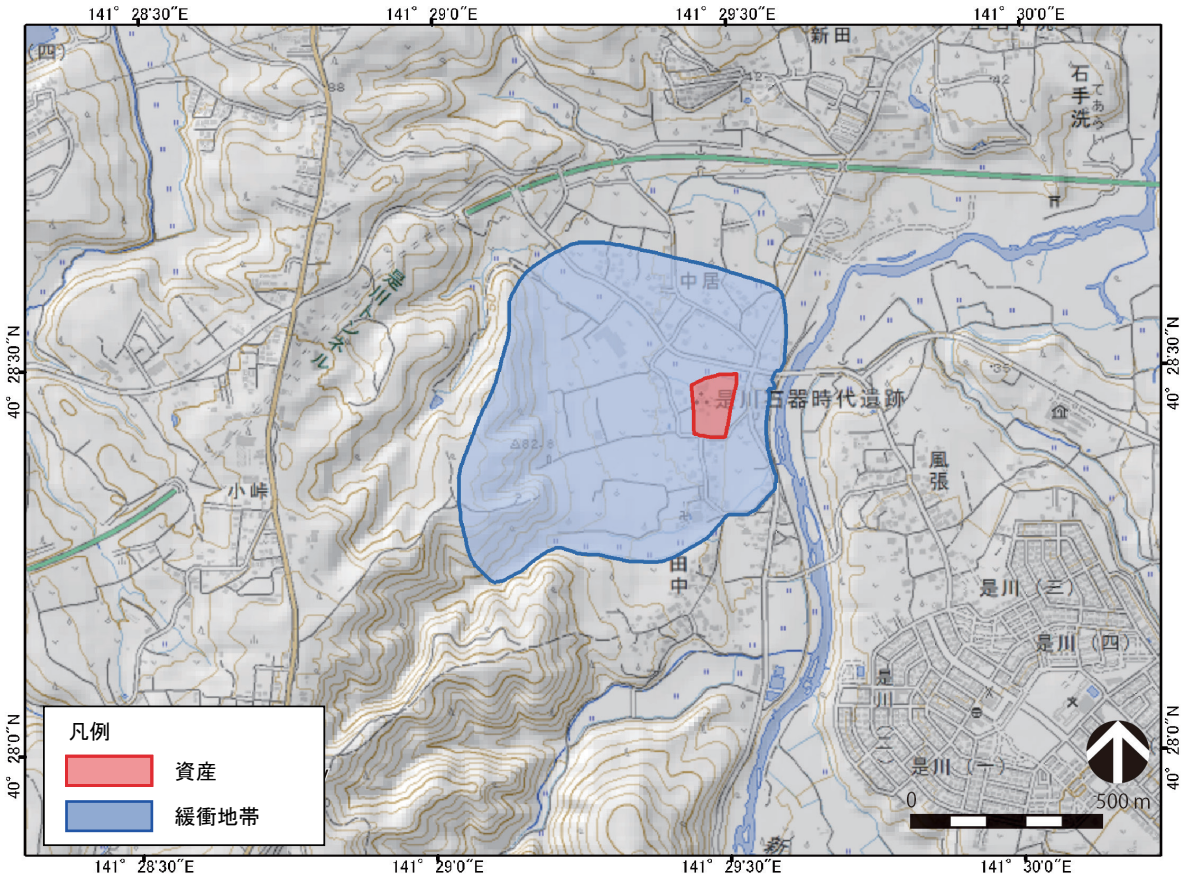


図 2-036　資産および緩衝地帯の範囲図（017 是川石器時代遺跡）

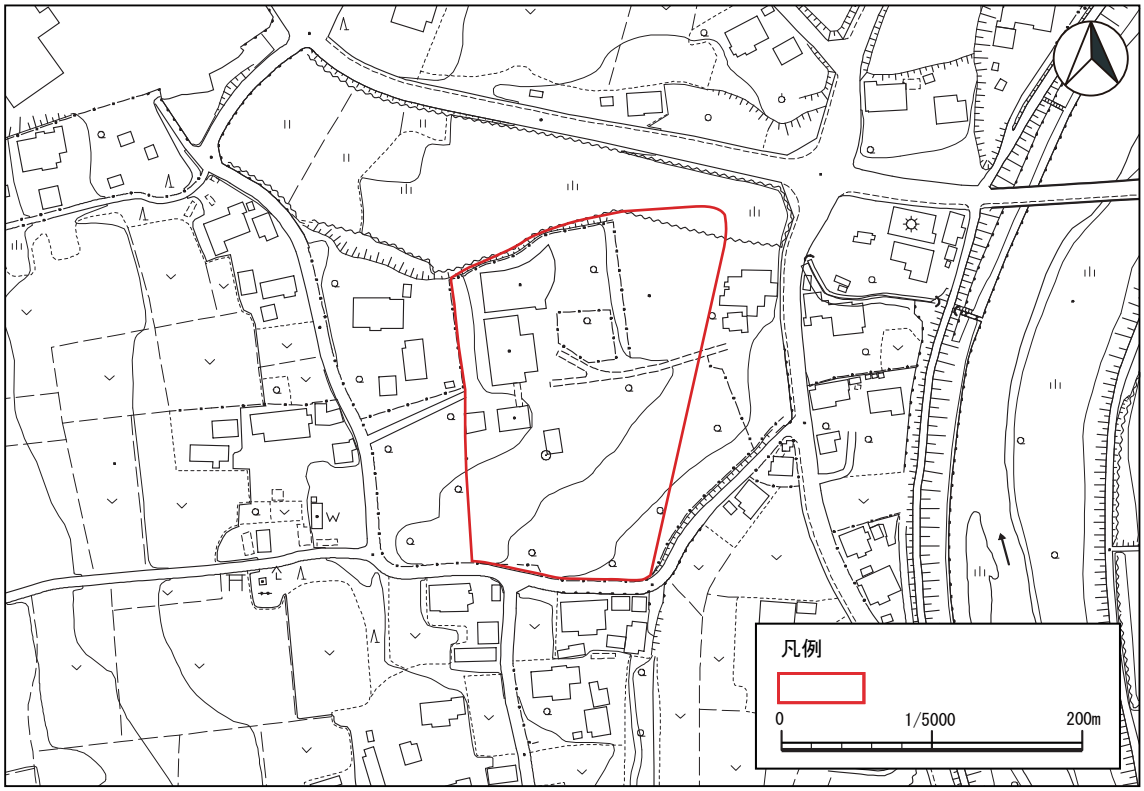


図 2-037　資産拡大図（017 是川石器時代遺跡）

（２）各構成資産の概要

001　大平山元遺跡



写真2-001　全景（南側上空から）

本構成資産は、日本列島北部青森県津軽半島の中央部の外ヶ浜町に所在し、蟹田川左岸の標高26mの河岸段丘上に立地する（写真2-001）。食料となるサケ・マスが遡上し、捕獲できる河川近くであり、日常生活に使用する石器に適した良質の石材が採取できる環境である。

本遺跡は、定住開始期前半（ステージⅠａ）に位置づけられ、煮沸用の土器を使用し、この地に居住地を形成した。移動に適さない土器の出現は定住の開始を告げるものである。

居住地は南北26m×東西20mの楕円形の範囲で、この中に土器の使用と石器づくりの空間が含まれていることから、土地利用の何らかの規制があったものと見られるが、祭祀・儀礼の在り方は未分化の状態にあるものと考えられる。

出土した土器（写真2-002）の付着炭化物の放射性炭素年代測定の結果、紀元前13,000年頃の年代値が得られており、日本最古のものである。また、共伴する石器群は旧石器時代末期の特徴を引き継いでいながらも、弓矢の使用開始を示す石鏃が新たに加わっており、狩猟を生業としていたことを示している（写真2-003）。

本構成資産は、地球規模での温暖化とともに遊動から定住へと生活様式が大きく変化する時期（紀元前13,000年頃）のものであり、定住開始期の様子や河川近くの生業の在り方を示す重要な遺跡である。



写真2-002　日本最古（紀元前13000年頃）の土器



写真2-003　土器に伴出した石鏃

002　垣ノ島遺跡

本構成資産は、北海道南西部渡島半島東岸の函館市南茅部地区に所在し、垣の島川左岸の標高32～50ｍの海岸段丘上に立地する（写真2-004）。水産資源の豊富な太平洋に面し、後背地には森林資源に恵まれた落葉広葉樹が広がる環境である。



写真2-004　全景（東側上空から）

集落は、定住開始期後半（ステージⅠｂ）に位置づけられ、段丘中央部には地面を掘込み耐久性のある長期間居住できる竪穴建物による居住域、その南側に墓域が形成され、居住域と墓域とが分離し集落内での機能分化が見られる（写真2-005）。このことは土地利用について日常と非日常の空間が区別されていたとともに、土地に対する愛着を示すものでもある。

墓には、子どもの足を押捺した足形付土版が副葬されることがあり、この地域独特の葬送であるとともに、高い精神性を示している。

生業では竪穴建物から漁網用の石錘が多く出土するなど、特に漁労が活発に行われていたことがわかる。

なお、定住成熟期前半（ステージⅢａ）にも大規模な盛土遺構が継続して形成され（写真2-006）、活発な祭祀・儀礼が行われていた。

本構成資産は、定住開始期後半（紀元前7,000年頃）の集落遺跡であり、海進期と沿岸地域における生業の在り方及び耐久性のある竪穴建物の出現、そして居住域と墓域の分離など、集落における日常・非日常の空間の区別など機能分化の開始を示し、精神文化の様相がわかる重要な遺跡である。加えて成熟期前半（紀元前2,000年頃）には祭祀場である盛土遺構も形成される。



写真2-005　大型土坑墓と土坑墓群



写真2-006　まとまって出土した漁網用の石錘

003　北黄金貝塚

本構成資産は、北海道南西部噴火湾（内浦湾）東岸にある伊達市に所在し、標高10～20ｍの丘陵上に立地する（写真2-007）。水産資源に恵まれた内浦湾に面し、後背地には森林資源豊富な落葉広葉樹の森が広がる環境である。



写真2-007　全景（南東側上空から）

集落は、定住発展期前半（ステージⅡａ）に位置づけられ、台地上に居住域と墓域、貝塚が近接して配置され、低地には湧水点と水場遺構が所在する。居住域と近接した場所では、貝塚と墓域が一体となった祭祀場が形成されている（写真2-008、009）。

海進の最盛期には、温暖な環境に棲息するハマグリを中心とする貝塚と居住域が丘陵頂部に形成されていたが、海退にともなって海寄りの低地に移動するとともにハマグリは減少するなど、海進・海退など海水面や海岸線の変化と連動して貝塚や住居の形成地点、貝の種類などが変遷する環境適応の実態を示している。貝塚から出土するハマグリ、マガキ、ホタテガイなどの貝類やマグロやヒラメなどの魚骨、オットセイ、クジラなどの海獣骨は、漁労を中心としていたこの地域の生業の特徴を示している。

湧水点と水場遺構からは、故意に破壊したと思われるすり石と石皿が大量に出土し、石器の廃棄に伴う祭祀的な性格を持つ場と考えられており、さらに貝塚における動物骨の意図的な配置など、高い精神性も示している。

本構成資産は、定住発展期前半（紀元前5,000年～紀元前3,500年頃）の貝塚を伴う集落であり、沿岸地域の生業の在り方及び海進・海退への適応状況、拠点集落としての居住を物語る施設、水場や貝塚における祭祀・儀礼などの高い精神文化を示す重要な遺跡である。



写真2-008　土坑墓と屈葬人骨



写真2-009　水場の祭祀場

004　田小屋野貝塚

本構成資産は、日本列島北部青森県西部のつがる市に所在し、岩木川左岸の標高10～15ｍの丘陵平坦面から緩斜面上に立地する（写真2-010）。海進期に形成された内湾である古十三湖に面しており、内水面の漁労及び貝の採取に適するとともに、後背地には森林資源に恵まれた落葉広葉樹が広がる環境である。



写真2-010　全景（南東側上空から）

集落は、定住発展期前半（ステージⅡａ）に位置づけられ、竪穴建物、墓、貝塚、捨て場などが分離して配置される。半地下式の貯蔵穴が複数作られるなど定住を営むための施設が見られる。居住域と墓域の分離は継続するとともに、土器・石器・祭祀遺物等が出土する捨て場の形成が行われる。捨て場の形成は恒常的な衛生環境の維持と日常的な祭祀・儀礼の存在を物語っている。土坑墓からは出産歴のある成人女性の埋葬人骨が発見され、この時期における埋葬方法を示している（写真2-011）。

貝塚は、汽水域に棲息するヤマトシジミ・イシ　　ガイなどを主体とし、丘陵上に点在して形成されている（写真2-012）。オニグルミやクリなどの炭化材も出土し、森林資源の利用も行われていた。

貝塚や捨て場からは、土器・石器の他にクジラ・イルカなど大型哺乳類の骨で作った骨角器なども発見されており、捨て場は祭祀場としての性格が窺われ、高い精神性を示している。さらに精神性の豊かさを示す装身具であるベンケイガイ製の貝輪の未製品が多数出土したことから、集落内で貝輪製作が行われていたことも明らかとなった。

本構成資産は、定住発展期前半（紀元前4,000年～紀元前2,000年頃）の貝塚を伴う集落であり、内湾地域における生業の在り方及び定住を営むための多様な施設の配置など、この地域における集落と精神生活の在り方を示す重要な遺跡である。



写真2-011　土坑墓内の出産歴のある女性人骨



写真2-012　貝層断面

005　二ツ森貝塚

本構成資産は、日本列島北部青森県東部の七戸町に所在し、太平洋岸に続く小川原湖西岸の標高約30mの段丘上に立地する（写真2-013）。海進期に形成された湖沼地帯の最奥部で漁労や貝の採取など豊富な水産資源が得られるとともに後背地には森林資源に恵まれた落葉広葉樹の森が広がる環境である。



写真2-013　全景（南東側上空から）

集落は、定住発展期前半（ステージⅡａ）に位置づけられ、段丘の平坦部に竪穴建物や貯蔵穴などによる居住域、その外側に墓域が配置される。

貝塚は、丘陵北斜面と南斜面に形成され、下層には海水性、上層には汽水性の貝塚が形成され、海進・海退による環境の変化を明確に反映している（写真2-014）。発掘調査により出土した釣り針や銛などの漁労具、魚骨、動物骨などから、活発な漁労や狩猟が行われていたことがわかる。

貝塚には貝以外の使用可能な骨角器や完形土器等も含まれており、祭祀的な捨て場としての機能が確認できる。貯蔵穴の中には人骨が検出されているものもあることから（写真2-015）、後に墓として転用されている。精巧に加工された鹿角製櫛は当時の高い精神性と加工技術を知る上でも貴重である。

本構成資産は、定住発展期前半（紀元前5,000年～紀元前3,000年頃）を中心とした大規模貝塚を伴う集落であり、湖沼地帯における生業の在り方及び貝塚などを中心とした集落構造、海進・海退など環境の変化による貝塚における貝の種類の変遷など環境適応の実態を示す重要な遺跡である。



写真2-014　貝層と盛土の断面



写真2-015　捨て場

006　三内丸山遺跡

本構成資産は、日本列島北部青森県中央部の青森市に所在し、陸奥湾に注ぐ沖館川右岸の標高約20mの河岸段丘上に立地する（写真2-016）。水産資源豊富な内湾及び河口に位置し、後背地には豊かな森林資源を伴う落葉広葉樹の森が広がる環境である。



写真2-016　全景（西側上空から）

集落は、定住発展期後半（ステージⅡｂ）に位置づけられ、多様な施設で構成される長期間継続した拠点集落であり、段丘全体に広がる。北側に竪穴建物、大型竪穴建物（写真2-017）からなる居住域が、東側に墓域が明確に区分されて形成される。居住域には竪穴建物の他に貯蔵施設や掘立柱建物、捨て場や盛土などが構築される。

列状に配置された墓からなる墓域（写真2-018）や、祭祀・儀礼が行われたと考えられる祭祀場である大規模な盛土が長期間にわたって複数確認され、多数の土偶や祭祀用の道具類が出土し、自然崇拝や祖先崇拝などが継続して営まれたことを示している。

また、発掘調査により出土した狩猟具や釣り針、銛などの漁労具、加工具、多種多様な魚骨や動物骨、クリ、クルミなどの堅果類などから、通年において自然資源を巧みに利用していたことがわかる。特に、大規模なクリ林の維持管理を行うことによって安定した食料を確保していたことも明らかとなっている。

本構成資産は、定住発展期後半（紀元前3,000年～紀元前2,200年頃）を中心とした大規模な拠点集落であり、内湾地域における生業の在り方及び大規模な拠点集落の様相と出土品が示す祭祀・儀礼の多様性を示す重要な遺跡である。



写真2-017　大型竪穴建物跡



写真2-018　列状に配置された墓

007　大船遺跡

本構成資産は、北海道南西部渡島半島東岸の函館市南茅部地区に所在し、大舟川左岸の標高約30～50ｍの海岸段丘上に立地する（写真2-019）。水産資源豊富な太平洋に面し、後背地に森林資源に恵まれた落葉広葉樹の森が広がる環境である。



写真2-019　全景（南東側上空から）

集落は、定住発展期後半（ステージⅡｂ）に位置づけられ、川に沿った段丘南側に形成され、竪穴建物、貯蔵施設、盛土遺構、墓などの施設が分離して配置されており、多様な施設が見られることから拠点集落と考えられる。竪穴建物は概して大型のものが多く、深さ２ｍを超えるものも存在する（写真2-020）。

祭祀場である大規模な盛土遺構が形成され、大量の土器・石器などが累積し祭祀・儀礼が継続して行われており、高い精神性を示している（写真2-021）。

また、発掘調査により、クジラ、オットセイなどの海獣骨やマグロ、サケなどの魚骨、マガキ類、タマキビなどの貝類のほか、クリ、オニグルミなどの堅果類、ヤマブドウ、ウルシ、キハダもなどが出土しており、海岸部や河川における漁労とともに森林資源の利用も活発に行われた。

本構成資産は、定住発展期後半（紀元前3,500年～紀元前2,000年頃）の祭祀場である大規模な盛土遺構を伴う拠点集落であり、沿岸地域における生業の在り方を示す重要な遺跡である。



写真2-020　大型竪穴建物跡



写真2-021　盛土

008　御所野遺跡

本構成資産は、日本列島北部岩手県北部の一戸町に所在し、馬淵川東岸の標高190～210ｍの河岸段丘上に立地する（写真2-022）。食料となるサケ、マスが遡上し、捕獲できるとともに、後背地には森林資源に恵まれた落葉広葉樹の森が広がる環境である。

集落は、定住発展期後半（ステージⅡｂ）に位置づけられ、東西に長い台地の中央部を墓域とし、その東西が大型建物、中・小型建物及び貯蔵穴で構成される居住域となっている。



写真2-022　全景（北西側上空から）

墓域には土坑墓（写真2-023）とその周囲に径２～３ｍの配石遺構が構築される（写真2-024）。石は腐食しないため、長期間にわたりその場所が墓地であることを示し、土地との結びつきを端的に示すものである。配石遺構群の外側には掘立柱建物が環状に配置され、墓域の南側には祭祀場である盛土遺構が形成される。これらは長期間にわたって構築されたものであり、継続して祖先崇拝が行われたことを示している。

祭祀場である盛土遺構からは大量の土器・石器などとともに焼かれたシカ・イノシシなどの動物骨、同様のクリ・トチノミなどの堅果類、土偶、土製品、石製品などの祭祀的な遺物が出土し、火を使った祭祀が繰り返し行われたことを示している。

また、発掘調査によって、クリ・クルミ・トチなどの堅果類、サケ・マス類の魚骨、シカ、イノシシなどの哺乳類骨が数多く出土し、それらの採集・加工や捕獲に用いられた道具類などとともに、多様な食糧資源を具体的に示している。

本構成資産は、定住発展期後半（紀元前2,500年～紀元前2,000年頃）の配石遺構を伴う墓域と祭祀場である盛土遺構を伴う拠点集落であり、内陸の河川流域における生業と精神生活の在り方を示す重要な遺跡である。



写真2-023　土坑墓群



写真2-024　配石遺構群

009　入江貝塚

本構成資産は、北海道南西部の洞爺湖町に所在し、内浦湾を望む標高約20ｍの段丘上に立地する（写真2-025）。水産資源豊富な内浦湾に面し、後背地には森林資源に恵まれた落葉広葉樹の森が広がる環境である。



写真2-025　全景（北東側上空から）

集落は、定住成熟期前半（ステージⅢａ）に位置づけられ、段丘の縁辺部近くに竪穴建物による居住域と土坑墓による墓域で構成される。貝塚は段丘の縁辺や段丘崖の斜面に形成されている。集落規模は前ステージに比べて小型化し、集落の分布も分散する傾向にある。

貝塚（写真2-026）からはアサリやイガイなどの貝類のほか、ニシン、カサゴ、スズキ、マグロなどの魚類、エゾシカやイルカ類を中心とした哺乳類など多くの動物骨が出土し、多様な漁労具や魚骨、貝類の出土から漁労や狩猟が活発に行われていたことがわかる。また、特異な骨角製装身具なども出土するなど、祭祀場としての性格も見られ、高い精神性を示している。

墓域からは墓坑を伴わない埋葬人骨が確認され、そのうちの成人人骨１体は、ポリオ（小児マヒ）に感染したことが明らかとなっており、四肢が不自由なまま周囲の手厚い介護を受けながら生きながらえたことを示している（写真2-027）。

本構成資産は、定住成熟期前半（紀元前1,800年頃）の共同の祭祀場や墓地を支えた周辺に所在する集落の典型であり、水産資源を主とした沿岸地域における生業と精神生活の在り方を示す重要な遺跡である。



写真2-026　竪穴建物跡



写真2-027　土坑墓内のポリオ（小児マヒ）に罹患した成人の人骨

010　小牧野遺跡



写真2-028　全景（北側上空から）

本構成資産は、日本列島北部青森県中央部の青森市に所在し、２つの河川に挟まれた、南東部に八甲田山西麓が広がる標高80～160mの舌状台地上に立地する（写真2-028）。後背地に森林資源に恵まれた落葉広葉樹の森が広がる環境である。

環状列石は、定住成熟期前半（ステージⅢａ）に位置づけられ、共同墓地であるとともに祭祀・儀礼の空間でもあることから、高い精神性を具体的に示している。周辺には環状列石が確認されていないため、広域にわたる複数の集落によって構築、維持、管理される共同墓地を伴う祭祀場であると考えられる。

環状列石は、中央帯が直径2.5m、内帯が直径29m、外帯が直径35mの三重となっているほか、その周りを囲むように直径４m前後の環状配石や一部四重となる列石などが配置され、全体で直径55mに上る。環状列石の内帯や外帯は、平らな石を縦横に繰り返し、あたかも石垣を築くように並べられており独特の配列になっている（写真2-029）。環状列石の構築に際しては、斜面の高い方の土を削り（切土）、その排土を斜面の低い方に盛土するなど、あらかじめ土地造成が行われている。環状列石のほか捨て場（写真2-030）、湧水遺構、土坑墓群や土器棺墓なども発見されている。

また、環状列石や墓域や捨て場を中心に土器や石器のほか、土偶、ミニチュア土器、動物形土製品、鐸形土製品、三角形岩版、円形岩版などの祭祀具が出土した。特に三角形岩版は、400点以上もの出土が確認されており、環状列石を中心に儀礼・祭祀が行われたことを示している。

本構成資産は定住成熟期前半（紀元前2,000年頃）の環状列石を主体とする祭祀遺跡であり、丘陵地域における生業と祭祀・儀礼の在り方を示す重要な遺跡である。



写真2-029　環状列石内の配石



写真2-030　捨て場

011　伊勢堂岱遺跡



写真2-031　全景（北西側上空から）

本構成資産は、日本列島北部秋田県北部の北秋田市に所在し、米代川左岸の２つの河川に囲まれた標高42～45ｍの山地に接続する河岸段丘上に立地する（写真2-031）。食料となるサケ・マスが遡上し、捕獲できる河川近くであり、後背地には豊かな森林資源を伴う落葉広葉樹の森が広がる環境である。

環状列石は、定住成熟期前半（ステージⅢａ）に位置づけられ、共同墓地であるとともに祭祀・儀礼の空間でもあり、周辺に近接した環状列石がないため、広域にわたる複数の集落によって構築、維持、管理された祭祀場と考えられる。

環状列石は4つ（環状列石Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ）発見されている。隣接して４つもの環状列石が確認されている例は、他にはなく、遠方の山並みが一望できるなど、眺望に恵まれていることも特徴である。４つの環状列石はそれぞれ形状が異なり、最大級の環状列石Ｃは直径約45ｍ、三重のものである。もっとも小さいものは環状列石Ｂで弧状を呈しており、造営を途中で止めてしまったものである（写真2-032）。

これらの環状列石は極めて見晴らしのよい段丘北西端に集中する。掘立柱建物跡（写真2-033）や貯蔵穴等は環状列石の外周で同心円状に配置する。その他に、環状列石から離れた地点から、直径約10m以下の配石遺構や、長さ100ｍを越える溝状遺構などを検出している。

環状列石の周囲からは、土偶・動物形土製品・鐸形土製品・岩版類・三脚石器・石剣類など祭祀の道具も多量に出土しており、祭祀・儀礼が行われたことがわかる。

本構成資産は、定住成熟期前半（紀元前2,000年～紀元前1,700年頃）の４つの環状列石を主体とする祭祀遺跡であり、内陸地域における生業及び祭祀・儀礼の在り方を示す重要な遺跡である。



写真2-032　環状列石Ｃの配石



写真2-033　環状列石Ａの掘立柱建物跡

012　大湯環状列石

本構成資産は、日本列島北部秋田県北東部の鹿角市に所在し、米代川の支流である大湯川左岸に形成された標高180ｍ程の台地上に立地している（写真2-034）。食料となるサケ・マスが遡上し、捕獲できる河川の近くであり、背地には森林資源に恵まれた落葉広葉樹の森が広がる環境である。

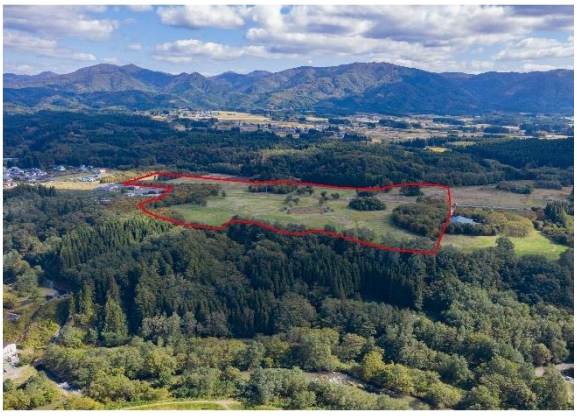


写真2-034　全景（西側上空から）

環状列石は、定住成熟期前半（ステージⅢｂ）に位置づけられ、墓地であるとともに祭祀・儀礼の空間でもあり、周辺に環状列石がないため、広域にわたる複数の集落によって構築、維持、管理された祭祀場と考えられている。

環状列石は２つあり、最大径は万座環状列石（写真2-035）が52m、野中堂環状列石（写真2-036）が44mで、いずれも川原石を様々に組み合わせた配石遺構を二重の環状に配置した構造となっている。２つの環状列石は形状に類似点が多く、なかでも環状列石それぞれの中心の石と「日時計状組石」が一直線に並ぶような配置となっていることから、両者を関連づけて構築した可能性が高い。

環状列石周辺からは、墓域と考えられる配石遺構群が広い範囲に分布することや、それぞれの環状列石を中心として掘立柱建物跡、貯蔵穴、土坑墓といった遺構が同心円状に配置していることが判明した。土偶などの祭祀具も数多く出土しており、墓域・祭祀の場であることを明確に示している。また、発掘調査で出土した狩猟具や加工具、クリやクルミなどの堅果類が出土していることからも狩猟・採集が行われていたことがわかる。

本構成資産は、定住成熟期前半（紀元前2,000年～紀元前1,500年頃）の環状列石を主体とする祭祀遺跡であり、内陸地域における生業と祭祀・儀礼の在り方を示す重要な遺跡である。



写真2-035　万座環状列石全景
（写真の建物は立体表示）



写真2-036　野中堂環状列全景

013　キウス周堤墓群

本構成資産は、北海道中央部の千歳市に所在し、石狩低地帯の東縁の長沼低地に面する標高15～21ｍの緩やかな斜面に立地する（写真2-037）。食料となるサケ・マスが遡上し、捕獲できる河川近くであり、後背地に豊かな森林資源が伴う落葉広葉樹が広がる環境である。



写真 2-037　全景（南東側上空から）

遺跡は、定住成熟期後半（ステージⅢｂ）に位置づけられ、大規模な土手を持つ共同墓地の出現は高い精神性と社会の複雑化を顕著に示している。

周堤墓は円形の竪穴を掘り、掘り上げた土を周囲に積み上げてドーナツ状の周堤を造り、その中に複数の墓を配置する特異な形態である。キウス周堤墓群は現在でもその形状を視認できる外径30m以上の規模の大きな周堤墓が８基群集している。最大のものは外径が75m、周堤上面から竪穴底面までの高低差が5.4m、積み上げられた土量は推計約3,000立方メートル近くに達するなど、傑出した規模を持つ（写真2-038）。

周堤墓の中には単独ではなく、複数が連結して一つのまとまりとなっているものがあり、道状の窪みを境として２群に分かれている。各周堤墓には出入口と考えられる周堤の切れ目があり、この開口部が道状の窪みに面していることから、定まった経路を通って周堤墓に出入りしていたことがわかる。

竪穴内部の土坑墓にはベンガラがまかれるほか、墓標と思われる立石が埋設されたものや周囲に礫が配置されたものがある。土器や石器、土偶が副葬、供献され、周堤外縁部の土坑墓では石棒が副葬されたものがあり、多様な葬送儀礼の在り方を示している。

本構成資産は、定住成熟期後半（紀元前1,200年頃）の大規模な土手で囲まれた共同墓地であり、内陸地域における生業と独特な構造の墓地を構築する高い精神性を示す重要な遺跡である。

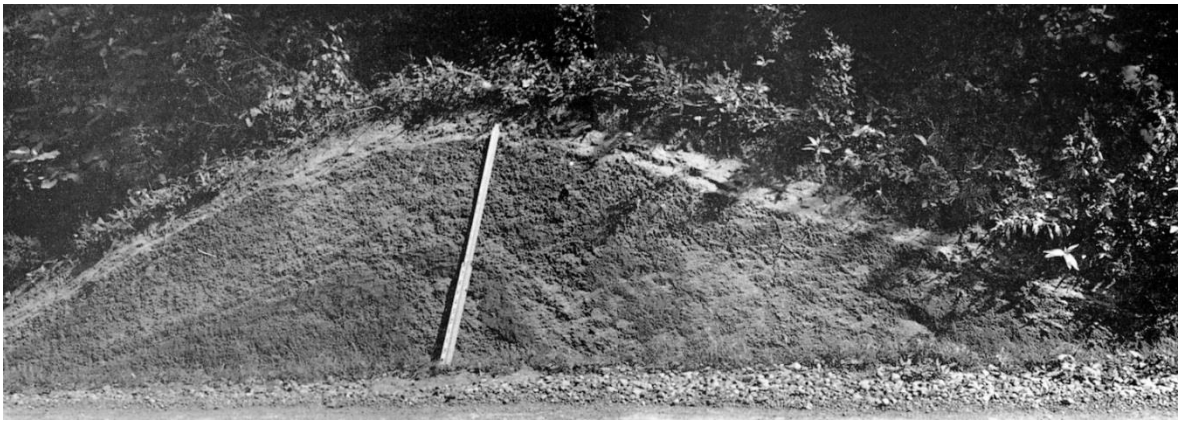


写真 2-038　２号周堤墓周堤断面

014　大森勝山遺跡

本構成資産は、日本列島北部青森県西部の弘前市に所在し、標高143mから145mの舌状丘陵上に立地する（写真2-039）。遺跡から北東側眼下に津軽平野を、南西側には単独峰の岩木山の全景を眺望できる。後背地には豊かな森林資源を伴う落葉広葉樹の森が広がる環境である。

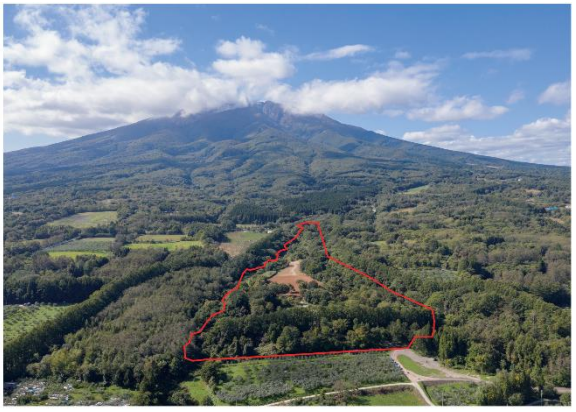


写真2-039　全景（北東側から）

環状列石は、定住成熟期後半（ステージⅢb）に位置づけられ、墓地であるとともに祭祀・儀礼の空間でもあり、周辺に近接して環状列石がないため、広域にわたる複数の集落によって構築、維持、管理された祭祀場と考えられ、精神文化の発達を顕著に示している。

環状列石は、台地上を整地した後、円丘状に盛土し、その縁辺部に77基の組石を配置することにより円環が形成されている（写真2-040）。組石を構成する石には、主に南北両河川から供給された輝石安山岩が用いられている。台地上には環状列石のほか、岩木山と環状列石との軸線上にあたる台地南西端に大型竪穴建物跡１棟、環状列石周辺に土器埋設遺構（写真2-041）、屋外炉、捨て場などが確認されている。明確な墓域が確認されないことから、墓域は別の場所に形成されたものと考えられる。

また、土器、石器、祭祀用である岩版・石剣なども出土し、中でも、環状列石及びその周辺から約250点出土した円盤状石製品は、使用方法は明確ではないが、環状列石と関連する何らかの祭祀・儀礼用と考えられる遺物である。

本構成資産は、定住成熟期後半（紀元前1,000年頃）の環状列石を主体とする祭祀遺跡であり、山岳地帯における生業と高い精神性を示す重要な遺跡である。



写真2-040　環状列石の配石



写真2-041　土器埋設遺構

015　高砂貝塚

本構成資産は、北海道南西部の洞爺湖町に所在し、噴火湾（内浦湾）を望む標高約10mの低地に位置する（写真2-042）。水産資源豊富な内浦湾に面し、後背地には豊かな森林資源を伴う落葉広葉樹の森が広がる環境である。



写真2-042　全景（東側上空から）

遺跡は、定住成熟期後半（ステージⅢｂ）に位置づけられ、低地の南西側縁辺部を中心として貝塚（写真2-043）及び墓域が形成されている。墓域は、土坑墓（写真2-044）と配石遺構で構成され、土坑墓は土器や石器、石製品などの副葬品を伴い、ベンガラが散布されている。他に、抜歯の痕跡が認められる例や胎児骨を伴う妊産婦の墓もある。配石遺構では、土偶や献供土器などが発見され、この地域における葬送や祖先崇拝など高い精神性を示している。

貝塚からはタマキビ・ホタテ・アサリなどの貝類、ニシン・カレイ・マグロなどの魚類、エゾシカ・イルカなどの哺乳類が出土しており、特にアサリやカレイが多くみられることから、貝塚周辺には砂浜が発達していたとともに、一時的な寒冷化も示している。漁労具では鹿角製の銛頭も発見されており活発な漁労が行われていた。

本構成資産は、定住成熟期後半（紀元前1,000年頃）の貝塚を伴う共同墓地であり、沿岸地域における生業と高い精神性による祭祀・儀礼の在り方を示す重要な遺跡である。



写真2-043　貝塚



写真2-044　埋葬状況

016　亀ヶ岡石器時代遺跡

本構成資産は、日本列島北部青森県津軽半島西側のつがる市に所在し、岩木川左岸の標高７～18ｍ程度の丘陵上に立地している（写真2-045）。海進期に形成された内湾である古十三湖の汽水域に面し、後背地には豊かな森林資源を伴う落葉広葉樹の森が広がる環境である。



写真2-045　全景（東側上空から）

遺跡は、定住成熟期後半（ステージⅢｂ）に位置づけられ、土坑墓が多数群集していることから周辺の小規模集落とともに構築、維持、管理した共同墓地と考えられ、高い精神性を顕著に示している。

土坑墓は盛土や底部の溝を有し、土器等の供献品、玉などの副葬品が出土する（写真2-046）。墓域は長期間にわたって構築されていることから祖先崇拝が継続して行われたことを示している。さらに台地周囲の低湿地には祭祀場としての捨て場が形成され、漆塗り土器や漆器、植物製品、玉類など多数の遺物が出土している。墓域と祭祀場が離れた場所に構築されていることは明白である。

豊富な出土遺物の中でも大型土偶（国指定重要文化財）は、その眼部の表現が「遮光器土偶」の名称の起こりとなったことで知られている。

また、発掘調査によって出土したクリ・クルミなどの堅果類、魚骨や動物骨、狩猟具や加工具から採集・狩猟が主な生業であってことを示している。

本構成資産は、定住成熟期後半（紀元前1,000年頃～紀元前400年頃）の大規模な共同墓地であり、高度な精神文化を示すとともに内湾地域の汽水域における生業及び高い精神性による祭祀・儀礼の在り方を示す重要な遺跡である。



写真2-046　竪穴建物跡



写真2-047　土坑墓

017　是川石器時代遺跡

本構成資産は、日本列島北部青森県東部の八戸市に所在し、新井田川左岸の南北の沢に挟まれた標高10～44mの段丘上に立地する（写真2-048）。食料となるサケ・マスが遡上し、捕獲できる河川近くで、後背地には豊かな森林資源を伴う落葉広葉樹の森が広がる環境である。



写真2-048　全景（北側上空から）

集落は、定住成熟期後半（ステージⅢｂ）に位置づけられ、竪穴建物、土坑墓、祭祀場の可能性のある捨て場、配石遺構、盛土などが配置されている（写真2-049、2-050）。

捨て場は、集落の南北の谷地形に形成されている。土器や土偶などがまとまって出土したことから、祭祀・儀礼が活発に行われたものと考えられ、高い精神性を示している。漆製品のほか、弓やヤスなどの狩猟具・漁労具も出土し、生業の内容や高度な工芸技術の様子を知ることができる。また、内水面用の漁労具や加工具、クリ・クルミ・トチなどの堅果類、サケ・マスの魚骨が出土しており、当時の環境とともに採集・漁労・狩猟を生業としていたことがわかる。また、沢には貯木や堅果類の加工などを行った水場もみつかっている。

本構成資産は、定住成熟期後半（紀元前1,000年頃～紀元前400年頃）の多様な遺構を伴う集落であり、河川流域における生業及び高い精神性による祭祀・儀礼の在り方を示す重要な遺跡である。



写真2-049　竪穴建物跡



写真2-050　赤い顔料がまかれた人骨と土坑墓

第３章　資産の現状

１　資産及び緩衝地帯に共通する現状と課題

（１）開発圧力

資産範囲は、全て史跡又は特別史跡の指定地内にあり、文化財保護法により保護されている。構成資産の現状変更は厳重に制限されており、資産の顕著な普遍的価値を損なうような開発行為が行われることはない。

構成資産を所管する地方公共団体では、構成資産の範囲の土地を買い上げる公有地化を推進し、万全の保護措置を講じている。

また、本資産では、各構成資産を取り囲むように緩衝地帯を設定している。緩衝地帯において土地の現状変更、建築物又は工作物の建設、木竹の伐採などの行為を行う場合には、景観法、都市計画法、森林法等のほか、地方公共団体が定める条例に基づき、規模、形態、構造等に関する規制が行われており、資産の顕著な普遍的価値及び周辺環境を損なうような開発を未然に防止している。

関係地方公共団体では、緩衝地帯及びその周辺で計画されている開発行為に関する情報の把握に努め、遺産影響評価（ＨＩＡ）を実施している（第７章参照）。開発行為による構成資産への影響を評価し、負の影響を及ぼすおそれがある場合は開発事業者と計画の変更・中止の調整を行うなど、開発行為を適切にコントロールすることで資産の価値に負の影響が及ばないよう万全の保全措置を講じている。

近年、再生可能エネルギーの利用促進の観点から、構成資産が所在する北海道・北東北でも風力発電施設や太陽光発電施設の設置が計画される可能性がある。構成資産を所管する関係地方公共団体は、景観法に基づく景観計画において各構成資産の緩衝地帯を景観重点区域に指定するとともに、事業の計画段階で協議を行うことや、各構成資産の内外に設けた視点場からみた眺望の保全についても規定しており、緩衝地帯のみならず、その外側の景観についてもコントロール可能な仕組みを整えている。

（2）環境変化

資産及び緩衝地帯では、酸性雨を含む大気汚染や気候変動、野生生物による被害等、資産の顕著な普遍的価値を低下させるような環境変化は生じていない。

構成資産を所管する地方公共団体は、資産の保護に万全を期すため、環境影響として想定される要素について、継続的に経過観察（モニタリング）を実施している。

環状列石のような露出遺構については、結露、カビ等の発生、動物の侵入や草木の伸張などによる影響が考えられる。そのため、負の影響が予測される場合は速やかに原因を除去するとともに、科学的な根拠に基づいて遺構等に負の影響を及ぼさない方法による処置を施すなど、万全の保護措置を講じている。

資産において想定される環境変化に対する対策は、以下のとおりである。

１　大気汚染・気候変動

酸性雨を含む大気汚染や気候変動は、環状列石等の露出遺構の腐食、劣化、汚損を招く可能性がある。

北海道、青森県、岩手県及び秋田県の域内においては、大気汚染防止法に基づき、一般環境大気測定局及び（北海道19箇所、青森県16箇所、岩手県15箇所、秋田県11箇所）を設置し、構成資産への影響が懸念される硫黄酸化物・窒素酸化物・浮遊粒子状物質等の大気汚染物質及び酸性雨を常時監視している。

２　野生動物による被害

昆虫又は小動物の営巣による露出遺構への物理的な影響や、草木の生長による地下遺構への影響などについては、構成資産を所管する地方公共団体が配置している専門職員が日常的に巡視することで、被害の発生を未然に防止している。

近年、北海道、青森県、岩手県及び秋田県では、クマやシカなどの野生動物の出没が多発している。露出遺構及び地下に埋蔵されている遺構・遺物に対する被害はこれまで生じていないが、各構成資産では侵入防止柵の設置又は藪・立木等の伐採などを実施し、野生動物の侵入による被害を未然に防止している。

なお、構成資産及びその周辺において野生動物が確認された場合には、一時的に構成資産の公開を中止するなど、来訪者の安全面を優先した対応をとることとしている。

３　植生変化

構成資産及びその周辺にあるブナやコナラ等の落葉広葉樹等の植生は、資産が機能した時代の植生や自然環境を理解する上で重要である。そのため、構成資産を所管する地方公共団体は、構成資産内にある樹木等について日常的に点検し、植物の異常繁茂や樹木の枯死等の有無について経過観察を実施している。また、資産の顕著な普遍的価値に寄与しないニセアカシア等の外来樹種については、必要に応じて伐採するなど、その拡大防止対策を講じている。

（3）自然災害

自然災害については、予報等により事前に情報を把握するとともに、現地において危険箇所の確認を行う等、災害の発生を未然に防止することが第一である。

本資産が所在する地域において発生する可能性がある自然災害は、地震・津波災害、風水害及び土砂災害、噴火災害、雪害・凍害である。

これらの自然災害に対しては、関係地方公共団体が災害対策基本法に基づき「地域防災計画」を策定しており、当該計画に示された基本方針に従って各種の対策を実施している。また、各構成資産についても、保存管理計画を策定し、構成資産の保存環境及び現状を正確に把握し、想定される災害に対する予防対策及び災害応急対策を講じている。

災害が発生した場合には、構成資産を所管する地方公共団体の職員が巡視して資産への影響の有無を確認し、被害等の状況を把握している。また、資産及びその隣接地で被害が発生した場合は、関係地方公共団体が適切に応急処置を行うことにより被害の拡大を防止し、文化庁の指示に基づき、構成資産を所管する地方公共団体が資産の保護措置を講じている。

これまで、資産の顕著な普遍的価値を損なうような自然災害による被害は確認されていないが、被害が発生した場合には最善の措置を図るための体制が整えている。

資産の所在地域で想定される主な自然災害と具体的な対策について以下に述べる。

１　地震・津波災害

地震が頻発する我が国の中でも、北海道及び北東北は地震の発生が多い地域である。近年、北海道及び東北地方で発生した地震には、2011年3月の東北地方太平洋沖地震（M9.0）、2018年9月の北海道胆振東部地震（M6.7）などがあるが、いずれも資産に影響を及ぼすような被害は発生していない。

関係地方公共団体では、災害対策基本法に基づき地域防災計画を策定し、相互に協力した災害予防、災害応急対策、災害復旧対策を実施し、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する体制を整えている。

また、地域防災計画に基づき、地すべり危険箇所及び崩落危険箇所の防災工事、津波被害を軽減させるための護岸整備、休火山の治山・砂防事業等を計画的に推進している。

２　風水害及び土砂災害

北海道及び北東北は、台風の接近数が比較的少ない地域（平年値は北海道が1.8回、東北地方が2.6回）であるが、海に囲まれていて海抜が低い地点や、山や海に挟まれた地形による急流河川などが多く、風水害や土砂災害には十分な留意が必要である。

関係地方公共団体では、災害対策基本法に基づき地域防災計画を策定し、相互に協力した災害予防、災害応急対策、災害復旧対策を実施し、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する体制を整えている。

また、過去に災害が発生した場所及びその危険性がある場所については、土砂の流出、地すべり、崖面の崩落、河川の氾濫等を防止するための各種工事を実施している。そのほか、主な河川の水位を常時監視するための体制を確保しており、異常が認められた場合には速やかに関係機関に通報することとしている。

構成資産の諸要素である遺構や地形などのほか、教育的な観点から情報提供することを目的として整備した竪穴建物等の立体表示については、構成資産を所管する地方公共団体の職員が定期的に巡視を行い、状況の把握に努めている。災害発生時には速やかに点検を行い、異常が認められる場合には、適切に応急措置及び復旧措置を講じている。

３　噴火災害

北海道・北東北には、駒ヶ岳（北海道）や岩木山（青森県）などの活火山がある。構成資産周辺の活火山については、いずれも静穏な状態が続いており、現在のところ噴火が資産に負の影響を及ぼす見込みはない。

関係地方公共団体では、災害対策基本法に基づき地域防災計画を策定し、噴火、降灰（礫）、溶岩、有害ガス、泥（土石）流、火砕流及び地殻変動等、火山現象による災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図る体制を整えている。

４　雪害・凍害

北海道・北東北は、冬期間の気温が低く、降雪量が多い地域である。

構成資産を所管する地方公共団体では、冬期間の降雪、凍結から露出遺構を保護するため、凍結防止シートや覆土等により被覆するとともに、点検、経過観察により保存状態を把握し、被害の発生を未然に防止している。

５　火災

資産の顕著な普遍的価値を示す要素となる遺構の多くは、地下に埋蔵され、保護盛土等によって被覆して保存されているため、火災による被害は生じにくい。

構成資産内にある立体表示等については、消火栓等の設置や、構成資産を所管する地方公共団体の職員が日常的に巡視することにより、火災の発生を未然に防ぐことに努めている。

資産の顕著な普遍的価値と密接に関わる出土品を保管するガイダンス施設や収蔵庫等では、警報設備（自動火災報知器等）や消火設備（消火器、消火栓、ガス消火設備等）、防火設備（防火扉、防火シャッター等）を設置し、防火対策を講じている。

構成資産を所管する地方公共団体では、火災の発生に備えて、緊急時のマニュアルを作成し、関係機関との連絡体制を整えている。また、火災等の発生時に初期消火活動や来訪者の避難誘導を的確にできるよう、定期的に避難訓練や消火訓練を実施している。

（4）来訪者圧力

資産を構成する17の構成資産は、一般公開されている。資産の顕著な普遍的価値を示す諸要素は、ほとんどが地下に埋蔵され、さらに保護盛土等によって被覆されているため、来訪者の増加が直接的に資産の価値に負の影響を与えることはない。

その一方で、地下に埋蔵されていることにより、資産の価値や内容が来訪者に伝わりにくいという側面もある。構成資産の中には、価値の理解促進や保護意識の醸成を目的として、一部の遺構を露出して保存・公開しているところもある。その場合は、動線を制限するロープや囲い柵等を設置して露出遺構への侵入を防止するなど、負の影響が及ばないように保存管理している。また、専門職員が日常的に巡視し、き損、悪戯、盗掘の観察・監視を継続しており、来訪者圧力によって資産の顕著な普遍的価値が損なわれるような事態は起きていない。

世界遺産登録を契機として、国内外からの来訪者の増加が見込まれることから、各構成資産を所管する地方公共団では、継続的に来訪者数の調査を行い、資産の保全や来訪者の安全などを考慮の上、各構成資産の特性に応じた適切な来訪者受入に取り組むこととしている。

関係地方公共団体では、ホームページやパンフレットなど様々な媒体を活用して、資産の内容やアクセスなどの来訪者が必要とする情報を発信しているほか、見学コースの設定、解説ガイドの養成や多言語化等も進めている。また、17の構成資産すべてにおいて、統一デザインの解説板を設置し、資産の顕著な普遍的価値や構成資産の役割を解説している。このほか、各構成資産を所管する地方公共団体は、駐車場やトイレ、解説板などの便益施設の整備も進めている。今後は、国内外から来訪者が増加することを想定し、資産全体の情報を提供する総合的な窓口の設置を進める。

なお、各構成資産への主なアクセス、顕著な普遍的価値の情報提供を含むガイダンス施設、トイレ・駐車場等の便益施設、受入れ体制等の現状については、第８章の「３　来訪者管理」を参照されたい。

（5）地域社会

資産は、長い歴史の中で地域住民によって継承され、人々が暮らす市街地の一部を構成するものとして今日まで伝えられてきた。地域住民は資産に対するもっとも身近な関係者である。資産の顕著な普遍的価値を確実に次世代に継承するためには、地域住民の理解と協力が不可欠である。そのため、地方公共団体だけではなく、地域住民、関係団体などと連携・協働しながら、資産の保存・活用を進めていくことが重要である。

構成資産を所管する地方公共団体では、地域住民を基礎とした民間の遺跡活用団体が組織されている。地域住民は、資産の顕著な普遍的価値について主体的に学習する機会を持つとともに、構成資産の保全活動や来訪者に価値を伝える解説ガイドとして、資産の保存・活用に積極的に参画している（詳細は第９章参照）。

関係地方公共団体では、資産全体を一体的に保存・活用を推進するために「縄文遺跡群世界遺産本部」を設置し、その実務を担う「縄文遺跡群世界遺産協議会」に地域住民が構成員として参画しているほか、各構成資産に設置されている保存活用協議会にも地域住民や遺跡活用団体等が構成員として参画し、資産及び構成資産の保存・活用の意思決定に関与している（詳細は第９章参照）。

2　各構成資産の状況

001　大平山元遺跡

（1）資産

資産範囲は、文化財保護法による史跡として保護され、青森県外ヶ浜町によって維持・管理されている。本構成資産の範囲全体は保護盛土等により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で保存されている。

外ヶ浜町は、本構成資産の範囲の71.4%について公有地化を完了しており、将来的にすべて公有地化する予定である。

外ヶ浜町は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。

本構成資産内にある既存のビニールハウスについては、当面は遮蔽のために植栽を行い、景観保全を図るが、将来的に撤去する方向で所有者と協議を進めている。

（2）緩衝地帯

緩衝地帯は、景観法に基づく「外ヶ浜町景観計画」において重点地区に定められている。この計画では、大平山元遺跡周辺の景観の維持・形成及び遺跡からの眺望の保全を図るため、きめ細やかな景観形成基準を設け、建築物等の建築や開発行為等を制御・誘導している。

本構成資産周辺は森林や農地が主である。森林は、森林機能の保全を目的とする森林法に基づき、土地の現状変更や森林伐採等の行為が制限されている。農地は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域に位置付けられ、農地法により農地の転用が制限されている。

なお、資産に隣接する町道と線路については、外ヶ浜町が管理者と連携して大規模な拡張など無秩序な開発がなされないように合意しているが、将来的には植栽等による修景を図ることとしている。近隣の住宅についても、植栽等により遮蔽をすることとしている。

002　垣ノ島遺跡

（1）資産

資産範囲は、文化財保護法による史跡として保護され、文化財保護法に基づいて指定された管理団体である北海道函館市によって維持・管理されている。本構成資産の範囲全体が保護盛土等により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で保存されている。

函館市は、本構成資産の範囲のすべてについて公有地化を完了している。

函館市は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。

（2）緩衝地帯

緩衝地帯は、景観法に基づく「函館市景観計画」において縄文遺跡群都市景観形成地域に定められている。この計画では、垣ノ島遺跡周辺の景観の維持・形成及び遺跡からの眺望の保全を図るため、きめ細やかな景観形成基準を設け、建築物等の建築や開発行為等を制御・誘導している。

本構成資産周辺の森林は、森林機能の保全を目的とする森林法に基づき、土地の現状変更や森林伐採等の行為が制限されている。

なお、緩衝地帯において津波発生時に沿岸住民の災害用避難路となる臨港道路の建設計画がある。函館市は、景観等の観点から資産に負の影響が生じないよう、国及び開発事業者と協議を継続しており、シミュレーションを行いながら工法や植栽等による保全を図ることとしている。

003　北黄金貝塚

（1）資産

資産範囲は、文化財保護法による史跡として保護され、文化財保護法に基づいて指定された管理団体である北海道伊達市によって維持・管理されている。本構成資産は、一部の露出遺構を除き資産範囲全体が保護盛土により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。

伊達市は、本構成資産の範囲のすべてについて公有地化を完了している。

伊達市は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。

露出展示している水場遺構については、保存処理の専門家の指導を受けながら薬剤による礫石器の保存処理を行い、専門職員が日常的に石の劣化等を点検・観察している。冬期は凍上・移動等の防止のため、土嚢とシートにより養生している。

また、本構成資産内の既存の市道については、資産に負の影響を及ぼさないよう、市が管理者と連携して現状を維持しているが、将来的に撤去について利用予測に基づく長期的計画を検討することとしている。電波塔については、将来的に撤去することで設置者と協議を進めている。

（2）緩衝地帯

緩衝地帯は、景観法に基づく「伊達市景観計画」において特定景観区域に定められている。この計画では、北黄金貝塚周辺の景観の維持・形成及び遺跡からの眺望の保全を図るため、きめ細やかな景観形成基準を設け、建築物等の建築や開発行為等を制御・誘導している。

本構成資産周辺は農地や住宅地が主であり、都市計画法に基づく市街化調整区域、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域に位置付けられ、農地法により農地の転用が制限されている。

なお、緩衝地帯の外側の山の稜線上に風力発電施設が設置され、資産内から視認されるが、景観等の観点から資産に負の影響が生じないよう、植栽により修景を図ることとしている。

004　田小屋野貝塚

（1）資産

資産範囲は、文化財保護法による史跡として保護され、文化財保護法に基づいて指定された管理団体である青森県つがる市によって維持・管理されている。本構成資産の範囲全体が盛土等により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。

つがる市は、本構成資産の範囲約84%について公有地化を完了しており、将来的にすべて公有地化する予定である。

つがる市は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。

また、資産内の既存の住宅については、将来的に撤去する方向で所有者等と協議を進めている。

（2）緩衝地帯

緩衝地帯は、景観法に基づく「つがる市景観計画」において特定景観地域に定められている。この計画では、田小屋野貝塚及び亀ヶ岡石器時代遺跡（構成資産No.016）と調和した景観の維持・形成及び田小屋野貝塚からの眺望の保全を図るため、きめ細やかな景観形成基準を設け、建築物等の建築や開発行為等を制御・誘導している。

本構成資産周辺は、森林及び農地が主である。森林は、森林機能の保全を目的とする森林法に基づき、土地の現状変更や森林伐採等の行為が制限されている。農地は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域に位置付けられ、農地法により農地の転用が制限されている。

緩衝地帯の外側にある風力発電施設については、資産内から視認できないよう、将来的に植栽により修景を図ることとしている。

005　二ツ森貝塚

（1）資産

資産範囲は、文化財保護法による史跡として保護され、文化財保護法に基づいて指定された管理団体である青森県七戸町によって維持・管理されている。本構成資産の範囲全体が盛土等により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。

七戸町は、本構成資産の範囲のすべてについて公有地化を完了している。

七戸町は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。

七戸町は、本構成資産内の既存の町道等の現代的工作物について、将来的に撤去する方向で協議を進めている。

（2）緩衝地帯

緩衝地帯は、景観法に基づく「七戸町景観計画」において景観形成重点区域に定められている。この計画では、二ツ森貝塚周辺の景観の維持・形成及び遺跡からの眺望の保全を図るため、きめ細やかな景観形成基準を設け、建築物等の建築や開発行為等を制御・誘導している。

本構成資産周辺は森林及び農地が主である。森林は、森林機能の保全を目的とする森林法に基づき、土地の現状変更や森林伐採等の行為が制限されている。農地は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域に位置付けられ、農地法により農地の転用が制限されている。

なお、緩衝地帯にある個人住宅については、資産内から視認できないよう、遮蔽のための植栽を行い、景観保全を図ることとしている。

006　三内丸山遺跡

（1）資産

資産範囲は、文化財保護法による特別史跡として保護され、青森県によって維持・管理されている。本構成資産の範囲全体が保護盛土により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。

青森県は、本構成資産の範囲のすべてについて公有地化を完了している。

青森県は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、ガイダンス施設に常駐している専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。

また、露出展示している遺構（墓、大型掘立柱建物跡、南・北盛土等）については、覆屋を設置し温湿度を管理しながら、経年劣化対策の科学的保存処理及び日常的な点検を行っている。

青森県は、本構成資産内の仮設建物について、撤去することとしている。

（2）緩衝地帯

緩衝地帯は、景観法に基づく「青森市景観計画」において景観形成重点地区に定められている。この計画では、三内丸山遺跡周辺の景観の維持・形成及び遺跡からの眺望の保全を図るため、きめ細やかな景観形成基準を設け、建築物等の建築や開発行為等を制御・誘導している。

本構成資産周辺は公園や住宅地が主であり、都市計画法に基づく第一種低層住居地域に指定され、建築物の規模や高さが一定の範囲で規制されている。また、青森県都市公園条例に基づく都市公園区域では、土地の形質を変更する行為が制限され、適切に維持・管理されている。

なお、緩衝地帯にある既存の送電塔が資産内から視認されるが、将来的に撤去又は埋設することについて所有者と協議することとしている。

007　大船遺跡

（1）資産

資産範囲は、文化財保護法による史跡として保護され、文化財保護法に基づいて指定された管理団体である北海道函館市によって維持・管理されている。本構成資産の範囲全体が保護盛土により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。

函館市は、本構成資産の範囲のすべてについて公有地化を完了している。

函館市は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。

函館市は、本構成資産内の市営墓地について、地域住民の同意を得ながら計画的に移転を進めている。また、その他の電柱等の現代構造物についても、将来的に撤去する方向でそれらの管理者と協議を進めている。

（2）緩衝地帯

緩衝地帯は、景観法に基づく「函館市景観計画」において縄文遺跡群都市景観形成地域に定められている。この計画では、大船遺跡周辺の景観の維持・形成及び遺跡からの眺望の保全を図るため、きめ細やかな景観形成基準を設け、建築物等の建築や開発行為等を制御・誘導している。

本構成資産周辺の森林は森林機能の保全を目的とする森林法に基づき、土地の現状変更や伐採等の行為が制限されている。

資産に隣接する市道は、将来的には道路の切り替え等により廃道とし、遺跡内の園路としての整備・活用を図ることとしている。

また、緩衝地帯において、津波発生時に沿岸住民の災害用避難路となる国道バイパスの建設計画がある。当該道路の建設による本構成資産への負の影響がないことについては、遺産影響評価で確認済みである。函館市は、景観等の観点から資産に負の影響が生じないよう国及び開発事業者と協議を継続しており、シミュレーションを行いながら工法の工夫や植栽などによる保全を図ることとしている。

008　御所野遺跡

（1）資産

資産範囲は、文化財保護法による史跡として保護され、文化財保護法に基づいて指定された管理団体である岩手県一戸町によって維持・管理されている。本構成資産の範囲全体が保護盛土により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。

一戸町は、本構成資産の範囲のすべてについて公有地化を完了している。

一戸町は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、ガイダンス施設に常駐している専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。

春から秋にかけて露出展示している配石遺構については、遺構面を侵食や石の崩落を防ぐ保護盛土で被覆し組石のみを露出するとともに、囲いを設置し立入りを制限しているほか、専門職員が日常的に点検を行っている。冬期は、石材の凍結を防止するため、遺構全体を保護盛土で覆っている。

（2）緩衝地帯

緩衝地帯は、景観法に基づく「一戸町景観計画」において特定景観地域に定められている。この計画では、御所野遺跡周辺の景観の維持・形成及び遺跡からの眺望の保全を図るため、きめ細やかな景観形成基準を設け、建築物等の建築や開発行為等を制御・誘導している。

本構成資産周辺の森林は森林機能の保全を目的とする森林法に基づき、土地の現状変更や伐採等の行為が制限されている。農地は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域に位置付けられ、農地法により農地の転用が制限されている。

本構成資産に隣接して存在する高圧鉄塔と資産上空を横切る高圧線については、景観への影響を軽減する具体的計画について、電力事業者と継続的に協議を進めている。

009　入江貝塚

（1）資産

資産範囲は、文化財保護法による史跡として保護され、文化財保護法に基づいて指定された管理団体である北海道洞爺湖町によって維持・管理されている。本構成資産の範囲全体が保護盛土により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。

洞爺湖町は、本構成資産の範囲のすべてについて公有地化を完了している。

洞爺湖町は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。

洞爺湖町は、資産内に存在する町立保育園等の現代構造物について、将来的に撤去することとしている。

（2）緩衝地帯

緩衝地帯は、景観法に基づく「洞爺湖町景観計画」において入江・高砂貝塚景観形成重点区域に定められている。この計画では、入江貝塚及び高砂貝塚（構成資産No.015）と調和した景観の維持・形成及び入江貝塚からの眺望の保全を図るため、きめ細やかな景観形成基準を設け、建築物等の建築や開発行為等を制御・誘導している。

本構成資産周辺の住宅地は、都市計画法に基づく第二種中高層住居専用地域に指定され、建築物の規模や高さが一定の範囲で規制されている。

本構成資産から視認できる住宅や電波塔については、所有者と協議し、景観に調和した色彩への変更又は植栽等による修景を図ることとしている。

010　小牧野遺跡

（1）資産

資産範囲は、文化財保護法による史跡として保護され、文化財保護法に基づいて指定された管理団体である青森県青森市によって維持・管理されている。本構成資産の範囲全体が保護盛土により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。

青森市は、本構成資産の範囲の83.18%について公有地化を完了しており、将来的にすべて公有地化する予定である。

青森市は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、専門職員とともにガイダンス施設に常駐する職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。

露出展示している環状列石は、遺構面の侵食や石の崩落を防ぐために保護盛土による根固めを行い組石のみを露出し、石材の劣化防止のために防カビ剤を塗布して保護するとともに、囲いを設置し立入りを制限している。保存処理及び定期的な観察を行っているほか、石の崩落を防止するための保護盛土による根固めを行っている。

（2）緩衝地帯

緩衝地帯は、景観法に基づく「青森市景観計画」において景観形成重点地区に定められている。この計画では、小牧野遺跡周辺の景観の維持・形成及び遺跡からの眺望の保全を図るため、きめ細やかな景観形成基準を設け、建築物等の建築や開発行為等を制御・誘導している。

本構成資産周辺の森林は、森林機能の保全を目的とする森林法に基づき、土地の現状変更や伐採等の行為が制限されている。また、都市計画法に基づく市街化調整区域、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域に位置付けられ、農地法により農地の転用が制限されている。

011　伊勢堂岱遺跡

（1）資産

資産範囲は、文化財保護法による史跡として保護され、秋田県北秋田市によって維持・管理されている。本構成資産の範囲全体が保護盛土により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。

北秋田市では、本構成資産の範囲のすべてについて公有地化を完了している。

北秋田市は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、ガイダンス施設に常駐する専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。

露出展示している環状列石については、遺構面を侵食や石の崩落を防ぐ保護盛土で被覆し組石のみを露出し、石に撥水剤及び強化剤を塗布して保護するとともに、囲いを設置し立入りを制限している。また、北秋田市では、露出展示している環状列石の石材の種類を鑑定し、劣化を察知するための経過観察を継続して実施している。

（2）緩衝地帯

緩衝地帯は、景観法に基づく「北秋田市景観計画」において景観形成重点地区に定められている。この計画では、伊勢堂岱遺跡周辺の景観の維持・形成及び遺跡からの眺望の保全を図るため、きめ細やかな景観形成基準を設け、建築物等の建築や開発行為等を制御・誘導している。

本構成資産周辺は森林や農地が主であり、森林は森林機能の保全を目的とする森林法に基づき、土地の現状変更や伐採等の行為が制限されている。農地は農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域に位置付けられ、農地法により農地の転用が制限されている。

緩衝地帯内には遺跡保全に伴い中止された道路工事による橋脚が一部あるが、将来的に撤去することとしている。また、資産範囲を保護するために迂回した道路は、資産から視認できない範囲に景観へ配慮した形で設置が完了し、共用している。

012　大湯環状列石

（1）資産

資産範囲は、文化財保護法による特別史跡として保護され、秋田県鹿角市によって維持・管理されている。本構成資産の範囲全体が保護盛土により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で保存されている。

鹿角市は、本構成資産の範囲のすべてについて公有地化を完了している。

鹿角市は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、ガイダンス施設に常駐する専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。

露出展示している環状列石については、遺構面を侵食や石の崩落を防ぐ保護盛土で被覆し組石のみを露出し、石に撥水剤を塗布して保護するとともに、囲いを設置し立入りを制限している。鹿角市では、専門職員が日常的に石の劣化などを点検し、経過観察を継続して実施している。

本構成資産内を南北に走る道路については、資産に負の影響が生じないよう、将来的には迂回路を整備して撤去することとしている。なお、県道の迂回路は緩衝地帯に整備される見込みであるため、遺産影響評価を行い、資産及び周辺景観に影響を及ぼすことがないよう、関係行政機関等と協議を続けている。

（2）緩衝地帯

緩衝地帯は、景観法に基づく「鹿角市景観計画」において大湯環状列石重点地域に定められている。この計画では、大湯環状列石周辺の景観の維持・形成及び遺跡からの眺望の保全を図るため、きめ細やかな景観形成基準を設け、建築物等の建築や開発行為等を制御・誘導している。

本構成資産周辺は森林や農地が主である。森林は、森林機能の保全を目的とする森林法に基づき、土地の現状変更や伐採等の行為が制限されている。農地は農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域に位置付けられ、農地法により農地の転用が制限されている。

013　キウス周堤墓群

（1）資産

資産範囲は、文化財保護法による史跡として保護され、北海道千歳市によって維持・管理されている。本構成資産の範囲全体が約70㎝の軽石や火山灰及び腐葉土により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。

本構成資産の範囲は約51％を公有地が占め、国有地以外の範囲についても千歳市は引き続き計画的に公有地化を進めており、将来的にすべて公有地化する予定である。

千歳市は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。

周堤墓は視認できる地上構造物であり、周堤内外の斜面土壌は安定した状況にあるが、表土の流出及び実生木の発芽や倒木等に対しては、速やかに土の補填・保護や樹木の伐採・搬出などの維持的措置を行う必要があることから、専門職員が目視による点検を重点的に行っている。

千歳市は、本構成資産内を通る国道337号について、緩衝地帯外に新道となる道央圏連絡道路が2020年3月に供用され、交通量のさらなる減少が見込まれることから、地方道に移管後も継続して、資産に負の影響を及ぼさないよう適切に管理する方向で道路管理者と協議を進めている。

（2）緩衝地帯

緩衝地帯は、景観法に基づく「千歳市景観計画」において景観重点区域に定められている。この計画では、キウス周堤墓群周辺の景観の維持・形成及び遺跡からの眺望の保全を図るため、きめ細やかな景観形成基準を設け、建築物等の建築や開発行為等を制御・誘導している。

本構成資産周辺は森林や農地が主である。森林は、森林機能の保全を目的とする森林法に基づき、土地の現状変更や森林伐採等の行為が制限されている。また、都市計画法に基づく市街化調整区域、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域に位置付けられ、農地法により農地の転用が制限されている。

014　大森勝山遺跡

（1）資産

資産範囲は、文化財保護法による史跡として保護され、青森県弘前市によって維持・管理されている。本構成資産の範囲全体が保護盛土により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。

弘前市は、本構成資産の範囲の約99.8%について公有地化を完了しており、将来的にすべて公有地化する予定である。

弘前市は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。

（2）緩衝地帯

緩衝地帯は、景観法に基づく「弘前市景観計画」において景観形成重点地区に定められている。この計画では、大森勝山遺跡周辺の景観の維持・形成及び遺跡からの眺望の保全を図るため、きめ細やかな景観形成基準を設け、建築物等の建築や開発行為等を制御・誘導している。

本構成資産周辺は森林や農地が主である。森林は、森林機能の保全を目的とする森林法に基づき、土地の現状変更や伐採等の行為が制限されている。農地は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域に位置付けられ、農地法により農地の転用が制限されている。

015 高砂貝塚

（1）資産

資産範囲は、文化財保護法による史跡として保護され、文化財保護法に基づいて指定された管理団体である北海道洞爺湖町によって維持・管理されている。本構成資産の範囲全体が保護盛土により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。

洞爺湖町は、本構成資産の範囲のすべてについて公有地化を完了している。

洞爺湖町は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。

（2）緩衝地帯

緩衝地帯は、景観法に基づく「洞爺湖町景観計画」において入江・高砂貝塚景観形成重点区域に定められている。この計画では、高砂貝塚及び入江貝塚（構成資産No. 009）と調和した景観の維持・形成及び高砂貝塚からの眺望の保全を図るため、きめ細やかな景観形成基準を設け、建築物等の建築や開発行為等を制御・誘導している。

本構成資産周辺の住宅地は、都市計画法に基づく第二種中高層住居専用地域に指定され、建築物の規模や高さが一定の範囲で規制されている。

緩衝地帯から視認される住宅及び送電塔については、所有者と協議し、景観に調和した色彩への変更又は植栽等による修景を図ることとしている。

016　亀ヶ岡石器時代遺跡

（1）資産

資産範囲は、文化財保護法による史跡として保護され、文化財保護法に基づいて指定された管理団体である青森県つがる市によって維持・管理されている。本構成資産の範囲全体が盛土等により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。

つがる市は、本構成資産の範囲の約35%について公有地化を完了しており、将来的にすべて公有地化する予定である。

つがる市は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。

つがる市は、本構成資産内の住宅等の現代構造物について、将来的に撤去する方向でそれらの管理者と協議を進めている。

（2）緩衝地帯

緩衝地帯は、景観法に基づく「つがる市景観計画」において特定景観点地域に定められている。この計画では、亀ヶ岡石器時代遺跡及び田小屋野貝塚（構成資産No.004）と調和した景観の維持・形成及び亀ヶ岡石器時代遺跡からの眺望の保全を図るため、きめ細やかな景観形成基準を設け、建築物等の建築や開発行為等を制御・誘導している。

本構成資産周辺は森林や農地が主である。森林は、森林機能の保全を目的とする森林法に基づき、土地の現状変更や森林伐採等が制限されている。農地は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域に位置付けられ、農地法により農地の転用が制限されている。

017　是川石器時代遺跡

（1）資産

資産範囲は、文化財保護法による史跡として保護され、文化財保護法に基づいて指定された管理団体である青森県八戸市によって維持・管理されている。本構成資産の範囲全体が保護盛土等で被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。

八戸市は、本構成資産の範囲のすべてについて公有地化を完了している。

八戸市は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、ガイダンス施設に常駐している専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。

八戸市は、本構成資産内に存在する既存の複数の公共建物について、順次撤去することとしている。

（2）緩衝地帯

緩衝地帯は、景観法に基づく「八戸市景観計画」において是川景観重点地区に定められている。この計画では、是川石器時代遺跡周辺の景観の維持・形成及び遺跡からの眺望の保全を図るため、きめ細やかな景観形成基準を設け、建築物等の建築や開発行為等を制御・誘導している。

本構成資産周辺の森林は、森林機能の保全を目的とする森林法に基づき、土地の現状変更や伐採等の行為が制限されている。さらに、緩衝地帯は都市計画法に基づく市街化調整区域、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域に位置付けられ、農地法により農地の転用が制限されている。

構成資産から視認される住宅については、所有者と協議し、景観に調和した色彩への変更又は植栽等による修景を図ることとしている。

第４章　基本方針

1　包括的保存管理計画の基本的な考え方

世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、紀元前13,000年頃から紀元前400年頃にかけて、北東アジアにおいて発展した採集・漁労・狩猟を基盤とした定住の開始、発展、成熟の過程及び精神文化の発達を示し、農耕社会以前の先史時代の人々の生活の在り方と精緻で複雑な精神文化を伝える文化遺産である。

資産の顕著な普遍的価値を適切に保存していくためには、地域社会や周辺環境との調和、各種行政施策と連携を図るほか、地上から直接見ることができない地下遺構の価値の伝達など、個々の構成資産の特性に応じた適切な対応を行うとともに、資産の価値を一体的に守り、伝えるための方針に基づき保存・管理を行うことが重要である。

資産の保存・管理は、文化財保護法に基づく保存管理計画のほか、ユネスコ世界遺産条約の精神等に則り実施する。

緩衝地帯の法的な保護措置は、地域の実情に合わせて複数の法律や条例を重ね合わせることにより担保し、資産を保護する（図4-001）。

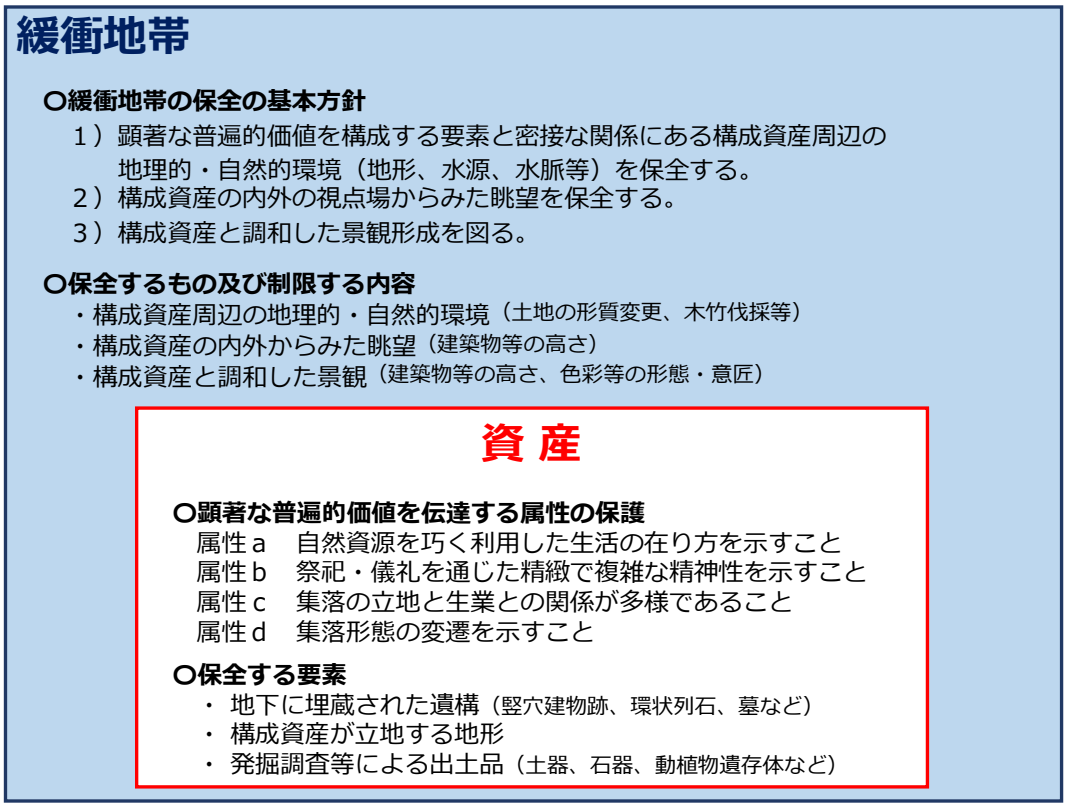


図4-001　資産及び緩衝地帯の保存管理の考え方

2 基本方針

各構成資産を所管する地方公共団体は、文化庁の指導・助言のもと、以下の基本方針に基づき、適切に保存・管理及び整備・活用を行う。

（1）資産の適切な保存・管理

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の顕著な普遍的価値を守り伝承していくため、包括的保存管理計画に基づき、資産の適切な保存・管理を実施する。

（2）緩衝地帯の保全

各構成資産の周辺に適切な範囲の緩衝地帯を設定し、顕著な普遍的価値を伝達する各属性に負の影響を及ぼさないよう、構成資産と一体的に保全する。

（3）公開・活用の推進

来訪者の顕著な普遍的価値の理解を促進するため、解説板、ガイダンスなどの施設及び受入体制の整備・充実を図る。

（4）体制の整備と運営

構成資産及び緩衝地帯を適切に保護・保全するため、関係行政機関の連携・協働による管理を行う。

（5）経過観察の実施

資産の顕著な普遍的価値を守るため、観察指標を設定し、構成資産及び緩衝地帯の継続的な経過観察（モニタリング）を行う。

（6）地域社会との連携・協働

資産の顕著な普遍的価値を確実に次世代に継承するため、学校、地域住民、民間団体等と連携・協働しながら、資産の保存・活用を行う。

第５章　資産の保存・管理

1　資産共通の保存・管理の方針

資産の保存管理は、厳格な文化財保護の現行の仕組みを用いることを基本としながら、資産の顕著な普遍的価値に貢献する諸要素を区分、整理し、それらの要素に応じた保護を行う。

また、発掘調査により出土した土器、土偶などの出土品は、本資産の顕著な普遍的価値と密接に関わる物証であるため、適切に保存・管理を行う。

2　資産の保存・管理の方法

（1）共通事項

本資産の構成資産は、全て先史時代の考古遺跡であり、資産の顕著な普遍的価値を示す要素の多くは地下に埋蔵され、良好な状態で保存されている。

構成資産の範囲は、文化財保護法（1950年制定）に基づく特別史跡または史跡に指定されており、土地の現状変更等を行う場合には文化庁長官の許可を必要とするなど、法的に厳重に保護されている（図5-001）。

特別史跡及び史跡の保存・管理については、文化庁が『史跡等整備のてびきー保存と活用のためにー』（2005年）を示している。その内容に基づき、構成資産を所管する地方公共団体が文化財保護法に基づき指定された管理団体として、個別の保存管理計画を作成し、資産の価値を低下させることのない保存・管理を実施している（表1-001）。保存管理計画の策定にあたっては、構成資産を所管する地方公共団体が文化庁による指導・助言を受けながら、専門家や地域住民等で構成する委員会で十分な検討を経て整理されている。

北海道、青森県、岩手県、秋田県並びに構成資産を所管する地方公共団体では、それぞれの組織内に文化財の保存・管理技術をもつ専門職員を配置しており、資産の顕著な普遍的価値が低下することがないよう、適切な保存・管理を実施している。

資産の顕著な普遍的価値を示す要素となる地下遺構は、原則として十分な保護盛土により被覆して保存・管理しているが、環状列石等の一部の遺構については来訪者が資産の価値の理解を深め、保護意識を醸成するのに有効な情報提供の手法として露出展示を実施している場合もある。露出展示する遺構は、保存科学の専門家等による劣化防止の保存処理のほか、専門職員による日常的な巡視や囲い柵等の設置による立入制限、遺構に負の影響を与えるおそれがある酸性雨や気候変化、雪害・凍害等についても科学的・客観的に測定・観察し、適切に維持・管理している。負の影響が予測される場合は、速やかに原因を除去し、科学的・客観的な根拠に基づいて負の影響を及ぼさない方法により処置を施すこととしている（詳細は第８章４参照）。

さらに、露出遺構を保護するための覆屋、当時の集落の姿を表現した工作物、構成資産

からみた眺望及び景観形成に有効に機能している植生についても、適切に維持・管理している（詳細は第８章４参照）。また、発掘調査に伴う出土品についても、出土状況等の詳細な記録とともに適切に保存・管理し、研究や展示等を行っている。

なお、資産の保護のための基本法令となる文化財保護法の規制内容及び指定状況は、表5-001～表5-002のとおりである。

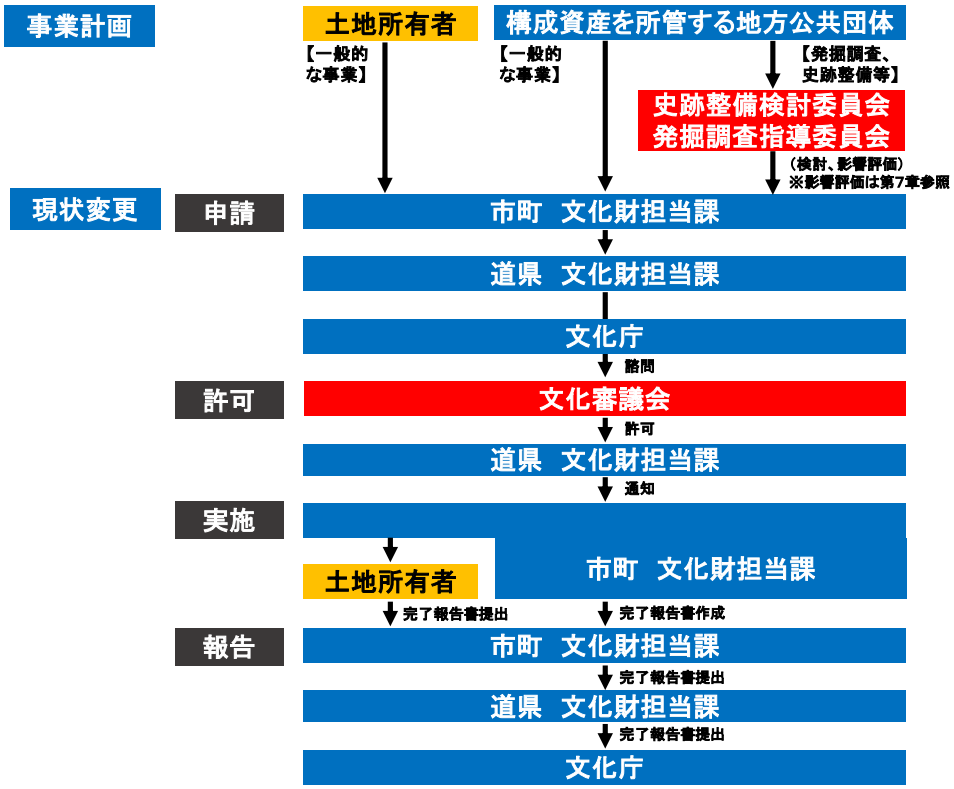


図5-001　史跡の現状変更手続きのフロー（国の許可が必要なもの）

表5-001　資産の保護のための基本法令

法令名	目的等	規制内容
文化財保護法	文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。	史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。

表5-002　構成資産の法的保護と所有関係

No.	構成資産	種別	指定年月日	所有者	管理者
001	大平山元遺跡	史跡	史跡　2013/3/27 追加　2015/10/7	外ヶ浜町、個人	外ヶ浜町
002	垣ノ島遺跡	史跡	史跡　2011/2/ 7	函館市	函館市
003	北黄金貝塚	史跡	史跡　1987/12/25 追加　1996/6/27 追加　2013/10/17	伊達市	伊達市
004	田小屋野貝塚	史跡	史跡　1944/6/26 追加　2017/10/13	つがる市、個人	つがる市
005	二ツ森貝塚	史跡	史跡　1998/1/16 追加　2015/3/10 追加　2015/10/7	七戸町	七戸町
006	三内丸山遺跡	特別史跡	史跡　1997/3/5 特別史跡　2000/11/24 追加　2014/3/18	国、青森県、青森市	青森県
007	大船遺跡	史跡	史跡　2001/8/13	函館市	函館市
008	御所野遺跡	史跡	史跡　1993/12/21 追加　2006/7/28 追加　2014/3/18	一戸町	一戸町
009 015	入江貝塚 高砂貝塚	史跡	史跡　1988/5/13 追加・名称変更 2002/3/19 追加　2002/12/19 追加　2011/9/21	洞爺湖町	洞爺湖町
010	小牧野遺跡	史跡	史跡　1995/3/17 追加　2001/8/13	青森市、個人	青森市
011	伊勢堂岱遺跡	史跡	史跡　2001/1/29	北秋田市	北秋田市
012	大湯環状列石	特別史跡	史跡　1951/12/26 特別史跡　1956/7/19 名称変更　1957/7/31 追加　1974/1/23 追加　1990/3/8 追加　1994/1/25 追加　2001/8/13 追加　2015/10/7	国、秋田県、鹿角市	鹿角市
013	キウス周堤墓群	史跡	史跡　1979/10/23 追加　2019/10/16	国、北海道、千歳市、個人	千歳市
014	大森勝山遺跡	史跡	史跡　2012/9/19	弘前市、法人	弘前市
016	亀ヶ岡石器時代遺跡	史跡	史跡　1944/6/26 追加　2020/3/10	国、青森県、つがる市、個人	つがる市
017	是川石器時代遺跡	史跡	史跡　1957/7/1 追加　2004/9/30 追加　2013/10/17 追加　2016/10/3	八戸市	八戸市

（2）各構成資産

001　大平山元遺跡

顕著な普遍的価値を示す諸要素
・地下遺構（土器石器集中地点） ・立地（内陸の河川付近の河岸段丘） ・地下に埋蔵されている遺物 ・発掘調査による出土品（最古級の土器、狩猟具（石鏃）、加工具（局部磨製石斧）等）

ア　日常の管理

本構成資産の日常の維持・管理は、外ヶ浜町が実施している。

外ヶ浜町の専門職員が定期的に資産内を巡視し、保全状況などを点検している。

イ　公有地化の推進

外ヶ浜町では、資産範囲内の民有地について、計画的に公有地化を推進するとともに、構成資産内にあるビニールハウスについては、将来的に撤去することとしている。

002　垣ノ島遺跡

顕著な普遍的価値を示す諸要素
・地下遺構（竪穴建物跡、土坑墓） ・立地（外洋の沿岸付近の海岸段丘） ・地下に埋蔵されている遺物 ・発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃）、加工具（石皿、磨石）、漁労具（石錘）、精神性を示す遺物（足形付土版）等）

ア　日常の管理

本構成資産の日常の維持・管理は、文化財保護法に基づいて指定された管理団体である函館市が実施している。

函館市の専門職員が定期的に資産内を巡回し、植生や斜面部の保全状況等を点検・観察し、適切に維持・管理を行っている。

資産内にある落葉広葉樹については、往時の景観を理解する一助となるため、安全管理等を目的とした伐採・剪定を除き、現状維持としている。植栽等による樹木を管理する場合には、樹木の生育を促進させるとともに、経過観察のうえ継続的な管理を推進し、日常的には下草等の除草や外来種の除去、柴刈などを行っている。

イ　その他

本構成資産の近傍で計画されている災害用避難路となる臨港道路については、函館市が景観等の観点から資産に負の影響が生じないよう、国及び開発事業者と協議を継続しており、シミュレーションを行いながら工法や植栽等による保全を図ることとしている。

003　北黄金貝塚

顕著な普遍的価値を示す諸要素
・地下遺構（竪穴建物跡、水場遺構、土坑墓、捨て場（貝塚）） ・露出遺構（礫石器集中遺構） ・立地（外洋の沿岸の丘陵） ・地下に埋蔵されている遺物 ・発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃）、加工具（磨石・石皿）、漁労具（刺突具、ヤス、釣針、石錘）、人骨、故意に破壊された磨石や石皿、祭祀具（鯨骨製刀、骨製匙）、動物遺存体（ハマグリ、カキ、オットセイ、マダイ、ヒラメ、マグロ、シカ、クマ等）等）

ア　日常の管理

本構成資産の日常の維持・管理は、文化財保護法に基づいて指定された管理団体である伊達市が実施している。

伊達市の専門職員が定期的に資産内を巡視し、地下遺構を保護する盛土の点検、公開している露出遺構の点検・観察を行い、適切に維持・管理している。

冬期を除いて露出展示している水場遺構については、保存処理の専門家の指導を受けながら薬剤による礫石器の保存処理を行い、劣化防止を講じている。冬期は凍上・移動等の防止のため、土嚢とシートにより養生している。

植生については、日常的に下草等と枯枝除去等の維持・管理を行うとともに、外来種の監視と除去、柴刈を実施している。

イ　立体表示等の管理

インタープリテーションの一環で整備した貝塚の平面表示や竪穴建物の立体表示は、目視による日常的な点検や劣化防止処理、清掃等を行い、適切に維持・管理している。

ウ　その他

本構成資産内の既存の市道は地域住民の生活道路として使用されているが、資産に負の影響を及ぼさないよう、植栽等による保全を図るとともに、将来的に撤去する方向で管理者と協議を進めている。本構成資産内の既存の電波塔については、将来的に撤去することで設置者と協議を進めている。

004　田小屋野貝塚

顕著な普遍的価値を示す諸要素
・地下遺構（竪穴建物跡、貯蔵穴、土坑墓、捨て場（貝塚）） ・立地（内湾の沿岸の丘陵） ・地下に埋蔵されている遺物 ・発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃）、加工具（磨石、石皿）、漁労具（刺突具、釣針）、動植物遺存体（ヤマトシジミ、ノウサギ、イルカ、アホウドリ、ウミガラス類、コイ科、サバ属、サケ、クリ、オニグルミ等）、人骨、装身具（貝輪）等）

ア　日常の管理

本構成資産の日常の維持・管理は、文化財保護法に基づいて指定された管理団体であるつがる市が実施している。

つがる市の専門職員が定期的に資産内を巡視し、保全状況や草木の生育状況等を点検し、適切に維持・管理している。

イ　公有地化の推進

つがる市では、資産範囲内の民有地について、計画的に公有地化を推進することとしている。

また、資産内の既存の住宅については、将来的に撤去する方向で所有者等と協議を進めている。

005　二ツ森貝塚

顕著な普遍的価値を示す諸要素
・地下遺構（竪穴建物跡、貯蔵穴、土坑墓、捨て場（貝塚）、盛土） ・立地（内湾の沿岸の丘陵） ・地下に埋蔵されている遺物 ・発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃）、加工具（磨石、石皿）、漁労具（銛頭、刺突具、釣針）、動植物遺存体（ハマグリ、ヤマトシジミ、マガキ、ハクチョウ、スズキ、マダイ、シカ、イノシシ等）、土偶、人骨、埋葬犬、装身具（櫛）、祭祀具（青竜刀形骨器）等）

ア　日常の管理

本構成資産の日常の維持・管理は、文化財保護法に基づいて指定された管理団体である七戸町が実施している。

七戸町の専門職員が定期的に資産内を巡視し、資産の保全状況や草木の生育状況等を点検している。

植生については、定期的な除草と枯枝除去等の維持・管理を行うとともに、外来種の監視と除去等を実施している。

イ　立体表示等の管理

インタープリテーションの一環として整備した竪穴建物の立体表示は、専門職員が定期的に巡回し、目視による点検を行っている。

ウ　その他

本資産内を通る既存の町道は、将来的に撤去し、資産外に迂回することとしている。

006　三内丸山遺跡

顕著な普遍的価値を示す諸要素
・地下遺構（竪穴建物跡、大型竪穴建物跡、貯蔵穴、土坑墓、埋設土器、捨て場） ・露出遺構（土坑墓、土器埋設遺構、大型掘立柱建物跡、盛土） ・立地（内湾の沿岸の河岸段丘） ・地下に埋蔵されている遺物 ・発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃、石槍）、加工具（磨石、石皿）、漁労具（刺突具、銛頭、釣針）、編組製品、動植物遺存体（ノウサギ、ムササビ、カモ類、ブリ、サバ、ニシン、クリ、クルミ、ニワトコ等）、土偶、漆製品、土製品、石製品、祭祀具（鯨骨製骨刀）、装飾品（ヘアピン、垂飾、耳飾）、副葬品（土器、石器、玉類）等）

ア　日常の管理

本構成資産の日常の維持・管理は、青森県が実施している。

青森県の専門職員が構成資産に近接するガイダンス施設に常駐し、日常的に資産内を巡視して保全状況を確認している。

覆屋を設置し公開している遺構は、温湿度を管理しながら、経年変化に対応した科学的保存処理を継続して行っているほか、定期的な清掃を行うなど適切に維持・管理している。

植生については、定期的な除草と枯枝除去等の維持・管理を行うとともに、外来種の監視と除去等を実施している。

イ　立体表示等の管理

インタープリテーションの一環として整備した大型竪穴建物跡等の立体表示は、目視による日常的な点検や劣化防止処理、清掃等を行い、適切に維持・管理している。

資産内にある仮設建物は、来訪者の休憩所及びトイレとして利用しているが、将来的には撤去することとしている。

007　大船遺跡

顕著な普遍的価値を示す諸要素
・地下遺構（竪穴建物跡、貯蔵穴、土坑墓、盛土） ・立地（外洋の沿岸の海岸段丘） ・地下に埋蔵されている遺物 ・発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃）、加工具（磨石、石皿）、漁労具、動植物遺存体（クジラ、オットセイ、マグロ、タラ、サケ、クリ、クルミ等）、土偶、石棒、青竜刀形石刀等）

ア　日常の管理

本構成資産の日常の維持・管理は、文化財保護法に基づいて指定された管理団体である函館市が実施している。

函館市の専門職員が定期的に資産内を巡視して植生や斜面部の状況などを点検しているほか、草刈り・清掃等を行っている。

資産内にある落葉広葉樹については、往時の景観を理解する一助となるため、安全管理等を目的とした伐採・剪定を除き、現状維持としている。植栽した樹木については、生育を促進させるとともに、日常的に下草等の除草や外来種の除去などを行っている。

イ　立体表示等の管理

インタープリテーションの一環として整備した遺構表示や竪穴建物の立体表示は、目視による日常的な点検や劣化防止処理、清掃等を行い、適切に維持・管理している。

ウ　その他

本構成資産内の墓地については、地域住民から同意を得て、計画的に移転を進めている。また、電信柱等の現代的工作物についても、将来的に撤去又は本資産の範囲外に移設する。

008　御所野遺跡

顕著な普遍的価値を示す諸要素
・地下遺構（竪穴建物跡（土屋根住居跡）、貯蔵穴、土坑墓、掘立柱建物跡、配石遺構、盛土） ・露出遺構（配石遺構） ・立地（内陸の河川付近の河岸段丘、丘陵） ・地下に埋蔵されている遺物 ・発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃）、加工具（磨石、石皿）、動植物遺存体（シカ、イノシシ、クリ、クルミ、トチ等）、土偶、土製品、石製品、熱を受けた動植物遺存体（シカ、イノシシ等の焼骨、炭化したクリ、クルミ、トチ）等）

ア　日常の管理

本構成資産の日常の維持・管理は、文化財保護法に基づいて指定された管理団体である一戸町が実施している。

一戸町の専門職員がガイダンス施設に常駐し、定期的に資産内を巡視して植生や斜面部の状況などを点検している。

露出展示している配石遺構は、専門職員が石のひび割れやカビの付着状況を日常的に点検するほか、囲い柵を設置して立ち入りを制限している。冬期間は、石材の凍結を防止するため、遺構全体を保護盛土で覆っている。

植生については、定期的な除草と枯枝除去等の維持・管理を行うとともに、外来種の監視と除去等を実施している。

イ　立体表示等の管理

インタープリテーションの一環として整備した竪穴建物の立体表示は、目視による日常的な点検や劣化防止処理、清掃等を行い、適切に維持・管理している。

ウ　その他

本構成資産に隣接して存在する高圧鉄塔と資産上空を横切る高圧線については、景観への影響を軽減する具体的計画について、電力事業者と継続的に協議を進めている。

009　入江貝塚

顕著な普遍的価値を示す諸要素
・地下遺構（竪穴建物跡（土屋根住居跡）、土坑墓、祭祀場（貝塚）） ・立地（外洋の沿岸の丘陵） ・地下に埋蔵されている遺物 ・発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃）、加工具（磨石、石皿）、漁労具（銛頭、釣針）、動物遺存体（アサリ、ニシン、スズキ、マグロ、イルカ、エゾシカ等）、人骨（ポリオ罹患）、装身具等）

ア　日常の管理

本構成資産の日常の維持・管理は、文化財保護法に基づいて指定された管理団体である洞爺湖町が実施している。

洞爺湖町の専門職員が定期的に資産内を巡視し、地下遺構を保護する盛土の点検のほか、草刈りや外来種の除去等を行っている。

イ　立体表示等の管理

インタープリテーションの一環として整備した竪穴建物の立体表示は、目視により点検を行っている。

ウ　その他

本構成資産内に存在する町立保育園等の現代構造物は、撤去を見据えた長期的な計画を策定し、将来的に撤去することとしている。

010　小牧野遺跡

顕著な普遍的価値を示す諸要素
・地下遺構（土坑墓、土器棺墓、竪穴建物跡、貯蔵穴、湧水遺構） ・露出遺構（環状列石） ・立地（舌状台地） ・地下に埋蔵されている遺物 ・発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃）、加工具（磨石、石皿）、土器棺、土偶、ミニチュア土器、土製品（鐸形、動物形、キノコ形）、三角形岩版等）

ア　日常の管理

本構成資産の日常の維持・管理は、文化財保護法に基づいて指定された管理団体である青森市が実施している。

青森市の専門職員が定期的に資産内を巡視し、ひび割れやカビの付着状況などを点検・観察しているほか、露出公開している環状列石の石材の劣化防止のため、定期的に亀裂・破断処理、強化処理等の科学的な保存処理を行っている。

露出公開している環状列石の周囲には、囲い柵を設置し、来訪者の立ち入りを制限している。冬期は石材の凍上・移動等の防止のため、土嚢とシートにより養生している。

植生については、定期的な除草と枯枝除去等の維持・管理を行うとともに、外来種の監視と除去等を実施している。

イ　立体表示等の管理

インタープリテーションの一環として整備した遺構表示は、目視による日常的な点検や劣化防止処理、清掃等を行い、適切に維持・管理している。

ウ　公有地化の推進

青森市では、資産範囲内の民有地について、計画的に公有地化を推進することとしている。

011　伊勢堂岱遺跡

顕著な普遍的価値を示す諸要素
・地下遺構（環状列石、配石遺構、土坑墓、掘立柱建物跡、貯蔵穴、捨て場） ・露出遺構（環状列石） ・立地（山地に接続する河川付近の丘陵） ・地下に埋蔵されている遺物 ・発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃）、加工具（磨石、石皿）、漁労具（石錘）、土偶、土製品（鐸形、動物形、キノコ形）、石製品（三角形岩版、石剣）等）

ア　日常の管理

本構成資産の日常の維持・管理は、北秋田市が実施している。

北秋田市の専門職員が定期的に資産内を巡視し、資産の保全状況を点検・観察している。

露出展示している環状列石は、専門職員が石の劣化などを定期的に観察するとともに、作業員による定期的な遺構清掃のほか、保存科学の専門家による遺構保存処理を実施している。露出公開している環状列石の周囲には、囲い柵を設置し、来訪者の立ち入りを制限している。冬期は石材の凍上・移動等の防止のため、土嚢とシートにより養生している。

植生については、定期的な除草と枯枝除去等の維持・管理を行うとともに、外来種の監視と除去等を実施している。

イ　立体表示等の管理

インタープリテーションの一環として整備した平面表示は、目視による点検や劣化防止処理、清掃等を行い、適切に維持・管理している。

012　大湯環状列石

顕著な普遍的価値を示す諸要素
・地下遺構（配石遺構、土坑墓、掘立柱建物跡、竪穴建物跡、貯蔵穴） ・露出遺構（環状列石） ・立地（丘陵） ・地下に埋蔵されている遺物 ・発掘調査による出土品（土器、、狩猟具（石鏃）、加工具（磨石、石皿）、土偶、岩偶、土製品（土版、鐸形、動物形、キノコ形）、石製品（石棒、石剣）等）

ア　日常の管理

本構成資産の日常の維持・管理は、鹿角市が実施している。

鹿角市の専門職員がガイダンス施設に常駐し、定期的に資産内を巡視し、保全状況を点検している。

露出展示している環状列石は、雨水や降雪、カビや地衣類による石の劣化を防ぐため、地衣類の除去、撥水剤の塗布などの保存処理を行うとともに、専門職員が目視による石の劣化などを点検・観察している。露出公開している環状列石の周囲には、囲い柵を設置し、来訪者の立ち入りを制限している。

植生については、定期的な除草と枯枝除去等の維持・管理を行うとともに、外来種の監視と除去等を実施している。

イ　立体表示等の管理

インタープリテーションの一環として整備した遺構表示や竪穴建物の立体表示は、日常的な点検と劣化防止処理、清掃などを行い、適切に維持・管理している。

ウ　その他

本構成資産内を通る県道については、将来的に迂回路を整備して撤去することとしている。この迂回路は、将来的には緩衝地帯内に整備される見込みであり、現在、関係行政機関等と協議を継続し、遺産影響評価を実施して本構成資産に対し負の影響を及ぼさない工法を検討することとしている。

013　キウス周堤墓群

顕著な普遍的価値を示す諸要素
・地下遺構（周堤墓、土坑墓） ・立地（丘陵） ・地下に埋蔵されている遺物 ・発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃）、加工具（磨石、石皿）、副葬品・供献品（土器、石器、石棒）、土偶、ベンガラ散布、立石等）

ア　日常の管理

本構成資産の日常の維持・管理は、千歳市が実施している。

千歳市の専門職員が定期的に資産内を巡視し、保全状況を点検・確認するとともに、下草刈りや枯損木処理等を行い、適切に維持・管理している。

周堤墓は視認できる地上構造物であり、周堤内外の斜面土壌は安定した状況にあるが、表土の流出及び実生木の発芽や倒木等に対しては、速やかに土の補填・保護や樹木の伐採・搬出などの維持的措置を行う必要があることから、重点的に目視による点検を行っている。

イ　公有地化の推進

千歳市では、資産範囲内の民有地について、計画的に公有地化を推進することとしている。

ウ　その他

千歳市は、本構成資産内を通る国道337号について、緩衝地帯外に新道となる道央圏連絡道路が2020年に供用され、交通量のさらなる減少が見込まれることから、地方道に移管後も継続して、資産に負の影響を及ぼさないよう管理する方向で道路管理者と協議を進めている。

014　大森勝山遺跡

顕著な普遍的価値を示す諸要素
・地下遺構（環状列石、土器埋設遺構、大型竪穴建物跡、屋外炉、捨て場） ・立地（舌状台地） ・地下に埋蔵されている遺物 ・発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃）、加工具（磨石、石皿）、土偶、岩版、石剣、円盤状石製品等）

ア　日常の管理

本構成資産の日常の維持・管理は、弘前市が実施している。

弘前市の専門職員が定期的に資産内を巡視し、表土の流出や実生木の発芽状況を確認し、地下遺構に影響を及ぼすことがないよう適切に維持・管理している。

植生については、定期的な除草と枯枝除去等の維持・管理を行うとともに、外来種の監視と除去等を実施している。

イ　公有地化の推進

弘前市では、本資産の範囲にある民有地について、計画的に公有地化を推進することとしている。

015　高砂貝塚

顕著な普遍的価値を示す諸要素
・地下遺構（土坑墓、配石遺構、捨て場（貝塚）） ・立地（外洋の沿岸の低地） ・地下に埋蔵されている遺物 ・発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃）、加工具（磨石、石皿）、漁労具（銛頭）、動物遺存体（アサリ、ホタテ、ニシン、カレイ、マグロ、イルカ、エゾシカ等）、副葬品（土器、石器）、土偶、人骨、装飾品、ベンガラ散布等）

ア　日常の管理

本構成資産の日常の維持・管理は、文化財保護法に基づいて指定された管理団体である洞爺湖町が実施している。

洞爺湖町の専門職員が定期的に資産内を巡視し、地下遺構を保護する盛土の点検している。

植生については、定期的な除草と枯枝除去等の維持・管理を行うとともに、外来種の監視と除去等を実施している。

イ　立体表示等の管理

インタープリテーションの一環として整備した貝塚の平面表示は、日常的な点検と劣化防止処理、清掃などを行い、適切に維持・管理している。

016　亀ヶ岡石器時代遺跡

顕著な普遍的価値を示す諸要素
・地下遺構（土坑墓、竪穴建物跡、捨て場） ・立地（内湾の沿岸の台地、低湿地） ・地下に埋蔵されている遺物 ・発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃）、加工具（磨石、石皿）、漁労具（銛頭）、動植物遺存体（シカ、イノシシ、アシカ、オットセイ、ブナ、コナラ、クリ、トチ等）、土偶、石剣、副葬品（土器、石器、玉類、土製品、漆器）、漆製品、装身具、ベンガラ散布等）

ア　日常の管理

本構成資産の日常の維持・管理は、文化財保護法に基づいて指定された管理団体であるつがる市が実施している。

つがる市の専門職員が定期的に資産内を巡視し、保全状況や草木の生育状況等を点検し、適切に維持・管理している。

イ　公有地化の推進

つがる市では、資産範囲内の民有地について、計画的に公有地化を推進することとしている。

017　是川石器時代遺跡

顕著な普遍的価値を示す諸要素
・地下遺構（土坑墓、配石遺構、竪穴建物跡、捨て場、水場遺構） ・立地（内陸の河川付近の台地、低湿地） ・地下に埋蔵されている遺物 ・発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃、弓）、加工具（磨石、石皿）、漁労具（刺突具）、木製品、動植物遺存体（クリ、クルミ、トチ等）、土偶、岩版、石棒、石刀等の祭祀具、漆製品、装身具（櫛、腕輪、耳飾り）、人骨、ベンガラ散布等）

ア　日常の管理

本構成資産の日常の維持・管理は、文化財保護法に基づいて指定された管理団体である八戸市が実施している。

八戸市の専門職員が資産に近接するガイダンス施設に常駐し、定期的に資産内を巡視し、保全状況や草木の生育状況等を点検している。

植生は、定期的な点検を行うとともに、病害虫防除等の措置を実施している。

イ　立体表示等の管理

インタープリテーションの一環として整備した竪穴建物の立体表示は、目視による点検、清掃などを行い、適切に維持・管理している。

ウ　その他

本構成資産の範囲に存在する公共建物は、整備計画に基づき、将来的に撤去することとしている。

3　学術調査研究の継続

（1）資産の調査研究

「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、農耕社会以前の人類の生活の在り方と精緻で複雑な精神文化を示す考古遺跡群である。採集・漁労・狩猟により定住を達成し、その後１万年以上の長期間にわたって定住を継続した人類の生活の在り方や精緻で複雑な精神文化を伝える情報源として、極めて高い学術的価値を有している。

北海道、青森県、岩手県、秋田県及び関係地方公共団体では、資産の価値への理解を深め、その完全性と真実性を維持・向上するため、資産の調査研究を継続的に実施する。

関係地方公共団体が実施する調査研究成果については、資産の保存・管理及び整備・活用に活かすとともに、資産及びそのガイダンス施設等における普及啓発活動、パンフレットやホームページ等の媒体を通じて情報発信を行うこととしている。

（2）調査研究体制の充実

北海道、青森県、岩手県、秋田県及びその関係地方公共団体では、「北海道・北東北の縄文遺跡群」に関する調査研究体制の充実を図る。今後は、その体制のもと、多角的な視点から学術的な調査研究を実施し、関連資料の収集や調査研究成果の蓄積を図る。また、その価値をさらに深めるため、国内外の研究機関及び研究者と情報交換等を行い、資産とこれに関連する文化財の調査研究を継続的に行う。

（3）構成資産に関連する文化財の調査研究

北海道・北東北地域では、構成資産のほかにも、過去に発掘調査が実施された多数の縄文遺跡の調査成果や膨大な出土遺物が蓄積されている。これらは資産の顕著な普遍的価値の理解を深める上で有用なものである。そのため、関係地方公共団体は構成資産に関連する資料及び文献等についても収集等を行うなど、資産の保存・管理や整備・活用に寄与するための調査研究を行う。

4　縄文世界遺産センター（仮称）の整備

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の顕著な普遍的価値を保存し、次世代に確実に継承するため、17の構成資産からなる資産全体の包括的な保存・管理を担うとともに、資産全体の価値や構成資産の関係性について一元的に展示・解説するほか、調査研究、情報発信し、保護意識の醸成を図る拠点として、「縄文世界遺産センター（仮称）」を整備する。

また、資産の保存・活用を担う人材育成をはじめとする能力向上に取り組むとともに、学術調査研究の成果についても、多種多様な媒体を用いて国内外に広く伝達することとしている。

第６章　緩衝地帯の保全

1　緩衝地帯の保全の方向性

（1）緩衝地帯設定の考え方

資産の顕著な普遍的価値を持続的に保護するため、構成資産ごとに必要不可欠な範囲を緩衝地帯として設定する。

（2）保全の方法

緩衝地帯を適切に保全するため、文化財保護法、景観法、都市計画法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、砂利採取法、森林法、河川法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法及びこれらの法律に基づく条例や関連諸計画を適切に運用・実施する。

緩衝地帯では、建築物等の高さや形態・意匠等に関する規制を行い、現代的工作物の増加を抑制している。さらに当時の環境をイメージしやすい景観の維持と創出、構成資産の内外からみた眺望を保全し、構成資産と周辺環境の調和のとれた景観形成を図る。これらの景観を保全していくためには、緩衝地帯にふさわしい土地利用の誘導を図るとともに、法令等に基づき保全を図る。

2　緩衝地帯の設定方針

緩衝地帯の範囲は、資産の顕著な普遍的価値を構成する諸要素を確実に保全し、その価値を理解するために必要な範囲を基本として適切に設定し、景観法及び関係地方公共団体が定める条例の下に、万全な保全措置を講じている。

緩衝地帯は、以下の３点を保全の基本的な考え方とし、構成資産の周囲に設定する。

１）顕著な普遍的価値を構成する要素と密接な関係にある構成資産周辺の地理的・自然的環境（地形、水源、水脈等）を保全する。

２）構成資産の内外の視点場 (注) からみた眺望を保全する。

３）構成資産と調和した景観形成を図る。

緩衝地帯の範囲は、構成資産である考古遺跡が丘陵や台地の上という場所に立地する点を考慮し、丘陵や台地、山の稜線等の自然地形のほか、地形の変換ラインや河川及びそれらに規定されて形成されてきた街区などに基づき設定する。

緩衝地帯の境界線は、法令・条例等に基づく境界、地籍境界、道路、鉄道、河川等の地形地物や土地利用形態を用い、人々が容易に認知可能な明確な境界として設定している（表6-001、分冊１～３）。

（註）視点場は、資産の顕著な普遍的価値を示す属性、すなわち、属性ａ）自然資源を巧く利用した生活の在り方を示すこと、属性ｂ）祭祀・儀礼を通じた精緻で複雑な精神性を示すこと、属性ｃ）集落の立地と生業の関係が多様であること、属性ｄ）集落形態の変遷を示すことについて、視覚的に理解することができる地点としている。視点場からみた眺望・景観の保全の考え方については、図6-002を参照。

表6-001　緩衝地帯の範囲設定

	構成資産名	概　要
001	大平山元遺跡	構成資産から視認できる範囲として、北・東側は段丘の先端部、南・西側は蟹田川、高石股沢を境界線としている。
002	垣ノ島遺跡	構成資産から視認できる範囲として、北・東側は段丘の縁辺部を、南側は急傾斜面手前の山稜から山腹まで、西側は道路を境界線としている。
003	北黄金貝塚	構成資産から視認できる範囲 として、北・東側は台地の地籍界、南・西側は道路及び気仙川を境界線としている。
004	田小屋野貝塚	南側に所在する016 亀ヶ岡石器時代遺跡と一体的に保全するため、北・西・南側は道路を、東側は山田川を境界線としている。
005	二ツ森貝塚	構成資産から視認できる範囲として、北側から西側及び南東側は道路、南側及び東側は用水路を境界線としている。
006	三内丸山遺跡	構成資産から視認できる範囲として、北側は沖館川を、東側は台地縁辺の地形を、南・西部は都市公園区域の境界線としている。
007	大船遺跡	構成資産から視認できる範囲として、北・東側は段丘を形成している地形を、南側は尾根の山腹を、西側は沢／小河川を境界線としている。
008	御所野遺跡	構成資産から視認できる範囲として、北側及び東側は山稜、南側は丘陵斜面下、西側は道路を境界線としている。
009	入江貝塚	北西側に所在する015 高砂貝塚と一体的に保全するため、西・北側は赤川、東側は板谷川、南側は台地下の地籍界を境界線としている 。
010	小牧野遺跡	構成資産から視認できる範囲として、東側は荒川を、西側は台地の分水嶺を、北・南側は西側と同規模の範囲を境界線としている。
011	伊勢堂岱遺跡	構成資産から視認できる範囲として、北側は小猿部川を、東側は低地を、南側は標高 60mの高さを、西側は台地の尾根を境界線としている。
012	大湯環状列石	構成資産から視認できる範囲として、北側は道路を、東・西側は台地斜面下を、南側は地形変換点を境界線としている。
013	キウス周堤墓群	構成資産から視認できる範囲として、北側は地籍界、東・南側は道路、西側は用水路を境界線としている。
014	大森勝山遺跡	構成資産から視認できる範囲として、北西・南西・南東側は道路、北東側は道路から北東側へ 100m の範囲を境界線としている。
015	高砂貝塚	南東側に所在する009 入江貝塚と一体的に保全するため、西・北側は赤川、東側は板谷川、南側は台地下の地籍界を境界線としている 。
016	亀ヶ岡石器時代遺跡	北側に所在する008 田小屋野貝塚と一体的に保全するため、北・西・南側は道路を、東側は山田川を境界線としている。
017	是川石器時代遺跡	構成資産から視認できる範囲として、北側は台地を、東側は新井田川を、南側は埋没沢を、西側は山地形の変化点である沢を境界線としている。

3　保全の方法

（1）共通事項

1　法令・制度等による保全

緩衝地帯の建築物又は工作物の建築、土地の現状変更、木竹の伐採等の行為は、文化財保護法、景観法、都市計画法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、砂利採取法、森林法、河川法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法及びこれらの法律に基づく条例等の規定によって規制されている。

それらの行為を行う場合には、事前に許可や届出が義務付けられ、その規模、高さ、形態、色彩、構造等に応じて規制が設けられ、関係行政機関が行為者に適切に指導・助言することで資産への負の影響が制御されている。

これらの法律の中で、主体となるのが景観法である。景観法では、景観計画に定める区域（景観計画区域）内において届出対象となる行為に着手する30日前までに届出が必要になる。関係地方公共団体では景観計画及び景観条例を定め、緩衝地帯を景観重点区域に指定し、きめ細やかな景観形成基準を設けているほか、届出前に協議や指導・助言を行う事前協議制度を設け、資産周辺における開発行為等を適切に制御・誘導している（図6-001）。

2　構成資産の内外からみた眺望の保全

関係地方公共団体は、それぞれの地域の歴史と文化を活かした良好な景観づくりを進めるため、景観法に基づいて「景観計画」を策定し、構成資産の内外に設定した視点場からみた眺望を保全している（図6-002）。

また、関係地方公共団体は、各構成資産の保存管理計画及び整備計画等に基づき、構成資産からの眺望に負の影響を及ぼす現代的工作物に対して、必要に応じて植栽等により遮蔽又は修景を行っている。

また、構成資産に隣接して存在する植生については、顕著な普遍的価値を構成する地下遺構を確実に保全するため現状のまま維持・管理するものの、将来的には資産の価値を理解するのに適した樹木へ植え替えることも検討することとしている（第８章参照）。

3　関係機関の相互連携による保全

緩衝地帯の保全にあたっては、資産全体及び各構成資産の保存管理体制の中に開発行為の許認可権者を含めた保存管理体制を構築しており、相互連携して緩衝地帯の保全について関係者の理解と協力を得るとともに、関係法令に基づいて適切に対応することとしている（第９章参照）。

なお、緩衝地帯に適用される法令・制度等の概要及び構成資産及び緩衝地帯への法令・制度等への適用状況は表6-002～6-004に示す。

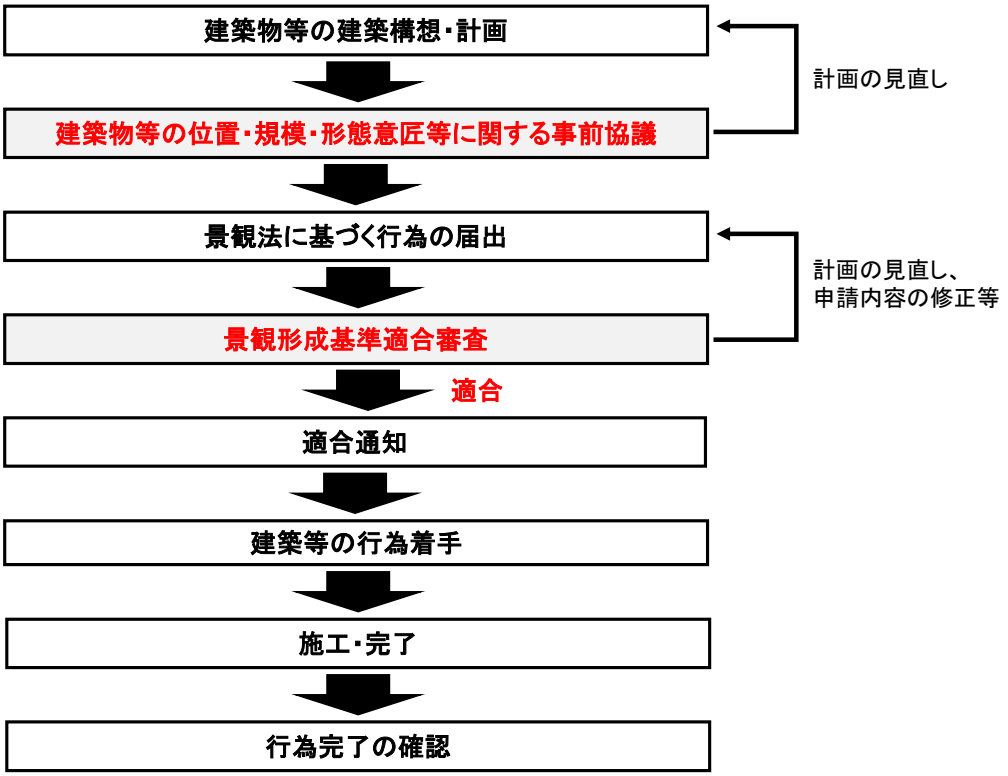
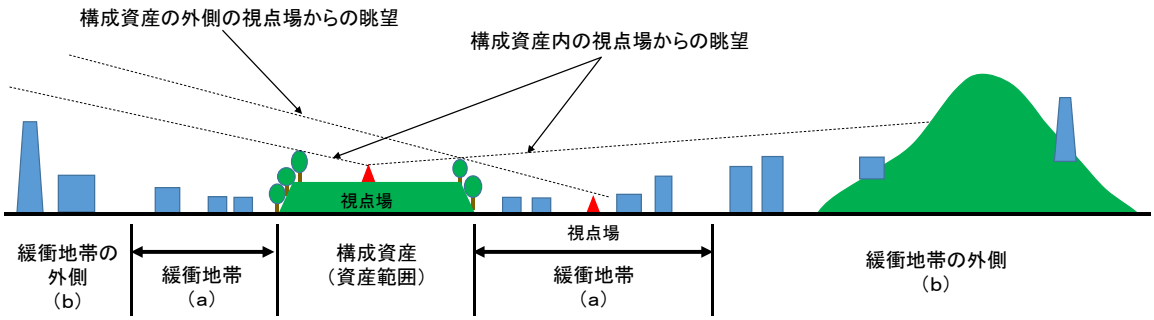


図6-001　緩衝地帯内における許認可等フロー例（景観法に基づく届出行為）



a）構成資産の内外の視点場からみた眺望を保全し、構成資産と調和した景観形成を図る。
（建築物等の高さ、形態・意匠の規制）
b）構成資産の内外の視点場からみた眺望を保全する。
（建築物等の高さの規制）

図6-002　構成資産周辺における景観保全の考え方

関係地方公共団体は、景観法に基づく景観計画のなかで緩衝地帯を景観重点区域に指定している。その計画のなかで、緩衝地帯では構成資産の内外に設けた視点場からの眺望保全、構成資産と調和した景観形成を図り、緩衝地帯の外側では構成資産の内外に設けた視点場からの眺望を重点的に保全している。

（２）各構成資産

001　大平山元遺跡

外ヶ浜町は、景観法に基づく「外ヶ浜町景観計画」を定め、良好な景観形成を目指した規制を実施している。緩衝地帯は、この計画による重点地区に定められている。

重点地区では、建築物等の高さや形態意匠等を制御・誘導することで、大平山元遺跡と調和した景観形成が図られている。また、大平山元遺跡の内外に設けられた視点場からの眺望を保全するため、工作物等の高さを制御している。

外ヶ浜町では、都市計画法に基づく新しいまちづくり計画を策定しており、自然・歴史・文化の調和がとれた活力あるまちづくりを進めることが定められている。

ア　景観法に基づく規制（外ヶ浜町景観計画に定める重点地区）

種類（一部抜粋）	届出が必要な対象行為の規模
建築物	建築面積10㎡を超えるもの
工作物（さく、塀等）	高さ1.5mを超えるもの
工作物（煙突、排気塔、電波塔等）	高さ5mを超えるもの ※建築物と一体となって設置される場合にあっては、地盤面から当該工作物の上端までの高さ
工作物（電線路等）	高さ10mを超えるもの
土地の形質変更等	法面又は擁壁の高さ1.5mを超えるもの又は土地面積300㎡を超えるもの
木竹の伐採	高さ5mを超えるもの又は伐採面積50㎡を超えるもの
土地に自立した太陽光発電設備の設置	事業の敷地面積が300㎡を超えるもの

イ　森林法に基づく規制

公益的機能の発揮を必要とする森林は、その機能を損なうことがないように、土地の現状変更や伐採などの行為を規制している。

ウ　農業振興地域の整備に関する法律に基づく規制

農用地区域内では、宅地の造成、土石の採取、その他の土地の形質の変更または建築物その他の工作物の新築、改築、若しくは増築を規制している。

エ　農地法による規制

耕作の目的に供される農地を農地以外の目的に転用することを規制している。

002　垣ノ島遺跡

函館市は、景観法に基づく「函館市景観計画」を定め、良好な景観形成を目指した規制を実施している。緩衝地帯は、この計画による縄文遺跡群都市景観形成地域に定められている。

縄文遺跡群都市景観形成地域では、建築物等の高さや形態意匠等を制御・誘導することで、垣ノ島遺跡と調和した景観形成が図られている。また、垣ノ島遺跡の内外に設けられた視点場からの眺望を保全するため、工作物等の高さを制御している。

函館市では、都市計画法に基づく函館市都市計画マスタープランを策定しており、垣ノ島遺跡が所在する南茅部地域については、縄文文化交流センターの活用により、文化交流拠点の形成を図ることを定めている。

ア　景観法に基づく規制（函館市景観計画に定める縄文遺跡群都市景観形成地域）

種類（一部抜粋）	届出が必要な対象行為の規模
建築物	高さ10m又は床面積の合計が10㎡を超えるもの
工作物（さく、塀等）	高さ1.5mを超えるもの
工作物（煙突、排気塔等）	高さ6mを超えるもの
工作物（装飾塔、電波塔等）	高さ4mを超えるもの
工作物（電線路等）	高さ13mを超えるもの
工作物（風力発電設備、太陽光発電設備等）	全て
土地の形質変更等	面積10㎡を超えるもので、高さ1.5mを超える法を生ずる切土、盛土を伴うもの
木竹の伐採	樹高10m以上又は地上1.5mの高さにおける幹周が1mを超えるもの

イ　森林法に基づく規制

公益的機能の発揮を必要とする森林は、その機能を損なうことがないように、土地の現状変更や伐採などの行為を規制している。

ウ　河川法に基づく規制

河川流域の正常な機能を維持するため、河川流域における土地の掘削、土石の採取、竹木の伐採など、現状を変更する行為を規制している。

エ　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく規制

急傾斜地の崩壊を防止し、国土を保全するための土地の現状を変更する行為を規制している。

オ　墓地、埋葬等に関する法律に基づく規制

墓地は、火葬場の管理、埋葬等が支障なく行われるよう、地形の変更、墓標、石垣の設置などの行為を規制している。

カ　漁港漁場整備法に基づく規制

漁港の機能を保全するため、漁港の区域内の水域又は公共空地における工作物の建設、土砂の採取、土地の掘削などの行為を規制している。

003　北黄金貝塚

伊達市は、景観法に基づく「伊達市景観計画」を定め、良好な景観形成を目指した規制を実施している。緩衝地帯は、この計画による特定景観区域に定められている。

景観重点区域では、建築物等の高さや形態意匠等を制御・誘導することで、北黄金貝塚と調和した景観形成が図られている。また、北黄金貝塚の内外に設けられた視点場からの眺望を保全するため、工作物等の高さを制御している。

伊達市では、都市計画法に基づく伊達市都市計画マスタープランを策定しており、北黄金貝塚が所在する史跡北黄金貝塚公園を核とした歴史・文化のネットワークづくりを進めることを定めている。

ア　景観法に基づく規制（伊達市景観計画に定める特定景観区域）

種類（一部抜粋）	届出が必要な対象行為の規模
建築物	高さ13m又は延べ床面積10㎡を超えるもの
工作物（さく、塀等）	高さ1.5mを超えるもの
工作物（風力発電設備、煙突、物見塔、太陽光発電設備等）	高さ（建築物と一体となって設置される場合にあっては、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）5mを超えるもの又は築造面積10㎡を超えるもの
工作物（電線路等）	高さ10mを超えるもの
土地の形質変更等	法面又は擁壁の高さ1.5mを超えるもの又は面積300㎡を超えるもの
木竹の伐採	樹木等の高さ5mを超えるもの又は伐採面積50㎡を超えるもの

イ　都市計画法に基づく規制

緩衝地帯の一部に適用されている市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であり、開発を規制している。

ウ　農業振興地域の整備に関する法律に基づく規制

農用地区域内では、宅地の造成、土石の採取、その他の土地の形質の変更または建築物その他の工作物の新築、改築、若しくは増築を規制している。

エ　農地法による規制

耕作の目的に供される農地を農地以外の目的に転用することを規制している。

004　田小屋野貝塚

つがる市は、景観法に基づく「つがる市景観計画」を定め、良好な景観形成を目指した規制を実施しており、緩衝地帯はこの計画による特定景観地域に定められている。

特定景観地域では、建築物等の高さや形態意匠等を制御・誘導することで、田小屋野貝塚及び亀ヶ岡石器時代遺跡（構成資産No. 016）と調和した景観形成が図られている。また、田小屋野貝塚の内外に設けられた視点場からの眺望を保全するため、工作物等の高さを制御している。

つがる市では、都市計画法に基づく、つがる市都市計画マスタープランを策定しており、田小屋野貝塚周辺は、歴史文化資源の保全を図りつつ、その活用と地域の活性化を図ることが定められている。

ア　景観法に基づく規制（つがる市景観計画に定める特定景観地域）

種類（一部抜粋）	届出が必要な対象行為の規模
建築物	延べ床面積10㎡を超えるもの
工作物（さく、塀等）	高さ1.5mを超えるもの
工作物（煙突、電波塔、広告塔等）	高さ5mを超えるもの
工作物（電線路等）	高さ10mを超えるもの
土地の形質変更等	法面又は擁壁の高さ1.5mを超えるもの又は開発区域面積300㎡を超えるもの
木竹の伐採	高さ5mを超えるもの又は伐採面積50㎡を超えるもの
土地に自立した太陽光発電	事業の敷地面積300㎡を超えるもの

イ　森林法に基づく規制

公益的機能の発揮を必要とする森林は、その機能を損なうことがないように、土地の現状変更や伐採などの行為を規制している。

ウ　農業振興地域の整備に関する法律に基づく規制

農用地区域内では、宅地の造成、土石の採取、その他の土地の形質の変更または建築物その他の工作物の新築、改築、若しくは増築を規制している。

エ　農地法による規制

耕作の目的に供される農地を農地以外の目的に転用することを規制している。

オ　砂利採取法に基づく規制

砂利の採取に伴う地形の崩落などの災害を防止するため、砂利の採取を制限し、環境の保全を維持している。

005　二ツ森貝塚

七戸町は、景観法に基づく「七戸町景観計画」を定め、良好な景観形成を目指した規制を実施している。緩衝地帯は、この計画による景観形成重点区域に定められている。

景観形成重点区域では、建築物等の高さや形態意匠等を制御・誘導することで、二ツ森貝塚と調和した景観形成が図られている。また、二ツ森貝塚の内外に設けられた視点場からの眺望を保全するため、工作物等の高さを制御している。

七戸町では、都市計画法に基づく七戸町都市計画マスタープランを策定しており、二ツ森貝塚は「歴史・文化拠点」に位置づけられ、歴史・文化を活かした景観の保全を図るとともに、その活用を図ることが定められている。

ア　景観法に基づく規制（七戸町景観計画に定める景観形成重点区域）

種類（一部抜粋）	届出が必要な対象行為の規模
建築物	建築面積10㎡を超えるもの
工作物（さく、塀等）	高さ1.5mを超えるもの
工作物（風力発電設備、煙突、電波塔、広告塔等）	高さ5mを超えるもの
工作物（電線路等）	高さ10mを超えるもの
土地の形質変更等	法面又は擁壁の高さ1.5mを超えるもの又は開発区域面積300㎡を超えるもの
木竹の伐採	高さ5mを超えるもの又は伐採面積50㎡を超えるもの
太陽光発電設備の設置	すべての行為

イ　森林法に基づく規制

公益的機能の発揮を必要とする森林は、その機能を損なうことがないように、土地の現状変更や伐採などの行為を規制している。

ウ　農業振興地域の整備に関する法律に基づく規制

農用地区域内では、宅地の造成、土石の採取、その他の土地の形質の変更または建築物その他の工作物の新築、改築、若しくは増築を規制している。

エ　農地法による規制

耕作の目的に供される農地を農地以外の目的に転用することを規制している。

006　三内丸山遺跡

青森市は、景観法に基づく「青森市景観計画」を定め、良好な景観形成を目指した規制を実施している。緩衝地帯は、この計画による景観形成重点地区に定められている。

景観形成重点地区では、建築物等の高さや形態意匠等を制御・誘導することで、三内丸山遺跡と調和した景観形成が図られている。また、三内丸山遺跡の内外に設けられた視点場からの眺望を保全するため、工作物等の高さを制御している。

青森市では、都市計画法に基づく青森市都市計画マスタープランを策定しており、自然や歴史、文化を活かしたみどりの空間について、周辺地域と一体的に整備を進めることが定められている。

ア　景観法に基づく規制（青森市景観計画に定める景観形成重点地区）

種類（一部抜粋）	届出が必要な対象行為の規模
建築物	建築面積10㎡を超えるもの
工作物（さく、塀等）	高さ1.5mを超えるもの
工作物（煙突、排気塔等）	高さ5mを超えるもの
工作物（物見塔、電波塔等）	高さ5mを超えるもの ※建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ
工作物（電線路等）	高さ10mを超えるもの
太陽光発電設備の設置	土地に自立し、かつ事業の敷地面積300㎡を超えるもの
土地の形質変更等	土地面積300㎡又は法面の高さ1.5mを超えるもの
木竹の伐採	伐採面積50㎡又は高さ5mを超えるもの

イ　都市計画法に基づく規制

種類	規制内容
第一種低層住居専用地域	高さ10m以下 店舗・事務所・工場等は建築不可
第二種住居地域	店舗等の床面積10,000㎡以下
準工業地域	店舗等の床面積10,000㎡以下

ウ　都市公園法に基づく規制

都市公園区域の損傷又は汚損や、土地の形状変更、土石の採取などの行為を制限している。

エ　河川法に基づく規制

河川流域の正常な機能を維持するため、河川流域における土地の掘削、土石の採取、竹木の伐採など、現状を変更する行為を規制している。

オ　農地法による規制

耕作の目的に供される農地を農地以外の目的に転用することを規制している。

007　大船遺跡

函館市は、景観法に基づく「函館市景観計画」を定め、良好な景観形成を目指した規制を実施している。緩衝地帯は、この計画による縄文遺跡群都市景観形成地域に定められている。

縄文遺跡群都市景観形成地域では、建築物等の高さや形態意匠等を制御・誘導することで、大船遺跡と調和した景観形成が図られている。また、大船遺跡の内外に設けられた視点場からの眺望を保全するため、工作物等の高さを制御している。

函館市では、都市計画法に基づく函館市都市計画マスタープランを策定しており、大船遺跡が所在する南茅部地域については、縄文文化交流センターの活用により、文化交流拠点の形成を図ることを定めている。

ア　景観法に基づく規制（函館市景観計画に定める縄文遺跡群都市景観形成地域）

種類（一部抜粋）	届出が必要な対象行為の規模
建築物	高さ10m又は床面積の合計が10㎡を超えるもの
工作物（さく、塀等）	高さ1.5mを超えるもの
工作物（煙突、排気塔等）	高さ6mを超えるもの
工作物（装飾塔、電波塔等）	高さ4mを超えるもの
工作物（電線路など）	高さ13mを超えるもの
工作物（風力発電設備、太陽光発電設備等）	全て
土地の形質変更等	面積10㎡を超えるもので、高さ1.5mを超える法を生ずる切土、盛土を伴うもの
木竹の伐採	樹高10m以上又は地上1.5mの高さにおける幹周が1mを超えるもの

イ　森林法に基づく規制

公益的機能の発揮を必要とする森林は、その機能を損なうことがないように、土地の現状変更や伐採などの行為を規制している。

ウ　河川法に基づく規制

河川流域の正常な機能を維持するため、河川流域における土地の掘削、土石の採取、竹木の伐採など、現状を変更する行為を規制している。

エ　土砂災害計画区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく規制

土砂災害警戒区域に指定された土地は、地すべりや地形の崩壊に伴う土石流などの災害を防止するため、土地の現状変更や建築行為などの開発を規制している。

また、函館市が定める函館市地域防災計画に基づき、土砂災害の防止、復旧を行うための対策をしており、適切に維持・管理している。

オ　墓地、埋葬等に関する法律に基づく規制

墓地は、火葬場の管理、埋葬等が支障なく行われるよう、地形の変更、墓標、石垣の設置などの行為を規制している。

008　御所野遺跡

一戸町では、景観法に基づく「一戸町景観計画」を定め、良好な景観形成を目指した規制を実施しており、緩衝地帯はこの計画による特定景観地域に定められている。

特定景観地域では、建築物等の高さや形態意匠等を制御・誘導することで、御所野遺跡と調和した景観形成が図られている。また、御所野遺跡の内外に設けられた視点場からの眺望を保全するため、工作物等の高さを制御している。

一戸町では、都市計画法に基づく一戸町都市計画マスタープランを策定しており、御所野遺跡は「歴史的・文化的資源」として活用を図ることが定められている。

ア　景観法に基づく規制（一戸町景観計画に定める特定景観地域）

種類（一部抜粋）	届出が必要な対象行為の規模
建築物	高さ13m又は延べ床面積10㎡を超えるもの
工作物（さく、塀等）	高さ1.5mを超えるもの
工作物（煙突、電波塔、広告塔等）	高さ5mを超えるもの
工作物（電線路等）	高さ10mを超えるもの
土地の形質変更等	法面又は擁壁の高さ1.5mを超えるもの又は面積300㎡を超えるもの
木竹の伐採	高さ5mを超えるもの又は伐採面積50㎡を超えるもの

イ　森林法に基づく規制

公益的機能の発揮を必要とする森林は、その機能を損なうことがないように、土地の現状変更や伐採などの行為を規制している。

ウ　農業振興地域の整備に関する法律に基づく規制

農用地区域内では、宅地の造成、土石の採取、その他の土地の形質の変更または建築物その他の工作物の新築、改築、若しくは増築を規制している。

エ　農地法による規制

耕作の目的に供される農地を農地以外の目的に転用することを規制している。

オ　土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関する規制

土砂災害警戒区域に指定された土地は、地すべりや地形の崩壊に伴う土石流などの災害を防止するため、土地の現状変更や建築行為などの開発を規制している。

また、一戸町が定める一戸町地域防災計画に基づき、土砂災害の防止、復旧を行うための対策をしており、適切に維持・管理している。

カ　砂利採取法に基づく規制

砂利の採取に伴う地形の崩落などの災害を防止するため、砂利の採取を制限し、環境の保全を維持している。

キ　河川法に基づく規制

河川流域の正常な機能を維持するため、河川流域における土地の掘削、土石の採取、竹木の伐採など、現状を変更する行為を規制している。

ク　墓地、埋葬等に関する法律に基づく規制

墓地は、火葬場の管理、埋葬等が支障なく行われるよう、地形の変更、墓標、石垣の設置などの行為を規制している。

009　入江貝塚

洞爺湖町は、景観法に基づく「洞爺湖町景観計画」を定め、良好な景観形成を目指した規制を実施している。緩衝地帯は、この計画による入江・高砂貝塚景観形成重点区域に定められている。

入江・高砂貝塚景観形成重点区域では、建築物等の高さや形態意匠等を制御・誘導することで、入江貝塚及び高砂貝塚（構成資産No.015）と調和した景観形成が図られている。また、入江貝塚の内外に設けられた視点場からの眺望を保全するため、工作物等の高さを制御している。

洞爺湖町では、都市計画法に基づく都市計画マスタープランを策定しており、入江貝塚などの歴史資源の保全と観光資源としてのネットワーク化をめざし、活用を図ることが定められている。

ア　景観法に基づく規制（洞爺湖町景観計画に定める入江・高砂貝塚景観形成重点区域）

種類（一部抜粋）	届出が必要な対象行為の規模
建築物	高さ10m又は延べ床面積10㎡を超えるもの
工作物（さく、塀等）	高さ1.5mを超えるもの
工作物（煙突、電波塔、広告塔、風力発電設備等）	高さ5mを超えるもの ※建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ
工作物（電線路等）	高さ10mを超えるもの
工作物（太陽電池発電設備）	事業敷地面積300㎡を超えるもの
土地の形質変更等	法面又は擁壁の高さ1.5mを超えるもの又は開発区域面積300㎡を超えるもの
木竹の伐採	面積50㎡を超える樹林地・並木等の皆伐

イ　都市計画法に基づく規制

種類	規制内容
第二種中高層住居専用地域	高さ２階以下 店舗・事業所等の床面積1,500㎡以下
第一種住居地域	店舗・事業所等の床面積3,000㎡以下
準住居地域	店舗等の床面積10,000㎡以下

ウ　河川法に基づく規制

河川流域の正常な機能を維持するため、河川流域における土地の掘削、土石の採取、竹木の伐採など、現状を変更する行為を規制している。

エ　農地法による規制

耕作の目的に供される農地を農地以外の目的に転用することを規制している。

010　小牧野遺跡

青森市は、景観法に基づく「青森市景観計画」を定め、良好な景観形成を目指した規制を実施している。緩衝地帯は、この計画による景観形成重点地区に定められている。

景観形成重点地区では、建築物等の高さや形態意匠等を制御・誘導することで、小牧野遺跡と調和した景観形成が図られている。また、小牧野遺跡の内外に設けられた視点場からの眺望を保全するため、工作物等の高さを制御している。

青森市では、都市計画法に基づく青森市都市計画マスタープランを策定しており、自然や歴史、文化を活かしたみどりの空間について、周辺地域と一体的に整備を進めることが定められている。

ア　景観法に基づく規制（青森市景観計画に定める景観形成重点地区）

種類（一部抜粋）	届出が必要な対象行為の規模
建築物	建築面積10㎡を超えるもの
工作物（さく、塀等）	高さ1.5mを超えるもの
工作物（煙突、排気塔等）	高さ5mを超えるもの
工作物（物見塔、電波塔等）	高さ（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）5mを超えるもの
工作物（電線路等）	高さ10mを超えるもの
太陽光発電設備の設置	土地に自立し、かつ事業の敷地面積300㎡を超えるもの
土地の形質変更等	土地面積300㎡又は法面の高さ1.5mを超えるもの
木竹の伐採	伐採面積50㎡又は高さ5mを超えるもの

イ　都市計画法に基づく規制

緩衝地帯に適用されている市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であり、開発を規制している。

ウ　森林法に基づく規制

公益的機能の発揮を必要とする森林は、その機能を損なうことがないように、土地の現状変更や伐採などの行為を規制している。

エ　農業振興地域の整備に関する法律に基づく規制

農用地区域内では、宅地の造成、土石の採取、その他の土地の形質の変更または建築物その他の工作物の新築、改築、若しくは増築を規制している。

オ　農地法による規制

耕作の目的に供される農地を農地以外の目的に転用することを規制している。

カ　河川法に基づく規制

河川流域の正常な機能を維持するため、河川流域における土地の掘削、土石の採取、竹木の伐採など、現状を変更する行為を規制している。

011　伊勢堂岱遺跡

北秋田市は、景観法に基づく「北秋田市景観計画」を定め、良好な景観形成を目指した規制を実施している。緩衝地帯は、この計画による景観形成重点地区に定められている。

景観形成重点地区では、建築物等の高さや形態意匠等を制御・誘導することで、伊勢堂岱遺跡と調和した景観形成が図られている。また、伊勢堂岱遺跡の内外に設けられた視点場からの眺望を保全するため、工作物等の高さを制御している。

北秋田市では、都市計画法に基づく北秋田市都市計画マスタープランを策定しており、伊勢堂岱遺跡は「にぎわいのレクリエーション拠点」として位置づけられ、自然環境を守りつつ、歴史や自然の楽しみを学ぶ場として整備活用を図ることが定められている。

ア　景観法に基づく規制（北秋田市景観計画に定める景観形成重点地区）

種類（一部抜粋）	届出が必要な対象行為の規模
建築物	高さ13m又は延べ床面積10 ㎡を超えるもの
工作物（さく、塀等）	高さ1.5mを超えるもの
工作物（煙突、排気塔等）	高さ5mを超えるもの
工作物（電波塔、柱類（屋外広告物を除く）、電線路等）	高さ10mを超えるもの
工作物（太陽光発電施設）	原則、設置不可（家庭用を除く。）
土地の形質変更等	法面・擁壁の高さ1.5mを超えるもの又は面積300 ㎡を超えるもの
木竹の伐採	木竹の高さ5mを超えるもの又は伐採面積50 ㎡を超えるもの

イ　森林法に基づく規制

公益的機能の発揮を必要とする森林は、その機能を損なうことがないように、土地の現状変更や伐採などの行為を規制している。

ウ　農業振興地域の整備に関する法律に基づく規制

農用地区域内では、宅地の造成、土石の採取、その他の土地の形質の変更または建築物その他の工作物の新築、改築、若しくは増築を規制している。

エ　農地法による規制

耕作の目的に供される農地を農地以外の目的に転用することを規制している。

オ　河川法に基づく規制

河川流域の正常な機能を維持するため、河川流域における土地の掘削、土石の採取、竹木の伐採など、現状を変更する行為を規制している。

012　大湯環状列石

鹿角市は、景観法に基づく「鹿角市景観計画」を定め、良好な景観形成を目指した規制を実施している。緩衝地帯は、この計画による大湯環状列石重点地域に定められている。また、大湯環状列石（主に万座環状列石見晴台）を視点場として、西側（夕日）を望む眺望エリアを眺望ゾーンに指定している。

大湯環状列石重点地域では、建築物等の高さや形態意匠等を制御・誘導することで、大湯環状列石と調和した景観形成が図られている。また、大湯環状列石の内外に設けられた視点場からの眺望を保全するため、工作物等の高さを制御している。

鹿角市では、都市計画法に基づく鹿角市都市計画マスタープランを策定しており、大湯環状列石を縄文時代の貴重な遺跡として保全するとともに、その景観及び周辺の景観保全・形成を進めることが定められている。

ア　景観法に基づく規制（鹿角市景観計画に定める大湯環状列石重点地域）

種類（一部抜粋）	届出が必要な対象行為の規模
建築物	延べ床面積10㎡を超えるもの
工作物（さく、塀等）	高さ1.5mを超えるもの
工作物（煙突、電波塔、広告塔等）	高さ5mを超えるもの
工作物（電線路等）	高さ10mを超えるもの
工作物（自家用以外の太陽光発電設備の設置）	全ての規模の行為
土地の形質変更等	法面又は擁壁の高さが1.5mを超えるもの又は開発区域面積が300㎡を超えるもの
木竹の伐採	高さ5mを超えるもの又は伐採面積が50㎡を超えるもの

イ　森林法に基づく規制

公益的機能の発揮を必要とする森林は、その機能を損なうことがないように、土地の現状変更や伐採などの行為を規制している。

ウ　農業振興地域の整備に関する法律に基づく規制

農用地区域内では、宅地の造成、土石の採取、その他の土地の形質の変更または建築物その他の工作物の新築、改築、若しくは増築を規制している。

エ　農地法による規制

耕作の目的に供される農地を農地以外の目的に転用することを規制している。

オ　河川法に基づく規制

河川流域の正常な機能を維持するため、河川流域における土地の掘削、土石の採取、竹木の伐採など、現状を変更する行為を規制している。

013　キウス周堤墓群

千歳市は、景観法に基づく「千歳市景観計画」を定め、良好な景観形成を目指した規制を実施している。緩衝地帯は、この計画による景観重点区域に定められている。

景観重点区域では、建築物等の高さや形態意匠等を制御・誘導することで、キウス周堤墓群と調和した景観形成が図られている。また、キウス周堤墓群の内外に設けられた視点場からの眺望を保全するため、工作物等の高さを制御している。

千歳市では、都市計画法に基づく千歳市第２期都市計画マスタープランを策定しており、キウス周堤墓群は景観の骨格を形づくる「歴史的・文化的資源」として位置づけられ、地域の資源となる景観資源を保全することが定められている。

ア　景観法に基づく規制（千歳市景観計画に定める景観重点区域）

種類（一部抜粋）	届出が必要な対象行為の規模
建築物	延べ面積10㎡を超えるもの
工作物（さく、塀等）	高さ1.5mを超えるもの
工作物（風力発電設備、煙突、物見塔等）	高さ5mを超えるもの
工作物（電線路等）	高さ10mを超えるもの
工作物（太陽電池発電設備）	事業の敷地面積300㎡を超えるもの
土地の形質変更等	法面又は擁壁の高さ1.5mを超えるもの又は土地面積300㎡を超えるもの
木竹の植栽又は伐採	高さ5mを超えるもの又は伐採面積50㎡を超えるもの

イ　都市計画法に基づく規制

緩衝地帯に適用されている市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であり、開発を規制している。

ウ　森林法に基づく規制

公益的機能の発揮を必要とする森林は、その機能を損なうことがないように、土地の現状変更や伐採などの行為を規制している。

エ　河川法に基づく規制

河川流域の正常な機能を維持するため、河川流域における土地の掘削、土石の採取、竹木の伐採など、現状を変更する行為を規制している。

オ　農業振興地域の整備に関する法律に基づく規制

農用地区域内では、宅地の造成、土石の採取、その他の土地の形質の変更または建築物その他の工作物の新築、改築、若しくは増築を規制している。

カ　農地法による規制

耕作の目的に供される農地を農地以外の目的に転用することを規制している。

014　大森勝山遺跡

弘前市は、景観法に基づく「弘前市景観計画」を定め、良好な景観形成を目指した規制を実施している。緩衝地帯はこの計画による景観形成重点地区、眺望景観保全地区の一部及び「大切にしたい場所」に定められている。

景観形成重点地区、眺望景観保全地区の一部及び「大切にしたい場所」では、建築物等の高さや形態意匠等を制御・誘導することで、大森勝山遺跡と調和した景観形成が図られている。また、大森勝山遺跡の内外に設けられた視点場からの眺望を保全するため、工作物等の高さを規制している。

弘前市では、都市計画法に基づく弘前市都市計画マスタープランを策定しており、資産周辺は「田園」エリアとして田園地域の美しい自然環境と風景を保全していくことが定められている。

ア　景観法に基づく規制（弘前市景観計画に定める景観形成重点地区）

種類（一部抜粋）	届出が必要な対象行為の規模
建築物	建築面積10㎡を超えるもの又は高さが10mを超えるもの
工作物（さく、塀、煙突、排気塔、電波塔、電線路など）	高さ1.5m（建築物に設置する工作物にあっては当該工作物の高さが1.5m、又は地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m）を超えるもの又は築造面積10㎡を超えるもの
工作物（発電所、変電所など）	高さ10m（建築物に設置する工作物にあっては当該工作物の高さが10m又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m）を超えるもの又は築造面積1,000㎡を超えるもの
土地の形質変更等	法面又は擁壁の高さ5mを超えるもの又は面積1,000㎡を超えるもの

イ　土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関する規制

土砂災害警戒区域に指定された土地は、地すべりや地形の崩壊に伴う土石流などの災害を防止するため、土地の現状変更や建築行為などの開発を規制している。

また、弘前市が定める弘前市地域防災計画に基づき、土砂災害の防止、復旧を行うための対策を行っており、適切に維持・管理している。

ウ　森林法に基づく規制

公益的機能の発揮を必要とする森林は、その機能を損なうことがないように、土地の現状変更や伐採などの行為を規制している。

エ　弘前市法定外公共物管理条例に基づく規制

公共の利益を増進するために、弘前市が国から譲与を受けた土地は、掘削、盛土、工作物の建築などの行為を規制している。

オ　農業振興地域の整備に関する法律に基づく規制

農用地区域内では、宅地の造成、土石の採取、その他の土地の形質の変更または建築物その他の工作物の新築、改築、若しくは増築を規制している。

カ　農地法による規制

耕作の目的に供される農地を農地以外の目的に転用することを規制している。

015　高砂貝塚

洞爺湖町は、景観法に基づく「洞爺湖町景観計画」を定め、良好な景観形成を目指した規制を実施している。緩衝地帯は、この計画による入江・高砂貝塚景観形成重点区域に定められている。

入江・高砂貝塚景観形成重点区域では、建築物等の高さや形態意匠等を制御・誘導することで、高砂貝塚及び入江貝塚（構成資産No.009）と調和した景観形成が図られている。また、高砂貝塚の内外に設けられた視点場からの眺望を保全するため、工作物等の高さを制御している。

洞爺湖町では、都市計画法に基づく都市計画マスタープランを策定しており、高砂貝塚などの歴史資源の保全と観光資源としてのネットワーク化をめざし、活用を図ることが定められている。

ア　景観法に基づく規制（洞爺湖町景観計画に定める入江・高砂貝塚景観形成重点区域）

種類（一部抜粋）	届出が必要な対象行為の規模
建築物	高さ10m又は延べ床面積10㎡を超えるもの
工作物（さく、塀など）	高さ1.5mを超えるもの
工作物（煙突、電波塔、広告塔、風力発電設備など）	高さ5mを超えるもの ※建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ
工作物（電線路など）	高さ10mを超えるもの
工作物（太陽電池発電設備）	事業敷地面積300㎡を超えるもの
土地の形質変更等	法面又は擁壁の高さ1.5mを超えるもの又は開発区域面積300㎡を超えるもの
木竹の伐採	面積50㎡を超える樹林地・並木等の皆伐

イ　都市計画法に基づく規制

種類	規制内容
第二種中高層住居専用地域	高さ２階以下 店舗・事業所等の床面積1,500㎡以下
第一種住居地域	店舗・事業所等の床面積3,000㎡以下
準住居地域	店舗等の床面積10,000㎡以下

ウ　河川法に基づく規制

河川流域の正常な機能を維持するため、河川流域における土地の掘削、土石の採取、竹木の伐採など、現状を変更する行為を規制している。

エ　農地法による規制

耕作の目的に供される農地を農地以外の目的に転用することを規制している。

016　亀ヶ岡石器時代遺跡

つがる市は、景観法に基づく「つがる市景観計画」を定め、良好な景観形成を目指した規制を実施している。緩衝地帯は、この計画による特定景観地域に定められている。

特定景観地域では、建築物等の高さや形態意匠等を制御・誘導することで、亀ヶ岡石器時代遺跡及び田小屋野貝塚（構成資産No. 004）と調和した景観形成が図られている。また、亀ヶ岡石器時代遺跡の内外に設けられた視点場からの眺望を保全するため、工作物等の高さを制御している。

つがる市では、都市計画法に基づく、つがる市都市計画マスタープランを策定しており、亀ヶ岡石器時代遺跡周辺は、歴史文化資源の保全を図りつつ、その活用と地域の活性化を図ることが定められている。

ア　景観法に基づく規制（つがる市景観計画に定める特定景観地域）

種類（一部抜粋）	届出が必要な対象行為の規模
建築物	延べ床面積10㎡を超えるもの
工作物（さく、塀など）	高さ1.5mを超えるもの
工作物（煙突、電波塔、広告塔など）	高さ5mを超えるもの
工作物（電線路など）	高さ10mを超えるもの
土地の形質変更等	法面又は擁壁の高さ1.5mを超えるもの又は開発区域面積300㎡を超えるもの
木竹の伐採	高さ5mを超えるもの又は伐採面積50㎡を超えるもの
土地に自立した太陽光発電	事業の敷地面積300㎡を超えるもの

イ　森林法に基づく規制

公益的機能の発揮を必要とする森林は、その機能を損なうことがないように、土地の現状変更や伐採などの行為を規制している。

ウ　農業振興地域の整備に関する法律に基づく規制

農用地区域内では、宅地の造成、土石の採取、その他の土地の形質の変更または建築物その他の工作物の新築、改築、若しくは増築を規制している。

エ　砂利採取法に基づく規制

砂利の採取に伴う地形の崩落などの災害を防止するため、砂利の採取を制限し、環境の保全を維持している。

オ　農地法による規制

耕作の目的に供される農地を農地以外の目的に転用することを規制している。

017　是川石器時代遺跡

八戸市は、景観法に基づく「八戸市景観計画」を定め、良好な景観形成を目指した規制を実施している。緩衝地帯はこの計画による是川景観重点地区に定められている。

景観重点区域では、建築物等の高さや形態意匠等を制御・誘導することで、是川石器時代遺跡と調和した景観形成が図られている。また、是川石器時代遺跡の内外に設けられた視点場からの眺望を保全するため、工作物等の高さを制御している。

八戸市では、都市計画法に基づく八戸市都市計画マスタープランを策定しており、歴史的・文化的価値が高い是川石器時代遺跡周辺は、遺跡の保全を図りつつその歴史を紹介する学術機能と、人々が訪れ憩う場として活用を図ることが定められている。

ア　景観法に基づく規制（八戸市景観計画に定める是川景観重点地区）

種類（一部抜粋）	届出が必要な対象行為の規模
建築物	延べ面積10㎡を超えるもの
工作物（さく、塀など）	高さ1.5mを超えるもの
工作物（煙突、排気塔、風力発電施設など）	高さ5mを超えるもの
工作物（物見塔、電波塔など）	高さ5mを超えるもの ※建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ
工作物（電線路など）	高さ10mを超えるもの
太陽光発電施設	事業敷地300㎡を超えるもの
土地の形質変更等	法面の高さ1.5mを超えるもの又は土地面積300㎡を超えるもの
木竹の伐採	木竹の高さが5mを超えるもの又は面積50㎡を超えるもの

イ　都市計画法に基づく規制

緩衝地帯に適用されている市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であり、開発を規制している。

ウ　森林法に基づく規制

公益的機能の発揮を必要とする森林は、その機能を損なうことがないように、土地の現状変更や伐採などの行為を規制している。

エ　農業振興地域の整備に関する法律に基づく規制

農用地区域内では、宅地の造成、土石の採取、その他の土地の形質の変更または建築物その他の工作物の新築、改築、若しくは増築を規制している。

オ　農地法による規制

耕作の目的に供される農地を農地以外の目的に転用することを規制している。

カ　墓地、埋葬等に関する法律に基づく規制

墓地は、火葬場の管理、埋葬等が支障なく行われるよう、地形の変更、墓標、石垣の設置などの行為を規制している。

４ 周辺住民の生活との調和

資産を確実に保護するためには、地域住民の日常生活との調和を図ることが必要である。

包括的保存管理計画の内容は、構成資産を所管する地方公共団体の総合計画、都市計画マスタープラン、景観計画などの行政施策の中に、総合的かつ体系的に位置付けられている。

なお、資産の保全・活用等への住民の参画は、第８章「公開・活用の推進」及び第９章「体制の整備と運営」で示す。

表6-002　緩衝地帯に適用される法令・制度等の概要

法令・制度等	目的	概要
文化財保護法	文化財を保護し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。 北海道・北東北の縄文遺跡群の構成資産は、それぞれ特別史跡、史跡の指定地に含まれ、指定地の一部については緩衝地帯としての保全を法的に担保している。	文化財を保護し、且つ、活用を図るため、許可又は同意を要する行為について定める。許可等を要する行為については、表6-003を参照されたい。当該緩衝地帯に含まれる特別史跡、史跡に指定された文化財については、地方公共団体が保存管理計画を策定し、個々の文化財の立地、形態、性質に応じた保存・管理の方針・方法、現状変更等の取扱基準を定めている。
景観法 （及び景観法に基づき地方公共団体が定める景観条例及び景観計画）	美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。 顕著な普遍的価値を理解し、保護を促進するために必要な自然的要素を含めた景観を適切に維持している。	緩衝地帯に必要な景観の保全・整備を図るため、各地方公共団体が届出を要する行為及び届け出た場合に求めるべき景観形成基準を定めている。
都市計画法	都市の健全な発展及び秩序ある整備を図ることを目的とする。 顕著な普遍的価値を理解し、保護を促進するために必要な自然的要素を含めた土地利用を適切に維持している。	緩衝地帯として適切な土地利用の保全を図るため、各資産の状況に応じた区域区分や地域地区等を適切に定めるとともに、その区分に基づき許可又は協議を要する行為及び許可基準を定めている。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊を防止し、国土の保全を目的とする。 急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為を制限し、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。	急傾斜地における許可を要する開発行為及び許可基準を定めている。
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害の防止のための対策を推進することを目的とする。 特別警戒区域内における開発行為を制限し、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。	特別警戒区域における許可を要する開発行為及び許可基準を定めている。
都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。 都市公園内の土地の形質変更等の行為を制限し、土地利用又は景観の保全を担保している。	都市公園内における工作物や施設を設けた占用に関する許可基準を設けているほか、土地の形質を変更する行為を禁止している。

法令・制度等	目的	概要
砂利採取法	砂利の採取に伴う災害を防止することを目的とする。 砂利の採取を制限し、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。	砂利の採取における許可を要する行為及び許可基準を定めている。
森林法 （地域森林計画対象民有林）	森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めることを目的とする。 開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるもの）を制限し、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。	地域森林計画の対象となっている民有林における許可を要する開発行為及び許可基準を定めている。
森林法 （保安林の国有林、民有林）		保安林における許可を要する行為及び許可基準及び届け出た場合に求めるべき基準を定めている。
河川法 （地方公共団体が定める河川条例）	流水の正常な機能が維持及び河川環境の整備と保全を目的とする。 占用、土石等の採取、工作物の新築等、土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の栽植若しくは伐採を制限し、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。	河川環境の整備・保全を図るため、許可を要する開発行為及び許可基準を定めている。
砂防法 （地方公共団体が定める施行条例）	山崩れ、土砂の発生及びその流出による土砂災害を防止し、河川の治水上、利水上の機能の保全を目的とする。 砂防指定地内の工作物の新築、改築、立木竹の伐採、土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為等を制限し、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。	砂防指定地域の保全を図るため、許可を要する開発行為及び許可基準を定めている。
農地法	農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。 農地転用を規制し、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。	農地を保全するため、農地転用に係る許可基準を定めている。

法令・制度等	目的	概要
農業振興地域の整備に関する法律	自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。 農用地区域内における開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）を制限し、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。	農業振興地域における許可を要する行為及び許可基準を定めている。
道路法	道路網の整備を図ることを目的とする。 道路に関する工事を制限し、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。	道路における許可を要する行為及び許可基準を定めている。
墓地、埋葬等に関する法律	墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が支障なく行われることを目的とする。 墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更等について適切に管理し、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。	墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等における許可を要する開発行為及び許可基準を定めている。
漁港漁場整備法	水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港・漁場整備事業を総合的且つ計画的に推進し、及び漁港の維持・管理を適正にすることを目的とする。 漁港の機能を保全するため、必要な維持管理を行い、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。	漁港の保全のため、漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する開発行為及び許可基準を定めている。

表6-003　緩衝地帯に適用される法令・制度等の許可の概要

法令・制度等	制度名・対象区域名	条文	許可等	許可等を要する行為等	罰則規定
文化財保護法	史跡 特別史跡	125条	文化庁長官の許可（軽微な現状変更は道県知事、市長の許可）	史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。	懲役、禁錮又は罰金
	周知の埋蔵文化財包蔵地	93条	道県教育委員会教育長への届出	土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には届け出なければならない。	―
		94条	道県教育委員会教育長への通知	国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合には通知しなければならない。	―
景観法（函館市都市景観条例）	景観計画区域（市全域）／縄文遺跡群都市景観形成地域（緩衝地帯）	16条	景観行政団体の長（市長・町長）への届出	建築物及び工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、開発行為その他土地の形質の変更、土石の採取又は鉱物の掘採、屋外における物件の堆積、水面の埋め立て又は干拓、木竹の伐採等を行う場合には、届け出なければならない。	懲役又は罰金（法による罰則）
景観法（伊達市景観条例）	景観計画区域（市全域）／特定景観区域（緩衝地帯）	10条			
景観法（千歳市景観条例）	景観計画区域（市全域）／景観重点区域（緩衝地帯）	７条			
景観法（洞爺湖町景観条例）	景観計画区域（町全域）／入江・高砂貝塚景観形成重点区域（緩衝地帯）	９条 10条			

法令・制度等	制度名・ 対象区域名	条文	許可等	許可等を要する行為等	罰則 規定
景観法（青森市景観条例）	景観計画区域（市全域）／景観形成重点地区（資産及び緩衝地帯）	9条			
景観法（弘前市景観条例）	景観計画区域（市全域）／景観形成重点区域、眺望景観保全地区、大切にしたい場所（緩衝地帯）	10条			
景観法（八戸市景観条例）	景観計画区域（市全域）／是川景観重点地区（緩衝地帯）	7条			
景観法（つがる市景観条例）	景観計画区域（市全域）／特定景観地域（緩衝地帯）	7条			
景観法（外ヶ浜町景観条例）	景観計画区域（町全域）／重点地区（緩衝地帯）	10条			
景観法（七戸町景観条例）	景観計画区域（町全域）／景観形成重点区域（緩衝地帯）	10条			
景観法（一戸町景観条例）	景観計画区域（町全域）／特定景観地域（緩衝地帯）	9条			
景観法（鹿角市景観条例）	景観計画区域（市全域）／大湯環状列石重点地域（緩衝地帯）	11条			
景観法（北秋田市景観条例）	景観計画区域（市全域）／景観形成重点地区（緩衝地帯）	7条 17条			

法令・制度等	制度名・ 対象区域名	条文	許可等	許可等を要する行為等	罰則 規定
都市計画法	都市計画区域／市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、市街化調整区域 及び都市計画区域外県道沿線地域	29条8条	道県知事の許可	開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）をしようとする者は許可を受けなければならない。 【開発区域の面積】 ・市街化調整区域：面積の要件なし （原則として全て許可が必要） ・市街化区域：1,000㎡以上 ・区域区分が定められていない区域：3,000㎡以上 ・都市計画区域外：1ha以上	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律都市計画法	急傾斜地崩壊危険区域	7条	道県知事の許可	水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為、ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造、のり切、切土、掘さく又は盛土、立木竹の伐採、木竹の滑下又は地引による搬出、土石の採取又は集積等の行為は許可を受けなければ、してはならない。	懲役又は罰金
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域	10条	知事の許可	特別警戒区域内において、都市計画法第四条第十二項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、許可を受けなければならない。	懲役又は罰金
都市公園法 （青森県都市公園条例）	都市公園	6条	公園管理者（知事）の許可	公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、許可を受けなければならない。	懲役又は罰金
		4条	（知事）	都市公園を損傷し、又は汚損すること、竹木を伐採し、又は植物を採取すること、土石、竹木等の物件をたい積すること、土石の採取その他の土地の形質の変更をすること、指定した場所以外の場所 でたき火をすること、立入禁止区域内に立ち入ること、指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること等をしてはならない。	過料

法令・制度等	制度名・対象区域名	条文	許可等	許可等を要する行為等	罰則規定
砂利採取法	―	16条	知事の許可	砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、許可を受けなければならない。	懲役又は罰金
森林法	地域森林計画対象民有林	10条の2	知事の許可	開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為）をしようとする者は許可を受けなければならない。	懲役又は罰金
		10条の8	市町村長への届出	立木を伐採するには、伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。	罰金
	保安林（国有林、民有林）	34条1項	知事の許可	許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。	罰金
		34条2項	（知事）	許可を受けなければ、立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉若しくは落枝の採取、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。	懲役又は罰金
		34条の2	知事への届出	択伐による立木の伐採をしようとする者は、択伐の届出書を提出しなければならない。	罰金
		34条の3	知事への届出	間伐のため立木を伐採しようとする者は、間伐の届出書を提出しなければならない。	罰金
		34条の4	（知事）	立木を伐採した場合には、伐採跡地について植栽をしなければならない。	―
河川法	河川区域	20条	河川管理者（道県知事）の承認	承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。	―
		24条	河川管理者（道県知事）の許可	河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、許可を受けなければならない。	―
		25条	河川管理者（道県知事）の許可	土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、許可を受けなければならない。	―
		26条1項	河川管理者（道県知事）の許可	工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、許可を受けなければならない。	懲役又は罰金

法令・制度等	制度名・対象区域名	条文	許可等	許可等を要する行為等	罰則規定
		27条1項	河川管理者（道県知事）の許可	土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条第一項の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、許可を受けなければならない。	懲役又は罰金
	河川保全区域	55条1項	河川管理者（道県知事）の許可	土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為、工作物の新築又は改築をしようとする者は、許可を受けなければならない。	懲役又は罰金
砂防法（砂防法施行条例：秋田県条例）	砂防指定地	4条	知事の許可	施設又は工作物の新築、増築、改築又は除却、立木竹の伐採又は樹根の採取、木竹の滑り下ろし又は地引きによる搬出、掘削、盛土、切土その他土 地の形状の変更、土石（砂れきを含む。以下同じ。）の採取若しくは鉱物の採掘又はこれらのたい積若しくは投棄のほか、知事が治水上砂防のため支障があると認める行為をしようとする者は許可を受けなければならない。	懲役又は罰金
農地法	農地	4条1項	知事の許可	農地を農地以外のものにする者は、許可を受けなければならない。	懲役又は罰金
		5条1項	知事の許可	農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項及び第四項において同じ。）にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、許可を受けなければならない。	懲役又は罰金
農地振興地域の整備に関する法律	農業振興地域（農用地区域）	15条の2	知事の許可	開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築）をしようとする者は、許可を受けなければならない。	懲役又は罰金
	農業振興地域（農用地区域以外）	15条の4	知事の勧告	農業振興地域の区域のうち農用地区域以外の区域内において開発行為を行っている者がある場合において、その開発行為により、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。	―

法令・制度等	制度名・対象区域名	条文	許可等	許可等を要する行為等	罰則規定
道路法	道路区域	24条	道路管理者（道県知事、市長・町長）の承認	道路に関する工事の設計及び実施計画について承認を受けて工事又は維持を行うことができる。	―
		32条	道路管理者（道県知事、市長・町長）の許可	工作物、物件又は施設を設け、継続して使用しようとする場合においては、許可を受けなければならない。	懲役又は罰金
		99条	（道路管理者（道県知事、市長・町長））	みだりに道路を損壊し、若しくは道路の附属物を移転し、若しくは損壊して道路の効用を害し、又は道路における交通に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。	懲役又は罰金
墓地、埋葬等に関する法律	墓地	10条	市長・町長の許可	墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、墓地・納骨堂・火葬場経営許可申請書を市長に提出しなければならない。 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする	―
墓地、埋葬等に関する法律（函館市墓地条例）	墓地	8条	市長の許可	墓地の地形の変更、樹木の植栽などの行為をしようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。	―
墓地、埋葬等に関する法律（八戸市墓地、埋葬等に関する法律施行細則）	墓地	3条	市長の許可	墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、墓地・納骨堂・火葬場経営許可申請書を市長に提出しなければならない。	―
漁港漁場整備法	漁港	39条	漁港管理者（道県知事、市長・町長）の許可	工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用（公有水面の埋立てによる場合を除く。）をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。	―

法令・制度等	制度名・ 対象区域名	条文	許可等	許可等を要する行為等	罰則 規定
北海道自然環境等保全条例	道全域（適用除外の区域を除く）	30条	道知事の許可	１ヘクタール以上の一団の土地で行われる特定の開発行為（スキー場の建設、キャンプ場、乗馬場その他の規制で定める施設の建設、上記施設を２以上有する施設の建設、資材置場又は工場用地の造成、土石の採取）をしようとする者は許可を受けなければならない。	懲役又は罰金
鹿角市環境保全条例	環境保全区域（指定予定）	10条	市長への届出	環境保全区域において、著しく土地の形状を変え、又は建築物その他の工作物の新築、改築及び増築をしようとする者は、その旨を届け出なければならない。	－
	市全域	12条	市長への提出	環境に影響を及ぼすおそれのある事業のうち、工場等の新設又は改築、住宅団地、大型店舗の新設又は増設、レクリエーション施設・と畜場及びこれに類する施設・畜房施設・工業団地の設置、流通関連施設・廃棄物処理施設の設置又は変更、土地区画整理事業等を実施しようとする者は、環境配慮報告書を提出しなければならない。	罰金
伊達市史跡公園条例	史跡公園	6条	（教育委員会）	史跡公園を損傷し、又は汚損すること、竹木を伐採し、又は植物を採取すること、土地の形質を変更すること、はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること、立入禁止区域に立ち入ること、指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れること等の行為をしてはならない。	－
		8条	教育委員会の許可	特別の設備を設け、又は物件を搬入しようとする者及び史跡公園の施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて占用しようとする者は、許可を受けなければならない。	
つがる市亀ヶ岡石器時代遺跡等保護条例	亀ヶ岡石器時代遺跡、田小屋野貝塚	2条	遺跡等の保護、保存への協力	市民は遺跡及びその出土品が古代先史及び文化研究の好個の資料となり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保護、保存に協力しなければならない。	－

法令・制度等	制度名・ 対象区域名	条文	許可等	許可等を要する行為等	罰則 規定
青森市小牧野遺跡の保護に関する条例	小牧野遺跡、重要な保護区域	3条	遺跡周辺一帯 の保護への協力	小牧野遺跡及び重要な保護区域の保護については、文化財保護法、森林法、道路法、農地法、 河川法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、景観法その他の法令及び条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。	―
		19条		市民等は、遺跡周辺一帯の保護に努めるとともに、市が実施する遺跡周辺一帯の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。	
七戸町二ツ森貝塚史跡公園設置及び管理に関する条例	史跡公園	4条	教育委員会の 許可	史跡公園を使用しようとする者は、許可を受けなければならない。	(損害賠償)
		5条		史跡公園又は施設を損傷するおそれがあるとき、史跡公園の管理上支障を来すおそれがあるとき、その他使用を不適当と認めるとき等には、使用を許可しないものとする。	―

表6-004　構成資産及び緩衝地帯への法令・制度等への適用状況一覧表

法令・制度等	対象となる区域等	001 大平山元遺跡	002 垣ノ島遺跡	003 北黄金貝塚	004 田小屋野貝塚	005 二ツ森貝塚	006 三内丸山遺跡	007 大船遺跡	008 御所野遺跡	009 入江貝塚	010 小牧野遺跡	011 伊勢堂岱遺跡	012 大湯環状列石	013 キウス周堤墓群	014 大森勝山遺跡	015 高砂貝塚	016 亀ヶ岡石器時代遺跡	017 是川石器時代遺跡
文化財保護法	史跡・特別史跡	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔
景観法	景観計画区域	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔
函館市都市景観条例	縄文遺跡群都市景観形成地域		✔					✔										
伊達市景観条例	特定景観区域			✔														
千歳市景観条例	景観重点区域													✔				
洞爺湖町景観条例	入江・高砂貝塚景観形成重点区域									✔						✔		
青森市景観条例	景観形成重点地区						✔				✔							
弘前市景観条例	景観形成重点地区、眺望景観保全地区、大切にしたい場所														✔			
八戸市景観条例	是川景観重点地区																	✔
つがる市景観条例	特定景観地域				✔												✔	
外ヶ浜町景観条例	重点地区	✔																
七戸町景観条例	景観形成重点区域					✔												
一戸町景観条例	特定景観地域								✔									
鹿角市景観条例	大湯環状列石重点地域												✔					
北秋田市景観条例	景観形成重点地区											✔						

法令・制度等	対象となる区域等		001 大平山元遺跡	002 垣ノ島遺跡	003 北黄金貝塚	004 田小屋野貝塚	005 二ツ森貝塚	006 三内丸山遺跡	007 大船遺跡	008 御所野遺跡	009 入江貝塚	010 小牧野遺跡	011 伊勢堂岱遺跡	012 大湯環状列石	013 キウス周堤墓群	014 大森勝山遺跡	015 高砂貝塚	016 亀ヶ岡石器時代遺跡	017 是川石器時代遺跡
都市計画法	市街化調整区域				✔							✔			✔				✔
	市街化区域							＋											
	区域区分が定められていない都市計画区域										＋						＋		
	用途地域	第一種低層住居専用地域						✔											
		第二種中高層住居専用地域									✔						✔		
		第一種住居地域									＋						＋		
		第二種住居地域						＋											
		準住居地域									＋						＋		
		準工業地域						＋											
		用途地域の指定のない区域								＋			＋	＋					
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域			✔															
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域			✔					✔	✔						✔			
青森県都市公園条例	都市公園							✔											

法令・制度等	対象となる区域等	001 大平山元遺跡	002 垣ノ島遺跡	003 北黄金貝塚	004 田小屋野貝塚	005 二ツ森貝塚	006 三内丸山遺跡	007 大船遺跡	008 御所野遺跡	009 入江貝塚	010 小牧野遺跡	011 伊勢堂岱遺跡	012 大湯環状列石	013 キウス周堤墓群	014 大森勝山遺跡	015 高砂貝塚	016 亀ヶ岡石器時代遺跡	017 是川石器時代遺跡
砂利採取法	採取計画の認可	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋
森林法	地域森林計画対象民有林	＋	＋	＋	＋	＋		＋	＋		＋	＋	＋	＋	＋		＋	＋
	保安林（国有林、民有林）				＋				＋			＋	＋				＋	
河川法	河川区域						＋	＋	＋		＋	＋	＋					
	河川保全区域										＋							＋
千歳市普通河川条例	普通河川													＋				
洞爺湖町普通河川管理条例	普通河川									＋						＋		
弘前市法定外公共物管理条例	普通河川														＋			
函館市普通河川管理条例	河川区域		＋					＋										
砂防法	砂防指定地												＋					
農地法	農地	＋		＋	＋	＋	＋		＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域（農用地区域）	＋		＋		＋			＋		＋	＋	＋	＋	＋			＋
	農業振興地域（農用地区域外）			＋	＋		＋				＋	＋		＋	＋		＋	
道路法	道路区域	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋		＋	＋	＋
墓地、埋葬等に関する法律	墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設								＋									＋

法令・制度等	対象となる区域等	001 大平山元遺跡	002 垣ノ島遺跡	003 北黄金貝塚	004 田小屋野貝塚	005 二ツ森貝塚	006 三内丸山遺跡	007 大船遺跡	008 御所野遺跡	009 入江貝塚	010 小牧野遺跡	011 伊勢堂岱遺跡	012 大湯環状列石	013 キウス周堤墓群	014 大森勝山遺跡	015 高砂貝塚	016 亀ヶ岡石器時代遺跡	017 是川石器時代遺跡
八戸市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設																	＋
函館市墓地条例	墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設		＋					＋										
漁港漁場整備法	漁港		＋															
北海道自然環境等保全条例	道全域（適用除外の区域を除く）		＋	＋				＋		＋				＋		＋		
鹿角市環境保全条例	環境保全区域												＋					
伊達市史跡公園条例	史跡北黄金貝塚公園			＋														
つがる市亀ヶ岡石器時代遺跡等保護条例	亀ヶ岡石器時代遺跡、田小屋野貝塚				＋												＋	
青森市小牧野遺跡の保護に関する条例	小牧野遺跡、重要な保護区域										＋							
七戸町二ツ森貝塚史跡公園設置及び管理に関する条例	二ツ森貝塚史跡公園					＋												

凡例：✔ 基本的な法規制等　　＋ 増補的な法規制等

第７章　遺産影響評価の実施

1　資産共通の方針

北海道、青森県、岩手県及び秋田県並びに構成資産を所管する地方公共団体では、関係行政機関の相互連携の下、資産範囲及びその周辺で行われる開発行為等を早期に把握し、資産の顕著な普遍的価値に与える影響について、適切かつ円滑に調査、予測、評価し、資産を保全するために必要な措置を講じる（図7-001）。

2　遺産影響評価の手順

構成資産を所管する地方公共団体は、開発行為等の個人・事業者による事前の情報提供や、文化財保護法や景観法等の法令等を運用することにより、開発行為等に関する情報を把握し、その行為が資産に影響を及ぼすかどうか判断し、影響を及ぼす可能性があるものについて調査・予測・評価する（図7-002）。

影響評価にあたっては、構成資産を所管する地方公共団体が設置する史跡整備検討委員会、文化財保護審議会や景観審議会などの第三者機関に意見等を求めるほか、必要に応じて学識経験者により構成される「縄文遺跡群世界遺産専門家委員会」や文化庁等の指導・助言を得るなど、評価の客観性・透明性の確保に努める。

資産に及ぶ影響が軽微でない場合は、構成資産所管の地方公共団体が開発事業者に対して資産の保全に係る協力要請を行い、資産への負の影響をできる限り回避又は軽減することを目的とした協議・調整等を行い、資産の保全に向けた合意形成を図る。

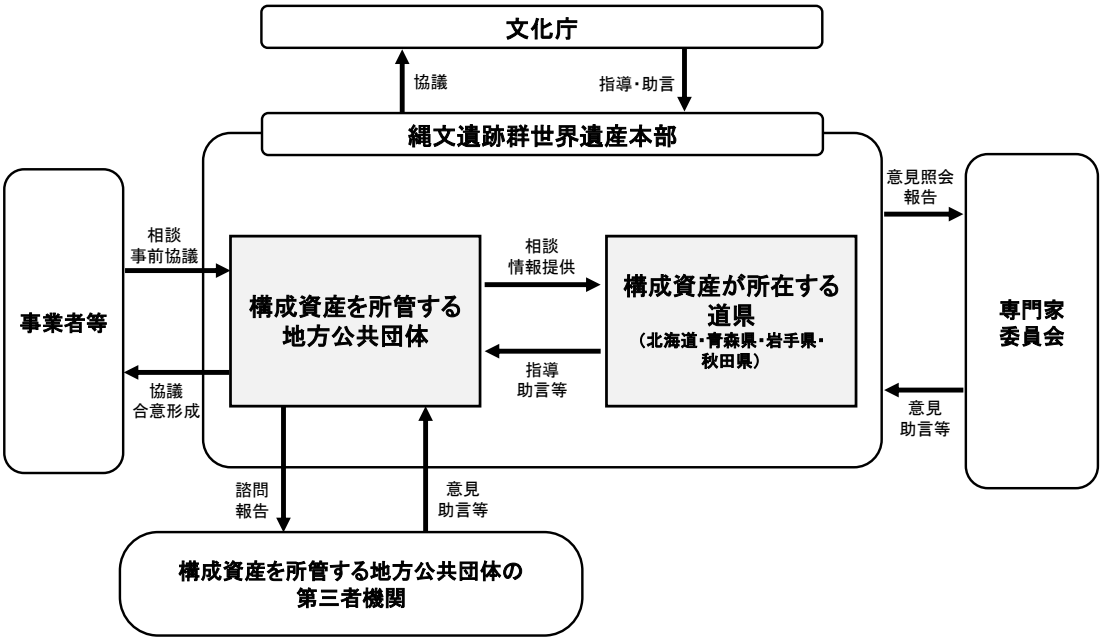


図7-001　遺産影響評価の実施体制

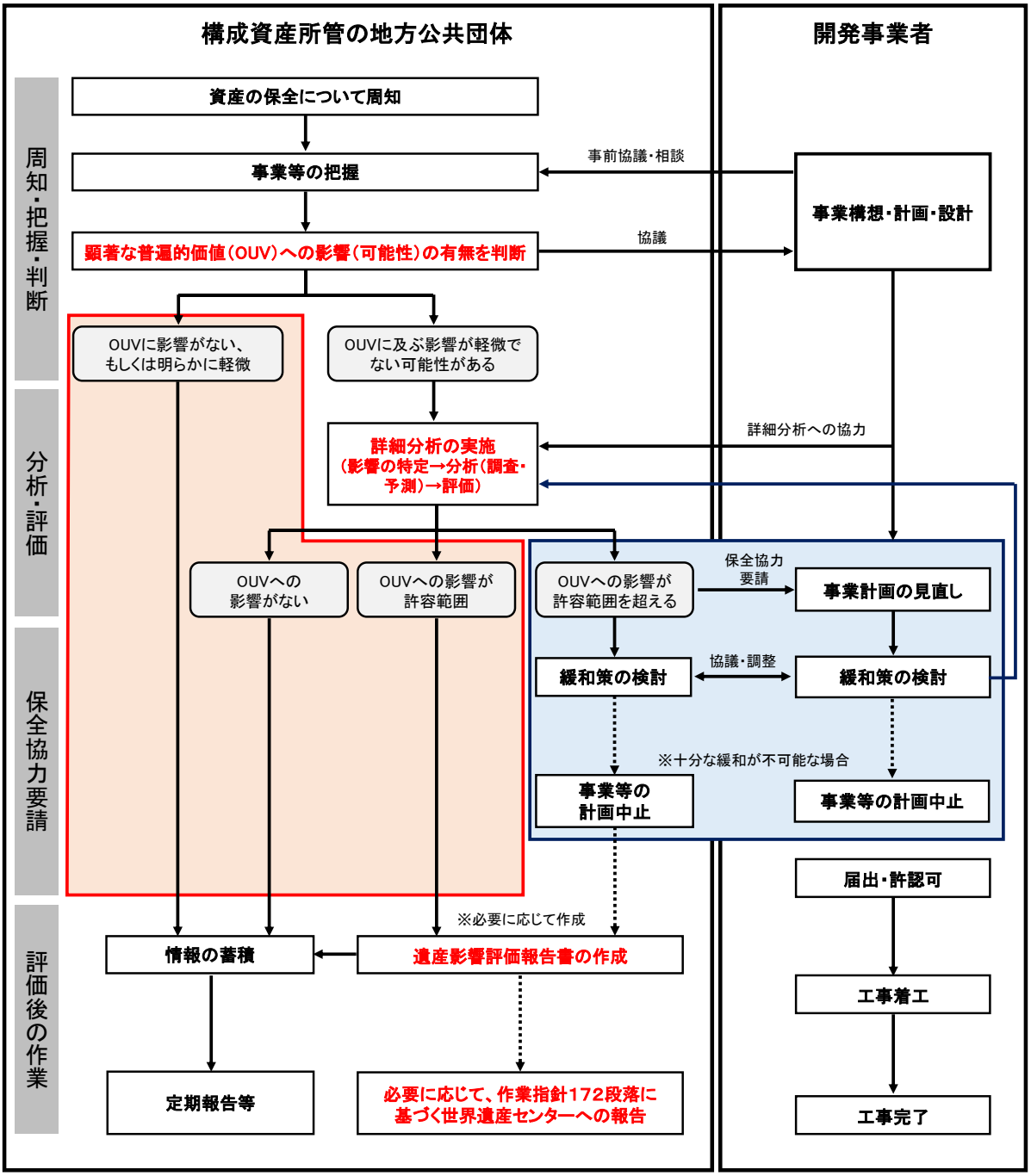


図7-002　遺産影響評価の手順

3 遺産影響評価の方法

（1）遺産影響評価の方法

北海道、青森県、岩手県及び秋田県並びに構成資産を所管する地方公共団体では、国際記念物遺跡会議（イコモス）による「世界文化遺産の遺産影響評価についてのガイダンス」（2011年）及び文化庁による「世界文化遺産の遺産影響評価にかかる参考指針」（2019年）に示された方針を踏まえ、遺産影響評価を実施する。

本資産では、資産の顕著な普遍的価値を示す属性とそれを構成する要素を確実に保全するため、以下の３点を保全の基本的な考え方とし、資産への影響を分析、予測、評価する。

ａ）顕著な普遍的価値を構成する要素及びそれと密接な関係にある構成資産周辺の地理的・自然的環境（地形、水源、水脈等）を保全する。

ｂ）構成資産の内外の視点場からみた眺望を保全する。

ｃ）構成資産との一体的な景観を保全する。

なお、評価にあたっては、当該行為によって、来訪者が安心、安全、快適に資産の顕著な普遍的価値を理解できるかどうかについても考慮する。

（2）遺産影響評価の対象事業

構成資産の範囲内で行われる史跡等整備、緩衝地帯等で行われる開発行為等を遺産影響評価の対象とする。

（3）詳細分析の要否

資産の顕著な普遍的価値に貢献する属性や要素の状況等に応じて、その価値への影響の有無の観点から、構成資産を所管する地方公共団体が遺産影響評価のための詳細分析の要否について迅速かつ客観的に判断する。

要否の判断にあたっては、必要に応じて構成資産が所在する道県、史跡や景観等の学術委員会や審議会、縄文遺跡群世界遺産専門家委員会等の諮問機関または第三者委員会、文化庁に意見照会し、指導・助言を得る。

（4）詳細分析の実施

資産の顕著な普遍的価値に貢献する属性や要素を整理した上で、事業等に応じた問題となる影響を特定し、適切かつ効果的に影響を把握できる分析手法を決定し、調査・予測し、その結果に基づいて評価する。

（５）詳細分析結果に基づいた評価

詳細分析の結果に基づいた評価については、地方公共団体が設置する史跡整備検討委員会、文化財保護審議会や景観審議会などの第三者機関、縄文遺跡群世界遺産専門家委員会が関与するとともに、必要に応じて文化庁の指導・助言を得るなど、客観性・透明性の確保に努める。

（６）遺産影響評価報告書の作成

詳細分析の結果、顕著な普遍的価値への影響が許容範囲であると評価された事業については遺産影響評価報告書を作成し、必要に応じて作業指針第172段落に基づいて世界遺産委員会へ報告する。その必要性の判断にあたっては、専門家委員会等から意見・助言を得るとともに、文化庁等とも十分な協議を行う。

また、資産の顕著な普遍的価値への影響がないと判断した事業であっても、その評価と経緯について記録の保存を図り、資産を保全する上での参考資料に資する。

第８章　公開・活用の推進

1　資産共通の方針

世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の顕著な普遍的価値を次世代に向けて確実に継承するため、次の方針に基づき、資産の適切な公開・活用を推進する。

（１）構成資産の一体性や特性を踏まえた顕著な普遍的価値の総合的な発信
（２）国内外からの来訪者受入体制の整備
（３）地域住民・民間団体等との連携・協働による公開・活用の持続的な推進

2　具体的な方策

（１）構成資産の一体性や特性を踏まえた顕著な普遍的価値の総合的な発信

構成資産が広域に点在し、顕著な普遍的価値を伝える遺構等のほとんどが地下に埋蔵され、その存在や価値がわかりにくい性質を持つことを踏まえ、次の点に留意し適切に対応する。本資産におけるインタープリテーションの体系については、図8-001に示す。

１　解説活動

主に地下遺構により構成される資産の価値を理解するためには、各構成資産の立地、景観とあわせた解説活動が重要である。このため、関係地方公共団体では、各構成資産に統一デザインによる解説板を設置しているほか、民間団体や地域住民と連携しながら、地域住民からなる解説ガイドの養成、組織化、運営に対する支援を行っている（写真8-001、8-002）。

２　展示施設での活動

関係地方公共団体では、既存のガイダンス施設や展示施設において、出土品、解説模型（写真8-003）、資産共通のパネル（写真8-004）を展示しているほか、画像や映像資料の公開、出土品を用いた体験展示等を実施している。また、施設内では、民間の遺跡活用団体や地域住民が主体的に解説ガイド、多様な体験プログラム等（写真8-005）を実施しており、来訪者の顕著な普遍的価値の理解を助けている。

３　当時の集落の姿を表現する整備

関係地方公共団体では、各構成資産の規模、性質、立地環境に応じて多様な手法により整備を実施している（写真8-006）。発掘調査等の調査・分析に基づき、地形、

植生、遺構の規模及び形態を表現しているほか、眺望・環境を整備し、各構成資産の価値の理解を助けている。

これらの整備は、国の指導・助言の下、資産の保護に影響を及ぼさない材料、方法を用いており、今後の調査・研究の進展に伴い必要に応じて変更することとしている。また、竪穴建物等を原寸大で示した立体表示は、解説板等で誰にでもわかるよう明示するとともに、整備の過程や研究成果についても情報提供している。

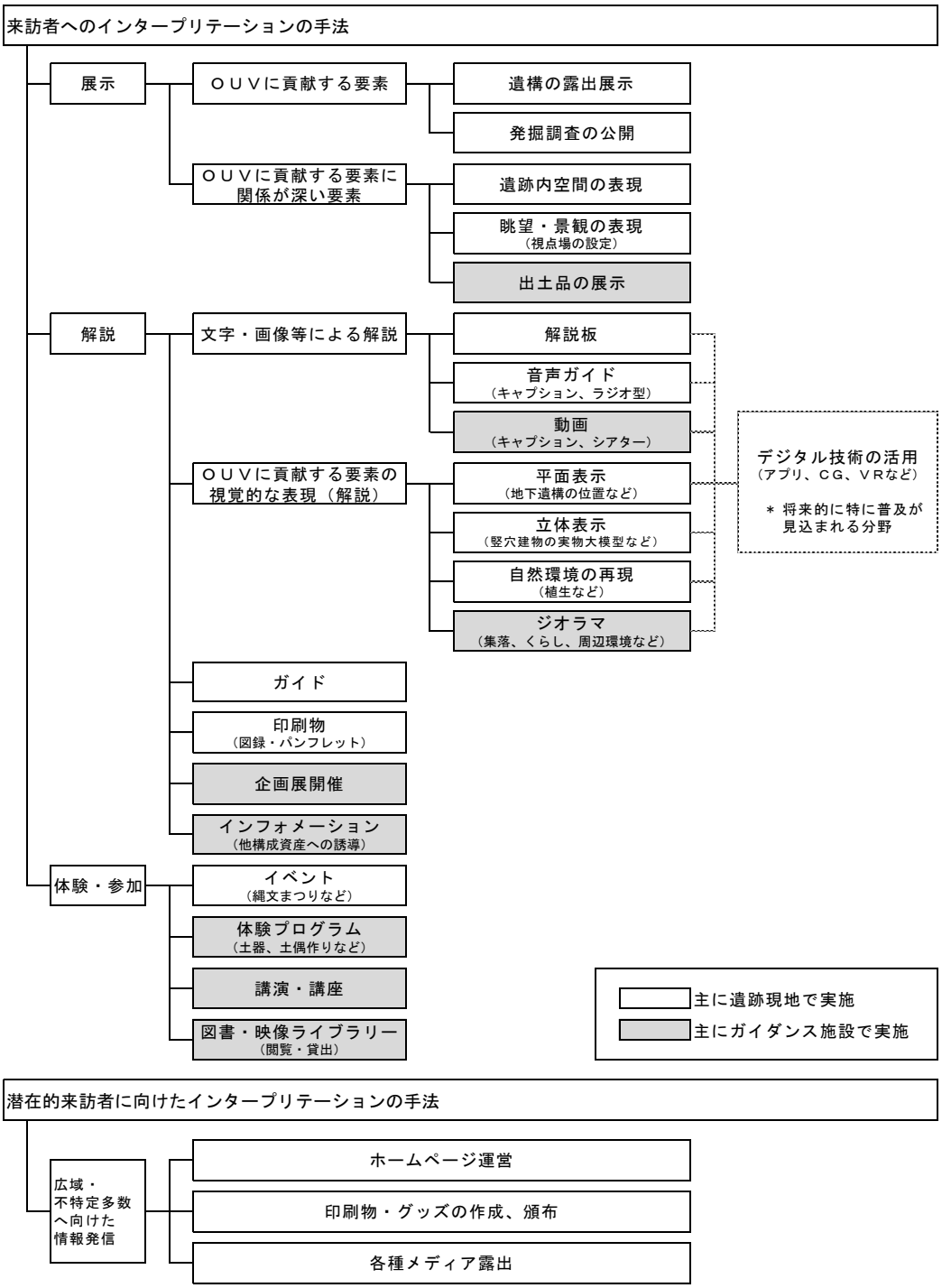


図8-001　インタープリテーションの体系



写真8-001　世界遺産ガイド養成講座（青森県主催）



写真8-002　ガイドによる解説（003 北黄金貝塚）



写真8-003　資産の集落構造を示す解説模型
（006 三内丸山遺跡）



写真8-004　資産の価値を伝える統一デザインの解説板
（006 三内丸山遺跡）



写真8-005　価値の理解を促す体験プログラム
（002 垣ノ島遺跡、007 大船遺跡）



写真8-006　当時の集落の姿を表現する整備
（003 北黄金貝塚）

（２）国内外からの来訪者受入体制の整備

関係地方公共団体では、案内板及び解説板の設置、便益施設の整備などを進めている（表8-001～表8-003）。世界遺産登録を契機とした国内外の来訪者の増加に備え、適切な来訪者管理及びそれに必要な対策・整備を進めている（次節参照）。

また、顕著な普遍的価値の理解には、国内外の来訪者が17の構成資産に訪れ、視覚と体験によって情報を得ることが重要である。そのため、資産全体の顕著な普遍的価値と17の構成資産の役割や関係性について総合的に展示解説し、広域に点在する構成資産への来訪促進を図る情報発信拠点（縄文世界遺産センター（仮称））の設置を検討することとしている。

１　情報発信拠点の整備

来訪者にとって交通の便が良く、また、訪問先や目的に応じて、解説、展示資料の見学、体験プログラムを受けることができる情報発信拠点を整備し（表8-001）、来訪の促進・誘導を図る情報提供を行うほか、モデルコースを設定して広く周知することとしている。

また、17の構成資産のほかに、ステージⅠｂ期の貝塚を伴う集落遺跡である史跡長七谷地貝塚（青森県八戸市）やステージⅢａ期の環状列石である史跡鷲ノ木遺跡（北海道森町）を関連資産として一体的に情報発信し、資産の価値に対する理解を助けることとしている。

２　資産に関する情報公開

資産の価値や構成資産相互の関連性、構成資産へのアクセス等を公開するため、ホームページ、プロモーションビデオ、パンフレット等を作成している（写真8-007～写真8-012）。

パンフレットは、各構成資産及びそのガイダンス施設のほか、北海道、青森県、岩手県、秋田県が設置する東京事務所、観光案内所等で配布するとともに、本資産の価値を国内外に伝える公式ホームページ（https://jomon-japan.jp/）でも入手可能である。

外国語による情報提供は、現在英語で実施しているが、今後、中国語（繁体字・簡体字）及び韓国語等の多言語に対応することとしている。

３　便益施設・駐車場

各構成資産では、景観上の影響等に十分配慮する等、資産の価値に負の影響を及ぼさないよう、来訪者用駐車場やトイレ等の便益施設を整備することとしている（表8-002～表8-003）。

（３）地域住民・民間団体等との連携・協働による公開・活用の持続的な推進

構成資産が所在する地域では、地元住民を基礎とした民間団体が主体的に資産の保全活動とともに、資産及び構成資産の価値を伝える解説ガイドや体験プログラム、イベント等を企画・運営するなど、地域住民がインタープリターとして参画している（詳細は第９章２（３）参照）。また、構成資産を所管する地方公共団体は、地域住民・学校等が連携・協働しながら、保全活動を行うとともに、資産を持続的に維持・管理するための人材養成、資産の顕著な普遍的価値とその魅力を伝えるための体験プログラムの構築等を実施している。

このほか、北海道、青森県、岩手県、秋田県で活動する14の民間の遺跡活用団体で組織する「北の縄文文化回廊づくり推進協議会」が組織され、団体どうしをつなぐための地域間交流と情報発信を推進している。

表8-001　構成資産の現状（2022年3月現在）

No.	構成資産名	顕著な普遍的価値の理解を助ける				公共交通機関アクセス
		史跡整備	解説ガイド	ガイダンス施設	体験プログラム	
001	大平山元遺跡	整備中	✔	外ヶ浜町大山ふるさと資料館		JR 大平駅 徒歩 5 分
002	垣ノ島遺跡	✔	✔	函館市縄文文化交流センター	✔	バス下車 10 分
003	北黄金貝塚	✔	✔	北黄金貝塚情報センター	✔	バス下車５分
004	田小屋野貝塚	検討中	✔	つがる市木造亀ヶ岡考古資料室 つがる市縄文住居展示資料館		バス下車３分
005	二ツ森貝塚	✔	✔	二ツ森貝塚館		―
006	三内丸山遺跡	✔	✔	三内丸山遺跡縄文時遊館	✔	バス下車到着
007	大船遺跡	✔	✔	函館市縄文文化交流センター	✔	バス下車 10 分
008	御所野遺跡	✔	✔	御所野縄文博物館	✔	バス下車到着
009	入江貝塚	✔	✔	入江・高砂貝塚館	✔	JR 洞爺駅 徒歩 15 分
010	小牧野遺跡	✔	✔	青森市小牧野遺跡観察施設	✔	バス下車 20 分
				青森市小牧野遺跡保護センター	✔	バス下車３分
011	伊勢堂岱遺跡	✔	✔	伊勢堂岱縄文館		縄文小ヶ田駅 徒歩 5 分
012	大湯環状列石	✔	✔	大湯ストーンサークル館	✔	バス下車到着
013	キウス周堤墓群	検討中	✔	千歳市埋蔵文化財センター		―
014	大森勝山遺跡	整備中	✔	裾野地区体育文化交流センター		バス下車 50 分
015	高砂貝塚	✔	✔	入江・高砂貝塚館	✔	JR 洞爺駅 徒歩 15 分
016	亀ヶ岡石器時代遺跡	検討中	✔	つがる市木造亀ヶ岡考古資料室 つがる市縄文住居展示資料館		バス下車到着
017	是川石器時代遺跡	整備中	✔	八戸市埋蔵文化財センター 是川縄文館	✔	バス下車到着

※網掛けは、来訪者にとって交通の便が良く、資産の価値を理解するとともに、当時の集落環境の視覚的な関係性を体感でき、「出土品等の見学、体験プログラム」が受けることができる構成資産。このような構成資産は、その他の構成資産への来訪の促進・誘導を図る。

※体験プログラムは、土器・土偶・装身具などの道具製作体験、石器による立木伐採、家づくりなどの生活体験を通じて、資産の価値について理解を促すもの。



写真8-007　北海道・北東北の縄文遺跡群ホームページ
（https://jomon-japan.jp/）



写真8-008　北海道・北東北の縄文遺跡群キッズサイト
（https://jomon-japan.jp/kids/）



写真8-009　資産の価値を伝えるプロモーション映像
（https://jomon-japan.jp/archives/asset/17678）

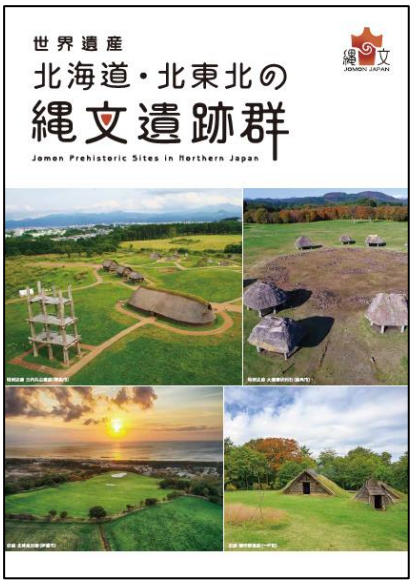


写真8-010　資産全体の価値を伝えるリーフレット
（https://jomon-japan.jp/archives/asset/16505）

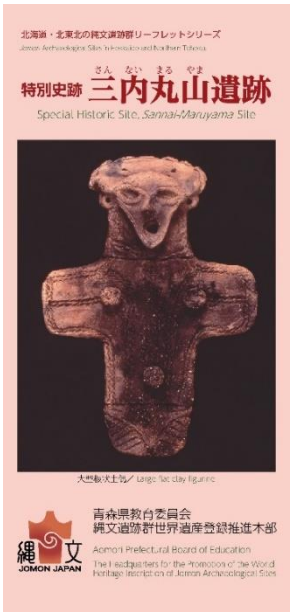


写真8-011　構成資産の価値を伝えるリーフレット
（https://jomon-japan.jp/archives/asset/16519）

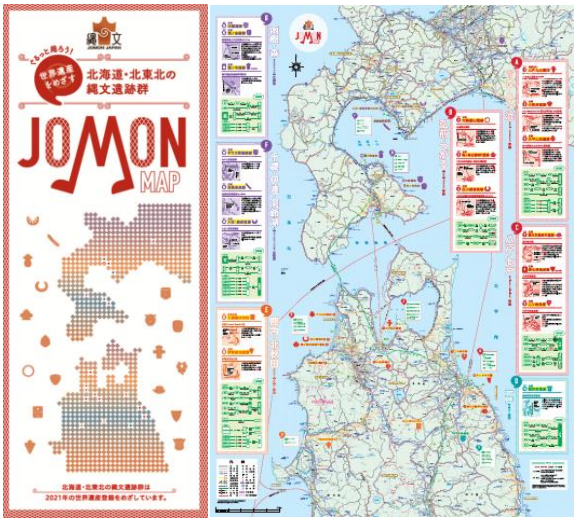


写真8-012　構成資産の所在地を伝える周遊マップ
（https://jomon-japan.jp/archives/asset/16510）

表8-002　構成資産における便益施設等の現状

No.	構成資産名	駐車場（台数）		便益施設（有無）		解説ガイド（人数）		IT ガイド	Wi-Fi 環境（注4）
		普通車（注 1）	大型バス	トイレ（注2）	休憩施設（注3）	日本語	外国語		
001	大平山元遺跡	6	1	5	✔	0	0		✔
002	垣ノ島遺跡	36	4	13 (2)	✔	6	0		✔
003	北黄金貝塚	35	10	8 (1)	✔	15	0	✔	✔
004	田小屋野貝塚	14	3	5 (1)	✔	11	0		
005	二ツ森貝塚	8	2	2	✔	8	1		
006	三内丸山遺跡	442	28	88 (6)	✔	92	9	✔	✔
007	大船遺跡	10	5	4 (1)	✔	3	0		
008	御所野遺跡	165	5	33 (2)	✔	14	1	✔	✔
009	入江貝塚	33	7	6 (2)	✔	5	0		
010	小牧野遺跡	134	2	17 (3)	✔	7	0	✔	✔
011	伊勢堂岱遺跡	118	6	14 (1)	✔	24	0	✔	✔
012	大湯環状列石	72	4	12 (1)	✔	10	0		✔
013	キウス周堤墓群	35	2	4		43	0		
014	大森勝山遺跡	30	3	0		27	0		
015	高砂貝塚	33	7	6 (2)	✔	5	0		
016	亀ヶ岡石器時代遺跡	14	3	5 (1)	✔	11	0		
017	是川石器時代遺跡	89	6	17 (2)	✔	20	3	✔	✔

（注1）ガイダンス施設が構成資産に隣接・近接する場合、その台数も含む。
（注2）ガイダンス施設が構成資産に隣接・近接する場合、その便器数も含む。（ ）内の数値は、乳幼児連れや障害者等が利用する機能を付加したトイレの数。
（注3・4）構成資産に隣接・近接するガイダンス施設にある場合も含む。

表8-003　構成資産周辺における交通環境、宿泊施設の現状

構成資産名		交通環境	宿泊施設	
		タクシー台数	施設数	客室数
001	大平山元遺跡	3	8	120
002	垣ノ島遺跡	895	225	10,373
003	北黄金貝塚	32	18	741
004	田小屋野貝塚	16	8	111
005	二ツ森貝塚	25	2	42
006	三内丸山遺跡	878	67	4,419
007	大船遺跡	895	225	10,373
008	御所野遺跡	12	13	292
009	入江貝塚	11	13	1,042
010	小牧野遺跡	878	67	4,419
011	伊勢堂岱遺跡	34	26	319
012	大湯環状列石	29	28	785
013	キウス周堤墓群	177	34	3,083
014	大森勝山遺跡	413	80	2,734
015	高砂貝塚	11	13	1,042
016	亀ヶ岡石器時代遺跡	16	8	111
017	是川石器時代遺跡	475	48	3,312

（注）数値は、構成資産が所在する域内の交通環境、宿泊施設を示している。2021年10月1日現在。

インタープリテーション計画

1　基本的な考え方

資産の顕著な普遍的価値を保護し、保存し、活用し、次世代に確実に継承するため、「文化遺産のインタープリテーションおよびプレゼンテーションに関するイコモス憲章（2008年）」に基づき、以下の観点を考慮した上で、インタープリテーションを実施する。

（1）資産全体の顕著な普遍的価値と意義、国内外の様々な対象者に伝え、対象者の様々なニーズに合わせて、アクセス可能な方法でインタープリテーションを行う。

（2）資産全体の顕著な普遍的価値とともに、17の構成資産が資産全体の価値にどのように貢献し、それぞれの構成資産がどのように関係しているかについてのインタープリテーションを行う。

（3）広域に点在する17の構成資産への来訪を誘導するためのインタープリテーションを行う。

（4）計画を共有、推進するため、地域社会と連携・協働して、資産及び構成資産のインタープリテーションを行う。

（5）全ての資産価値がインタープリテーションの内容に統合され、資産全体とその関係者において一貫性のある統合的なプレゼンテーションを実現する。

2　インタープリテーションの階層

（1）縄文世界遺産センター（仮称）

資産の包括的保存管理、資産全体の価値伝達、調査研究、情報発信、保護意識の醸成、人材育成等の機能を統括する中核拠点。また、広域に点在する構成資産への来訪の促進・誘導を図る（第５章４参照）。

（2）構成資産及びそのガイダンス施設

資産及び構成資産の価値を理解するとともに、当時の集落環境の視覚的な関係性を体感でき、出土品等の見学、体験プログラムを受けることができる。

（3）関連資産

保全状況等において世界遺産の水準を満たしていないが、本資産の価値と密接に関係し、その理解を促す資産。　例）長七谷地貝塚、鷲ノ木遺跡

3　インタープリテーションの階層の考え方

	縄文世界遺産センター（仮称）	各構成資産及びそのガイダンス施設	関連資産
顕著な普遍的価値（OUV）の伝達	★★★	★★	★
OUVを構成する属性の伝達	★★★	★★	★
構成資産のOUVへの貢献の伝達	★★★	★★	★
各構成資産の歴史、要素、出土遺物等の内容の伝達	★	★★★	★★★
体験プログラム	★	★★★	★

★★★：総合的・重点的に解説するもの　　★★：構成資産共通で解説するもの　　★：補強的なもの

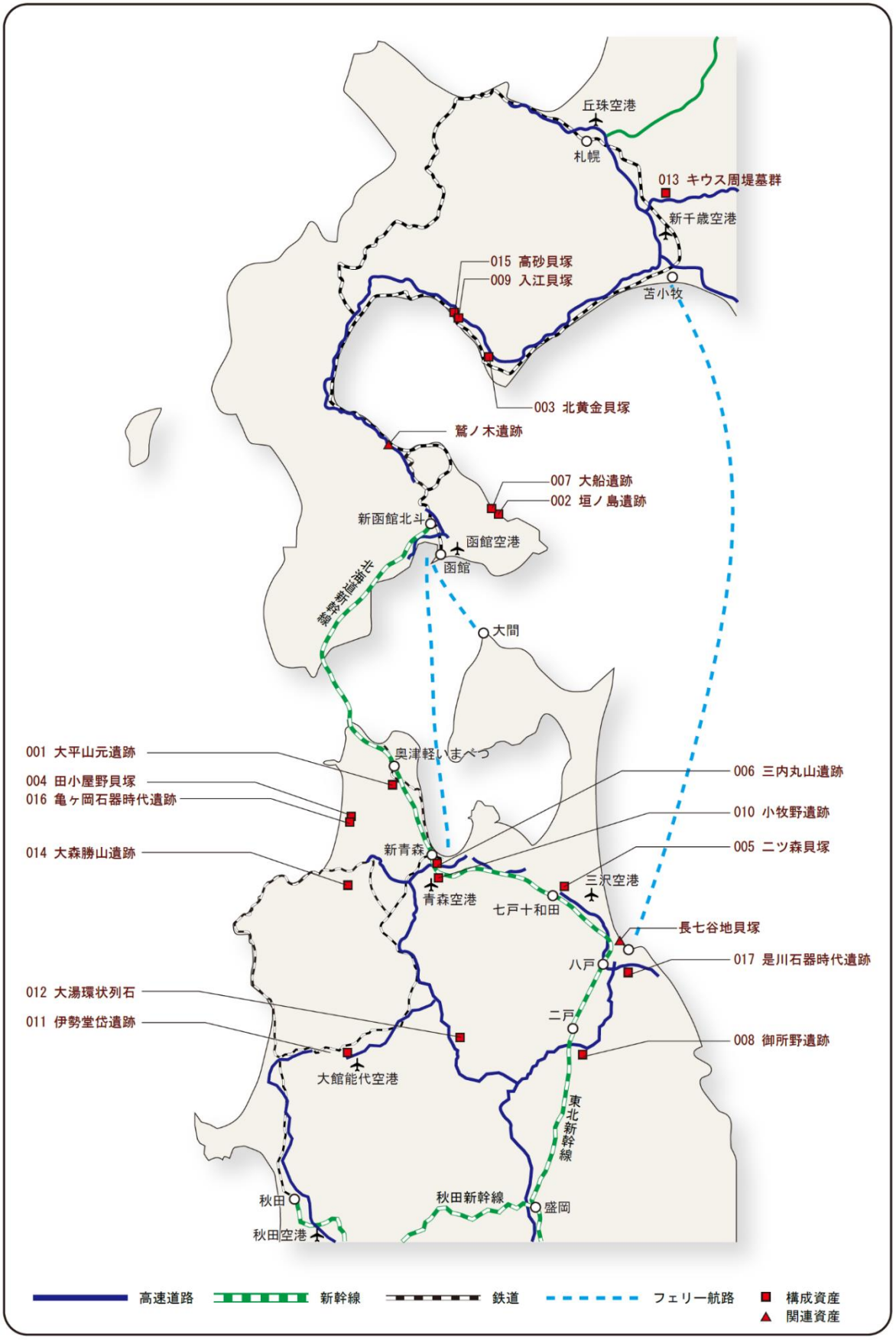
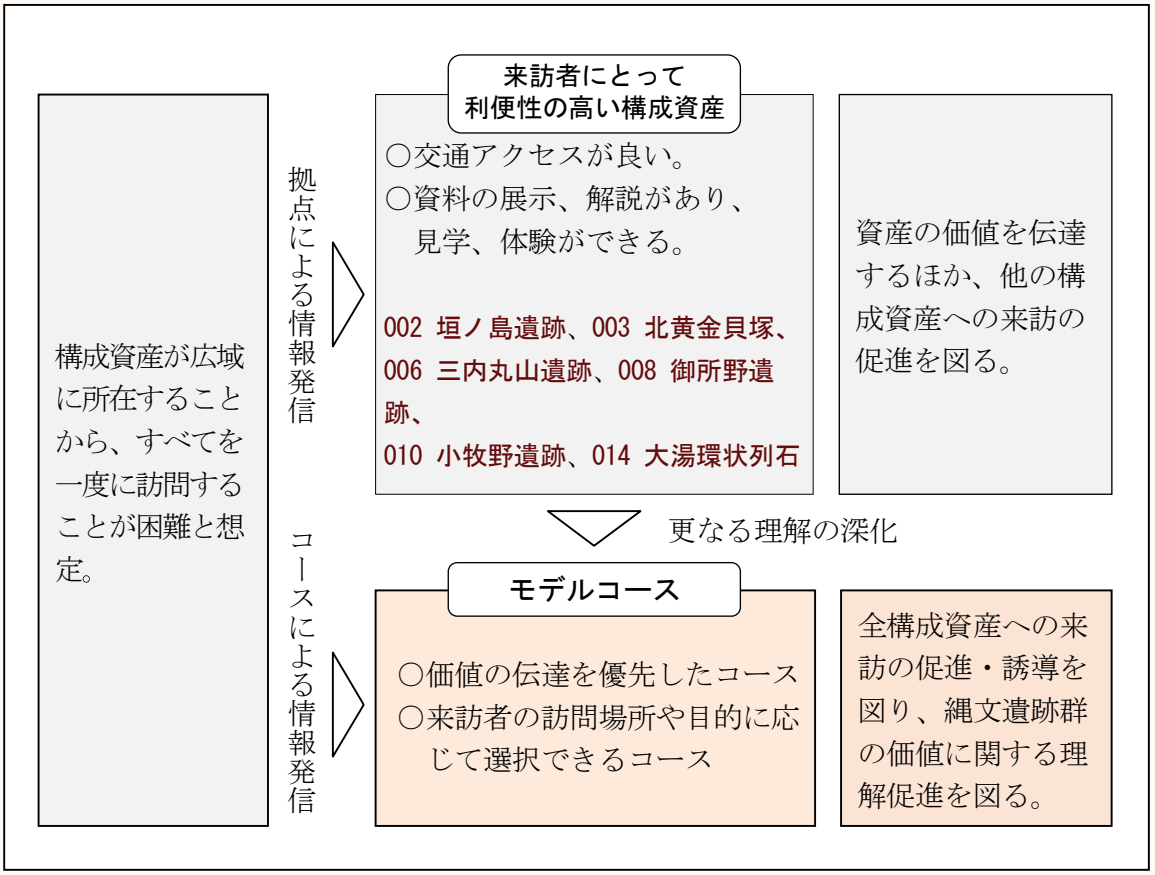


図8-002　構成資産の位置と交通路

モデルコースの設定



（１）北海道・北東北の縄文遺跡群を知る（５泊６日　17資産＋２関連資産）

【経路】新千歳空港～北海道～青森県～秋田県～岩手県～青森県～青森空港

日程	行　　程
１日目	新千歳空港→（13km/車30分）→013 キウス周堤墓群→（110km/車１時間30分）→003 北黄金貝塚→（20km/車40分）→009 入江貝塚、015 高砂貝塚→（２km/車５分）→洞爺湖町
２日目	洞爺湖町→（100km/車1時間40分）→※鷲ノ木遺跡→（50km/車１時間30分）→007 大船遺跡→（５km/車10分）→002 垣ノ島遺跡→（35km/車１時間）→函館市
３日目	函館駅→（130km/電車1時間20分）→奥津軽いまべつ駅→（10km/車20分）→001 大平山元遺跡→（35km/車１時間）→004 田小屋野貝塚、016 亀ヶ岡石器時代遺跡→（25km/車50分）→014 大森勝山遺跡→（18km/車40分）→弘前市
４日目	弘前市→（75km/車1時間20分）→011 伊勢堂岱遺跡→（50km/車１時間）→012 大湯環状列石→（80km/車1時間10分）→008 御所野遺跡→（50km/車50分）→八戸市
５日目	八戸市→（5km/車10分）→017 是川石器時代遺跡→（10km/車20分）→※長七谷地貝塚→（35km/車１時間）→005 二ツ森貝塚→（50km/車１時間15分）→青森市
６日目	青森市→006 三内丸山遺跡→（10km/車20分）→010 小牧野遺跡→（６km/車15分）→青森空港

※　は、資産価値の理解を助ける関連資産。

（２）訪ねてほしい縄文遺跡（２泊３日　６資産）

【経路】新千歳空港～北海道～青森県～秋田県～岩手県～花巻空港

日程	行　　程
１日目	新千歳空港→（96km/車１時間30分）→003 北黄金貝塚→（180km/車２時間40分）→007 大船遺跡→（40km/車１時間）→函館市
２日目	函館駅→（167km/電車1時間30分）→新青森駅→（３km/車10分）→006 三内丸山遺跡→（10km/車20分）→010 小牧野遺跡→（95km/車１時間20分）→012 大湯環状列石→（80km/車１時間10分）→008 御所野遺跡→（90km/車１時間20分）→盛岡市
３日目	盛岡市→（バス45分）→花巻空港

（３）来訪者の訪問場所や目的に応じたコース設定

□ 北海道コース（２泊３日　６資産＋１関連資産）

【経路】新千歳空港→北海道→函館空港

日程	行　　程
１日目	新千歳空港→（13km/車30分）→013 キウス周堤墓群→（110km/車１時間30分）→003 北黄金貝塚→（20km/車40分）→009 入江貝塚、015 高砂貝塚→（２km/車5分）→洞爺湖町
２日目	洞爺湖町→（100km/車1時間40分）→※鷲ノ木遺跡→（50km/車１時間30分）→007 大船遺跡→（５km/車10分）→002 垣ノ島遺跡→（35km/車１時間）→函館市
３日目	函館市→（バス20分）→函館空港

□ 日本海側コース（１泊２日　８資産）

【経路】青森空港→青森県→秋田県→大館能代空港

日程	行　　程
１日目	青森空港→（6km/車15分）→010 小牧野遺跡→（10km/車20分）→006 三内丸山遺跡→（30km/車１時間）→001 大平山元遺跡→（35km/車１時間）→004 田小屋野貝塚、016 亀ヶ岡石器時代遺跡→（40km/車１時間）→弘前市
２日目	弘前市→（20km/車30分）→014 大森勝山遺跡→（75km/車1時間20分）→012 大湯環状列石→（50km/車1時間）→011 伊勢堂岱遺跡→（3km/車10分）→大館能代空港

□ 太平洋側コース（２泊３日　５資産＋１関連資産）

【経路】青森空港→青森県→岩手県→花巻空港

日程	行　　程
１日目	青森空港→（6km/車15分）→010 小牧野遺跡→（10km/車20分）→006 三内丸山遺跡→（60km/車１時間）→005 二ツ森貝塚→（35km/車１時間）→※長七谷地貝塚→（10km/車20分）→八戸市
２日目	八戸市→017 是川石器時代遺跡→（60km/車１時間）→008 御所野遺跡→（10km/車30分）→二戸駅→（電車30分）→盛岡駅→盛岡市
３日目	盛岡市→（バス45分）→花巻空港

□ 本州コース（１日　３資産）

【経路】花巻空港→岩手県→秋田県→大館能代空港

日程	行　　程
１日目	花巻空港→（バス45分）→盛岡駅→（電車30分）→二戸駅→（10km/車30分）→008 御所野遺跡→（75km/車１時間）→012 大湯環状列石→（50km/車1時間40分）→011 伊勢堂岱遺跡→（3km/車10分）→大館能代空港

3　来訪者管理

（1）来訪者管理の望ましい姿（目標）

資産の顕著な普遍的価値を示す要素を適切に保護した上で、来訪者が安全・安心、快適に価値を理解し、満足感及び保護意識が醸成され、再来訪を意図するようになること。

①構成資産

来訪者による負の影響はないものの、構成資産の土地・材料等の破壊・劣化等の物理的な影響（被害）が懸念される場合には、構成資産内における来訪者の混雑度を緩和するとともに、被害の原因となるような行動の発生を確実に監視・防止する。

➢来訪者によって構成資産に対して物理的影響が発生しているか否かを監視する。

➢発生の危険性がある場合は、未然の防止対策を行う。

②構成資産及び周辺環境

来訪者が安全・安心して、快適な時間を過ごし、資産全体及び構成資産に関する情報を享受し、理解増進のための機会を得ることによって満足感を持ち、再び来訪したいと思うようにするために、必要な施設・設備・運営体制を確保する。

➢理解の増進及び満足度の向上ための情報・サービスを適切に提供する。

（2）来訪者管理対策

来訪者による負の影響を回避するために、各構成資産において以下の対策を実施する。

a）日常管理体制の運営（必要に応じて、物理的隔離・監視等の確保も含む。）

b）来訪者の安全・安心のための施設の設置及び動線の確保

c）来訪者に価値を伝えるための適切な情報提供（ガイドの設置等を含む。）

d）構成資産を快適に見学・体験する時間の確保

特に、遺構の露出展示を実施している構成資産については、来訪者による負の影響を回避するための対策を講じる。

このほか、来訪者の満足度を向上させるため、構成資産及びその周辺において、インタープリテーションの質量及び交通アクセス、飲食、購買等のサービスの充実を図る。

（3）来訪者管理の方向性

顕著な普遍的価値を示す諸要素は地下に埋蔵されているため、来訪者の増加が直接的に資産に物理的影響を与えることはない。ただし、来訪者が安全・安心な環境下で快適に資産を見学することが、資産価値への理解を深め、保護意識の醸成につながる。そのため、各構成資産では、駐車場台数等から算出した物理的収容力に加え、各構成資産の規模・性質・立地や価値伝達の手法等の諸条件を考慮した上で、各構成資産における「来訪者管理の望ましい姿（目標）」を設定し、継続的に来訪者数や来訪者の動向・満足度等に関する調査を実施し、適正な収容力設定の可能性・必要性について精査を行う（表8-004）。

表8-004　構成資産の来訪者数の推移

No.	構成資産名	1日当たりの物理的収容力(注3)	構成資産への年間来訪者数(注4)				最大来訪者数/1日	
			2017年（人）	2018年（人）	2019年（人）	2020年（人）	2019年（人）	2020年（人）
001	大平山元遺跡	500	1,076	1,174	1,320	1,294	46	46
002	垣ノ島遺跡	3,600	375	773	962	260	―	―
003	北黄金貝塚	2,300	12,177	12,638	11,358	8,663	500	260
004	田小屋野貝塚(注1)	1,100	2,035	2,093	2,838	1,290	71	70
005	二ツ森貝塚	200	144	341	671	660	61	57
006	三内丸山遺跡	14,000	292,833	310,067	192,336	75,584	4,492	3,572
007	大船遺跡	2,000	9,648	8,361	9,725	10,324	231	287
008	御所野遺跡	1,600	25,615	22,852	23,072	19,589	783	420
009	入江貝塚(注2)	1,400	2,160	3,302	3,830	258	266	46
010	小牧野遺跡	1,600	5,544	5,144	6,789	3,896	252	105
011	伊勢堂岱遺跡	2,900	―	5,368	4,623	2,895	600	98
012	大湯環状列石	1,700	13,124	16,515	19,207	13,627	621	238
013	キウス周堤墓群	900	292	425	1,479	2,675	未測定	未測定
014	大森勝山遺跡	1,000	3,504	6,596	6,977	4,542	431	112
015	高砂貝塚(注2)	No.009 に合算						
016	亀ヶ岡石器時代遺跡(注1)	No.004 に合算						
017	是川石器時代遺跡	2,400	3,000	2,895	3,614	119	1,861	675

（注1）004田小屋野貝塚と016亀ヶ岡石器時代遺跡は近接し、同一の駐車場であるため、合算した数値としている。

（注2）009入江貝塚と015高砂貝塚は近接し、同一の駐車場であるため、合算した数値としている。

（注3）物理的収容力は、来訪者の多くが自動車又はバス利用であることを考慮し、駐車場台数（普通車・大型バス）、路線バスの停車本数、平均滞留時間をもとに試算した収容可能人数である。構成資産とガイダンス施設が隣接し、駐車場を共有する場合には、構成資産とガイダンス施設の両方をあわせた見学時間を平均滞留時間と見なして算出した。来訪者が資産の顕著な普遍的価値を理解するためには、構成資産を安全かつ快適に見学することが望ましいことから、物理的収容力を目安としながらも、継続的な経過観察を実施することにより、適正な収容力を検討・設定することとしている。

（注4）数値は、各年度（4月～3月）の来訪者数を示している。

4　地下遺構の公開及び情報提供

（1）共通方針

資産の顕著な普遍的価値を示す要素である地下遺構は、脆弱で劣化しやすいものが多いことから、原則として十分な保護盛土等によって被覆して保存管理されている（第５章２参照）ため、資産の価値や内容が来訪者等に伝わりにくいという性質がある。

地域住民及び来訪者が資産の顕著な普遍的価値を理解することは、資産に対する保護意識の醸成を高め、資産の価値を次世代へ確実に継承する上で不可欠である。各構成資産では、顕著な普遍的価値を構成する地下遺構の価値や内容をわかりやすく伝達し、来訪者に対して価値の理解を促すため、文字等による解説や出土遺物の展示だけでなく、保護盛土の上に当時の建物等を原寸大で平面的・立体的に示すなど様々な手法を用いた情報提供活動を実施している（表8-005）。

資産の整備活用にあたっては、集落構造や祭祀・儀礼空間の構成要素となる地下遺構及び地形の確実な保全を前提とした上で、遺構の遺存状況や耐久性、立地条件、眺望景観との調和等を考慮しながら、科学的根拠及び調査研究に基づいた専門的見地から総合的に検討を行い、その価値や性質が最も効果的に伝達できる適切な方法を採用している。

表8-005　各構成資産における展示手法の現状

No.	構成資産名	所在地	解説板	露出展示（注1）	平面表示（注2）	立体表示（注3）	植生整備	デジタル復元
001	大平山元遺跡	外ヶ浜町	✔		✔			
002	垣ノ島遺跡	函館市	✔		✔			
003	北黄金貝塚	伊達市	✔	✔	✔	✔	✔	
004	田小屋野貝塚	つがる市	✔					
005	二ツ森貝塚	七戸町	✔			✔		
006	三内丸山遺跡	青森市	✔	✔	✔	✔	✔	✔
007	大船遺跡	函館市	✔		✔	✔	✔	
008	御所野遺跡	一戸町	✔	✔		✔	✔	
009	入江貝塚	洞爺湖町	✔			✔	✔	
010	小牧野遺跡	青森市	✔	✔	✔		✔	
011	伊勢堂岱遺跡	北秋田市	✔	✔	✔			
012	大湯環状列石	鹿角市	✔	✔		✔	✔	
013	キウス周堤墓群	千歳市	✔				✔	
014	大森勝山遺跡	弘前市	✔		✔			
015	高砂貝塚	洞爺湖町	✔		✔		✔	
016	亀ヶ岡石器時代遺跡	つがる市	✔					
017	是川石器時代遺跡	八戸市	✔			✔	✔	

（注１）露出遺構とは、地下に埋蔵された遺構を露出し、原位置で展示する手法。

（注２）平面表示とは、地下遺構の位置・規模などの情報を、地下遺構を埋め戻した直上の盛土造成面において平面的に表示する展示手法。

（注３）立体表示とは、地下遺構の規模・形態・性質などの情報を、地下遺構を埋め戻した直上の盛土造成面において立体的に表示する展示手法。図8-003参照。

（２）遺構の露出展示の共通方針

①目的と機能

遺構の露出展示は、来訪者に地下に埋蔵された資産の内容を正しく伝えるとともに、来訪者自らが地下遺構を間近に見ることで、その価値をより深く理解することを促す（写真8-013）。

②資産の保護

遺構の露出展示は、以下の点に留意し、資産の保全に万全を期した上で実施している。

- 環状列石など遺構の素材・組成が強固であること
- 雨水や降雪、カビや地衣類による劣化防止のための科学的な保存処理が行われていること
- 囲い柵の設置等により来訪者の立入り制限等が講じられていること

③露出遺構の維持・管理の留意点

ａ．結露・カビ等の発生、小動物等の営巣及び樹木の伸張等による影響などについて、専門職員が日常的に目視により点検・観察する。

ｂ．露出遺構に負の影響を及ぼすおそれがある酸性雨や気候変化、雪害・凍害等について、継続的に経過観察を行う。

ｃ．雨雪や地衣類等による劣化防止のため、保存科学の専門家が定期的に保存処理や地衣類の除去等を行う（写真8-014）。

ｄ．冬期間の雪害及び凍結を防止するための対策を講じる。

ｅ．覆屋を設置して露出遺構を展示する際は、室内の温湿度を適切に管理するとともに、カビ・塩類の析出、遺構面の凍結防止対策を講じ、定期的に清掃を行うなど適切に維持・管理する。

ｆ．資産に対し負の影響が予測される場合は、速やかに原因を除去し、科学的な根拠に基づき遺構等に負の影響を及ぼさない方法により処置を施す。

ｇ．状況が悪化した場合には、適切な措置を講じた上で、保護盛土等で被覆する。

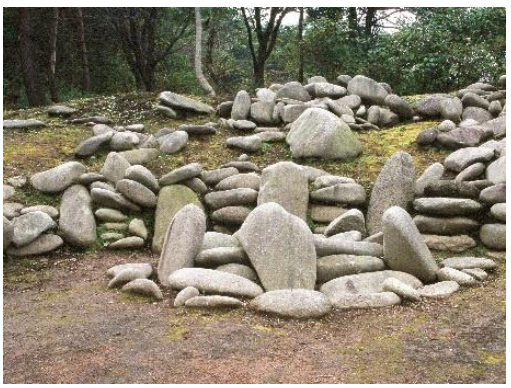


写真8-013　露出遺構の展示

地下に埋蔵された遺構を露出し、原位置で展示する手法（010 小牧野遺跡）



写真8-014 露出遺構の保存処理

遺構の劣化防止のため、殺菌処理等を実施した上で公開する（006 三内丸山遺跡）

（３）立体表示の共通方針

①目的と機能

学術調査の成果に基づいて、竪穴建物等を遺跡内に立体的に表示・展示し解説することにより、来訪者に地下遺構の内容や価値をわかりやすく伝えるとともに、資産の顕著な普遍的価値の正しい理解を促す。また、立体表示の整備や維持・管理には地域住民が主体的に協力することもあり、資産に対する保護意識の醸成に貢献する（写真8-015～写真8-019）。



写真8-015　竪穴建物の立体表示
教育目的のため、学術調査成果に基づき、当時の建造物等の全体又は一部を実験的に再現する手法
（008 御所野遺跡）

②資産の保護

竪穴建物等の立体表示は、遺構を保護盛土で被覆し、資産の保全に万全を期した上で実施している（図8-003）。

構成資産は特別史跡又は史跡であるため、立体表示の整備に当たっては国の許可が必要であり、国の指導・助言の下、資産の真実性に対して負の影響を及ぼさない方法や可逆性のある材料を用いて整備している。

立体表示は、考古学調査により判明した位置、規模、材料等を踏襲しており、資産の顕著な普遍的価値を示す要素である実物遺構を露出させなくても価値の伝達が可能となり、資産の保全を継続させる機能も果たすとともに、先史文化の工法や技術、材料等の調査研究及び実験考古学の有益な機会となっている。

③資産の調査研究

竪穴建物等の立体表示の整備は、学術研究の成果並びに信頼性のある資料等に基づき、形態・意匠・構造について考古学・建築学など関係分野の専門家による検討を経て、国の指導・助言の下で実施している。また、整備に当たっては、地域や時期の特性を考慮し、科学的証拠に基づいた材料及び伝統的な技術・技法を用いて再現している。

④整備の留意点

ａ．資産の真実性にいかなる影響を及ぼすことなく、景観にも配慮して整備する。
ｂ．現代の工作物か、オリジナルの遺構か、明らかに判別できるようにする。
ｃ．発掘調査や学術研究の成果から最良と認められる内容と方法で整備する。調査研究や技術の進展によって、将来的に変更の必要が生じる可能性も考慮し、復旧できる方法で整備する。
ｄ．工作物の整備過程や研究成果などは記録し、情報提供する。



写真8-016　遺構の部分的な表示

教育目的のため、地下遺構の規模・形態・性質などの情報を、地下遺構を埋め戻した直上の盛土造成面において平面的あるいは立体的に表示している（011 伊勢堂岱遺跡）



写真8-017　遺構の平面表示

竪穴建物跡の規模・形態・新旧関係などの情報を、平面的に表示している（007 大船遺跡）



写真8-018　竪穴建物の立体表示

竪穴建物跡の規模や構造などの情報を、立体的に表示している（007 大船遺跡）



写真8-019　竪穴建物の立体表示

教育目的のため、露出した環状列石の周囲に建物を立体表示している（012 大湯環状列石）

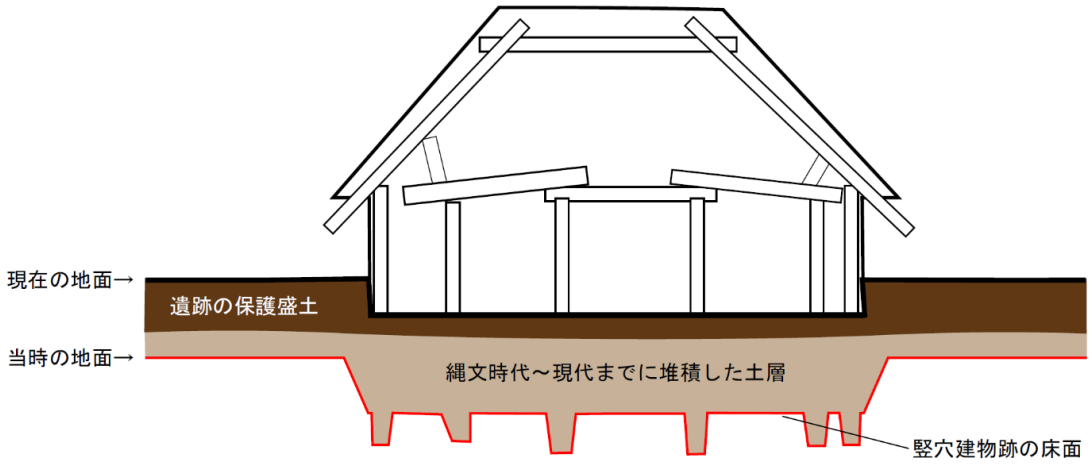


図8-003　立体表示の立面模式図

インタープリテーションの一手法として整備した竪穴建物等の立体表示は、資産の顕著な普遍的価値に貢献する要素に物理的な影響を与えることがないよう、遺構全体を保護盛土で被覆した範囲内で行われ、原則として考古学調査により判明した遺構の位置、規模、材料等を踏襲している。

（４）植生環境整備の共通方針

各構成資産では、来訪者が当時の自然環境について理解を深めるため、各構成資産の保存管理計画・整備計画等に基づき、当時の植生を実験的に造成・再現した「縄文の森」を整備している（写真8-020）。



写真8-020　資産の価値の理解を促す植生環境整備
（008 御所野遺跡）

樹木の植栽にあたっては、発掘調査で出土した植物遺体及び花粉分析等の成果に基づき、考古学・植物学等の専門家による検討を経て、国の指導・助言の下、資産の真実性に対して負の影響を及ぼさない可逆的な方法を用いて実施している。

資産内の樹木については、定期的に点検を行い、資産に負の影響を及ぼすことのないよう、必要に応じて枝払い等を行う等、適切に維持・管理する。また、資産の保全に悪影響を及ぼす樹木や腐朽が進んでいる危険木については、倒木等による資産のき損を生じさせないよう、優先的に伐採する等、早期に対策を講じることとしている。

資産内にある植林等の植生は、構成資産からみた眺望の保全にも寄与していることから、針葉樹からなる人工林については、各構成資産の保存管理計画及び整備計画等に基づき、資産の価値を理解するのに適した樹木（クリ・ブナ等）へ転換することを検討し、資産の価値を損なうことなく、資産の保護意識を醸成するための景観形成を図ることとしている（表8-006）。

さらに、資産が機能した当時は存在しなかった外来植物については、その有無及び増減等について経過観察を行い、必要に応じて伐採・除去することとしている。

なお、植樹等は、地域住民が参画する等、地域社会と連携・協働して実施されている。

表8-006　構成資産及び緩衝地帯における植栽計画の方針

<table>
<tr><th colspan="4">資産</th></tr>
<tr><th colspan="2">縁辺</th><th rowspan="2">防災林
（防風林・防砂林等）</th><th rowspan="2">その他</th></tr>
<tr><th>平坦地</th><th>急傾斜地</th></tr>
<tr><td>◆資産周辺にある眺望阻害要素となる各種施設を遮蔽し、構成資産からみた眺望の保全に寄与していることから、樹木の状況等を考慮した上で各構成資産の整備計画等に基づき植栽計画を検討。
◆植栽樹木は、原則として資産の価値を理解するのに適した樹木（クリ、ブナ等）へ植替える。
◆資産の価値への理解に寄与しない外来種は、必要に応じて伐採する。</td><td>◆構成資産からみた眺望の保全に寄与していることから、立木伐採・伐根によって地下遺構や地形の破壊の恐れがあるため、原則として現状のまま維持・管理。
◆樹木の更新時に遺産影響評価を行い、資産の価値を理解するのに適した樹木（クリ、ブナ等）へ植替えることを検討。</td><td>◆資産からみた眺望の保全及び風による被害防止に寄与していることから、原則として現状のまま維持・管理。
◆樹木の更新時に遺産影響評価を行い、植栽樹木を検討。</td><td>◆各構成資産の保存管理計画及び整備計画等に基づき、縄文の雰囲気を感じさせる資産の価値を理解するのに適した樹木（クリ、ブナ等）へ植替えることを検討。
◆資産の価値への理解に寄与しない外来種は、必要に応じて伐採する。</td></tr>
<tr><th colspan="4">緩衝地帯</th></tr>
<tr><th colspan="3">隣接地</th><th rowspan="2">その他</th></tr>
<tr><th>平坦地</th><th>急傾斜地</th><th>防風林</th></tr>
<tr><td>◆資産からみた眺望の保全に寄与していることから、原則として現状のまま維持・管理。
◆樹木の更新時に遺産影響評価を行い、資産の価値を理解するのに適した樹木（クリ、ブナ等）への植替えるかどうか地権者又は管理者と協議。</td><td>◆立木伐採・伐根によって地下遺構や地形の破壊の恐れがあるため、原則として現状のまま維持・管理。
◆樹木の更新時に遺産影響評価を行い、資産の価値を理解するのに適した樹木（クリ、ブナ等）への植替えるかどうか地権者又は管理者と協議。</td><td>◆風による被害防止に寄与していることから、原則として現状のまま維持・管理。
◆樹木の更新時に遺産影響評価を行い、植栽樹木を検討。</td><td>◆原則として現状のまま維持・管理。</td></tr>
</table>

（５）デジタル技術を用いた遺跡空間表現の展示の共通方針

近年の情報通信技術（ICT）の進歩に伴い、コンピューター・グラフィックス（CG）や拡張現実（AR; Augmented Reality）、仮想現実（VR; Virtual Reality）等のデジタル技術を用いた遺跡空間表現も行われつつある。このような遺跡空間表現は、構成資産が機能した当時の集落や周辺環境、発掘調査で確認された地下遺構や遺物の出土状況等について、来訪者に対して視覚的に伝えることができる。また、デジタル技術の利用は、その真実性及び完全性に負の影響を及ぼすことはないことから、工作物の立体表示に代わるインタープリテーション手法として期待される。現在、一部の構成資産で、タブレット端末を活用した拡張現実を取り入れるなど、試行的なデジタル技術の活用が見られる（写真8-021）。



写真8-021　デジタル技術を用いた遺跡空間表現
（006 三内丸山遺跡）

デジタル技術を用いた遺跡空間表現については、立体表示と同様に発掘調査で確認された遺構や遺物、学術研究の成果並びに信頼性のある資料等に基づき考古学・建築学・環境学・地質学・情報工学等など関係分野の専門家による検討を経て実施し、その検討・整備の過程等についても記録し、適切に情報提供することとしている。

第９章　体制の整備と運営

1　資産共通の方針

資産の保存管理及び緩衝地帯の保全は、文化財保護法及び関係法令等に基づいて、構成資産を所管する各地方公共団体が責任を持って実施している。その実施にあたっては、地域のまちづくり計画との整合性や住民参加の機会を確保し、次の点を踏まえた実効性のあるものとする。

（１）関係行政機関の連携
（２）地域住民との連携・協働
（３）持続的な管理運営のための定期的確認

2　方法

（１）関係行政機関の連携

資産全体を一体的に保存・管理及び活用を行うため、関係行政機関は、文化庁の指導・助言の下、「縄文遺跡群世界遺産本部」（以下、「本部」という。）を設置している（写真9-001）。



写真9-001　縄文遺跡群世界遺産協議会（2017年3月6日開催）

本部には、「縄文遺跡群世界遺産協議会」（以下、「協議会」という。）を設置し、本部の円滑な運営に係る情報収集、現状把握、進捗管理等の実務的な調整を行うとともに、地元住民等と協働した取組を推進している。

また、「縄文遺跡群世界遺産専門家委員会」を協議会の諮問機関として位置づけ、資産の保存・活用について学識経験者等からの学術的な見地から指導・助言を求める。

協議会の保存管理体制は図9-001、各組織の役割は表9-001のとおりである。体制及び各組織の役割については以下のとおりである。

①各組織の機能及び役割

■ 縄文遺跡群世界遺産本部

１）目的・機能

・資産全体の保存・管理及び整備活用に関する方針、施策を決定する。

・構成資産及び周辺環境の保全に関する事項ついて協議し、必要に応じて協力要請する。
・ユネスコ世界遺産委員会への提出が必要な資産の保存・管理状況の定期報告書等について、協議を行う。

2）構成員

構成資産を所管する北海道、青森県、岩手県、秋田県並びに関係地方公共団体の首長又は教育委員会教育長で構成する。

■ 縄文遺跡群世界遺産協議会

1）目的・機能

・本部による協議を円滑にするため、協議事項の準備、調整を行う。
・「包括的保存管理計画」に基づく取組の実施、進行、管理を行う。
・資産全体の保存・管理及び整備・活用に関する事項並びにその周辺環境の保全に係る事項について調整、協議を行う。
・本部への議案の提出、開催に関する連絡、調整を行う。
・専門家委員会の開催に関する連絡、調整を行う。
・世界遺産委員会へ提出が必要な資産の保全状況の定期報告書の作成について調整、協議を行う。

2）構成員

本部の構成員に加え、資産の保存・管理及び周辺環境の保全に直接関係する各地方公共団体関係機関や地域住民の代表等により構成する。

■ 縄文遺跡群世界遺産専門家委員会

1）目的・機能

資産の保存・管理及び整備・活用、構成資産と周辺環境との調和に関する専門的事項について調査検討し、学術的な見地から指導・助言又は勧告を行う。

2）構成員

資産の保存・管理及びその周辺環境の保全に関し、専門的知識を持つ学識経験者（考古学、遺跡整備、世界遺産、文化財保護、景観等）で構成する。

■ 各構成資産を所管する地方公共団体を中心とした保存管理体制

1）目的・機能

構成資産及び周辺環境への負の影響を未然に防止するとともに、構成資産の保存・活用を実施する。

2）構成員

各地方公共団体関係課、地域住民、遺跡活用団体等で構成する。

各構成資産を所管する地方公共団体を中心とした保存管理体制は、表9-002に示す。

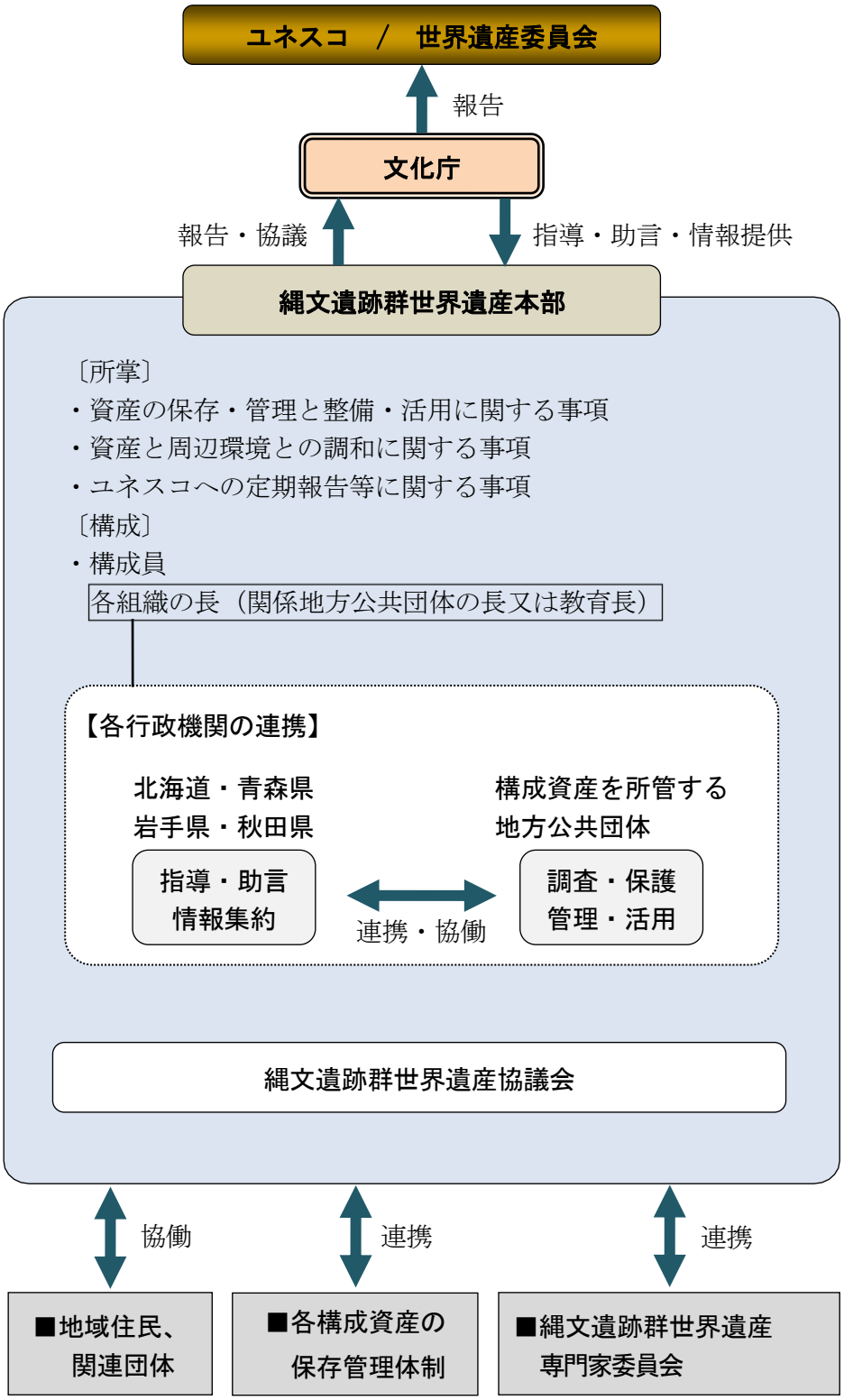


図9-001　資産の保存管理体制

②構成員等の役割

協議会及び連絡会議を構成する各構成員等の役割は、以下に示すとおりである。

■文化庁

・文化庁は文化遺産の保護について国の機関として中心的な役割を担う官庁であることから、北海道、青森県、岩手県、秋田県並びに関係する地方公共団体と連携しながら、資産の保存管理状況及び周辺環境の保全に係る重要事項並びに世界遺産委員会への提出が必要な資産の定期報告書の準備等について、適宜連絡調整又は協議を行う。

・文化財保護法に基づき、構成資産を所管する地方公共団体に対し、資産の保存・管理全般の指導・助言を行う。

・国内外の世界文化遺産の保護に関する情報収集を行い、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の保護に資するように協議会に情報提供を行う。

■北海道・青森県・岩手県・秋田県

・道県は、管内の関係する地方公共団体の世界遺産部局・文化財保護部局と連携し、資産の保存活用及び周辺環境の保全について総合的な調整を図るとともに、関係行政機関並びに庁内の関係部局等との連携により資産及び緩衝地帯の保全を推進する。

・各道県内の関係地方公共団体が所管する構成資産の保存・活用及び周辺環境の保全のための施策について指導・助言を行うとともに、国等関係機関との協議・調整並びにその他保存活用に必要な事務を行う。

・国、構成資産を所管する地方公共団体並びに関係団体等と緊密に連携しながら、資産の保存管理及びその周辺環境の保全に関する状況及び課題の把握を行い、課題解決のために広域にわたって必要とされる保存・活用に係る施策について主体的に取り組む。

■構成資産を所管する地方公共団体

・各構成資産の顕著な普遍的価値を持続的に保護するため、文化財保護法に基づいて適切に構成資産の保存・管理を行う。また、開発行為等の許認可事務担当課等と緊密に連携して資産及び緩衝地帯の保全のための必要な施策を実施する。

・資産の価値の伝達及び来訪者の受け入れ体制の整備など、各構成資産の保護を前提とした整備活用を推進する。

■地域住民・関連団体

・地域住民及び民間の支援団体等は、「北海道・北東北の縄文遺跡群」が持つ顕著な普遍的価値を十分に理解するとともに、資産及びその周辺の保全及び活用に係る活動を通じて、協議会や関係行政機関と連携・協働する。

（民間の支援団体組織及び活動状況については、表9-003を参照）

表9-001　関係行政機関と包括的保存管理計画における役割

関係機関名		組織の所掌	本計画における役割
国	文化庁	文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、実施する。文化財の保存・活用を図るため、修復、防災対策、公開等への支援や施策を講ずる。（文化芸術振興基本法） 文化財のうち、重要なものを指定・選定し、現状変更、修理、輸出などに一定の制限を課すなど、保存と活用のために必要な措置を講ずる。（文化財保護法）	・資産の保存・管理、整備・活用全般に関する指導・助言 ・世界遺産の保存・管理等に関する情報の収集・周知

関係機関名		組織の所掌	本計画における役割
北海道	北海道環境生活部文化局 文化振興課 縄文世界遺産推進室	北海道が所管する文化財の調査・保護・管理及び活用に関する事務	・北海道内の関係行政機関との総合調整 ・経過観察に関する情報の集約
	北海道教育委員会 生涯学習推進局 文化財・博物館課	北海道が所管する文化財の調査・保護・管理及び活用に関する事務	・北海道内の文化財の保存・管理、整備・活用に関する指導・助言
	北海道建設部まちづくり局 都市計画課	北海道の景観行政に関する事務	・北海道景観条例に基づく管内全域の景観保全
	北海道石狩振興局 産業振興部建設指導課		
	北海道胆振総合振興局 室蘭建設管理部建設行政室 建設指導課		
	北海道渡島総合振興局 函館建設管理部建設行政室 建設指導課		
	北海道建設部まちづくり局 都市計画課	北海道の都市計画、土地利用計画に関する事務	・都市計画法に基づく土地利用区域での建築行為等に対する許可
	北海道胆振総合振興局 室蘭建設管理部建設行政室 建設指導課		
	北海道水産林務部 治山課	北海道が所管する地域森林計画対象民有林及び保安林の指定・解除、森林保全管理に関する事務	・森林法に基づく指定地域内での土地の現状変更、立木の伐採に対する許可
	北海道石狩振興局 産業振興部林務課		

関係機関名		組織の所掌	本計画における役割
北海道	北海道胆振総合振興局 産業振興部林務課		
	北海道渡島総合振興局 産業振興部林務課		
	北海道経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課	北海道の砂利採取の管理に関する事務	・砂利採取法に基づく砂利採取計画に対する許可
	北海道石狩振興局 産業振興部商工労働観光課		
	北海道胆振総合振興局 産業振興部商工労働観光課		
	北海道渡島総合振興局 産業振興部商工労働観光課		
	北海道農政部農業経営局 農地調整課	北海道が所管する農業用地区の管理に関する事務	・農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区内での建築行為等に対する許可 ・農地法に基づく農地の転用許可
	北海道建設部建設政策局 維持管理防災課	北海道が所管する道路の管理に関する事務	・道路法に基づく工事の設計、道路区域での工作物の設置に対する許可
	北海道胆振総合振興局 室蘭建設管理部用地管理室 維持管理課		
	北海道環境生活部環境局 環境政策課	北海道が所管する特定の開発行為に関する事務	・北海道自然環境等保全条例に基づく特定の開発行為に対する許可
	北海道石狩振興局 保健環境部環境生活課		
	北海道胆振総合振興局 保健環境部環境生活課		
	北海道渡島総合振興局 保健環境部環境生活課		
	北海道総合政策部 地域創生局地域政策課	北海道内の地域振興に関する事務	・北海道内に所在する構成資産の活用
	北海道石狩振興局 地域創生部地域政策課		
	北海道胆振総合振興局 地域創生部地域政策課		
	北海道渡島総合振興局 地域創生部地域政策課		
	北海道経済部観光局 観光振興課	北海道内の観光振興に関する事務	

関係機関名		組織の所掌	本計画における役割
北海道	北海道石狩振興局 産業振興部商工労働観光課		
	北海道教育庁総務政策局 教育政策課	教育政策に関する政策立案	
	北海道石狩教育局 教育支援課	学校と地域の協働に関する事務	
	北海道胆振教育局 教育支援課		
	北海道渡島教育局 教育支援課		
青森県	三内丸山遺跡センター 世界文化遺産課	青森県が所管する文化財の調査・保護・管理及び活用に関する事務	・青森県内の関係行政機関との総合調整及び資産の保存・管理、整備・活用に関する指導・助言 ・経過観察に関する情報の集約
	青森県教育委員会 文化財保護課	青森県が所管する文化財の調査・保護・管理及び活用に関する事務	・青森県内の文化財の保存・管理、整備・活用に関する指導・助言
	青森県県土整備部 都市計画課	青森県の都市計画、土地利用計画、景観行政及び都市公園管理に関する事務	・青森県景観条例に基づく県内全域の景観保全 ・都市公園区域での土地の現状変更、工作物の設置に対する許可
	青森県県土整備部 建築住宅課	青森県の都市計画、土地利用計画に関する事務	・都市計画法に基づく土地利用区域での建築行為等に対する許可
	青森県農林水産部 林政課	青森県が所管する地域森林計画対象民有林及び保安林の指定・解除、森林保全管理に関する事務	・森林法に基づく指定地域内での土地の現状変更、立木の伐採に対する許可
	青森県県土整備部 河川砂防課	青森県が所管する河川の管理に関する事務	・河川法に基づく河川流域での土地の現状変更、工作物の新築、土石の採取に対する許可
		青森県が所管する土砂災害警戒区域等の管理に関する事務	・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく特別警戒区域内での建築行為に対する許可

関係機関名		組織の所掌	本計画における役割
青森県		青森県の砂利採取の管理に関する事務	・砂利採取法に基づく砂利採取計画に対する許可
	青森県農林水産部 構造政策課	青森県が所管する農業用地区の管理に関する事務	・農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区内での建築行為等に対する許可 ・農地法に基づく農地の転用許可
	青森県県土整備部 道路課	青森県が所管する道路の管理に関する事務	・道路法に基づく工事の設計、道路区域での工作物の設置に対する許可
岩手県	岩手県教育委員会 生涯学習文化財課	岩手県が所管する文化財の調査・保護・管理及び活用に関する事務	・岩手県内の関係行政機関との総合調整 ・岩手県内の文化財の保存・管理、整備・活用に関する指導・助言
	岩手県文化スポーツ部 文化振興課	岩手県が所管する文化財の調査・保護・管理及び活用に関する事務	・岩手県内の関係行政機関との総合調整及び資産の保存・管理、整備・活用に関する指導・助言 ・経過観察に関する情報の集約
	岩手県県土整備部 都市計画課	岩手県の都市計画、土地利用計画、景観行政及び都市公園管理に関する事務	・岩手県景観条例に基づく県内全域の景観保全
	岩手県県北広域振興局 保健福祉環境部	岩手県の砂利採取の管理に関する事務	・砂利採取法に基づく砂利採取計画に対する許可
	岩手県県北広域振興局 土木部二戸土木センター	岩手県が所管する土砂災害警戒区域等の管理に関する事務	・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく特別警戒区域内での建築行為に対する許可
	岩手県農林水産部 森林保全課	岩手県が所管する地域森林計画対象民有林及び保安林の指定・解除、森林保全管理に関する事務	・森林法に基づく指定地域内での土地の現状変更、立木の伐採に対する許可
	岩手県県北広域振興局 農政部二戸農林振興センター 林務室		
	岩手県農林水産部 農業振興課	岩手県が所管する農業用地区の管理に関する事務	・農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区内での建築行為等に対する許可 ・農地法に基づく農地の転用許可
	岩手県県北広域振興局 農政部		

関係機関名		組織の所掌	本計画における役割
秋田県	秋田県教育委員会 生涯学習課文化財保護室	秋田県が所管する文化財の調査・保護・管理及び活用に関する事務	・秋田県内の関係行政機関との総合調整・秋田県内の文化財の保存・管理、整備・活用に関する指導・助言 ・経過観察に関する情報の集約
	秋田県建設部 都市計画課	秋田県の都市計画、土地利用計画、景観行政に関する事務	・秋田県の景観を守る条例に基づく県内全域の景観保全
	秋田県農林水産部 森林整備課	秋田県が所管する地域森林計画対象民有林及び保安林の指定・解除、森林保全管理に関する事務	・森林法に基づく指定地域内での土地の形質変更、立木の伐採に対する許可
	秋田県鹿角地域振興局 農林部森づくり推進課		
	秋田県北秋田地域振興局 農林部森づくり推進課		
	秋田県建設部 河川砂防課	秋田県の砂利採取の管理に関する事務	・砂利採取法に基づく砂利採取計画に対する許可
		秋田県が所管する河川の管理に関する事務	・河川法に基づく河川流域での土地の現状変更、工作物の新築、土石の採取に対する許可
		秋田県が所管する砂防指定地の管理に関する事務	・砂防法に基づく砂防指定地での工作物の新築、立木伐採、土地の現状変更、土石の採取に対する許可
	秋田県鹿角地域振興局 建設部用地課	秋田県が所管する河川の管理に関する事務	・河川法に基づく河川流域での土地の現状変更、工作物の新築、土石の採取に対する許可
	秋田県北秋田地域振興局 建設部用地課		
	秋田県農林水産部 農林政策課	秋田県が所管する農業用地区の管理に関する事務	・農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区内での建築行為等に対する許可 ・農地法に基づく農地の転用許可
	秋田県鹿角地域振興局 農林部農業振興普及課		
	秋田県北秋田地域振興局 農林部農業振興普及課		
	秋田県建設部 道路課	秋田県が所管する道路の管理に関する事務	・道路法に基づく工事の設計、道路区域での工作物の設置に対する許可
	秋田県鹿角地域振興局 建設部用地課		
	秋田県北秋田地域振興局 建設部用地課		
	秋田県観光文化スポーツ部 観光振興課	秋田県内の観光振興に関する事務	・秋田県内に所在する構成資産の活用

関係機関名		組織の所掌	本計画における役割
秋田県	秋田県鹿角地域振興局 総務企画部		
	秋田県北秋田地域振興局 総務企画部		
	秋田県観光文化スポーツ部 交通政策課	秋田県内の交通政策に関する事務	
	秋田県生活環境部 環境管理課	大気の常時監視に関する事務	・大気の常時監視

構成資産名	関係機関名		組織の所掌	包括的保存管理計画における役割
001 大平山元遺跡	外ヶ浜町	外ヶ浜町教育委員会 社会教育課世界遺産対策室	外ヶ浜町が所管する文化財の調査・保護・管理及び活用に関する事務	・大平山元遺跡の文化財保護法に基づく保存・管理、整備・活用の実施
				・大平山元遺跡の経過観察の実施
		外ヶ浜町 総務課	町の景観行政に関する事務	・外ヶ浜町景観条例に基づく外ヶ浜町全域の景観保全
		外ヶ浜町 産業観光課	外ヶ浜町が所管する地域森林計画対象民有林及び保安林の指定・解除、森林保全管理に関する事務	・森林法に基づく指定地域内での土地の形質変更、立木の伐採に対する許可
			外ヶ浜町が所管する農業用地区の管理に関する事務	・農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区内での建築行為等に対する許可申請に係る事務
		外ヶ浜町 建設課	外ヶ浜町が所管する道路の管理に関する事務	・道路法に基づく工事の設計、道路区域での工作物の設置に対する許可
		外ヶ浜町 農業委員会	外ヶ浜町の農地等の利用関係の調整等に関する事務	・農地法に基づく農地の転用許可申請に係る事務
002 垣ノ島遺跡 7 大船遺跡	函館市	函館市教育委員会 生涯学習部文化財課	函館市が所管する文化財の調査・保護・管理及び活用に関する事務	・垣ノ島遺跡及び大船遺跡の文化財保護法に基づく保存・管理、整備・活用の実施
				・垣ノ島遺跡及び大船遺跡の経過観察の実施
		函館市都市建設部 景観政策担当課	市の都市計画、土地利用計画、景観行政に関する事務	・函館市都市景観条例に基づく函館市全域の景観保全
		函館市南茅部支所 産業建設課	函館市が所管する保安林の指定・解除、森林保全管理に関する事務	・森林法に基づく指定地域内での土地の形質変更、立木の伐採に対する許可

構成資産名	関係機関名		組織の所掌	包括的保存管理計画における役割
002 垣ノ島 遺跡 007 大船遺跡	函館市	函館市南茅部支所 産業建設課	函館市が所管する河川の管理に関する事務	・河川法に基づく河川流域での土地の現状変更、工作
				物の新築、土石の採取に対する許可
			函館市が所管する漁港施設の管理に関する事務（臨港道路含む。）	・漁港漁場整備法に基づく漁港区域内の整備、維持・管理義務者
			函館市が所管する道路の管理に関する事務	・道路法に基づく工事の設計、道路区域での工作物の設置に対する許可
			函館市が所管する墓地、火葬場の管理に関する事務	・墓地の地形、樹木の植栽などの行為に対する許可
		函館市観光部 観光誘致課	函館市の観光振興に関する事務	・垣ノ島遺跡及び大船遺跡の活用
003 北黄金 貝塚	伊達市	伊達市教育委員会 生涯学習課	伊達市が所管する文化財の調査・保護・管理及び活用に関する事務	・北黄金貝塚の文化財保護法に基づく保存・管理、整備・活用の実施・北黄金貝塚の経過観察の実施
		伊達市建設部 都市住宅課	市の都市計画、土地利用計画、景観行政に関する事務	・伊達市景観条例に基づく伊達市全域の景観保全
		伊達市経済環境部 水産林務課	伊達市が所管する地域森林計画対象民有林の森林保全管理に関する事務	・森林法に基づく指定地域内での土地の形質変更、立木の伐採に対する許可
		伊達市経済環境部 農務課	伊達市が所管する農業用地区の管理に関する事務	・農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区内での建築行為等に対する許可
		伊達市建設部 建設課	伊達市が所管する道路の管理に関する事務	・道路法に基づく工事の設計、道路区域での工作物の設置に対する許可
		伊達市 農業委員会	伊達市の農地等の利用関係の調整等に関する事務	・農地法に基づく農地の転用許可申請の受付
		伊達市経済環境部 商工観光課	伊達市の観光振興に関する事務	・北黄金貝塚の活用
004 田小屋野 貝塚 016 亀ヶ岡石 器時代遺 跡	つがる 市	つがる市教育委員会 文化財課	つがる市が所管する文化財の調査・保護・管理及び活用に関する事務	・田小屋野貝塚、亀ヶ岡石器時代遺跡跡の文化財保護法に基づく保存・管理、整備・活用の実施
				・田小屋野貝塚、亀ヶ岡石器時代遺跡の経過観察の実施
		つがる市建設部 建築住宅課	市の都市計画、土地利用計画、景観行政に関する事務	・つがる市景観条例に基づくつがる市全域の景観保全

構成資産名	関係機関名		組織の所掌	包括的保存管理計画における役割
004 田小屋野貝塚 016 亀ヶ岡石器時代遺跡	つがる市	つがる市経済部 農林水産課	つがる市が所管する地域森林計画対象民有林及び保安林の指定・解除、森林保全管理に関する事務	・森林法に基づく指定地域内での土地の形質変更、立木の伐採に対する許可
			つがる市が所管する農業用地区の管理に関する事務	・農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区内での建築行為等に対する許可申請に係る事務
		つがる市建設部 土木課	つがる市が所管する道路の管理に関する事務	・道路法に基づく工事の設計、道路区域での工作物の設置に対する許可
		つがる市 農業委員会	つがる市の農地等の利用関係の調整等に関する事務	・農地法に基づく農地の転用許可申請に係る事務
005 二ツ森貝塚	七戸町	七戸町教育委員会 世界遺産対策室	七戸町が所管する文化財の調査・保護・管理及び活用に関する事務	・二ツ森貝塚の文化財保護法に基づく保存・管理、整備・活用の実施
				・二ツ森貝塚の経過観察の実施
		七戸町 企画調整課	七戸町の景観行政に関する事務	・七戸町景観条例に基づく七戸町全域の景観保全
		七戸町 農林課	七戸町が所管する地域森林計画対象民有林の森林保全管理に関する事務	・森林法に基づく指定地域内での土地の形質変更、立木の伐採に対する許可
			七戸町が所管する農業用地区の管理に関する事務	・農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区内での建築行為等に対する許可申請に係る事務
		七戸町 建設課	七戸町が所管する道路の管理に関する事務	・道路法に基づく工事の設計、道路区域での工作物の設置に対する許可
		七戸町 農業委員会	七戸町の農地等の利用関係の調整等に関する事務	・農地法に基づく農地の転用許可申請に係る事務
006 三内丸山遺跡 010 小牧野遺跡	青森県	青森県三内丸山遺跡センター保存活用課	青森県が所管する三内丸山遺跡の調査・保護・管理及び活用に関する事務	・三内丸山遺跡の文化財保護法に基づく保存・管理、整備・活用の実施
				・三内丸山遺跡の経過観察の実施
	青森市	青森市教育委員会 事務局文化遺産課	青森市が所管する文化財の調査・保護・管理及び活用に関する事務	・小牧野遺跡の文化財保護法に基づく保存・管理、整備・活用の実施 ・小牧野遺跡の経過観察の実施

構成資産名	関係機関名		組織の所掌	包括的保存管理計画における役割
006 三内丸山遺跡 010 小牧野遺跡	青森市	青森市都市整備部 都市政策課	青森市の景観行政に関する事務	・青森市景観条例に基づく青森市全域の景観保全
		青森市都市整備部 建築指導課	青森市の都市計画、土地利用計画に関する事務	・都市計画法に基づく土地利用区域での建築行為等に対する許可
		青森市農林水産部 農地林務課	青森市が所管する地域森林計画対象民有林の森林保全管理に関する事務	・森林法に基づく指定地域内での土地の形質変更、立木の伐採に対する許可
		青森市農林水産部 農業政策課	青森市が所管する農業用地区の管理に関する事務	・農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区内での建築行為等に対する許可申請に係る事務
		青森市 農業委員会	青森市の農地等の利用関係の調整等に関する事務	・農地法に基づく農地の転用許可申請に係る事務
008 御所野遺跡	一戸町	一戸町教育委員会 世界遺産課	一戸町が所管する文化財の調査・保護・管理及び活用に関する事務	・御所野遺跡の文化財保護法に基づく保存・管理、整備・活用の実施
				・御所野遺跡の経過観察の実施
		一戸町建設部 地域整備課	一戸町の景観行政に関する事務	・一戸町景観条例に基づく一戸町全域の景観保全
			一戸町が所管する道路の管理に関する事務	・道路法に基づく工事の設計、道路区域での工作物の設置に対する許可
		一戸町産業部 農林課	一戸町が所管する地域森林計画対象民有林及び保安林の指定・解除、森林保全管理に関する事務	・森林法に基づく指定地域内での土地の形質変更、立木の伐採に対する許可
			一戸町が所管する農業用地区の管理に関する事務	・農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区内での建築行為等に対する許可
		一戸町総務部 町民課	一戸町が所管する墓地、火葬場の管理に関する事務	・墓地の地形、樹木の植栽などの行為に対する許可
		一戸町 農業委員会	一戸町の農地等の利用関係の調整等に関する事務	・農地法に基づく農地の転用許可申請の受付
009 入江貝塚 015 高砂貝塚	洞爺湖町	洞爺湖町教育委員会 社会教育課	洞爺湖町が所管する文化財の調査・保護・管理及び活用に関する事務	・入江貝塚、高砂貝塚の文化財保護法に基づく保存・管理、整備・活用の実施
				・入江貝塚、高砂貝塚の経過観察の実施

構成資産名	関係機関名		組織の所掌	包括的保存管理計画における役割
009 入江貝塚 015 高砂貝塚	洞爺湖町	洞爺湖町経済部 建設課	洞爺湖町の都市計画、土地利用計画、景観行政に関する事務	・洞爺湖町景観条例に基づく洞爺湖町全域の景観保全
		洞爺湖町経済部 建設課	洞爺湖町が所管する河川の管理に関する事務	・河川法に基づく河川流域での土地の現状変更、工作物の新築、土石の採取に対する許可
			洞爺湖町が所管する道路の管理に関する事務	・道路法に基づく工事の設計、道路区域での工作物の設置に対する許可
		洞爺湖町 農業委員会	洞爺湖町の農地等の利用関係の調整等に関する事務	・農地法に基づく農地の転用許可申請の受付
		洞爺湖町経済部 観光振興課	洞爺湖町の観光振興に関する事務	・入江貝塚及び高砂貝塚の活用
11 伊勢堂岱遺跡	北秋田市	北秋田市教育委員会 生涯学習課	北秋田市が所管する文化財の調査・保護・管理及び活用に関する事務	・伊勢堂岱遺跡の文化財保護法に基づく保存・管理、整備・活用の実施
				・伊勢堂岱遺跡の経過観察の実施
		北秋田市建設部 都市計画課	北秋田市の景観行政に関する事務	・北秋田市景観条例に基づく北秋田市全域の景観保全
		北秋田市産業部 農林課	北秋田市が所管する地域森林計画対象民有林の森林保全管理に関する事務	・森林法に基づく指定地域内での土地の形質変更、立木の伐採に対する許可
			北秋田市が所管する農業用地区の管理に関する事務	・農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区内での建築行為等に対する許可
		北秋田市建設部 建設課	北秋田市が所管する河川の管理に関する事務	・河川法に基づく河川流域での土地の現状変更、工作物の新築、土石の採取に対する許可
			北秋田市が所管する道路の管理に関する事務	・道路法に基づく工事の設計、道路区域での工作物の設置に対する許可
		北秋田市 農業委員会	北秋田市の農地等の利用関係の調整等に関する事務	・農地法に基づく農地の転用許可申請に係る事務
		北秋田市総務部 総合政策課長	北秋田市の地域振興に関する事務	・伊勢堂岱遺跡の活用
		北秋田市産業部 商工観光課長		

構成資産名	関係機関名		組織の所掌	包括的保存管理計画における役割
12 大湯環状列石	鹿角市	鹿角市教育委員会 生涯学習課 大湯ストーンサークル館	鹿角市が所管する文化財の調査・保護・管理及び活用に関する事務	・大湯環状列石の文化財保護法に基づく保存・管理、整備・活用の実施
				・大湯環状列石の経過観察の実施
		鹿角市産業部 農地林務課	鹿角市が所管する地域森林計画対象民有林の森林保全管理に関する事務	・森林法に基づく指定地域内での土地の形質変更、立木の伐採に対する許可
			鹿角市が所管する農業用地区の管理に関する事務	・農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区内での建築行為等に対する許可
		鹿角市建設部 都市整備課	鹿角市の景観行政に関する事務	・鹿角市景観条例に基づく鹿角市全域の景観保全
			鹿角市が所管する河川の管理に関する事務	・河川法に基づく河川流域での土地の現状変更、工作物の新築、土石の採取に対する許可
			鹿角市が所管する道路の管理に関する事務	・道路法に基づく工事の設計、道路区域での工作物の設置に対する許可
		鹿角市市民部 生活環境課	鹿角市が所管する環境の保全管理に関する事務	・鹿角市環境保全条例に基づく環境保全区域での土地の現状変更、建築行為に対する許可
		鹿角市 農業委員会	鹿角市の農地等の利用関係の調整等に関する事務	・農地法に基づく農地の転用許可申請に係る事務
		鹿角市総務部 政策企画課長	北秋田市の地域振興に関する事務	・大湯環状列石の活用
		鹿角市産業部 産業活力課長		
013 キウス周堤墓群	千歳市	千歳市教育委員会 埋蔵文化財センター	千歳市が所管する文化財の調査・保護・管理及び活用に関する事務	・キウス周堤墓群の文化財保護法に基づく保存・管理、整備・活用の実施
				・キウス周堤墓群の経過観察の実施
		千歳市教育委員会　教育部主幹（国指定史跡担当）	国指定史跡の保護、調査、研究、保存及び活用に係る専門的事項及び技術的事項に関する事務	・キウス周堤墓群の文化財保護法に基づく保存・管理、整備・活用の実施
				・キウス周堤墓群の経過観察の実施
		千歳市企画部 まちづくり推進課	千歳市の都市計画、土地利用計画、景観行政に関する事務	・千歳市景観条例に基づく千歳市全域の景観保全
		千歳市産業振興部 農村整備課	千歳市が所管する地域森林計画対象民有林の森林保全管理に関する事務	・森林法に基づく指定地域内での土地の形質変更、立木の伐採に対する許可

構成資産名	関係機関名		組織の所掌	包括的保存管理計画における役割
013 キウス 周堤墓群	千歳市	千歳市産業振興部 農業振興課	千歳市が所管する農業用地区の管理に関する事務	・農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区内での建築行為等に対する許可
		千歳市建設部 道路管理課	千歳市が所管する道路及び河川の管理に関する事務	・道路法に基づく工事の設計、道路区域での工作物の設置に対する許可
				・河川法に基づく河川流域での土地の現状変更、工作物の新築、土石の採取に対する許可
		千歳市 農業委員会	千歳市の農地等の利用関係の調整等に関する事務	・農地法に基づく農地の転用許可申請に係る事務
		千歳市観光スポーツ部 観光課	千歳市の地域振興に関する事務	・キウス周堤墓群の活用
014 大森勝山 遺跡	弘前市	弘前市教育委員会 文化財課	弘前市が所管する文化財の調査・保護・管理及び活用に関する事務	・大森勝山遺跡の文化財保護法に基づく保存・管理、整備・活用の実施 ・大森勝山遺跡の経過観察の実施
		弘前市都市整備部 都市計画課	弘前市の景観行政に関する事務	・弘前市景観条例に基づく弘前市全域の景観保全
		弘前市農林部 農村整備課	弘前市が所管する地域森林計画対象民有林の森林保全管理に関する事務	・森林法に基づく指定地域内での土地の形質変更、立木の伐採に対する許可
		弘前市農林部 農政課	弘前市が所管する農業用地区の管理に関する事務	・農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区内での建築行為等に対する許可
		弘前市建設部 土木課	弘前市が所管する法定外公共物の管理に関する事務	・法定外公共物管理条例に基づく敷地の現状変更、工作物の建築に対する許可
		弘前市 農業委員会	弘前市の農地等の利用関係の調整等に関する事務	・農地法に基づく農地の転用許可
017 是川石器 時代遺跡	八戸市	八戸市教育委員会 埋蔵文化財センター是川縄文館	八戸市が所管する文化財の調査・保護・管理及び活用に関する事務	・是川石器時代遺跡の文化財保護法に基づく保存・管理、整備・活用の実施 ・是川石器時代遺跡の経過観察の実施
		八戸市まちづくり文化スポーツ部 まちづくり推進課	八戸市の景観行政に関する事務	・八戸市景観条例に基づく八戸市全域の景観保全
		八戸市農林水産部 農林畜産課	八戸市が所管する地域森林計画対象民有林の森林保全管理に関する	・森林法に基づく指定地域内での土地の形質変更、立木の伐採に対する

構成資産名	関係機関名		組織の所掌	包括的保存管理計画における役割
017 是川石器時代遺跡	八戸市		事務	許可
		八戸市農林水産部 農政課	八戸市が所管する農業用地区の管理に関する事務	・農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区内での建築行為等に対する許可
		八戸市建設部 道路建設課	八戸市が所管する道路の管理に関する事務	・道路法に基づく工事の設計、道路区域での工作物の設置に対する許可
		八戸市建設部 道路維持課		
		八戸市市民防災部 市民課	八戸市が所管する墓地、火葬場の管理に関する事務	・墓地の地形、樹木の植栽などの行為に対する許可
		八戸市 農業委員会	八戸市の農地等の利用関係の調整等に関する事務	・農地法に基づく農地の転用許可

表9-002　各構成資産を所管する地方公共団体を中心とした保存管理体制

No.	構成資産名	所在地	名称	設置年
001	大平山元遺跡	外ヶ浜町	未設置	
002 007	垣ノ島遺跡 大船遺跡	函館市	函館市縄文遺跡群保存活用協議会	2019年
003	北黄金貝塚	伊達市	北黄金貝塚保存活用協議会	2020年
004 016	田小屋野貝塚 亀ヶ岡石器時代遺跡	つがる市	つがる市遺跡整備計画策定委員会	2012年
005	二ツ森貝塚	七戸町	二ツ森貝塚保存管理活用連絡協議会	2015年
006	三内丸山遺跡	青森市	三内丸山遺跡保存活用推進協議会	2014年
008	御所野遺跡	一戸町	岩手県世界遺産保存活用推進協議会 縄文保存活用検討部会	2013年
009 015	入江貝塚 高砂貝塚	洞爺湖町	入江・高砂貝塚保存活用協議会	2019年
010	小牧野遺跡	青森市	青森市「縄文遺跡」世界遺産保存活用連絡会議	2019年
011	伊勢堂岱遺跡	北秋田市	伊勢堂岱遺跡保存活用推進協議会	2020年
012	大湯環状列石	鹿角市	大湯環状列石保存活用庁内連絡会	2020年
013	キウス周堤墓群	千歳市	キウス周堤墓群保存活用連絡会議	2019年
014	大森勝山遺跡	弘前市	史跡大森勝山遺跡保存活用推進会議	2013年
017	是川石器時代遺跡	八戸市	是川石器時代遺跡保存活用連絡会議	2017年

（２）地域住民との連携・協働

構成資産及び緩衝地帯を保全し、活用していくためには、地域住民等との連携が重要であることから、民間の団体や地域住民が積極的に参加できる組織や体制の整備を進める。

各構成資産では、地域住民による清掃活動、土器や勾玉づくりなどの体験学習の指導、広報誌の発行など多岐にわたる活動が行われている（写真9-002～写真9-005、表9-003）。

（３）持続的な管理・運営のための定期的確認

包括的保存管理計画の理念及び方針を具体化するためには、関係地方公共団体が構成資産の環境や特性に応じた適切な事業を推進する必要がある。

本部は、関係地方公共団体による事業の実施状況を定期的に検証し、実績及び実態に応じて事業計画を適宜修正することとしている。



写真9-002 資産の価値を伝える解説ガイド
（三内丸山遺跡応援隊）



写真9-003 縄文時代の生活体験活動の支援
（弘前縄文の会）



写真9-004 資産を保全するための清掃活動
（御所野愛護少年団）



写真9-005 資産近接の河川へのサケの放流
（伊勢堂岱遺跡ワーキンググループ）

表9-003　構成資産を活動対象とする団体と活動概要

No.	活動対象資産	団体名	設立年	活動の概要
—	北海道・北東北の縄文遺跡群	北の縄文文化回廊づくり推進協議会	2008年	北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録を推進するための普及啓発活動の支援事業を行っている。
001	大平山元遺跡	大平山元遺跡もりあげ隊	2019年	普及啓発活動やイベントへの協力、情報発信を行っている。
002 007	垣ノ島遺跡 大船遺跡	一般財団法人道南歴史文化振興財団	2015年	ガイダンス施設を指定管理により運営しているほか、大船遺跡、垣ノ島遺跡の見学者に対する解説や体験学習の支援、要請に応じてワークショップ等を行っている。
		北の縄文ＣＬＵＢ	1998年	大船遺跡での自主事業の実施や勉強会、清掃活動等を行っている。
		道南縄文文化推進協議会	2013年	市民への縄文文化ならびに世界遺産登録に向けた各種普及啓発事業の主催あるいは支援を行っている。
003	北黄金貝塚	オコンシベの会	2001年	北黄金貝塚の来訪者に対する解説や体験学習の支援を行っている。
004 016	田小屋野貝塚 亀ヶ岡石器時代遺跡	つがる縄文遺跡案内人	2019年	田小屋野貝塚、亀ヶ岡石器時代遺跡、及び資料館への来訪者に対する解説を行っている。
		特定非営利活動法人つがる縄文の会	2007年	田小屋野貝塚、亀ヶ岡石器時代遺跡に関する情報を発信すると同時に、イベントの開催や普及啓発活動を通して資産の理解の深化を図る取組を行っている。
006	二ツ森貝塚	二ツ森貝塚遺跡保存協力会	1998年	二ツ森貝塚の清掃、草刈りなどの保全活動を実施している。
		二ツ森貝塚ボランティアガイドの会	2021年	二ツ森貝塚の来訪者に対する解説を行っている。
005	三内丸山遺跡	特定非営利活動法人三内丸山縄文発信の会	1995年	三内丸山遺跡に関する広報誌の定期的な発行するなど、発信、交流をテーマとした取組を実施している。
		一般社団法人三内丸山応援隊	1995年	三内丸山遺跡の来訪者に対する解説や体験学習の支援を行っている。
008	御所野遺跡	自然と歴史の会	1996年	御所野遺跡の来訪者に対する解説、体験学習の支援、清掃活動及び遺跡に関する情報発信を行っている。
		御所野愛護少年団	1999年	
		御所野遺跡を支える会	2002年	
		御所野遺跡発掘友の会	2004年	
		御所野遺跡ガイドサポーターズ	2017年	

No.	活動対象資産	団体名	設立年	活動の概要
009 015	入江貝塚 高砂貝塚	アプタフレナイの会	2002年	体験学習の支援や自主事業などを実施している。
010	小牧野遺跡	一般社団法人小牧野遺跡保存活用協議会	2015年	小牧野遺跡の来訪者に対する解説や体験学習の支援、イベント開催、普及啓発活動を実施しているほか、草刈りなどの保全活動を行っている。
011	伊勢堂岱遺跡	伊勢堂岱遺跡ワーキンググループ	1997年	伊勢堂岱遺跡の来訪者に対する解説を行っている。
		伊勢堂岱遺跡ジュニアボランティア	2015年	
012	大湯環状列石	大湯ＳＣの会	2019年	大湯ストーンサークル館の窓口業務及び大湯環状列石の来訪者に対する解説を行っている。
013	キウス周堤墓群	千歳文化財保護協会	1979年	キウス周堤墓群の来訪者に対する解説や普及啓発を行っている。
		キウス周堤墓群を守り活かす会	2014年	
014	大森勝山遺跡	史跡大森勝山遺跡保存活用推進会議	2013年	イベント開催や草刈りなどの保全活動を実施している。
		一般社団法人　弘前文化財保存技術協会	2014年	イベント開催や体験学習の支援を行っている。
		弘前縄文の会	2014年	普及啓発、体験学習を行っている。
		大森勝山縄文遺跡ガイドの会	2022年	大森勝山遺跡の来訪者に対する解説を行っている。
017	是川石器時代遺跡	八戸縄文保存協会	1995年	是川石器時代遺跡の来訪者に対する解説や体験学習の支援を行っている。
		縄文是川ボランティア	1996年	

第10章　経過観察の実施

1　資産共通の方針

構成資産及びそれらの緩衝地帯については、顕著な普遍的価値の確実な保持、維持・管理、防災及び危機管理に関する体制の充実及び技術の向上を目的として、第３章で示した資産及び緩衝地帯に影響を与える諸条件に対し、次に掲げる３つの観点の下に適切な指標を設定し、定期的かつ体系的な経過観察（モニタリング）を実施する。

（１）資産の顕著な普遍的価値と完全性・真実性が維持されているか。
（２）資産の保全状況と資産に影響を与える諸条件（開発・環境変化・自然災害・観光）が、資産及びその緩衝地帯にどのような影響を与えているか又は与えたか。
（３）構成資産及びその緩衝地帯並びにそれらを取り巻く周辺の広い地域が、相互に呼応しつつ世界遺産としての顕著な普遍的価値に関する知識を伝達する場として適切に機能しているか。

設定する主な観察指標については、以下の表10-001から表10-004に示すとおりである。

表10-001　資産の顕著な普遍的価値と完全性・真実性に関する観察指標

項目	指標	測定内容・方法
Ⅰ.顕著な普遍的価値を伝達する属性の保護･管理	Ⅰ-1. 属性a)自然資源を巧く利用した生活の在り方を示すこと	- 遺構･遺物の保存状態の把握･記録(Ⅱ-2～8,10～13,Ⅳ-1,Ⅴ-2) - 構成資産及び周囲の植生の状態とその管理状況の把握(Ⅱ-9,Ⅳ-2) - 構成資産から周囲への眺望の把握(Ⅱ-15,Ⅲ-1～5,Ⅳ～2)
	Ⅰ-2. 属性b)祭祀・儀礼を通じた精緻で複雑な精神性を示すこと	- 遺構･遺物の保存状態の把握･記録(Ⅱ-2～8,10～13, Ⅳ-1,Ⅴ-2) - 構成資産から周辺環境への眺望の把握(Ⅱ-15,Ⅲ-1～5,Ⅳ-2)
	Ⅰ-3. 属性c)集落の立地と生業との関係が多様であること	- 構成資産から周囲、構成資産周辺から資産への眺望の把握(Ⅱ-15,Ⅲ-1～5,Ⅳ-2) - 構成資産が立地する地形の崩壊、変形状況の把握･記録(Ⅱ-10,Ⅴ-2、Ⅵ-1～2) - 構成資産及び周囲の植生の状態とその管理状況の把握(Ⅱ-9,Ⅳ-2) - 構成資産周辺の景観阻害要因と景観の改善と変化の把握(Ⅱ-15,Ⅲ-1～5)
	Ⅰ-4. 属性d)集落形態の変遷を示すこと	- 遺構･遺物の保存状態の把握･記録(Ⅱ-2～8,10～13,Ⅳ-1,Ⅴ-2) - 構成資産から周辺環境への眺望の把握(Ⅱ-15,Ⅲ-1～5,Ⅳ-2) - 被害等対策のための基礎情報の把握(Ⅱ-1～4,11,14,Ⅲ-4,Ⅳ-1,Ⅴ-1,Ⅵ-1,2)

表10-002　資産の保全状況と保護・管理に関する観察指標

項目	指標		周期	観察記録主体
Ⅱ. 資産の保全状況と保護･管理	Ⅱ-1. 縄文遺跡群世界遺産本部等の開催数	情報共有や意見交換等が行われる縄文遺跡群世界遺産本部、協議会、専門家委員会の開催数を把握する。	毎年	世界遺産事務局、道県
	Ⅱ-2. 構成資産における現状変更件数	文化財保護法に基づく史跡の現状変更の許可申請･届出の件数及びその内容を把握する。	毎年	構成資産所管 地方公共団体
	Ⅱ-3. 構成資産におけるき損件数	文化財保護法に基づく史跡のき損届の件数及びその内容を把握する。	毎年	構成資産所管 地方公共団体
	Ⅱ-4. 遺産影響評価の実施件数	史跡整備、き損時の修復等の行為に係る遺産影響評価の実施件数を把握する。	毎年	構成資産所管 地方公共団体
	Ⅱ-5. 構成資産の公有地化率	民有地の買い上げ実施状況を把握する。	毎年	構成資産所管 地方公共団体
	Ⅱ-6. 遺構の状況	遺構の状況について、観察、写真撮影等により記録する。	毎年	構成資産所管 地方公共団体
	Ⅱ-7. 気温、湿度、降水量の経年変化	大気の常時観察を行い、気温、湿度、降水量の変化を観測する。	随時	構成資産所管 地方公共団体
	Ⅱ-8. 地下水位	低湿地における水量、水質の状況を観察する。	毎年	構成資産所管 地方公共団体
	Ⅱ-9. 植生の状況	構成資産内の植生の状況について観察、写真撮影等により測定する。	毎年	構成資産所管 地方公共団体
	Ⅱ-10. 災害後の被害状況把握	風水害、土砂災害、地震等による構成資産における被害状況を把握する。	随時	構成資産所管 地方公共団体
	Ⅱ-11. 構成資産の保存活用協議会等の開催数	構成資産を所管する地方公共団体を中心とした史跡整備委員会、保存活用協議会等の開催数を把握する。	毎年	構成資産所管 地方公共団体
	Ⅱ-12. 資産の調査研究	資産に関わる調査研究の実施状況及びその内容、調査研究成果等を掲載した報告書等の発刊数を把握する。	毎年	道県、 構成資産所管 地方公共団体
	Ⅱ-13. 関連文化財の調査研究	構成資産に関連する文化財の調査研究の実施状況及びその内容、調査研究成果等を掲載した報告書等の発刊数を把握する。	毎年	道県、 構成資産所管 地方公共団体
	Ⅱ-14. 調査研究体制の充実	構成資産の調査研究等を担う専門職員の数を把握する。	毎年	道県、 構成資産所管 地方公共団体
	Ⅱ-15. 不適格工作物の撤去等の状況	構成資産内に現存する不適格工作物の撤去等の状況を把握する。	毎年	構成資産所管 地方公共団体

表10-003　資産に影響を与える諸条件に関する観察指標

項目	指標		周期	観察記録主体
Ⅲ.開発圧力	Ⅲ-1. 公共事業の発注件数	緩衝地帯の道路、河川、治山等の公共事業発注件数を把握する。	毎年	道県、 構成資産所管 地方公共団体
	Ⅲ-2. 民間の開発行為件数	緩衝地帯における開発許可申請や建築確認件数を把握する。	毎年	道県、 構成資産所管 地方公共団体
	Ⅲ-3. 景観条例に基づく届出件数	景観条例に基づく届出件数を把握する。	毎年	道県、 構成資産所管 地方公共団体
	Ⅲ-4. 遺産影響評価の実施件数	緩衝地帯及びその周辺で行われる開発行為等に係る遺産影響評価の実施件数を把握する。	毎年	構成資産所管 地方公共団体
	Ⅲ-5. 構成資産の内外からみた眺望の観測	視点場からみた眺望の定点観測により、視界に入り込む阻害要因を把握する。	毎年	構成資産所管 地方公共団体
Ⅳ.環境変化	Ⅳ-1. 大気汚染に係る環境基準達成状況（二酸化硫黄・二酸化窒素）	大気の常時監視を行い、大気の二酸化硫黄・二酸化窒素含有量を測定する。	毎年	構成資産所管 地方公共団体
	Ⅳ-2. 植生の状況	構成資産周辺の植生の状況について観察、写真撮影等により記録する。	毎年	構成資産所管 地方公共団体
Ⅴ.自然災害 (風水害・地震・津波・火山活動)	Ⅴ-1. 災害発生情報の観測	気象・地震・津波・火山活動による災害発生情報を把握する。	随時	構成資産所管 地方公共団体
	Ⅴ-2. 災害後の被害状況把握	風水害、土砂災害、地震等による構成資産周辺の被害状況を把握する。	随時	構成資産所管 地方公共団体
Ⅵ. 観光圧力	Ⅵ-1. 来訪者数	構成資産への来訪者数を測定する。	毎年	構成資産所管 地方公共団体
	Ⅵ-2. 自動車数	構成資産の周辺地域における駐車場入込状況を測定する。	毎年	構成資産所管 地方公共団体
	Ⅵ-3 便益施設等の設置状況	構成資産における便益施設等の設置状況を把握する。	毎年	構成資産所管 地方公共団体

表10-004　資産の顕著な普遍的価値の伝達に関する観察指標

項目	指標		周期	観察記録主体
Ⅶ. 顕著な普遍的価値の伝達	Ⅶ-1. 資産に関する研修会等への参加者数	資産に関する研修会、セミナー等への参加者数を測定する。	毎年	道県、 構成資産所管 地方公共団体
	Ⅶ-2. ガイダンス施設の設置状況	構成資産におけるガイダンス施設の設置状況を把握する。	毎年	構成資産所管 地方公共団体
	Ⅶ-3 パンフレットやホームページによる情報提供	刊行されているパンフレット等、地方公共団体共通のホームページ等により、情報提供の回数・状況を把握する。	毎年	道県、 構成資産所管 地方公共団体
Ⅷ. 地域住民、民間団体の活動	Ⅷ-1. 資産に関する地域住民・民間団体の活動回数	構成資産での地域住民、民間団体等の活動内容や参加人数等を測定する。	毎年	道県、 構成資産所管 地方公共団体

2　資産の経過観察のための行政上の体制

定期報告を含む経過観察（モニタリング）については、文化庁の指導の下、構成資産を所管する地方公共団体が、域内の文化財を所管する北海道、青森県、岩手県及び秋田県の教育委員会と連携しながら表10-005に示す体制によって実施する。

資産及び緩衝地帯に対する負の影響が予測される場合または認められる場合には、速やかに負の影響を防止して原因を除去し、または負の影響を軽減させるための対策を立案・実施する。事業効果が認められない場合は、その原因を究明し、計画の変更や修正を行う。

経過観察の結果については、資産の保存・活用を担う関係地方公共団体から構成される縄文遺跡群世界遺産協議会が集約し、必要に応じて縄文遺跡群世界遺産専門家委員会の助言を受けながら、周辺環境を含めた構成資産の現況について把握・分析・調整等を行い、必要な対応等について、縄文遺跡群世界遺産本部が決定する（図10-001）。

本部の下、経過観察によって実施した施策の評価を行い、必要に応じて見直すことにより、さらに実効性の高い計画へと改善を図る。

本部は、年度ごとに情報収集及び記録作成を行い、蓄積した成果について概ね６年を目安として評価を行い、保存管理状況報告書としてまとめる。日本国政府は、『世界遺産条約履行のための作業指針』第５章に基づき、ユネスコ世界遺産センターを通じて世界遺産委員会に定期報告書を提出する。

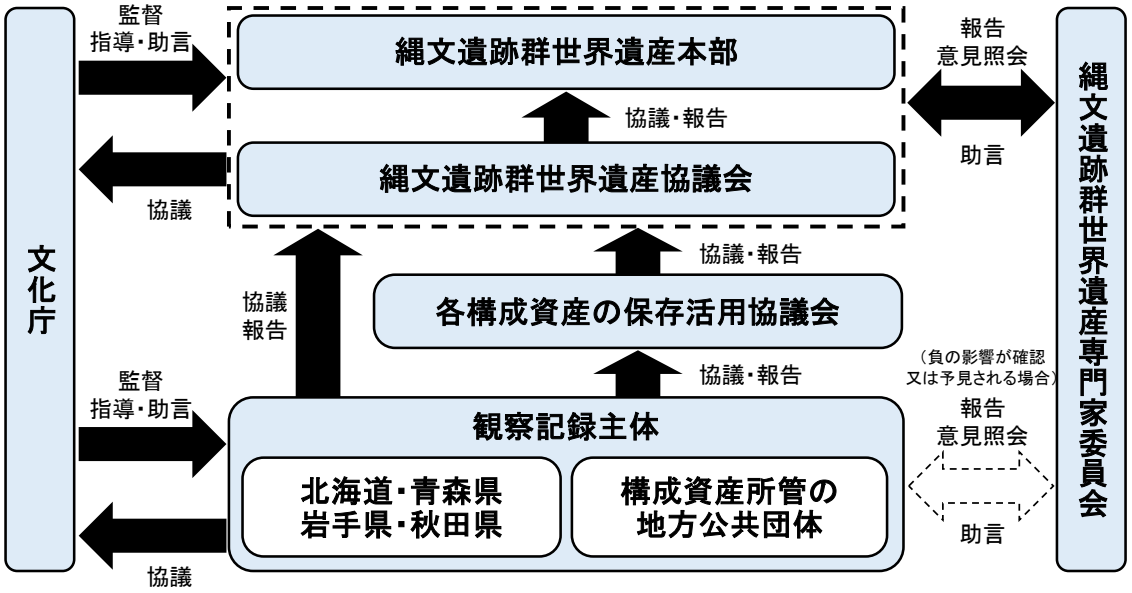


図10-001　経過観察（モニタリング）の実施体制

表10-005　経過観察（モニタリング）の体制

分担	管轄区域	担当組織
担当組織及び担当課	構成資産及び緩衝地帯	**組織名称及び組織代表者** 函館市　市長 千歳市　市長 伊達市　市長 洞爺湖町　町長 青森県　知事 青森市　市長 弘前市　市長 八戸市　市長 つがる市　市長 外ヶ浜町　町長 七戸町　町長 一戸町　町長 鹿角市　市長 北秋田市　市長 **担当課及び担当責任者** 函館市　教育委員会　生涯学習部　文化財課　課長 千歳市　教育委員会　埋蔵文化財センター　センター長 伊達市　教育委員会　生涯学習課　課長 洞爺湖町　教育委員会　社会教育課　参事 青森県　三内丸山遺跡センター　所長 青森市　教育委員会事務局　文化遺産課　課長 弘前市　教育委員会　文化財課　課長 八戸市　埋蔵文化財センター是川縄文館　副館長 つがる市　教育委員会　文化財課　課長 外ヶ浜町　教育委員会　社会教育課　課長 七戸町　教育委員会　世界遺産対策室　室長 一戸町　教育委員会　世界遺産課　課長 鹿角市　教育委員会　大湯ストーンサークル館　館長 北秋田市　教育委員会　生涯学習課　課長
監督組織	構成資産及び緩衝地帯	**組織名称及び組織代表者** 文化庁　長官 **担当課及び担当責任者** 文化資源活用課　課長
指導組織	構成資産及び緩衝地帯	**組織名称及び組織代表者** 北海道　知事 青森県　知事 岩手県　知事 秋田県　知事 **担当課及び担当責任者** 北海道　環境生活部文化局　文化振興課 縄文世界遺産推進室　室長 北海道　教育庁　生涯学習推進局　文化財・博物館課　課長 青森県　三内丸山遺跡センター　所長 青森県　教育庁　文化財保護課　課長 岩手県　文化スポーツ部 文化振興課　総括課長 岩手県　教育委員会事務局　生涯学習文化財課　総括課長 秋田県　教育庁　生涯学習課　文化財保護室　室長

第11章　包括的保存管理計画の実施

1　包括的保存管理計画の実施プロセス

（1）施策の立案・実施

北海道、青森県、岩手県及び秋田県並びに構成資産を所管する地方公共団体は、包括的保存管理計画及び縄文遺跡群世界遺産本部の方針、各構成資産が目指す将来像等を踏まえた上で、個々の構成資産及び緩衝地帯の立地・形態・性質等に応じた保存・管理及び公開・活用に係る施策を立案し、実施する。

施策を立案・実施にあたっては、関係地方公共団体が相互に情報共有を行うとともに、地域住民その他の関係者との連携・協働を図る。

（2）行動計画の策定

関係地方公共団体は、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の保全と両立した公開・活用を行うため、包括的保存管理計画に基づいて、その実現のために必要な施策を示した『北海道・北東北の縄文遺跡群保存活用推進行動計画』（以下、行動計画）を策定した。

計画の策定及び事業の実施にあたっては、資産が抱える課題を明らかにした上で、重要度、緊急性、実現可能性にも配慮しながら取り組む。

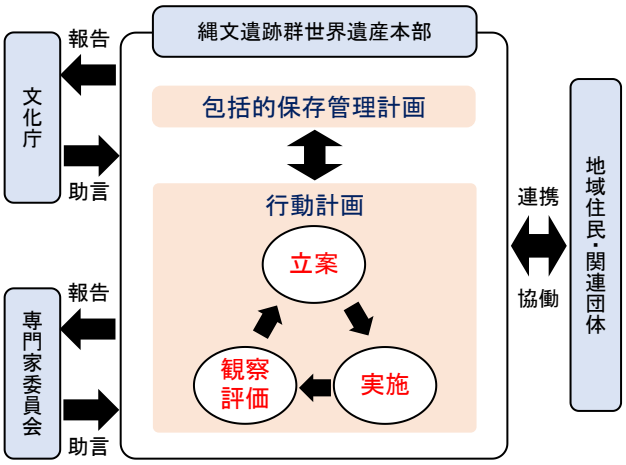


図11-001　包括的保存管理計画の実施プロセス

事業を円滑に実施するため、行動計画の全体の総合調整、進行管理等を縄文遺跡群世界遺産本部が担う。

また、縄文遺跡群世界遺産本部は、行動計画の進捗状況等について概ね５年毎に評価を行い、事業の実績や本計画に大きな影響を及ぼす社会経済情勢等の変化を踏まえ、計画の見直し等を行う（図11-001）。

2　包括的保存管理計画の見直し

縄文遺跡群世界遺産本部は、包括的保存管理計画の進捗及び実効性を確認するため、経過観察（第10章参照）によって得られたデータに基づき、関係地方公共団体の施策の進捗及びその実効性を評価するとともに、必要に応じて包括的保存管理計画を見直し、より実効性の高い計画へと改善していく。

資料１　イコモス勧告

ユネスコ世界遺産委員会の諮問機関であるイコモス（国際記念物遺跡会議）による勧告内容は、以下のとおりである。

原文	日本語訳
Jomon Prehistoric Sites (Japan) No 1632 **Official name as proposed by the State Party** Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan **Location** Hokkaido, Aomori, Iwate, and Akita prefectures Japan	縄文遺跡群 （日本国） No 1632 締約国提案の正式名称 北海道・北東北の縄文遺跡群 位置 北海道、青森県、岩手県、秋田県 日本
Brief description Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan consists of 17 archaeological sites that represent the pre-agricultural lifeways and complex spiritual culture of a prehistoric people. Located on the southern part of Hokkaido Island and northern Tohoku, this serial property attests to the emergence, development, and maturity of a sedentary hunter-fisher-gatherer society in Northeast Asia, which developed from about 13,000 BCE to 400 BCE. The series of settlements, burial areas, ritual and ceremonial sites, stone circles, and earthworks are located in a variety of landforms such as mountains, hills, plains, and lowlands, as well as near inner bays, lakes, and rivers with an abundant flow of water. This area of northern Japan had rich arborous and aquatic resources, with deciduous broad-leaved forests that featured abundant nut-bearing trees, as well as ideal fishing conditions created by the intersection of warm and cold currents off the coast. Migratory fish such as salmon and trout swimming upriver could be caught inland. Under these favourable environmental conditions, prehistoric people living in northern Japan were able to secure food without developing agriculture. The Jomon people initiated a sedentary way of life about 15,000 years ago, as indicated tentatively at first by the use of pottery, and later by the construction of more permanent dwellings	概要 北海道・北東北の縄文遺跡群は、先史時代の人々の農耕社会以前の生活の在り方と複雑な精神性を示す17の考古遺跡から構成されている。北海道南部及び北東北に位置するこのシリアルプロパティは、紀元前13,000年から紀元前400年までに発展した北東アジアの狩猟・漁労・採集社会による定住の開始、発展、成熟を示している。一連の集落、墓地、祭祀場、環状列石及び盛土は、山地、丘陵、平地、低地、内湾岸、湖岸、水量豊富な河川付近等の多様な地理的環境に立地している。 日本北部のこの地域は、豊富な堅果類を特徴とする落葉広葉樹林や、沖合で暖流と寒流が交わることにより形成された理想的な漁業条件など、豊かな森林資源と水産資源に恵まれた。内陸部においてもサケやマスのような回遊魚が遡上した。このような良好な環境条件の下、日本北部に生活していた先史時代の人々は農耕を行うことなく、食料を確保することができた。 約15,000年前に縄文人が定住を開始したことが、土器の使用によってまず示唆され、その後、より恒久的な居住地及び祭祀場が作ら

原文	日本語訳
and ritual sites, and the year-round exploitation of nearby resources. Over a period of more than 10,000 years they continued hunter-fisher-gatherer lifeways without changing to an agrarian culture, adapting to environmental changes such as climate warming and cooling and the corresponding marine transgression and regression. Already in the very early stage of sedentary life, the Jomon people developed a complex spiritual dimension. They made graves and also created ritual deposits, artificial earthen mounds, and stone circles that were used for rituals and ceremonies.	れるようになり、通年にわたって近くの資源を利用するようになった。1万年以上にわたって農耕文化に移行することなく、気候の温暖化や寒冷化、それに伴う海進・海退といった環境の変化に適応しながら、狩猟・漁労・採集を基盤とした生活を継続した。定住のごく初期の段階から、縄文人は複雑な精神的側面を発展させていた。墓地をつくり、祭祀・儀礼に利用することを目的として、捨て場や盛土、環状列石などを創出した。
Category of property In terms of categories of cultural property set out in Article I of the 1972 World Heritage Convention, this is a serial nomination of 17 *sites*.	資産のカテゴリー 本資産は、1972年世界遺産条約第1条に定められた文化遺産のカテゴリーにおける17の「遺跡（site）」からなる連続性を持つ資産（シリアル・ノミネーション）である。
1. Basic data **Included in the Tentative List** 5 January 2009	1．基礎データ 暫定リスト掲載年 2009年1月5日
Background This is a new nomination.	背景 本件は新規推薦である。
Consultations and Technical Evaluation Mission Desk reviews have been provided by ICOMOS International Scientific Committees, members, and independent experts. An ICOMOS technical evaluation mission visited the property from 4 to 15 September 2020.	コンサルテーション及びテクニカル評価ミッション デスクレビューは、イコモスの各国際学術委員会、イコモス会員、および外部の専門家により行われた。 イコモスの現地評価ミッションは、2020年9月4日～15日に行われた。
Additional information received by ICOMOS A letter was sent to the State Party on 24 September 2020 requesting further information about the proposed justification for Outstanding Universal Value, integrity, factors affecting the property, boundaries, legal protection, and conservation. A response was sent by the State Party on 10 November 2020 containing clarifications on the requested subjects.	イコモスが受理した追加情報 2020年9月24日、顕著な普遍的価値の価値証明、完全性、資産に影響を与える要因、資産範囲、法的保護及び保全について、追加情報を求める書簡を締約国に送付した。2020年11月10日に要請した事項に関する説明を記した回答を締約国から受領した。

原文	日本語訳
On 17 December 2020, ICOMOS sent an Interim Report to the State Party, which requested further clarification and elaboration by the State Party concerning Jomon culture, the selection, delimitation, and protection of the nominated component parts, ownership, management, research, documentation, inventory, exhibition of the archaeological finds, and role of the indigenous population. The State Party responded on 25 February 2021. All responses received throughout the evaluation process are incorporated into the relevant sections of this evaluation report.	2020年12月17日に、イコモスは締約国に中間報告書を送付し、縄文文化、推薦資産の選定・範囲・保護、考古学的発見に関する所有・管理・研究・記録・保管・展示及び、先住民の役割に関する追加情報を要請した。2021年2月25日に締約国から返答を受理した。評価の過程で受領した全ての返答は、本報告書の該当部分に反映されている。
Date of ICOMOS approval of this report 18 March 2021	イコモスによる本報告承認日 2021年3月18日
2. Description of the property Note: The nomination dossier and additional information contain detailed descriptions of this property, its history and its state of conservation. Due to limitations on the length of evaluation reports, this report only provides a short summary of the most relevant aspects.	２．構成資産の概要 注：推薦書および追加情報には、本資産、その歴史および保全状況の詳細な説明が含まれている。評価書の紙数の制限から、本報告書では、最も重要な側面についてその概要を示すにとどめる。
Description and history Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan is a serial nomination consisting of 17 component parts located in the southern part of Hokkaido Island and, across the Tsugaru Strait, in northern Tohoku on the northern part of Honshu, the main island of the Japanese archipelago. Six component parts are located in the southwestern part of Hokkaido Prefecture on Hokkaido Island, and eight in Aomori Prefecture, two in Akita Prefecture, and one in Iwate Prefecture in northern Tohoku. They are located in different types of geographical settings ranging from mountains and hills to plains and lowlands, and include inland bays, lakes, and rivers with an abundant flow of water. In prehistoric times, cool-temperate deciduous broad-leaved forests of chestnut, walnut, and other nut-bearing trees covered an extensive area of this region. Warm and cold currents intersected off the coast, creating rich fishing grounds. In addition, migratory fish such as salmon and trout seasonally swam upriver. The pre-agricultural society known as the Jomon culture exploited this rich environment	概要及び歴史 北海道・北東北の縄文遺跡群は、17件の構成資産からなるシリアルノミネーションであり、北海道南部と、津軽海峡をはさんだ日本列島本州北部の北東北に分布している。構成資産のうち6件は北海道南西部に所在し、北東北については、8件が青森県、2件が秋田県、1件が岩手県に所在する。構成資産は山地、丘陵、平地、低地、内湾周辺、湖岸、水量豊富な河川付近などの多様な地理的環境に立地している。先史時代には、この地域の大部分はクリやクルミ、その他堅果類の冷温帯落葉広葉樹林に占められていた。海洋では暖流と寒流が交差することによって豊かな漁場が生まれていた。更に、サケ・マスなどの回遊魚が季節ごとに遡上していた。 縄文文化として知られる農耕以前の社会が

原文	日本語訳
starting about 15,000 years ago. Hunters, fishers, and gatherers, the Jomon people abandoned mobility and adopted a sedentary lifestyle. Along with sedentism, which progressed through three main stages (emergence – development – maturity), this cultural group also embraced a complex spiritual dimension that was expressed through their material culture by means of lacquered pots, clay tablets with the impression of feet, and the famous goggle-eyed *dogu* figurines, and ritual places such as earthworks and large stone circles reaching diameters of more than 50 metres.	この豊かな環境を利用し始めるのは約15,000年前である。狩猟・漁労・採集民である縄文人は、移動を止めて定住生活を選択した。3つの段階（開始、発展、成熟）で発展した定住に加え、この文化的集団は複雑な精神的側面を包含しており、このことは、漆塗土器、足形付土版、有名な遮光器土偶等の物質文化、周堤墓、直径50mを超える大規模な環状列石等の祭祀場により示されている。
Throughout the more than 10,000 years of development and sedentism, the Jomon people adapted to changing climates without developing an agrarian way of life, an adaptation that became increasingly common in other parts of Northeast Asia and China from around 9,000 BCE.	1万年を超える発展と定住を通じて、縄文人は、紀元前9000年頃から北東アジアの他地域や中国で一般的に行われた農耕生活に移行することなく、気候の変化に適応した。
The 17 archaeological sites included in the nominated property are ordered chronologically and categorized into six stages of sedentism by subdividing each of the three main stages of emergence, development, and maturity into two sub-stages. These sub-stages are categorized as follows: Settlements emerge (one site); Settlement facilities are divided (one site); Settlement facilities diversify (three sites); Hub settlements appear (three sites); Ritual centres and cemeteries appear (four sites); and Ritual centres and cemeteries are separated (five sites). These six developmental sub-stages based on sedentism coincide with the conventional Jomon chronology: incipient, initial, early, middle, late, and final.	推薦資産の17の考古遺跡は時系列順に示されており、また定住の開始、発展、成熟の3つのメインステージをそれぞれ2つのサブステージに分けた、6つのステージに分類されている。それらのサブステージの分類は以下の通りである。居住地の形成（1件）、集落の形成（1件）、集落施設の多様化（3件）、拠点集落の出現（3件）、共同の祭祀場と墓地の出現（4件）、祭祀場と墓地の分離（4件）。定住に基づくこの6つの展開のサブステージは、従来の縄文の時代区分、草創期、早期、前期、中期、後期、晩期と対応している。
Archaeological scholarship has identified Jomon culture as an early example of a sedentary yet non-agricultural society. The recognition of this combination of cultural traits has helped to fracture the binary conception of mobile hunter-gatherers and sedentary agriculturalists as being mutually exclusive lifeways. The archaeological discoveries related to Jomon culture have thus played an important role in challenging the stage theory of human social evolution. Today, the Jomon culture appears to be an important part of Japanese identity.	考古学では、縄文文化は、定住を行っているが農耕を行っていない社会の初期の事例とされている。このような文化的特徴の組合せが認識されたことによって、移動する狩猟採集者と定住する農耕者が相互排他的な生活様式であるとする二元論的概念が打ち破られる一助となった。このように、縄文文化に関わる考古学的発見の数々は、人類の社会的進化の段階的発展論に対して異議を唱える重要な役割を果たした。今日、縄文文化は、日本人のアイデンティティの重要な一部分となっているようである。
Boundaries The area of the nominated serial property's 17	境界線 推薦資産の17の構成資産の総面積は

原文	日本語訳
component parts collectively totals 141.9 hectares, with buffer zones totaling 994.8 hectares. The boundary of each component part is based on the distribution of the site's archaeological deposits, identified mainly through archaeological surface survey, gridded test-pitting, open area excavation, and hand augering, as well as the landform upon which the site is located.	141.9ha、緩衝地帯の総面積は994.8haである。各構成資産の境界線は考古学的な分布調査、グリッド試掘調査、発掘調査、ハンドオーガーボーリング調査等で確認された各遺跡の遺物の分布や、遺跡が位置している土地の形状に基づいている。
The buffer zones are protected by the national Landscape Act, among other legislative mechanisms, whereby local municipal governments prepare a landscape plan that closely controls all development within the setting of a Historic Site, including the integrity of the general views from the property and particularly any visual connections with elements of importance for the Jomon culture, such as mountains, forests or the sea.	緩衝地帯は、特に国の景観法によって保護されている。この法に基づいて、地方自治体が景観計画を策定し、資産範囲内から見える風景の完全性、縄文文化にとって重要な要素（山、森林、海など）との視覚的な繋がりを含めて、史跡のセッティング内の全ての開発をコントールしている。
State of conservation	保全状況
As long as there are no drastic changes to the environment (changes in groundwater levels, for example), or archaeological excavations, archaeological contexts normally remain relatively stable. In general, the excavated features at the 17 components have been recorded and reburied under 30 to 200 centimetres of protective soil, with a root screen to prevent root intrusion. The few original elements left exposed, such as stone circles, are constantly monitored, protected, and/or treated in order to avoid deterioration. Some elements are protected by modern structures or reburied during winter, while others are treated with water-repellent and/or anti-fungal agents.	環境への劇的な変化（地下水位の変化等）や考古学的発掘調査がない限り、通常、考古遺構は比較的安定した状態にある。一般的に、17の構成資産の発掘された遺構・遺物については、記録が作成され、防根シートとともに30cm～200cmの保護盛土の下に埋め戻されている。環状列石のように、一部はオリジナルの要素が露出しているが、定期的なモニタリング、保護及び/若しくは劣化を防ぐための処理が施されている。一部の要素は現代の工作物で保護されたり、冬の間埋め戻されたりしている。また、撥水剤及び/若しくは抗菌剤で処理されている。
Each of the serial property's archaeological features can thus be categorized in one of five basic states of conservation: still unexcavated and covered with a protective layer of soil; unexcavated, but in a part of the site that is in private hands (six of the component parts have privately owned areas) and which cannot be covered by protective soil; excavated and reburied under a protective layer of soil; excavated and protected by a modern structure; and excavated, regularly monitored, and given protective treatments.	本シリアルプロパティを構成する個々の考古遺構・遺物は、基本的に、以下示す5つの保全状況に分類できる。未発掘のまま保護土層に覆われているもの、未発掘だが個人所有地（構成資産のうち6件に個人所有地がある）にあって保護土で覆うことが出来ないもの、発掘後埋め戻しが行われ保護土層で覆われているもの、発掘され現代の工作物で保護されているもの、発掘され定期的にモニタリングを行い保存処理を施しているもの。
The active conservation methods have been developed by specialists in conservation, and are implemented by on-site archaeological teams,	保全分野の専門家によって開発された積極的な保全方法が、現場において、考古学者らのチームにより（保存修復技術者が含まれる

原文	日本語訳
some of which include conservators. Only the privately owned parts of the sites seem to be at more risk of direct damage. However, the State Party is advancing a plan to acquire all elements of the sites and is working together with the private owners in order to find the best solutions. In the second submission of additional information, following ICOMOS' Interim Report, the State Party describes the landowners as being cooperative.	場合もある）実施されている。個人所有部分に限って、直接的被害をうけるリスクが他の場所よりも高いと思われる。しかしながら、締約国は、構成資産の全範囲を取得する計画を進めており、個人所有者らと協力しつつ最適な解決策を探っている。イコモスの中間報告後に提出された2回目の追加情報には、これらの土地所有者は協力的であると締約国は述べている。
Conservation of the archaeological sites is also connected to the visual aspects of the natural setting that are sometimes disturbed by “non-compliant” modern constructions such as roads, buildings, power transmission towers, radio towers, and wind turbines located on the property or in the buffer zones. The State Party is in the process of removing such infrastructural elements or mitigating their impact by planting vegetation screens, for example, or painting the elements. The trees that are planted aim to allude to the Jomon-period vegetation and resource base.	これら考古遺跡の保全は、時に資産範囲若しくは緩衝地帯内にある「不適格」な現代の工作物（道路、建造物、送電塔、電波塔、風力タービン等）で阻害されている自然のセッティングの視覚的側面ともかかわる。締約国は、これらインフラ関連要素を撤去したり、遮蔽植栽や塗装等によって影響を緩和したりする手続きを進めている。植栽樹木は縄文時代の植性や資源基盤を示すことをめざしている。
Based on the information provided by the State Party and the observations of the ICOMOS technical evaluation mission, ICOMOS considers that the state of conservation is adequate, and in some cases is in the process of being improved through the acquisition of the areas not yet owned by the State Party, the removal of non-compliant elements, and the mitigation of the impact of others.	締約国から提供された情報及びイコモス評価ミッションでの観察に基づき、イコモスは保全状況が適切であると考える。また、締約国がまだ保有していない土地の取得、不適格な要素の撤去、その他の影響に対する影響緩和を通じて、いくつかの事例ではさらなる改善が図られている。
Factors affecting the property Based on the information provided by the State Party and the observations of the ICOMOS technical evaluation mission, ICOMOS considers that the main factors affecting the property are related to development pressures. Major pressures that might take place in the future include roads, wind power and photo-voltaic generation facilities, mobile telephone antennae, and electricity transmission lines. Nevertheless, the current legislation seems to protect the nominated property and its buffer zones adequately, as has been shown in the past by the suspension of construction work that would have damaged archaeological contexts.	資産に影響を与える要因 締約国から提供された情報とイコモス評価ミッションの観察に基づき、イコモスは資産に影響を与える主な要因は開発圧力に関係すると考える。将来起こり得る主な圧力には、道路、風力・太陽光発電装置、携帯電話のアンテナ、送電線等がある。しかしながら、過去には考古遺跡に被害を与えかねない工事が停止されていることから、現行の法令は、推薦資産及び緩衝地帯を適切に保護していると考えられる。
Natural factors that could conceivably affect the nominated serial property in the future include earthquakes, storms, floods, sediment-	将来、推薦されたシリアルプロパティに影響を与える可能性が考えられる自然の要因と

原文	日本語訳
related disasters, volcanic eruptions, snow and freezing damage, as well as fire. However, Regional Disaster Prevention Plans as well as the Conservation and Interpretation Plan developed for each component part appear to prepare the nominated property in an adequate manner. The monitoring of environmental pressures and the preparation and planning for natural disasters both indicate a reasonably high degree of control over these factors that could potentially affect the property.	しては、地震、台風、洪水、土砂災害、火山の噴火、雪及び凍結による被害、火災等がある。しかしながら、各構成資産で策定された地域防災計画、保全インタープリテーション計画によって、推薦資産の備えは適切と思われる。環境圧のモニタリング及び自然災害に対する準備及び計画を見ても、資産に影響を与える可能性があるこれらの要素に対して、適切な高度のコントロールが担保されていることが示唆される。
3. Proposed justification for inscription **Proposed justification** The nominated property is considered by the State Party to be of Outstanding Universal Value as a cultural property for the following reasons: • The 17 component parts of the nominated serial property include settlements, burial areas, and ritual and ceremonial sites that include stone circles and earthworks. • The Jomon culture started using ceramics at a very early date, which together with the subsequent development of more permanent dwellings, ritual sites, and year-round use of resources is taken to mark the start of a globally rare pre-agricultural sedentary society. • The diverse locations and geographical settings of the settlements, ranging from mountains and hills to plains and lowlands, and including inland bays, lakes, and rivers, show constant adaptation to the changing environment during the period from about 13,000 BCE to 400 BCE. • This hunter-fisher-gatherer society developed a complex spiritual culture expressed through lacquered pots, clay tablets with the impression of feet, the famous goggle eyed *dogu* figurines, and other material culture, and ritual places including earthworks and large stone circles reaching diameters of more than 50 metres.	３．記載のための価値証明 提案されている価値証明 締約国は、以下の理由から、推薦資産は、文化的資産として顕著な普遍的価値を持つと考えている。 ・推薦されたシリアルプロパティの17の構成資産には、集落、墓地、環状列石及び盛土などの祭祀儀礼の場が含まれる。 ・縄文文化は、非常に早い時期に土器の使用を始めた。その後のより恒久的な居住地、祭祀の場の登場、１年を通した資源利用と合わせて、世界的にも稀な農耕以前の定住社会の始まりを示している。 ・山地、丘陵、平地、低地、内湾、湖沼、河川に及ぶ多様な立地及び地理的環境は、紀元前13,000年頃～紀元前400年頃までの環境の変化に対する不断の適応を示している。 ・この狩猟・漁労・採集社会は、漆塗土器、足形付土版、有名な遮光器土偶等の物質文化及び、周堤墓や直径50mを超える環状列石等の祭祀場にみられるように、複雑な精神文化を発展させた。
Comparative analysis The comparative analysis is presented in three parts: comparison of sites located in southern Hokkaido and northern Tohoku (41); comparison with sites located in Northeast Asia (14); and comparison with sites located elsewhere in the	**比較分析** 比較研究は、推薦資産の顕著な普遍的価値及び属性と概ね比較可能な世界遺産及び暫定リスト掲載資産を含む比較対象と、北海道・北東北に所在する遺跡との比較（41件）、北東アジアに所在する遺跡との比較（14件）、

原文	日本語訳
world (19), including World Heritage properties and Tentative List sites broadly comparable to the nominated property's proposed Outstanding Universal Value and attributes.	その他地域の遺跡（19件）の3部に分けて行われている。
The sites are compared on the basis of "perspectives" that are linked to the attributes identified for the nominated property: lifestyle, characterized by the managed use of natural resources; complex spirituality, as evident in rituals and ceremonies; diverse relations between the settlement locations and livelihood; and transition of the form of settlements.	これらの遺跡との比較は、推薦資産について特定された属性と結びつけられた「観点」（自然資源を巧く利用した生活の在り方、祭祀・儀礼を通じた精緻で複雑な精神文化、集落の立地と生業との多様な関係性、集落形態の変遷）に基づいて行われている。
The State Party also mentions having taken into account the ICOMOS report *The World Heritage List: Filling the Gaps – an Action Plan for the Future* (2004), as well as discussions at international conferences convened on Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan.	また、締約国は、イコモス報告書「世界遺産一覧表：ギャップを超えて－将来に向けての行動計画（2004年）」や、北海道・北東北の縄文遺跡群に関する国際会議の議論を考慮したことに言及している。
The State Party compares 41 legally protected archaeological sites in Hokkaido and northern Tohoku drawn from Stages I to III of the Jomon chronology. From these, the 17 archaeological sites that most directly contribute to the proposed Outstanding Universal Value have been selected as component parts of the nominated serial property. Consideration of the diverse relations between the settlement locations and livelihood has been excluded from this comparison, since it represents the characteristics of the distribution of settlements in Hokkaido and northern Tohoku and therefore does not work for the purpose of selecting individual component parts.	締約国は、北海道・北東北で法的に保護された縄文時代のステージI～IIIに該当する考古遺跡41件を比較し、提案された顕著な普遍的価値に最も直接的に貢献する考古遺跡17件が、推薦されたシリアルプロパティの構成資産として選択された。集落の立地と生業との間の多様な関係性の考察については、北海道・北東北の集落分布の特徴を示すものであって個々の構成資産を選択する目的にはそぐわないとして、この比較からは除外されている。
A slightly different approach was chosen for the comparisons of other sites located within Northeast Asia. The nominated serial property was compared to 14 areas (instead of specific properties) in terms of the duration and content of sedentary hunter-gatherer cultures, using four "perspectives" related to the proposed attributes, formulated as questions. Most areas were screened out because the duration of life based on hunting, fishing, and gathering was shorter than that of the nominated property. Furthermore, sufficient knowledge about that period does not yet exist for most of these areas, which makes a detailed comparative analysis difficult. The State Party indicates that among the nine areas where a hunter-gatherer lifestyle continued, only the eastern and northern parts of Hokkaido in Japan had ritual places that were separated from settlements, and only southern Tohoku and	北東アジアに所在する他の遺跡との比較は少し異なった方法で行われている。定住型の狩猟採集文化の存続期間及び内容に関して、提案された属性に関連した4つの「観点」（疑問文の形で示されている）に基づいて、推薦されたシリアルプロパティと14の地域（特定の資産ではなく）との比較を行っている。殆どの地域が、推薦資産の地域に比べ狩猟・漁労・採集を基盤とした生活の期間が短いことを理由に、その後の比較対象から外れる。さらに、ほとんどの地域でその期間の十分な知見が存在せず、詳細な比較研究を困難にしている。締約国は、狩猟・採取の生活様式が継続していた9つの地域のなかで、集落から分離した祭祀場がみられるのは日本の「北海道東部・北部」のみで、また比較的重要な集落構造の変遷若しくは、立地及び環境の多様性がみられるのは日本の「東北南

原文	日本語訳
northern Kanto regions and the southern Kanto, Koshin-etsu, and Tokai regions, all in Japan, show a transition of settlement structure or a diversity in location and environment of any comparative significance.	部」、「関東北部」、「関東南部」、「甲信越」、「東海」地域のみであるとしている。
At the global level, the nominated property is compared with 19 other properties selected from the World Heritage List and the Tentative Lists, based on the mention of sedentism. These properties, located across the five UNESCO regional groups, are associated with a wide range of World Heritage criteria; only four are serial properties. In general, the properties are considered not comparable due to the lack of one or more of the "perspectives." Especially in the single-site category, it is not surprising to find that the compared properties do not show diverse relationships between settlement locations and livelihood, nor a transition of the form of settlements. Serial properties and cultural landscapes are more diverse and have more potential to offer comparable parameters, but often lack either the settlement or the spiritual aspect.	世界レベルでは、世界遺産一覧表及び暫定一覧表に掲載された資産の中から、定住に言及している19資産を選定し、推薦資産との比較を行っている。ユネスコの5つの地域グループに所在するこれらの資産は、幅広い世界遺産の登録基準に関わっており、その内4つのみがシリアルプロパティである。一般的に、これらの資産は1つ以上の「観点」が欠けているため、類似しているとは考えられない。比較対象の資産、特に構成資産が１つの資産が、集落の位置や生活、集落構造の変遷の多様な関係性を示していないことは驚くに値しない。シリアルプロパティや文化的景観はより多様であり比較可能なパラメーターを示す可能性がより高いが、しばしば集落や精神の側面のいずれかが欠けている。
The State Party concludes that, with the 17 component parts selected for nomination, it is possible to understand a sedentary hunter-fisher-gatherer lifeway that continued for a period exceeding 10,000 years, and to see thoroughly how sedentary settlements emerged, developed, and matured over time. It is also possible to know how people at that time created a distinctive spiritual culture.	締約国は、推薦資産に選定されたこの17の構成資産により、1万年以上にわたり継続した狩猟・漁労・採集による定住の生活と、定住の集落が長期間どのように開始、発展、成熟したかを理解することが可能と結論付けている。また、当時の人々がどのように他に類を見ない精神文化を育んだかを知ることが可能である。
While the comparative analysis is detailed and far ranging, it can be argued that some of the properties used for comparison are irrelevant since they are not focused on pre-agricultural sedentism and spirituality. However, it can also be concluded that the paucity of properties with a comparable set of characteristics highlights the nominated property's exceptionality, with its long, uninterrupted chronology, environmental settings, and cultural traits.	比較研究は詳細かつ広範囲に渡っているが、比較に使われたいくつかの資産は、農耕以前の定住と精神性に焦点が当たっておらず無関係であるとも言える。しかしながら、比較可能な一連の特徴を持つ資産の少なさは、その長期的な途切れのない時間軸（chronology）、環境のセッティング、文化的特徴という推薦資産の特異性を強調していると結論付けることも可能である。
ICOMOS notes that there is inadequate analysis of certain distinctive areas in other regions of the world that are comparable to the Jomon culture's sedentary, pre-agricultural, spiritual, sustainable-resource settlements, such as Archaeological Sites of the Chinchorro Culture (Chile, Tentative list) and the Pacific Northwest Coast cultural area exemplified in SGang Gwaay	イコモスは、縄文文化の定住、農耕以前、精神性、持続可能な資源の集落と、チンチョーロ文化遺跡群（チリ、暫定一覧表）や、スカン・グアイ（1981年に世界遺産一覧表に記載、評価基準(iii)）に代表される太平洋北西部沿岸の文化圏等、比較可能な世界の他地域の特定の著名な地域との分析は不適切であると考える。比較研究の中でこれらの地域は示

原文	日本語訳
(Canada, inscribed on the World Heritage List in 1981, criterion (iii)). These areas are briefly mentioned in the comparative analysis, but are too quickly dismissed for their differences in environment, chronology or cultural traits.	されているが、環境、時間軸、若しくは文化的特徴の違いによりあまりに早い段階で落とされている。
ICOMOS notes that the State Party in its additional information highlighted that the nominated serial property aims to represent only the specific development of the Jomon culture in northern Japan, even though Jomon culture sites can be found throughout most of the country. The nominated property components represent a recognizable, congruous cultural area, based, for example, on pottery style, ritual and ceremonial facilities, locations and structural developments of settlements, and especially the particular environmental setting.	締約国は、追加情報において、縄文文化の遺跡は国内の多くの場所にみられるが、今回推薦されているシリアルプロパティは、北部日本（訳注：北海道・北東北）における縄文文化の発展についてのみ代表するよう意図したことを強調している。推薦資産の構成資産は、土器様式や祭祀・儀礼施設、集落の立地と構造の変遷、そして特に特定の周辺環境などに基づいてまとまりを認識することができるひとつの文化圏を表している（代表している）。
For serial properties, the *Operational Guidelines* require that the nomination set out the rationale for choosing the component parts, in terms of comparing them with other similar components and justifying the choices made. The 17 component parts that make up the nominated serial property were selected from amongst more than 20,000 Jomon-period sites located in Hokkaido and northern Tohoku. Choosing the component parts was based on: (a) the possibility of verifying the representativeness of the site based on the results of archaeological excavations; (b) the site's state of conservation and its designation by the national government as a Historic Site or Special Historic Site; and (c) the existence of thorough protective measures put in place by responsible local governments with instruction and advice from the national government. ICOMOS considers that the rationale for and justification of the choices made is adequate.	シリアルプロパティの場合、構成資産を選定した考え方について、他の類似資産との比較や、選択の妥当性の説明によって推薦書に示すように作業指針は求めている。推薦されたシリアルプロパティを構成する17の構成資産は、北海道・北東北に2万件以上が存在する縄文時代の遺跡の中から選ばれた。構成資産の選定は、 (a)考古学的発掘調査の成果に基づいて、当該遺跡の代表性を証明することができるか (b)当該遺跡の保全状況及び国により史跡若しくは特別史跡に指定されているか (c)関係地方自治体によって、国の指導、助言のもと、徹底した保護措置が担保されているか に基づいて行われた。 イコモスは、選定の考え方、妥当性の説明は適切であると考える。
----------	----------
ICOMOS considers that the comparative analysis justifies consideration of this property for the World Heritage List.	イコモスは、比較研究は、本資産を世界遺産一覧表に加えることの妥当性を示していると考える。
----------	----------
Criteria under which inscription is proposed The property is nominated on the basis of cultural criteria (iii) and (v).	評価基準 本資産は評価基準(iii)、(v)に基づいて推薦されている。

原文	日本語訳
Criterion (iii): *bear a unique or at least exceptional testimony to a cultural tradition or to a civilization which is living or which has disappeared;*	評価基準(iii) *現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。*
This criterion is justified by the State Party on the grounds that the property bears exceptional testimony to a globally rare prehistoric sedentary hunter-fisher-gatherer society which continued over more than 10,000 years, and which nurtured a complex spiritual culture.	締約国は、本資産が1万年以上にもわたって継続し、複雑な精神文化を育んだ、世界的にも稀な定住型の狩猟・漁労・採集社会を伝える物証として稀有な存在であるとの理由で、この基準を適用できると主張している。
ICOMOS considers that the property bears a unique testimony to the Jomon culture in northern Japan. The culture, with its early development of a non-agricultural sedentary way of life, expressed its complex spirituality through ritual constructions and impressive material culture.	イコモスは、本資産は日本北部の縄文文化を伝える物証として無二の存在であると考える。この文化は、農耕によらない定住生活を早くに発展させ、祭祀のための構造物や印象的な物質文化にみられる、複雑な精神性を示した。
Criterion (v): *be an outstanding example of a traditional human settlement, land-use, or sea-use which is representative of a culture (or cultures) or human interaction with the environment, especially when it has become vulnerable under the impact of irreversible change;*	評価基準(v) *あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である。（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）*
This criterion is justified by the State Party on the grounds that the property is an outstanding example of the development of sedentism from emergence to its subsequent development and maturity. People in this region maintained a hunter-fisher-gatherer way of life for a very long period of time by developing diverse modes of livelihood, adapting to various locations without altering the land significantly, as was the case with agrarian societies.	締約国は、本資産は、定住の開始、それに続く発展、成熟に至る過程を示す顕著な見本であるとの理由で、この基準を適用できると主張している。この地域の人々は、農耕社会に見られるように土地を大きく改変することなく、様々な立地に適応しつつ、多様な生業を発達させることによって、非常に長い期間にわたって、狩猟・漁労・採集生活を維持した。
ICOMOS considers that the rare and very early development of pre-agricultural sedentism from emergence to maturity is well exemplified by the nominated serial property's component parts. Through the careful selection of the components, the State Party has managed to show the different adaptations of the culture to its ever-changing environment.	イコモスは、推薦されているシリアルプロパティの構成資産は、珍しい農耕以前の定住について、極めて早い時期における開始から成熟までの過程を良く示していると考える。注意深く構成資産を選択することによって、変化する環境に対して縄文文化が行ってきた様々な適応を示すことに締約国は成功している。
----------	----------
ICOMOS considers that the nominated property meets criteria (iii) and (v).	イコモスは、推薦資産は評価基準(iii)および(v)を満たしていると考える。

原文	日本語訳
----------	----------
Integrity and authenticity **Integrity** The integrity of the nominated property is based on archaeological remains that exemplify the cultural traits and site types of the ancient Jomon culture in northern Japan. It is comprised of sites that show the initiation of sedentism and the separation between the residential area and burial areas; sites that show the diversity of settlement facilities during the warm, marine transgression period and hub settlements that have ritual places; and sites that demonstrate the maturity of sedentism through stone circles, cemeteries, and settlements. The component parts of the nominated serial property are of adequate size individually, and as a group they include all important archaeological remains.	完全性及び真実性 完全性 推薦資産の完全性は、日本北部の古代縄文文化の文化的特徴と遺跡の種類を示す考古遺構に基づいている。それらは定住の開始、住居と墓地の分離を示す遺跡、温暖な海進期の集落施設の多様性を示す遺跡、祭祀場を持つ拠点集落、環状列石、墓地、集落により定住の成熟を示す遺跡などから構成されている。推薦されたシリアルプロパティの構成資産は個々に適切な範囲であり、全体では全ての重要な考古遺構を含んでいる。
The sites also include, to a degree, their interaction with the environment. The decision to exclude present-day rivers or seashore from some of the selected component parts is motivated by the fact that important changes to the paths of the watercourses and to the sea level have occurred over thousands of years. That is, their present positions are not necessarily representative of possible Jomon-era associations.	これらの構成資産は、環境との相互作用をある程度含んでいる。一部の構成資産について、現在の河川や海岸を範囲に含めない判断がなされているが、それは、数千年の間に川の流れるコースや海水位が大きく変化したことを考慮したものである。つまり、それらの現在の位置は、必ずしも縄文時代の関係性を示すものではない。
The nominated serial property is protected by law and does not suffer from the negative impacts of natural disasters or large-scale developments. Only a few archaeological features were damaged by past construction works. There are, however, several modern constructions such as buildings, wind turbines, high-voltage cables, municipal roads, and a municipal cemetery, referred to as “non-compliant elements,” that have impacts on the views to and/or from the component parts. The State Party presents plans to mitigate such impacts by planting tree covers, for example, or by removing the non-compliant elements in the future.	推薦されたシリアルプロパティは法によって保護されており、自然災害若しくは大規模開発による負の影響を受けていない。過去の工事により損なわれている考古遺構・遺物が僅かにある。しかしながら、建造物、風力発電、高圧線、県道、墓地等の「不適格」要素として示されている現在の構造物が、構成資産への眺望、または構成資産からの眺望、若しくはその両方に影響を与えている。締約国は、遮蔽植栽若しくは将来的にこれら不適格要素を撤去する等の影響緩和措置を計画している。
The State Party indicates that while further excavations are possible, they are not considered urgent at this time. Nevertheless, in response to a question by ICOMOS, the State Party indicated in its additional information that (test) excavations are planned/ongoing at four sites in order to confirm the presence of archaeological remains. Some sites have areas set aside for future	締約国は、追加の発掘調査は可能であるが、現時点では急いで実施する必要はないとしている。しかしながら、イコモスの質問に対する回答として出された追加情報で、締約国は、4か所で考古遺構の存在を確認するための発掘（試掘）が計画されているか現在実施されているとしている。一部の遺跡には将

原文	日本語訳
excavations, while others have committed to excavations following the removal of on-site modern features. Any future excavations must be approved by the national government, and cannot have an impact on the proposed Outstanding Universal Value, authenticity or integrity of the nominated serial property. ICOMOS considers that the integrity of the whole series as well as the integrity of the component parts is satisfactory, but that the work already started by the State Party to mitigate or remove non-compliant elements must be continued.	来の発掘のために確保された地区があり、他の遺跡では遺跡の現代的要素を撤去した後に発掘が行われている。全ての将来的な発掘は、日本国政府による承認が必要であり、推薦されたシリアルプロパティの顕著な普遍的価値、真実性、完全性に影響を与えることはない。 イコモスは、資産全体の完全性は各構成資産の完全性と共に十分と考える。締約国が既に開始している不適格な要素の影響緩和若しくは撤去に関わる事業を継続する必要がある。
Authenticity The nominated serial property retains a high degree of authenticity in terms of locations, forms and designs, materials and substances, uses and functions, traditions and techniques, and spirit and feeling, most of the archaeological remains having been buried untouched for thousands of years. Only very few archaeological features were damaged by construction works in the past. More recent construction projects in some cases helped identify the sites and were suspended and changed once the importance of the finds was established. The State Party acknowledges that the changing climate has brought about environmental changes affecting, for example, the cool-temperate deciduous broad-leaved forests (Boreal Beech Forest) that were important during the Jomon period due to the abundant forest resources such as chestnuts and walnuts, among others. However, attempts have been made to reconstitute elements of the paleoenvironment by planting similar species of trees, and by protecting the visual connection of the sites with, for example, the forest, the sea or the mountains. ICOMOS considers that the authenticity of the whole series as well as the authenticity of the component parts is satisfactory. --- In conclusion, ICOMOS considers that the conditions of integrity and authenticity of the whole series have been met, and the integrity and authenticity of the individual component parts that comprise the series have been met, although	真実性 推薦されたシリアルプロパティは、その位置、形状・意匠、材料・材質、用途・機能、伝統・技能、精神性・感性に関して高い真実性を保持しており、考古遺構の殆どは数千年間にわたり手付かずのまま地下に埋蔵されていた。 過去に建設工事により損なわれた考古遺構・遺物はごくわずかである。近年の建設事業は、いくつかの例で遺跡を発見するきっかけとなっている。また、その発見の重要性が確定した場合は、事業の停止若しくは変更が行われている。 締約国は、気候変動が、例えばクリやクルミ等の豊富な森林資源として縄文時代に重要であった冷温帯落葉広葉樹（北方ブナ帯）等に対する環境変化をもたらしたことを認識している。しかしながら、同じ種類の樹木を植樹したり、遺跡と森林、海、山との視覚的なつながりを保護したりすることで、古環境の要素を再構成する試みが行われてきた。 イコモスは、資産全体の真実性及び各構成資産の真実性はともに十分であると考える。 --- 結論として、イコモスは、不適格な要素の撤去、若しくは影響緩和を継続する必要はあるが、資産全体の完全性と真実性の要件は満たされており、また各構成資産の完全性及び真実性も同様に満たされていると考える。

原文	日本語訳
work on removing or mitigating the impact of non-compliant elements needs to be continued. ----------	----------
Evaluation of the proposed justification for inscription The justification of this nomination is based on the very early and long period of pre-agricultural sedentism of this hunter-fisher-gatherer society, and the development of a complex spiritual culture. The comparative study shows that the property is exceptional in that it exemplifies a very early and long-lasting development in an ever-changing environment, and justifies consideration of this serial property for the World Heritage List. Furthermore, the nominated serial property includes a wide range of different types of sites, which evolved and diversified over time in response to the society's needs. The very complete collection of traits assembled in this property allows the story of this sedentary pre-agricultural culture to be told in a very clear way. The proposed selection of component parts has been justified. ICOMOS considers that the nominated property meets criterion (iii) and criterion (v). ICOMOS considers that the conditions of integrity and authenticity of the whole series have been met, and that the integrity and authenticity of the individual component parts that comprise the series have been met, although work on removing or mitigating the impact of non-compliant elements needs to be continued.	提案されている記載のための価値証明の評価 本推薦の価値証明は、狩猟・漁労・採集社会によって非常に早い時期に開始され、長期間にわたって継続した農耕以前の定住と、複雑な精神文化の発展に基づいている。比較研究は、本資産が、変化する環境のなかで非常に早い段階から長期にわたって発展してきた点において類まれであることを示しており、このシリアルプロパティを世界遺産一覧表に記載することの正当性を示している。 加えて、推薦されたシリアルプロパティには、社会の要求に対応しつつ長期に渡って進化、多様化した様々な種類の遺跡を幅広く含まれている。本資産に集められた様々な特質を使って、全体として、この農耕以前の定住文化の物語を非常に明快に説明することが可能である。構成資産の選択は妥当である。 イコモスは、推薦資産が評価基準(iii)及び(v)を満たすと考える。 イコモスは、不適格な要素の撤去、若しくは影響緩和を継続する必要はあるが、資産全体の完全性と真実性の要件は満たされており、また各構成資産の完全性と真実性も同様に満たされていると考える。
Attributes The attributes that contribute to the proposed Outstanding Universal Value of the nominated serial property relate to the pre-agricultural lifeways, complex spiritual culture, diverse relations between settlement locations and livelihoods, and transition of the form of settlements over time of the ancient Jomon culture in northern Japan. These aspects are expressed physically through the landscapes that contained the Jomon culture’s resource bases (forests, rivers, sea); the material culture (stone arrowheads and other hunting tools, pottery, lacquered ceramics, *dogu*	属性 推薦されたシリアルプロパティの顕著な普遍的価値案に貢献する属性は、日本北部における古代縄文文化の、農耕以前の生活の在り方、複雑な精神文化、集落の立地と生業の多様な関係、集落形態の時代変遷に関わっている。 これらの側面が、縄文文化の資源基盤となった景観（森林、河川、海）、物質文化（石鏃その他の狩猟道具、土器、漆塗土器、土偶、土版）、環状列石、墓、盛土など祭祀に

原文	日本語訳
figurines, clay tablets); the archaeological features and constructions with probable ritual use, including stone circles, graves, and artificial earthen mounds; the locations of the settlements in different geographical settings such as mountains, hills or plains, and next to rivers, forests or the sea; remains of pit dwellings and other structures, shell middens, dumping grounds, storage pits; and the evolution and diversification over time of the settlement pattern and the site types.	利用された可能性がある考古遺構及び工作物、山地、丘陵、平地、河川や森林、海の近くといった様々な地理的環境における集落の立地、竪穴建物その他の工作物の遺構、貝塚、捨て場、貯蔵穴、集落の形態と遺跡の種類の経時的進化及び多様化として、物理的に表れている。
----------	----------
ICOMOS considers that the identified attributes contribute to the justification for inscription.	イコモスは、特定された属性は記載の価値証明に貢献していると考える。
----------	----------
4. Conservation measures and monitoring	４．保全措置及びモニタリング保全措置
Conservation measures	
Most of the archaeological features have been reburied under a layer of soil to protect them from modern activities. The elements that have been left uncovered for the visiting public to see receive active consolidation and conservation treatments. For example, at the Kitakogane settlement site (component 003), the archaeological remains of a watering place are covered with sandbags and protective sheets during the winter to prevent the stones from being frozen or moved from their original positions. Stone tools have been treated for conservation. Other interventions include the in situ sterilization of surfaces of archaeological remains, the application of fungicides and water repellent, and the removal of precipitated salts. When the State Party considers exposing original archaeological features, the materials and structure of the archaeological remains must first be determined to be strong, as is the case with stone circles; scientific preservation treatment must be applied to prevent deterioration from rain, snow, mould, and lichens; and fences must be installed to restrict visitor entry.	考古遺構の大部分は、現代の活動から保護するために保護土層の下に埋め戻されている。一般の来訪者が見学できるように露出されている要素については、積極的な補強処理、保護処理が施されている。例えば、北黄金貝塚（構成資産003）の水場遺構は、冬の間、石の凍結や移動を防止するために、土嚢及び保護シートによって被覆される。石器には保存処理が施されている。その他、遺構表面の防カビ処理、防カビ剤散布、防水処理、析出塩の除去等が行われている。遺構自体の公開を検討する際には、環状列石の場合のように、当該遺構の材質及び構造の強度が十分であることをまず確認しなければならない。雨、雪、カビ、コケによる劣化を防止するために科学的保存処理を施さなければならない。また、来訪者の進入を制限するために柵を設置しなければならない。
The active conservation measures have been developed by specialists in conservation and are implemented by on-site archaeological teams, some of which include conservation specialists. The conservation and maintenance activities are implemented following the conservation and interpretation plans developed (or in development) for each archaeological site. These plans are generally updated every 10 to 15 years,	保全分野の専門家によって効力的な保全手法が開発され、現地の考古学チーム（一部は保全分野専門家も含まれる）によって実施されている。保全整備活動は各考古遺跡で策定された（もしくは策定中）保存活用計画に則って実施されている。これらの計画は通常10年～15年ごとに更新されるか、遺跡での変化（インフラ施設の拡張や追加等）に対応する必要がある時に更新される。

原文	日本語訳
or in response to changes at the site (for example, expansion or the addition of infrastructure). ICOMOS observes that portions ranging up to 57 % of six of the component parts are not yet owned by the Local Government Authority. This situation could conceivably hamper timely conservation efforts. ICOMOS notes that the State Party says that the privately owned parts of the sites are equally protected by law, and that the owners are cooperative. Nevertheless, it is important that the State Party continues its ongoing efforts to transfer the privately owned parts of the sites into government hands.	イコモスは、6件の構成資産においては、最大57%の範囲がまだ地方自治体所有となっていないことを確認している。この状況は時期を得た保全の取組を阻害する可能性がある。個人所有の範囲についても、他の範囲と同様に法的に保護されており、所有者も協力的であると締約国は説明している。しかしながら、一部残っている個人所有の範囲について、地方自治体での買い上げを進める現在の取組を、継続することが重要である。
Monitoring A monitoring record is kept by the local prefectures and municipalities in charge of the individual component parts, under the guidance of the national Agency for Cultural Affairs. Issues that need to be discussed at a higher level are forwarded to the Council for Preservation and Utilization of Jomon Prehistoric Sites, which consists of the governors, mayors, and other representatives of the relevant local governments. The Council collects information and keeps an annual record.	モニタリング モニタリングの記録は、文化庁の指導の下で各構成資産を所管する道、県、市町村によって保管されている。ハイレベルで議論する必要がある課題については、道県知事、市町村長、関係地方公共団体の長で構成される縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会で議論が行われる。協議会は情報を収集し、毎年記録を保管する。
All the archaeological sites have at least one dedicated archaeologist who is present on site and responsible for monitoring. These members of the technical staff make regular visual inspections in order to monitor impacts due to a number of different factors. The monitoring is focused particularly on the state of conservation of the exposed archaeological features such as stone circles.	全ての考古遺跡には、専任の考古学者が最低でも1名おり、モニタリングを担当している。これらの専門職員によって、様々な要因による影響をモニタリングするために、定期的な目視点検が実施されている。モニタリングは、特に環状列石等の露出している考古遺構・遺物の保全状況に焦点が置かれている。
The monitoring indicators described by the State Party deal with the state of conservation of the nominated property’s components, and also include indicators for the effectiveness of management, issues such as development pressure, and the number of visitors. The indicators appear to be adequately linked to the attributes of the proposed Outstanding Universal Value and to the identified threats.	モニタリング指標は、推薦資産の構成資産の保全状況に対応しており、また管理の有効性、開発圧力等の課題、来訪者数等の指標も含まれている。これらの指標は、提案された顕著な普遍的価値の属性及び特定された脅威に適切に関係している。
The nomination dossier includes a list of more than 200 very brief summaries of existing reports and results of previous reporting exercises.	推薦書には、200件を超える報告書の概要と、過去の活動報告の一覧が掲載されている。
--- ICOMOS considers that the conservation measures and monitoring processes for the	--- イコモスは、構成資産の保全措置及びモニタリングの手続きは適切で、良く計画されてい

原文	日本語訳
component parts are adequate and well planned, as attested by the state of conservation maintained for the nominated property as a whole over a period of many years. ----------	ると考える。これは、推薦資産全体の保全状況が実際に長年維持されてきたことで証明されている。 ----------
5. Protection and management **Documentation** The component parts and their contribution to the proposed Outstanding Universal Value of the nominated serial property are well described. There is also a list of the latest inventories that makes reference to reports on archaeological surveys and excavation. The site descriptions and Annex 4 with supplementary information contain excavation plans indicating the locations of the excavated areas, some excavation drawings (plans and profiles), as well as a number of illustrative photos from excavations. While there are some photographs and repeated references to the unearthed artefacts, some of which are being exposed in the on-site or municipal museums, no detailed information on the inventories is given. The response presented by the State Party to a question on this subject by ICOMOS does not add substantial information. The investigation histories of the component parts point towards a large volume of documentation and publications. Some of the latter are mentioned in a bibliography, which is nearly entirely in Japanese. While the large volume of information available on these 17 component parts, and on Jomon culture in general, makes it impossible to be itemized in total, it would be advantageous to present a clearer picture of what information is available regarding the processes of excavation, documentation, and object inventory. Furthermore, it would be useful to include in the bibliography more international publications on Jomon culture and the nominated component parts.	**５．保護と管理** **記録** 構成資産及びそれらが推薦されているシリアルプロパティの顕著な普遍的価値案にどのように貢献しているかについて良く記述されている。また、考古学的調査・発掘報告書の参照先を示した最新のインベントリーの一覧が掲載されている。資産の説明及び補足情報を示した付属資料4には、発掘範囲の場所を示した地図のほか、発掘図（平面図及び断面図）、発掘の様子を伝える数枚の写真が掲載されている。出土遺物（その一部が現地や公立博物館で公開されている）については、数枚の写真が掲載され、繰り返し参照されているが、出土遺物のインベントリーについての詳細情報はない。この件に関するイコモスの質問に対して、締約国から回答があったものの実質的な情報の追加はなかった。 構成資産における調査の履歴は大量の記録と出版物に示されており、後者の一部については参考文献の中で言及されているが、大半が日本語である。 これらの17の構成資産について、また縄文文化一般については、大量の情報が存在するため、全体を項目別に整理することは不可能だが、発掘、記録、インベントリー作成のプロセスに関して、どのような情報があるのかについて明示することは有益である。更に、縄文文化及び構成資産についての国際的な出版物をより多く参考文献に含めることができれば有用である。
Legal protection The existence of robust legal protection was one of the selection conditions used to identify the 17 component parts from amongst the many existing Jomon archaeological sites in northern Japan. Thus, all the nominated component parts	**法的保護** 強固な法的保護の有無は、日本北部の多くの縄文遺跡から17の構成資産を特定するために使われた抽出条件の1つであった。推薦された構成資産の全てが文化財保護法の下で、国により史跡若しくは特別史跡に指定されて

原文	日本語訳
have been designated by the national government as Historic Sites or Special Historic Sites under the Law for the Protection of Cultural Properties, and are therefore strictly protected. Any alterations proposed at these sites need prior permission from the Commissioner of the national Agency for Cultural Affairs. In response to a question by ICOMOS, the State Party clarified in its first submission of additional information that there is no difference in legal protection or management between Historic Sites and Special Historic Sites.	おり、厳重に保護されている。これらの遺跡における全ての変更については、事前に文化庁長官の許可が必要である。イコモスの質問に対する回答として最初に提出された追加情報で、締約国は史跡と特別史跡の間で法的保護若しくは管理に違いはないことを明確にしている。
In the buffer zones a number of laws and regulations are applied, among them the Law for the Protection of Cultural Properties, the Landscape Act, the City Planning Act, the Forest Act, the River Act, and the Act Concerning the Establishment of Agriculture Promotion Areas, as well as the related ordinances based on these laws. Any type of alteration proposed in a buffer zone requires prior permission, and must comply with regulations on scale, height, shape, colour, structure, etc. In addition, the relevant administrative organizations provide appropriate instruction and advice to the proponent of the alteration.	緩衝地帯内は、文化財保護法、都市計画法、森林法、河川法、農地振興地域の整備に関する法律や、これらの法律に基づいた条例など様々な法令が適用されている。緩衝地帯内で計画されている変更は全て、事前の許可が必要であり、規模、高さ、形状、色、構造等についての規制を遵守する必要がある。更に、関連行政機関が変更の申請者に対して適切な指導と助言を行う。
The property and at least parts of the buffer zones are also protected as “Land Known to Contain Buried Cultural Properties,” a protective instrument available under the Law for the Protection of Cultural Properties. Mentioned in the State Party’s second submission of additional information, this instrument requires prior notification to be submitted before any development is undertaken. ICOMOS would appreciate receiving maps showing the extent of the areas covered by this protective instrument, in relation to the nominated property’s component parts, buffer zones, and (Special) Historic Sites.	資産範囲及び、少なくとも緩衝地帯の一部は、「周知の埋蔵文化財包蔵地」という文化財保護法に基づく保護制度によっても保護されている。締約国から提出された二回目の追加情報によると、この制度では、いかなる開発を行う場合も、事前に届け出を行うことが求められる。推薦資産の構成資産、緩衝地帯及び（特別）史跡との関係が分かるように、この保護制度によってカバーされている範囲を示した地図を提出していただきたい。
The legal protection in place has been effective, as shown by the fact that several of the component parts were first discovered during construction works, which were subsequently stopped and the plans changed in order to avoid destruction of the site.	一部の構成資産が工事中に発見され、その後事業が中止され、遺跡の崩壊を避けるために計画が変更された事実が示すように、適用されている法的保護は効果的である。
ICOMOS considers that the legal protection is adequate and has proven to be effective. The issue of private ownership at some of the component sites is being addressed, and will probably take 5 to 10 years or more to resolve due to budgetary limitations.	イコモスは、法的保護は適切であり有効性が証明されていると考える。構成遺産の一部が個人所有（土地）であることについては、予算上の制限等により、解決には5年から10年、あるいはそれ以上かかることが予想される。

原文	日本語訳
Management system The management structure of the nominated serial property is complex, involving different levels of government as well as different local governments. Under the supervision of the national government, 14 Local Government Authorities, as the custodial bodies designated under the Law for the Protection of Cultural Properties, are responsible for the 17 component parts. They have developed individual preservation and management plans for each of the component parts with the exception of the Tagoyano Site (component 004), Kamegaoka Burial Site (016), Irie Site (009), and Takasago Burial Site (015), which are managed under combined plans. All of these plans include a Conservation and Interpretation Plan, a Management Plan, an Action Plan for Comprehensive Management, and a Landscape Plan.	管理体制 推薦されたシリアルプロパティの管理体制は、様々な地方自治体や、行政の様々な階層が関わっており、複雑である。国の指導の下で14の地方自治体が文化財保護法で指定された管理機関として、17の構成資産の管理を行っている。地方自治体は、複数の計画によって管理されている田小屋野貝塚（構成資産004）、亀ヶ岡石器時代遺跡（構成資産016）、入江貝塚（構成資産009）と高砂貝塚（構成資産015）を除いて、各構成資産に対して個別の保存管理計画を策定している。これらの計画には、保存活用計画、管理計画、包括的管理の行動計画、景観計画が含まれる。
There appears to be little discernible difference amongst the Local Government Authorities in their approach to site management, since their management plans have been developed on the basis of specifications provided in a Manual for the Improvement Works of Historic Sites (2005), a document published under the supervision of the Agency for Cultural Affairs to provide technical guidance. Generally speaking, the local management plans lay out the responsibility of the Local Government Authority for daily maintenance and management measures at its site(s), including dedicated on-site staff, monitoring protocols, and the ongoing implementation of the site's Conservation and Interpretation Plan.	遺跡の管理に対する地方自治体のアプローチには、ほとんど違いがみられない。技術的指導を行うために文化庁が監修した「史跡等整備のて引き－保存と活用のために－（2005年）」に列挙されている内容に基づいて、管理計画が策定されている。一般的に、管理計画は、遺跡の専任スタッフ、モニタリング方法、遺跡の保全及びインタープリテーションの計画の継続的な実施を含む、各遺跡での日常的な維持管理に関する地方自治体の責務を定めている。
In addition to the local plans, a Comprehensive Preservation and Management Plan has been developed by the Headquarters for World Heritage Registration Promotion for Jomon Prehistoric Sites, which consists of the governors, mayors, and heads of the boards of education of each local government. This plan sets out policies for the integrated conservation and management of the nominated serial property as a whole. Based on this comprehensive plan, the Council for the Preservation and Utilization of the World Heritage Jomon Prehistoric Sites promotes the conservation, management, utilization, and improvement of the whole nominated property.	各構成資産の計画に加えて、道県知事、市町村長、各地方自治体の教育長で構成される縄文遺跡群世界遺産登録推進本部により包括的保存管理計画が策定されている。この計画では推薦されたシリアルプロパティ全体についての、包括的な保全管理の方針が定められている。この包括的計画に基づいて、縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会が、推薦資産全体の保全、管理、活用、整備を推進する。

原文	日本語訳
The Council is supervised by, and reports directly to, the national government's Agency for Cultural Affairs, which is responsible for (among other matters) Japan's World Heritage properties. The Council does not contain expert members, but solicits expert advice as needed from a dedicated Expert Committee for Preservation and Utilization of World Heritage Jomon Prehistoric Sites.	協議会は、（特に）日本の世界遺産を管轄している文化庁による監督下にあり、文化庁に直接報告を行う。協議会には専門家は含まれないが、独立した縄文遺跡群世界遺産保存活用専門家委員会に対して必要に応じて助言を求める。
This management system allows a degree of independence at the local level, while being informed and guided by national legislation, the Comprehensive Preservation and Management Plan, and the Headquarters for World Heritage Registration Promotion for Jomon Prehistoric Sites, among others.	この管理システムでは、国の法律、包括的保存管理計画、縄文遺跡群世界遺産登録推進本部等に従いつつ、地域レベルである程度の独立性が認められる。
Daily conservation and management activities are financed by the local government or owners that are designated as the custodial bodies of Historic Sites under the Law for the Protection of Cultural Properties. The national government provides financial assistance for recovery from natural disasters, installation of preservation facilities, disaster prevention facilities, visitor facilities, and archaeological excavations.	日常的な保全管理活動については、文化財保護法の下で指定されている地方自治体、若しくは所有者が費用を負担している。国からは、自然災害からの復旧、保存施設、防災施設、来訪者施設の整備、考古学的発掘調査等に対して補助金が提供される。
ICOMOS considers the management system to be very complete, as it provides a coherent overall structure as well as the needed local flexibility. Furthermore, it joins different levels of government in the decision-making processes and involves the local population. ICOMOS notes that the local plans are all in Japanese and for that reason difficult to assess. However, discussions with State Party representatives indicate that the documents appear adequate for their purpose. However, the periodicity of revisions to the various management instruments would require clarification.	イコモスは、この管理システムは、全体に一貫性を与えるとともに、必要な地域の柔軟性を認めており、非常に完全であると考える。更に、意思決定のプロセスに行政の様々なレベルが参画し、また地域住民も関わっている。各構成資産の計画は全て日本語で書かれているためにイコモスがこれらを評価することは難しいが、締約国代表との議論を通じて、これらの文書がその目的に照らして適切であると考えられる。しかし、様々な管理手段の定期的な見直しについては説明が求められる。
Visitor management	来訪者管理
Forecasts have suggested that visitor numbers can be expected to increase by as much as 200 percent if the nominated property is inscribed on the World Heritage List. Based on this forecast, visitor facilities at most component parts have already been scheduled for upgrading. Because the majority of the 17 component parts are most easily accessed by automobile, new car parks are being created and existing car parks enlarged. Visitor capacities at most of the museums and	推薦資産が世界遺産一覧表に記載された場合、来訪者数が200%以上増加すると推測されている。この予測に基づいて、殆どの構成資産の来訪者施設が更新される予定となっている。17の構成資産の大半において、最も簡単なアクセス手段は自動車であるため、新しい駐車場の整備や既存駐車場の拡大が進められている。殆どの博物館やビジターセンターの来訪者の収容力は、この増加に対応可能で

原文	日本語訳
visitor centres will likely accommodate this increase; where carrying capacity is not sufficient, interventions are being planned. The local governments will take the necessary steps to appropriately receive visitors, taking into consideration the conservation of the property, safety of visitors, and specific situations of the individual component parts.	あると見られるが、収容力が十分でないところでは、改修が計画されている。地方自治体は、資産の保全、来訪者の安全、各構成資産の個別の状況を踏まえながら、来訪者を適切に受け入れるために必要な措置をとる予定である。
All of the components have some kind of explanatory board and a volunteer guide service; six have open-air presentations, seven have indications on the ground surface, eight have three-dimensional models, nine have vegetation that alludes to period resources and/or the paleoenvironment; and one component has a digital “restoration.” Pamphlets for some of the components are available on the nominated property’s website.	全ての構成資産において、解説板やボランティアガイドのサービスが提供されている。露出展示が6資産、地表面での表示が7資産、三次元モデルによる展示が8資産、当時の資源または/若しくは古環境を伝える植生展示が9資産、デジタルによる「復元」が1資産で行われている。推薦資産のウェブサイトでは一部の構成資産のパンフレットが公開されている。
Since most of the archaeological elements are buried under a protective soil fill, some local authorities have developed life-size interpretive models of key features, especially pit dwellings and shell middens. The models are designed and constructed so as not to have any impact on the archaeological deposits and be easily removed without any damage to the deposits. The models help visitors visualize elements that are otherwise invisible, due to the protective soil cover.	殆どの考古学的要素が保護土の下に埋め戻されているため、一部の地方自治体は、竪穴建物や貝塚等の実物大モデルを整備している。これらは考古遺構（deposit）に対する影響もなく、遺構を損なうことなく簡単に撤去が可能なように設計、建設されている。モデルは、保護土に覆われているため目に見えない要素について来訪者が想像する手助けとなる。
The volunteer guide service available for all sites provides an additional interpretive experience for visitors. Some sites also offer a self-guided option by means of a free on-line application (with Japanese-only content). Interpretive themes are consistent with the proposed Outstanding Universal Value.	ボランティアガイドサービスは全ての遺跡で提供され、来訪者に対して追加的な解説を提供している。一部の遺跡では、オンライン上で無料のアプリケーション（内容は日本語のみ）がセルフガイドのオプションとして提供されている。解説の内容は提案されている顕著な普遍的価値と一致している。
ICOMOS considers the nominated serial property to be well prepared for visitors. The State Party is aware of the possible rise in visitor numbers in the case of inscription on the World Heritage List, and is in the process of preparing the sites for this possibility. Furthermore, several actions are planned or in progress to update the interpretation facilities, including virtual and augmented reality technologies.	イコモスは、推薦資産では来訪者に対する準備が良くなされていると考える。締約国は、世界遺産一覧表に記載された場合の来訪者数増加の可能性を認識しており、それに向けて準備を進めている。更に、仮想現実や拡張現実に関わる技術を含め、インタープリテーション施設を更新するための様々な活動が計画若しくは実施されている。
Community involvement The State Party mentions the participation of local residents in education, dissemination, preservation, and utilization of the component	コミュニティの参画 締約国は、構成資産の教育、普及、保全、活用に対する地域住民の参加について言及している。更に、地域コミュニティと市民団体

原文	日本語訳
sites. In addition, local communities and civic groups participate in the Liaison Meeting for the Preservation and Utilization of the World Heritage Jomon Prehistoric Sites, thereby partaking in decision-making concerning the preservation and utilization of the individual component parts. All of these points indicate the inclusion of the local population in key objectives for the nominated serial property, as well as in the decision-making processes concerning it.	が縄文遺跡群世界遺産保存活用連絡会議に参加しており、個別の構成資産の保存活用に関わる意思決定に加わっている。これらの点は、推薦されたシリアルプロパティの主要な目的に関わる意思決定プロセスに地域住民が包摂されていることを示している。
ICOMOS notes that a variety of community events are held at the sites, and that the Jomon culture in general is taught in schools and appears to be a valued part of Japanese identity.	イコモスは、遺跡において様々な地域のイベントが開催されていることや、縄文文化一般について学校で教えられており、日本人のアイデンティティの重要な一部となっている。
ICOMOS considers that the involvement of the local communities in the processes of nomination as well as in the maintenance and management of the nominated property is adequate. In response to a question by ICOMOS concerning the involvement of the Ainu, an indigenous group of northern Japan, the State Party signaled its openness to include interested parties who are not yet involved.	イコモスは、推薦プロセス及び推薦資産の整備・管理における地域コミュニティの参画は適切であると考える。日本北部の先住民であるアイヌの参画に関わるイコモスの質問への回答として、締約国は、まだ関与していない利害関係者についても包摂することについてオープンな姿勢を示している。
Evaluation of the effectiveness of the protection and management of the nominated property	推薦資産の保護および管理の有効性についての評価
The legal protection in place is adequate and effective. The management system is likewise effective, providing a coherent overall structure as well as local flexibility under the supervision of the national Agency for Cultural Affairs. Furthermore, it joins different levels of government in the decision-making processes and involves the local population. The nominated serial property is well prepared for visitors, and local communities have been involved in the processes of nomination as well as in the maintenance and management of the property.	適用されている法的保護は適切かつ効果的である。同様に、管理システムも効果的であり、文化庁の監督の下、全体の一貫性と地域の自由度が担保されている。更に、意思決定には、行政の様々なレベルが参加し、地域住民も参画している。推薦されたシリアルプロパティは、来訪者に対する準備が良くなされており、地域コミュニティは資産の推薦プロセスや、整備・管理に参画してきた。
Private ownership at six of the 17 component parts is in the process of being addressed, but will probably take 5 to 10 years to resolve, with the possibility of more time in some cases. --- ICOMOS considers that the protection and management of the nominated serial property are well developed and effective. ---	17の構成資産の内、6件の構成資産における個人所有地については対応中だが、5～10年、それ以上の時間が必要な可能性がある。 --- イコモスは、推薦されたシリアルプロパティの保護と管理は良くできており、効果的であると考える。 ---

原文	日本語訳
6. Conclusion The nominated property Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan consists of 17 archaeological component sites that represent sedentary pre-agricultural lifeways and a complex spiritual culture of prehistoric people starting about 15,000 years ago. ICOMOS considers that the comparative analysis justifies consideration of this serial property for the World Heritage List. ICOMOS also considers that the rationale for choosing the component parts and justifying the choices made is adequate. ICOMOS further considers that the identified attributes contribute to the justification for inscription. ICOMOS considers that the nominated property meets criterion (iii) and criterion (v). ICOMOS considers that the requirements of integrity and authenticity of the whole series have been met, and that the integrity and authenticity of the individual component parts that comprise the series have been met, though the work already started by the State Party to mitigate or remove non-compliant elements must be continued. ICOMOS considers that the conservation measures and monitoring processes for the component parts are adequate and well planned. ICOMOS considers that the legal protection is adequate and has proven to be effective. The main factor with the potential of affecting the nominated property is development pressure, however, the current legislation protects the nominated property and its buffer zones adequately, as the suspension of construction work that would have damaged archaeological contexts has shown. The State Party estimates that the issue of private ownership at some of the component parts will be resolved, at least in part, over the next 5 to 10 years. ICOMOS considers that the management system provides a coherent overall structure as well as local flexibility. Furthermore, it joins different levels of government in the decision-making processes and involves the local population. The periodicity of revisions to the various management instruments should be clarified. ICOMOS considers the nominated serial property to be well prepared for visitors, and that	6.結論 推薦資産である北海道・北東北の縄文遺跡群は、1万5千年以上前から始まった先史時代の人々の農耕社会以前の生活の在り方と複雑な精神性を示す17の考古遺跡から構成されている。 イコモスは、比較研究は、本資産を世界遺産一覧表に加えることが妥当であることを示していると考える。またイコモスは、構成資産の抽出の根拠及び考え方は適切であると考える。更に、イコモスは、特定された属性は価値証明に貢献していると考える。 イコモスは、推薦資産は評価基準(iii)及び(v)を満たしていると考える。 イコモスは、資産全体の完全性と真実性の要件は満たされており、既に締約国により開始されている不適格な要素の影響緩和若しくは撤去を継続する必要はあるものの、全体を構成する個々の構成資産の完全性及び真実性は満たされていると考える。 イコモスは、構成資産の保全措置及びモニタリングプロセスは適切であり、よく計画されていると考える。 イコモスは、法的保護は適切でありその有効性が証明されていると考える。推薦資産に影響を与える可能性がある主な要因は開発圧力だが、考古遺跡・遺構（context）を損なう建設事業が中止されていることに見られるように、現在の法律は推薦資産及び緩衝地帯を適切に保護している。締約国は、一部の構成資産における個人所有地に関する課題については、今後5年～10年の間に、少なくとも部分的に、解決できると考えている。 イコモスは、管理システムによって、全体的な一貫性と地域の自由度が担保されていると考える。更に、意思決定には行政の様々なレベルが参加し、地域住民も参画している。様々な管理手段の定期的な見直しについては説明が求められる。 イコモスは、推薦されたシリアルプロパティは来訪者に対する準備が良くなされてお

原文	日本語訳
the involvement of the local communities in the processes of nomination as well as in the maintenance and management of the nominated property is adequate.	り、資産の推薦プロセスや、整備・管理における地域コミュニティの参画は適切であると考える。
7. Recommendations	7．勧告
Recommendations with respect to inscription	記載に関する勧告
ICOMOS recommends that Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan, Japan, be inscribed on the World Heritage List on the basis of **criteria (iii) and (v)**.	イコモスは、評価基準(iii)及び(v)に基づいて、北海道・北東北の縄文遺跡群を世界遺産一覧表に記載するよう勧告する。
Recommended Statement of Outstanding Universal Value	顕著な普遍的価値の言明案
Brief synthesis	概要
Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan consists of 17 archaeological sites that represent the pre-agricultural lifeways and complex spiritual culture of a prehistoric people. Located on the southern part of Hokkaido Island and across the Tsugaru Strait on the northern part of the Tohoku region, this serial property attests to the emergence, development, and maturity of a sedentary hunter-fisher-gatherer society that developed in Northeast Asia from about 13,000 BCE to 400 BCE. The series of settlements, burial areas, ritual and ceremonial sites, stone circles, and earthworks is located in a variety of landforms such as mountains, hills, plains, and lowlands, as well as near inner bays, lakes, and rivers.	北海道・北東北の縄文遺跡群は、人々の農耕文化以前の先史時代の生活の在り方と複雑な精神性を示す17の考古遺跡から構成されている。北海道南部及び津軽海峡を挟んだ東北地方に所在するこのシリアルプロパティは、紀元前13,000年から紀元前400年までの間に、北東アジアで発展した狩猟・漁労・採集社会による定住の開始、発展、成熟を示している。一連の集落、墓地、祭祀場、環状列石及び周堤墓群は、山地、丘陵、平地、低地、内湾、湖、水量豊富な河川等の多様な地理的環境に立地している。
This area of northern Japan had rich arborous and aquatic resources, with deciduous broad-leaved forests that featured abundant nut-bearing trees, as well as ideal fishing conditions created by the intersection of warm and cold currents off the coast. Over a period of more than 10,000 years, the Jomon people continued hunter-fisher-gatherer lifeways without changing to an agrarian culture, adapting to environmental changes such as climate warming and cooling and the corresponding marine transgression and regression.	日本北部のこの地域は、豊富な堅果類を特徴とする落葉広葉樹林や、沖合で暖流と寒流が交差することにより形成された理想的な漁労条件等、豊かな森林・水産資源に恵まれた。縄文人は1万年以上にわたって農耕文化に移行することなく、気候の温暖化や寒冷化及びそれに伴う海進・海退といった環境変化に適応しながら、狩猟・漁労・採集を基盤とした生活を継続した。
The Jomon people initiated a sedentary way of life about 15,000 years ago, as indicated tentatively at first by the use of pottery, and later by the construction of more permanent dwellings and ritual sites, and the year-round exploitation of nearby resources. Already in the very early stage	縄文人は約15,000年前に定住生活を開始した。このことは、まず土器の使用によって示唆され、その後、より恒久的な居住地や祭祀場を形成したり、近隣の資源を通年にわたって利用するようになったりしたことによって

原文	日本語訳
of sedentary life, the Jomon people developed a complex spiritual culture. They made graves and also created ritual deposits, artificial earthen mounds, and stone circles that were probably used for rituals and ceremonies, and confirmed a social bond across the generations and between the settlements.	示される。すでに定住生活のごく初期の段階から、縄文人は複雑な精神文化を発展させていた。彼らは墓を作ったり、また、恐らく祭祀・儀礼のために使われた捨て場や盛土、環状列石を創造したりして、世代間、集落間で社会的なつながりを確認した。
Criterion (iii): The Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan bears exceptional testimony to a globally rare prehistoric sedentary hunter-fisher-gatherer society which nurtured a complex spiritual culture, as revealed by archaeological artefacts such as clay tablets with the impression of feet and the famous goggle-eyed *dogu* figurines, as well as remains including graves, ritual deposits, artificial earthen mounds, and stone circles.	評価基準（iii）：北海道・北東北の縄文遺跡群は、1万年以上もの長期間継続した狩猟・漁労・採集を基盤とした、世界的にも稀な定住社会と、足形付土版、有名な遮光器土偶等の考古遺物や墓、捨て場、盛土、環状列石等の考古遺構で明らかなように、そこで育まれた精緻で複雑な精神文化を伝える類まれな物証である。
Criterion (v): The Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan are an outstanding example of sedentary modes of settlement and land-use from the emergence of sedentism through its subsequent development and ultimate maturity. The Jomon people maintained an enduring hunter-fisher-gatherer way of life by adapting to a changing climate without altering the land significantly, as was the case with agrarian societies. To secure food in a stable manner, diverse locations were selected for settlements, including near rivers where fish swimming upstream could be caught, in tidelands where brackish shellfish could be gathered, and near colonies of nut-bearing trees where nuts and berries could be collected. Skills and tools for obtaining food were developed in accordance with the specific conditions of different locations.	評価基準（v）：北海道・北東北の縄文遺跡群は、定住の開始からその後の発展、最終的な成熟に至るまでの、集落の定住の在り方と土地利用の顕著な見本である。縄文人は農耕社会に見られるように土地を大きく改変することなく、変化する気候に適応することで永続的な狩猟・漁労・採集の生活の在り方を維持した。食料を安定的に確保するため、サケが遡上し、捕獲できる河川の近くや汽水性の貝類を得やすい干潟近く、あるいはブナやクリの群生地など、集落の選地には多様性が見られた。それぞれの立地に応じて食料を獲得するための技術や道具類も発達した。
Integrity The integrity of the serial property is based on archaeological remains that exemplify the cultural traits and site types of the ancient Jomon culture in northern Japan. The property is comprised of archaeological sites that show the initiation of sedentism and the eventual separation between the residential area and burial areas; sites that show the diversity of settlement facilities during the warm marine transgression period, as well as hub settlements that have ritual places; and sites that demonstrate the maturity of	完全性 このシリアルプロパティの完全性は、日本北部の古代縄文文化の文化的特徴と遺跡の種類を例示する考古遺構に基づいている。資産は定住の開始と、住居と墓地の分離を示す遺跡、温暖な海進期の集落施設の多様性を示す遺跡や、祭祀場を持つ拠点集落、環状列石、墓地、集落により定住の成熟を示す遺跡等から構成されている。また、遺跡には環境との相互作用もある程度含まれている。シリアルプロパティの構成資産の範囲は個々で適切で

原文	日本語訳
sedentism through stone circles, cemeteries, and settlements. The sites also include, to a degree, their interaction with the environment. The component parts of the serial property are of adequate size individually, and as a group they include all important archaeological remains that constitute settlements and ceremonial spaces as well as landforms or features showing their locations and environment. The serial property is protected by law and does not suffer from the negative impacts of natural disasters or large-scale developments. There are, however, several modern constructions, referred to as "non-compliant elements," that have impacts on the views to and/or from the component parts. Plans to mitigate such impacts by planting tree covers, for example, or by removing the non-compliant elements in the future have been developed.	あり、全体においても集落、儀礼の場や、立地や環境を示す土地形態や遺跡等の全ての重要な考古遺構が含まれている。シリアルプロパティは法によって保護されており、自然災害若しくは大規模開発による負の影響を受けていない。しかしながら、構成資産への眺望、または構成資産からの眺望、若しくはその両方に影響を与えている「不適格」要素と呼ばれる現代の工作物が存在している。遮蔽植栽などの影響緩和措置や、不適格な要素の将来的な撤去が計画されている。
Authenticity The serial property maintains a high level of authenticity in terms of locations, forms and designs, materials and substances, uses and functions, traditions and techniques, and spirit and feeling, most of the archaeological remains having been buried untouched for thousands of years; some remains, such as stone circles, are visible above ground. The archaeological remains can thus be said to credibly and truthfully convey the Outstanding Universal Value of the property as relates to the ancient Jomon culture in northern Japan.	**真実性** シリアルプロパティは、その位置、形状・意匠、材料・材質、用途・機能、伝統・技能、精神性・完成の点で高い真実性を保持しており、考古遺構の殆どは何千年間、手付かずのまま地下に保存されてきた。環状列石などの一部の遺構が地表に露出している。考古遺構は、日本北部の古代縄文文化に関係する、資産の顕著な普遍的価値を確実かつ嘘偽りなく伝えている。
In some cases, local authorities have developed life-size interpretive models of some key features, especially pit dwellings and shell middens. These models are intended to help explain to visitors some of the authentic elements that are otherwise concealed under a protective layer of soil. While the life-size models are presented as replicas, not reconstructions, and constructed so as not to have any impact on the archaeological deposits, new technologies are nevertheless explored to help visitors visualize some of the authentic archaeological features that must remain buried.	一部の地方自治体は、竪穴式住居や貝塚などの実物大モデルを整備している。モデルは、保護土に覆われている本物の要素について、来訪者に対しる解説を行うためのものである。実物大モデルは、復元ではなくレプリカとして展示されており、考古遺構に対する影響がないように建造されているが、埋設したままにしておく必要がある本物の考古遺構・遺物の一部を来訪者が可視化できるように手助けする新しい技術が模索されている。
Management and protection requirements All component parts of the property are designated and protected under the Law for the Protection of Cultural Properties as Historic Sites	**保存管理上の要件** 資産の全ての構成資産は文化財保護法の下で史跡若しくは特別史跡に指定され保護されており、長期的な保護保全措置が厳格に適用

原文	日本語訳
or Special Historic Sites, and strict long-term measures for protection and conservation are in place. In addition, an appropriate buffer zone has been delineated around each component part in which legal regulatory measures are in place to control activities with a view to ensuring the proper protection of the property.	されている。更に、各構成資産の周辺には適切な緩衝地帯が設定されており、資産の適切な保護を確実にする観点から、さまざまな活動を制限する法的規制措置が適用されている。
A Comprehensive Preservation and Management Plan sets out the basic policies for sustaining the Outstanding Universal Value, authenticity, and integrity of the serial property in its entirety. Based on this plan, the Council for the Preservation and Utilization of World Heritage Jomon Prehistoric Sites and other organizations have been established. The conservation and management of the component parts is promoted in a comprehensive manner under the supervision of the national government of Japan and in coordination with other related organizations. The local and prefectural governments in Hokkaido, Aomori, Iwate, and Akita in charge of each component part have developed individual management and utilization plans and have also incorporated the conservation, management, and utilization of the individual component parts in their basic administrative plans. The state of conservation of the individual component parts is monitored periodically and systematically, based on specific key indicators.	包括的保存管理計画は、シリアルプロパティ全体の顕著な普遍的価値、真実性、完全性を維持するための基本方針を定めている。この計画に基づいて、縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会その他の機関が設立されている。構成資産の保全管理は、日本国政府の監督の下、他の関係機関との調整を受け、包括的な手法で推進されている。各構成資産を所管する北海道、青森県、岩手県、秋田県の地方自治体は、個別の管理活用計画を策定するとともに、各構成資産の保全、管理、活用をそれぞれの総合計画に統合している。各構成資産の保全状況は、具体的な指標に基づいて、定期的かつ体系的にモニタリングされている。
The key issue that requires long-term attention is that six of the component parts include privately owned areas. Acquiring the entirety of each component part will better ensure the implementation of correct and timely conservation activities.	長期的な注意が必要な課題としては、構成資産6件について個人所有地が含まれていることが挙げられる。各構成資産の土地を完全に取得することにより、正確かつ時期を得た保全事業を確実に実施することが保証される。
Additional recommendations ICOMOS further recommends that the State Party give consideration to the following: a) Advancing the plan to acquire all areas of the component parts currently in private ownership, b) Removing non-compliant infrastructural elements or mitigating their impact, c) Extending the information on the archaeological records and the inventory of archaeological objects from the component parts (description of excavation and registration processes, and excavation reports),	**追加勧告** イコモスはさらに、締約国が以下について検討するよう勧告する。 a)現在も私有地となっている構成資産範囲の全てを取得する計画を進めること b)不適格なインフラ要素について、撤去もしくはそれらの影響を低減すること c)考古学的記録に関する情報及び構成資産から出土した遺物の目録(発掘及び登録手続きの記述、及び発掘報告)を拡張すること d)作業指針第40段落及び第117段落に則って、資産の保護及び管理に現時点で参加し

原文	日本語訳
d) Adhering to the principles of good governance by maintaining an open mind concerning the inclusion of stakeholders not yet participating in the protection and management of the property, in line with paragraphs 40 and 117 of the *Operational Guidelines*, e) Supplying maps of all the serial property's component parts showing a clear delimitation of the World Heritage inscribed property, the buffer zones, the areas protected as (Special) Historic Sites, and the "Land Known to Contain Buried Cultural Properties";	ていない利害関係者を含めることについて、オープンマインドな姿勢を維持することにより、良いガバナンスの原則に従うこと e)本シリアルプロパティを構成する全構成資産について、世界遺産に記載された資産、緩衝地帯、(特別)史跡として保護されている範囲、及び「周知の埋蔵文化財包蔵地」の範囲を明示した、地図を提供すること

資料２　世界遺産委員会決議

令和3年7月27日に開催された第44回世界遺産委員会拡大会合における決議内容は以下の通りである。

原文	日本語訳
Decision：44COM 8B.37 **The World Heritage Committee,** **1. Having examined documents WHC/21/44.COM/8B and WHC/21/44.COM /INF.8B1,** **2. Inscribes Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan, on the World Heritage List on the basis of criteria (iii) and (v) ;** **3. Adopts the following Statement of Outstanding Universal Value;**	決定番号：44COM 8B.37 世界遺産委員会は、 1. 文書 WHC/21/44.COM/8B 及び WHC/21/44. COM/INF.8B1 を審議し、 2. 北海道・北東北の縄文遺跡群を評価基準(ⅲ) 及び（ｖ）の下に世界遺産一覧表に記載することとし、 3. 以下の通り、顕著な普遍的価値の言明を採択 する。
Brief synthesis Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan consists of 17 archaeological sites that represent the pre-agricultural lifeways and complex spiritual culture of a prehistoric people. Located on the southern part of Hokkaido Island and across the Tsugaru Strait on the northern part of the Tohoku region, this serial property attests to the emergence, development, and maturity of a sedentary hunter-fisher-gatherer society that developed in Northeast Asia from about 13,000 BCE to 400 BCE. The series of settlements, burial areas, ritual and ceremonial sites, stone circles, and earthworks is located in a variety of landforms such as mountains, hills, plains, and lowlands, as well as near inner bays, lakes, and rivers. This area of northern Japan had rich arborous and aquatic resources, with deciduous broad-leaved forests that featured abundant nut-bearing trees, as well as ideal fishing conditions created by the intersection of warm and cold currents off the coast. Over a period of more than 10,000 years, the Jomon people continued hunter-fisher-gatherer lifeways without changing to an agrarian	概要 北海道・北東北の縄文遺跡群は、先史時代の人々の農耕社会以前の生活の在り方と複雑な精神性を示す17の考古遺跡から構成されている。北海道南部及び津軽海峡を挟んだ東北地域に所在するこのシリアルプロパティは、紀元前13,000年から紀元前400年までの間に、北東アジアで発展した狩猟・漁労・採集社会による定住の開始、発展、成熟を示している。一連の集落、墓地、祭祀場、環状列石及び周堤墓群は、山地、丘陵、平地、低地、内湾、湖、水量豊富な河川等の多様な地理的環境に立地している。 日本北部のこの地域は、豊富な堅果類を特徴とする落葉広葉樹林や、沖合で暖流と寒流が交差することにより形成された理想的な漁労条件等、豊かな森林・水産資源に恵まれた。縄文人は1万年以上にわたって農耕社会に移行することなく、気候の温暖化や寒冷化及びそれに伴う海進・海退といった環境の変

原文	日本語訳
culture, adapting to environmental changes such as climate warming and cooling and the corresponding marine transgression and regression. The Jomon people initiated a sedentary way of life about 15,000 years ago, as indicated tentatively at first by the use of pottery, and later by the construction of more permanent dwellings and ritual sites, and the year-round exploitation of nearby resources. Already in the very early stage of sedentary life, the Jomon people developed a complex spiritual culture. They made graves and also created ritual deposits, artificial earthen mounds, and stone circles that were probably used for rituals and ceremonies, and confirmed a social bond across the generations and between the settlements.	化に適応しながら、狩猟・漁労・採集を基盤とした生活を継続した。 縄文人は約15,000年前に定住生活を開始した。このことは、まず土器の使用によって示唆され、その後、より恒久的な居住地や祭祀場を形成したり、近隣の資源を通年にわたって利用するようになったりしたことによって示される。すでに定住生活のごく初期の段階から、縄文人は複雑な精神文化を発展させていた。彼らは墓を作ったり、また、恐らく祭祀・儀礼のために使われた捨て場や盛土、環状列石を創造したりして、世代間、集落間で社会的なつながりを確認した。
Criterion(iii):The Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan bears exceptional testimony to a globally rare prehistoric sedentary hunter-fisher-gatherer society which nurtured a complex spiritual culture, as revealed by archaeological artefacts such as clay tablets with the impression of feet and the famous goggle-eyed dogu figurines, as well as remains including graves, ritual deposits, artificial earthen mounds, and stone circles.	評価基準（iii）：北海道・北東北の縄文遺跡群は、1万年以上もの長期間継続した狩猟・漁労・採集を基盤とした、世界的にも稀な定住社会と、足形付土版、有名な遮光器土偶等の考古遺物や墓、捨て場、盛土、環状列石等の考古遺構で明らかなように、そこで育まれた精緻で複雑な精神文化を伝える類まれな物証である。
Criterion(v): The Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan are an outstanding example of sedentary modes of settlement and land-use from the emergence of sedentism through its subsequent development and ultimate maturity. The Jomon people maintained an enduring hunter-fisher-gatherer way of life by adapting to a changing climate without altering the land significantly, as was the case with agrarian societies. To secure food in a stable manner, diverse locations were selected for settlements, including near rivers where fish swimming upstream could be caught, in tidelands where brackish shellfish could be gathered, and near colonies of nut-bearing trees where nuts and berries could be collected. Skills and tools for obtaining food were developed in accordance with the specific conditions of different locations.	評価基準（v）：北海道・北東北の縄文遺跡群は、定住の開始からその後の発展、最終的な成熟に至るまでの、集落の定住の在り方と土地利用の顕著な見本である。縄文人は農耕社会に見られるように土地を大きく改変することなく、変化する気候に適応することで永続的な狩猟・漁労・採集の生活の在り方を維持した。食料を安定的に確保するため、サケが遡上し、捕獲できる河川の近くや汽水性の貝類を得やすい干潟近く、あるいはブナやクリの群生地など、集落の選地には多様性が見られた。それぞれの立地に応じて食料を獲得するための技術や道具類も発達した。
Integrity The integrity of the serial property is based on archaeological remains that exemplify the cultural traits and site types of the ancient Jomon culture in northern Japan. The property is	完全性 このシリアルプロパティの完全性は、日本北部の古代縄文文化の文化的特徴と遺跡の種類を例示する考古遺構に基づいている。資産は定住の開始と、住居と墓地の分離を示す遺

原文	日本語訳
comprised of archaeological sites that show the initiation of sedentism and the eventual separation between the residential area and burial areas; sites that show the diversity of settlement facilities during the warm marine transgression period, as well as hub settlements that have ritual places; and sites that demonstrate the maturity of sedentism through stone circles, cemeteries, and settlements. The sites also include, to a degree, their interaction with the environment. The component parts of the serial property are of adequate size individually, and as a group they include all important archaeological remains that constitute settlements and ceremonial spaces as well as landforms or features showing their locations and environment. The serial property is protected by law and does not suffer from the negative impacts of natural disasters or large-scale developments. There are, however, several modern constructions, referred to as "non-compliant elements," that have impacts on the views to and/or from the component parts. Plans to mitigate such impacts by planting tree covers, for example, or by removing the non-compliant elements in the future have been developed.	跡、温暖な海進期の集落施設の多様性を示す遺跡や、祭祀場を持つ拠点集落、環状列石、墓地、集落により定住の成熟を示す遺跡等から構成されている。また、遺跡には環境との相互作用もある程度含まれている。シリアルプロパティの構成資産の範囲は個々で適切であり、全体においても集落、儀礼の場や、立地や環境を示す土地形態や遺跡等の全ての重要な考古遺構が含まれている。シリアルプロパティは法によって保護されており、自然災害若しくは大規模開発による負の影響を受けていない。しかしながら、構成資産への眺望、または構成資産からの眺望、若しくはその両方に影響を与えている「不適格」要素と呼ばれる現代の工作物が存在している。遮蔽植栽などの影響緩和措置や、不適格な要素の将来的な撤去が計画されている。
Authenticity The serial property maintains a high level of authenticity in terms of locations, forms and designs, materials and substances, uses and functions, traditions and techniques, and spirit and feeling, most of the archaeological remains having been buried untouched for thousands of years; some remains, such as stone circles, are visible above ground. The archaeological remains can thus be said to credibly and truthfully convey the Outstanding Universal Value of the property as relates to the ancient Jomon culture in northern Japan.	真実性 シリアルプロパティは、その位置、形状・意匠、材料・材質、用途・機能、伝統・技能、精神性・感性の点で高い真実性を保持しており、考古遺構の殆どは何千年間、手付かずのまま地下に保存されてきた。環状列石などの一部の遺構が地表に露出している。考古遺構は、日本北部の古代縄文文化に関係する、資産の顕著な普遍的価値を確実かつ嘘偽りなく伝えている。
In some cases, local authorities have developed life-size interpretive models of some key features, especially pit dwellings and shell middens. These models are intended to help explain to visitors some of the authentic elements that are otherwise concealed under a protective layer of soil. While the life-size models are presented as replicas, not reconstructions, and constructed so as not to have any impact on the archaeological deposits, new technologies are nevertheless explored to help visitors visualize some of the authentic archaeological features that must remain buried.	一部の地方自治体は、竪穴建物や貝塚などの実物大モデルを整備している。モデルは、保護土に覆われている本物の要素について、来訪者に対しる解説を行うためのものである。実物大モデルは、復元ではなくレプリカとして展示されており、考古遺構に対する影響がないように建てられているが、埋蔵したままにしておく必要がある本物の考古遺構・遺物の一部を来訪者が可視化できるように手助けする新しい技術が模索されている。

原文	日本語訳
Protection and management requirements All component parts of the property are designated and protected under the Law for the Protection of Cultural Properties as Historic Sites or Special Historic Sites, and strict long-term measures for protection and conservation are in place. In addition, an appropriate buffer zone has been delineated around each component part in which legal regulatory measures are in place to control activities with a view to ensuring the proper protection of the property. A Comprehensive Preservation and Management Plan sets out the basic policies for sustaining the Outstanding Universal Value, authenticity, and integrity of the serial property in its entirety. Based on this plan, the Council for the Preservation and Utilization of World Heritage Jomon Prehistoric Sites and other organizations have been established. The conservation and management of the component parts is promoted in a comprehensive manner under the supervision of the national government of Japan and in coordination with other related organizations. The local and prefectural governments in Hokkaido, Aomori, Iwate, and Akita in charge of each component part have developed individual management and utilization plans and have also incorporated the conservation, management, and utilization of the individual component parts in their basic administrative plans. The state of conservation of the individual component parts is monitored periodically and systematically, based on specific key indicators. The key issue that requires long-term attention is that six of the component parts include privately owned areas. Acquiring the entirety of each component part will better ensure the implementation of correct and timely conservation activities. Recommends that the State Party give consideration to the following: a) Advancing the plan to acquire all areas of the component parts currently in private ownership, b) Removing non-compliant infrastructural elements or mitigating their impact, c) Extending the information on the archaeological records and the inventory of archaeological objects from the component parts (description of excavation and registration processes, and excavation reports), d) Adhering to the principles of good	保存管理上の要件 資産の全ての構成資産は文化財保護法の下で史跡若しくは特別史跡に指定され保護されており、長期的な保護保全措置が厳格に適用されている。更に、各構成資産の周辺には適切な緩衝地帯が設定されており、資産の適切な保護を確実にする観点から、さまざまな活動を制限する法的規制措置が適用されている。 包括的保存管理計画は、シリアルプロパティ全体の顕著な普遍的価値、真実性、完全性を維持するための基本方針を定めている。この計画に基づいて、縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会その他の機関が設立されている。構成資産の保全管理は、日本国政府の監督の下、他の関係機関との調整を受け、包括的な手法で推進されている。各構成資産を所管する北海道、青森県、岩手県、秋田県の地方自治体は、個別の管理活用計画を策定するとともに、各構成資産の保全、管理、活用をそれぞれの総合計画に統合している。各構成資産の保全状況は、具体的な指標に基づいて、定期的かつ体系的にモニタリングされている。 長期的な注意が必要な課題としては、構成資産6件について個人所有地が含まれていることが挙げられる。各構成資産の土地を完全に取得することにより、正確かつ時期を得た保全事業を確実に実施することが保証される。 締約国に対し、以下について検討するよう勧告する。 a)現在も私有地となっている構成資産範囲について、全ての範囲を取得する計画を進めること、 b)不適格なインフラ要素について、撤去もしくはそれらの影響を低減すること、 c)考古学的記録に関する情報及び構成資産から出土した遺物の目録(発掘及び登録手続きの記述、及び発掘報告)を拡張すること、 d)作業指針第40段落及び第117段落に則っ

原文	日本語訳
governance by maintaining an open mind concerning the inclusion of stakeholders not yet participating in the protection and management of the property, in line with paragraphs 40 and 117 of the Operational Guidelines, e) Supplying maps of all component parts of the serial property, showing a clear delimitation of the inscribed property, the buffer zones, the areas protected as (Special) Historic Sites, and the “Land Known to Contain Buried Cultural Properties”	て、資産の保護及び管理に現時点で参加していない利害関係者を含めることについて、オープンマインドな姿勢を維持することにより、良いガバナンスの原則に従うこと、 e)本シリアルプロパティを構成する全構成資産について、記載された資産、緩衝地帯、(特別)史跡として保護されている範囲、及び「周知の埋蔵文化財包蔵地」の範囲を明示した、地図を提供すること。

世界遺産
北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画
本冊

発　　行　令和４（2022）年５月
編集・発行　縄文遺跡群世界遺産本部
（事務局：三内丸山遺跡センター世界文化遺産課内）
〒038-0031　青森県青森市三内字丸山305
E-mail:jomon@pref.aomori.lg.jp
公式ホームページ：https://jomon-japan.jp